令和元年度　産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国・機関における模倣品被害の
実態調査方法に関する調査研究 報告書

令和２年３月

株式会社マークアイ

Ⅰ.事業概要

１．件名…… 1
２．調査研究の目的…… 1
３．調査研究の内容及び手法…… 1
４．調査研究の対象国・機関の公開情報（報告書）とインタビュー先…… 2
（１） OECD 及び EUIPO……2
（２） 米国……4
（３） 中国……5
（４） 韓国……6
（５） タイ……7
５．インタビュー内容…… 8
（１） 報告書の項目比較…… 8
（２） インタビュー項目の構成と趣旨…… 8
① 全般…… 8
② 侵害…… 9
③ 冒認出願……11
④ 模倣被害対策……11
⑤ その他参考…… 11
⑥ 定量分析……12
６．インタビューの結果概要と分析…… 14
（１） OECD 及び EUIPO…… 14
（２） 米国…… 14
（３） 中国…… 15
（４） 韓国…… 15
（５） タイ…… 16
７．調査研究を受けてのこれからの展望…… 16

Ⅱ.資料編

・資料１ 各国機関公開情報（報告書）邦訳…… 19
① OECD/EUIPO「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」… 20
② 米国「Intellectual Property Rights Fiscal Year 2018 Seizure Statistics」…110
③ 中国「2018 年中国知識産権保護状況」……147
④ 韓国「2018 Annual Report: Intellectual Property Rights Seizures」……161
⑤ タイ「IP Enforcement Statistics」……197
・資料２ 模倣品被害実態調査報告書＿公開情報 項目比較一覧……201

・資料３　各国機関へのインタビュー内容【共通】……203
・資料４　各機関インタビュー議事録……205
① OECD……206
② EUIPO…… 212
③ 米国税関・国境警備局……220
④ 米国 LACKENBACH SIEGEL LLP（※知財法律事務所）……220
⑤ 中国 AN, TIAN, ZHANG & PARTNERS（※知財法律事務所）……227
⑥ 中国 NTD Intellectual Property Attorneys（※知財法律事務所）……233
⑦ 韓国特許庁……235
⑧ 韓国(社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)…… 235
⑨ タイ税関局……237
⑩ タイ知的財産局……237
⑪ タイ王国警察……237
⑫ タイ知的財産犯罪局……237
・資料５　各国機関へのインタビュー結果の一覧……239
【共通】……240
【個別】……243

Ⅰ．事業概要

１．件名

令和元年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」

２．調査研究の目的

近年、模倣品の国際的な流通は多様化・複雑化してきており、我が国の政府にとって、模倣品被害の実態をこのような環境変化に対応して適切に把握し分析することは、模倣品対策を立案する上で不可欠である。また、その情報の公表は、企業が模倣品被害対策を講じる上で大いに役立つものである。

本調査研究は、そのような状況を受けて、特許庁が実施している「模倣被害実態調査」の改善に向けて、各国政府機関や国際機関等が作成している同様の統計について、その内容を詳細に調査し、比較分析することを通して、検討のための基礎となる情報を得ることを目的とする。

３．調査研究の内容及び手法

調査研究の対象は、OECD 及び EUIPO の国際機関に加えて、米国、中国、韓国及びタイの政府機関である。

OECD 及び EUIPO については、2019 年 3 月 18 日に公表された報告書「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」（資料１－①）、その他の対象国については各国が公開している報告書に基づき、各国・機関（以下、各国等という）の統計等の内容を調査する。対象とした報告書の邦訳は資料 1 に記す。

最初に、各国等の統計の作成過程、作成方法、データの特性等を精査し、さらに、OECD 及び EUIPO 資料については加工指標及びその裏付けとなる理論（資料 1－①に掲載の OECD 及び EUIPO 資料巻末の「方法論的注記」）を詳細に検討した。次いで、各国等の統計を相互に比較し、各国等間における統計作成の目的、利用等の相違を明らかにする。これ

を踏まえて、各国等の統計データと我が国の「模倣被害実態調査」の調査項目等を比較対照し、「模倣被害実態調査」の改善に向けて追加的に知りうべき必要な事項を洗い出す。それを受けて、事項に関する詳細な情報を入手するために、各国等の模倣被害実態に係る調査報告書について現地インタビューを行う。得られた結果を踏まえて、国際比較の観点から、今後我が国にとって必要な統計データを検討するための基礎となる情報を整理して示す。

検討は、学識経験者として統計学界で権威のある、信州大学名誉教授の舟岡史雄先生と青山学院大学名誉教授の美添泰人先生に参加いただき、各国等の報告書や分析結果の有効性の検討、インタビューすべき事項の洗い出し、インタビュー結果の分析等の手順で進められた。

各国等のインタビュー先については、それぞれ 2 者を対象とした。現地でのインタビューにあたっては、現地の状況に精通し、かつ機関等との人的ネットワークを有する海外現地代理人に再委託して実施した。その再委託先は次のとおりである。なお、再委託先はすべて知的財産法律事務所である。

・OECD 及び EUIPO：　CONTRATACK
・米国：　LACKENBACH SIEGEL, LLP
・中国：AN, TIAN, ZHANG & PARTNERS　及び　NTD INTELLECTUAL　PROPERTY ATTORNEYS
・韓国：　KIM & CHANG
・タイ：　SATYAPON & PARTNERS LIMITED

4．調査研究の対象国・機関の公開情報とインタビュー先

調査研究の対象とした各国等の公開情報（報告書）とその URL、その概要およびインタビュー先（相手）については以下のとおりである。

（1） OECD 及び EUIPO

報告書：「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」（資料 1 －①）2019 年 3 月 18 日

URL：http://www.stop- piracy.ch/StopPiracy/media/_content/PDF/trends_in_trade_in _counterfeit_and_pirated_goods_en.pdf

報告書の概要：

OECD と EUIPO による加盟国の税関データを集計し、模倣品および海賊版製品における世界貿易の価値、範囲および規模の最新の定量的分析まで実施された共同報告書であることが特徴。2016 年に 2013 年までのデータに基づいた OECD-

EUIPO(2016)報告書が発表され、また調整された統計的方法論を使用している。

この最新の報告書（資料１－①、2019 年 3 月発行版）は 2016 年のデータに基づいたもので、その年の模倣品および海賊版製品の国際貿易量は 5,090 億米ドルにも達する可能性があると推定している。これは世界貿易の最大 3.3%を占め、2016 年発表の前回調査での 2.5%から大きく上昇した。この金額には、国内で生産・消費された模倣品・海賊版、インターネット上で流通している海賊版デジタル製品は含まれていない。さらに、模倣及び海賊行為の強さが増加していることで、知識ベース、オープン及びグローバル化された経済における知的財産(IP)の潜在的リスクが著しいとしている。

EU の詳細なデータからは、2016 年の EU への模倣品・海賊版の輸入額は最大 1,210 億ユーロ(1,340 億米ドル)に達し、2013 年の EU 輸入の 5%から 6.8%に上昇したことを示した。

模倣品及び海賊版製品は、複雑な貿易ルートに従い続けるが、最近の傾向として、模倣品の貿易のために郵便または速達便といった少量出荷での使用が増え続けており、これは税関に対するチェックおよび拘留コストを上昇させている。したがって、この分野における調整された政策の検討も必要であるということを指摘している。

模倣品および海賊版は全世界から生じているものであるが、中国および香港は依然として、はるかに大きな出所である。一方で、模倣及び海賊行為を被った企業は米国、フランス、スイス、イタリア、ドイツ、日本、韓国及び英国が中心であるが、シンガポールや香港など高所得ではあるが OECD 非加盟国においても登録企業数が増加している。また、ブラジル、中国などの新興国でも、模倣の脅威を受ける権利者が増えていることから、企業運営においてどの地域に位置していても、重大なリスクをもたらしていることを示している。

このリスクを理解し、対処するために、政府は、模倣品及び海賊版貿易の規模、範囲及び傾向に関する最新情報を必要とする。本研究では不正貿易にいくらかの光を当てることを目的としているが、政策と執行の解決策を支援し、世界中の政府と機関が協力できるようにするためにはさらなる分析が必要であると説いている。

インタビュー相手：

① OECD：公共ガバナンス局シニアエコノミスト　Piotr Stryszowski 氏（令和 2 年 2 月 5 日実施）
② EUIPO：チーフエコノミスト　Nathan Wajsman 氏（令和 2 年 1 月 31 日実施）
③ OECD/EUIPO 上記報告書統計分野：Michal Kazimierczak 氏（令和 2 年 2 月 21 日実施）

（2） 米国

報告書：「Intellectual Property Rights Fiscal Year 2018 Seizure Statistics」（資料１－②）2019 年 8 月

URL：https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2019-Aug/IPR_Annual-Report-FY-2018.pdf

報告書の概要：

国内の税関データが集計されたものであるが、公式貿易統計を構成するものではないと注記されているのが特徴。2018 年の米国税関において、知的財産権違反に関する押収件数データを集計し、そこにメーカー希望小売価格で損害額を算出する方法を執っている。

本報告書では、毎年、多くの海上コンテナや陸上のトラック及び鉄道、さらに航空便が米国内に到着し、その中に米国の商標および著作権を侵害する製品が存在しているが、これは、米国国際貿易委員会によって発動される排除命令の対象となり、米国の消費者の健康および安全を脅かし、米国の国益にリスクをもたらすものとしている。

2018 年の知的財産権違反に関する押収件数は、2017 年の 34,143 件から 33,810 件へと 333 件減少したが、一方で、差し押えられた製品の総希望小売価額ベースでは、それらが本物であった場合、2017 年度の 12 億ドル超から 14 億ドル近くに増加した結果となった。

最新のＥコマース事情として、第三者のプラットフォームを通じてのものも含むとＥコマース販売は、米国への小口宅配便による搬送を急速に増加させている。2018 年度のメール便の搬送数は 1 億 6,100 万個、国際郵便を使った搬送数は 4 億 7,500 万個にまで拡大し、知的財産の押収の 90%以上が国際郵便およびメール便で起きている現状を示した。

製品別押収件数では多少の順位の入れ替わりはあるが、概ね、件数の多い順では、衣料品・アクセサリー、履物、時計・宝飾品となる。一方で、メーカーの希望小売価額を乗じた損害額で見ていくと、金額の大きい順で、時計・宝飾品、ハンドバッグ・財布と続き、第 3 位には医薬品・パーソナルケアが入ってくる。本報告書では、健康・安全・安心にも焦点を当てた統計がとられており、押収件数ベースではあるが、パーソナルケアが最も多い構成となっていることを示す。

報告書の巻末では、知的財産権に関連する連絡方法も詳細に記載しているのが特徴的である。

インタビュー相手：

① 米国税関・国境警備局：貿易局知的財産権と電子商取引部　Carol B. Sutherland 氏（令和 2 年 1 月 23 日実施）

② LACKENBACH SIEGEL LLP：Robert B. Golden 氏（令和 2 年 2 月 28 日実施）

（3） 中国

報告書：「2018 年中国知識産権保護状況」（資料 1 －③）2019 年 5 月 5 日
URL：http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbpsx/1138890.htm
報告書の概要：

国内の税関データと知財データを知識産権局が取り纏めたもの。よって、知財データも報告書内に登場してくるのが特徴。構成として、保護成果、制度建設、登録承認、文化建設、国際協力のテーマに分かれて記載されているが、このうち、模倣被害の実態調査に関しては保護成果で報告されている。

2018 年に習近平総書記による知的財産権保護強化を宣言し、知的財産権の改革推進が進められた。これは、ボアオ・アジア・フォーラムでの習総書記の主要講演により、知的財産保護の強化は財産保護制度の整備にとって最も重要であること、中国の経済競争力を高めるための最大のインセンティブでもあることを示した。さらに、李克強総理も、知的財産権の保護がイノベーションの保護であり、イノベーションのインセンティブであることを何度も強調し、法執行力の一層の強化、一層の厳格化、一層の威力ある権利侵害・罰金賠償制度の実施、各方面のイノベーションに対する一層の堅固な保護の提供を求めているとしている。このように、中国は 2018 年になって知的財産権の保護を強く意識するようになり、国内外へ強くアピールをするようになった。

知的財産権の保護成果は着実に向上しており、世界銀行が 2018 年に発行した「ビジネス環境報告」では中国のビジネス環境の世界ランキングが 2017 年の 78 位から 46 位へ向上したこと、WIPO 発行の「2018 年グローバルイノベーション指数報告」でも 22 位→17 位に上昇したこと、また、米国商工会議所発表の 2018 年知的財産指数研究報告でも 27 位→25 位へと、軒並み向上していることが伺える。

国内の知的財産を取り巻く環境に目を向けると、先ず、司法について、2018 年に全国各級司法機関が法律に基づき、知的財産権司法保護責任を履行し、知的財産権を厳格に保護する司法保障を提供した。つまり、知的財産権民事審判を強化し、知的財産権を厳格に保護し、権利者に有効な司法救済を提供したことである。これにより、2018 年には、全国地方人民裁判所で、知的財産権民事事件の審査を受けた事案数は 283,414 件で、結審数は 273,945 件であり、それぞれ前年比+41%、+42%の大幅な増加となった。行政執行においても、「激怒」「トレーサビリティ」「浄化」「品質検査」「剣網 2018」「オンラインパフォーマンス市場の規範整備」「龍沸」といった 7 つの特別行動を執り、それぞれで大きな成果を挙げることが出来た。もちろん、刑事執行においても、厳しい取締り行動「春雷」を展開させ、全国公安機関による年間 19,060

件を取締り、犯罪容疑者を 27,966 人逮捕し、取締り金額は 98.7 億元に及ぶなど、大きな成果を挙げた。

インタビュー相手：

① AN, TIAN, ZHANG & PARTNERS：シニアパートナー　David Tian 氏（令和 2 年 1 月 21 日実施）

② NTD Intellectual Property Attorneys：弁護士パートナー　Jerry X. FENG 氏（令和 2 年 1 月 23 日実施）

（4） 韓国

報告書：「2018 Annual Report: Intellectual Property Rights Seizures」（資料 1 －④）
2019 年 12 月

URL（但し前年のもの）：
http://www.customs.go.kr/download/ebook2/ebook_IIPR_2017E2/JBook.htm

報告書の概要：

税関局の税関集計データの展開であるが、(社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)との共著による報告書であるので、知的財産権中心の構成となっている。水際での通関中に発生した侵害事案に関するものに限らず、通関後の押収データも開示されている。また、通関種類別として郵便物、速達便貨物、一般輸入貨物などに分けられて集計されており、品目の種類別ならびに仕出国別などでは、件数、数量、重量、金額別で詳細に比較されているのが特徴的である。

韓国税関による通関手続中に発見された知的財産権に関わる差押えの件数は 2018 年は 52,423 件で、2017 年の 11,384 件から 4.6 倍に増加した。この増加は知的財産権を侵害する郵便物の発見が著しく増加したことに起因するが、通関現場での搬入品に関する検査及び真贋識別が強化されたことで、作業の効率化が図られた結果である。この差押え件数のうち、商標が全件の 99.7%(52,260 件)を占め、商品別では、靴・時計の検知が 2017 年比で大幅に増加し、一方で、機械・付属品の検知が減少した。仕出国別では、中国が 92.9%(48,701 件)と最も多くなっている。

金額ベースで比較できる一般輸入貨物の差押え品目種類別では、履物が 2016 年の 12 百万ウォンが 2017 年には 41 百万ウォンに、2018 年には 136 百万ウォンと大きく上昇してきている。仕出国別では、2018 年の全体額 505 百万ウォンのうち、73%の 368 百万ウォンが中国で、24%の 123 百万ウォンが香港であった。権利別では、商標侵害が 352 百万ウォンで 70%を占めた。搬送方法別では、韓国は陸上輸送の統計がないので、海上輸送が 75%の 379 百万ウォン、航空輸送が 25%の 126 百万ウォンであった。

金額ベースでは比較できないが、郵便物の差押え件数ならびに重量が 2018 年と前年を比べると、それぞれ 10 倍超と 8 倍超となり、異常な伸びを示している。仕出国別では、中国からの差押え件数と重量がやはりそれぞれ前年より 10 倍超と 8 倍超となっており、中国だけで重量の 97%を占めている。

報告書の最終章には、知的財産権侵害の主な押収事例として 3 例挙げており、通関時の審査強化の実態が示されている。

インタビュー相手：

① 韓国特許庁：産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 Yun, Kyu Seon 氏（令和 2 年 1 月 23 日実施）

② (社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)：室長 Kang, Denny 氏（令和 2 年 1 月 23 日実施）

（5） タイ

報告書：「IP Enforcement Statistics」（資料 1 －⑤）2019 年 7 月 5 日

URL：http://www.ipthailand.go.th/en/statistics.html

報告書の概要：

税関局だけでなく、調査局と王立警察の 3 機関での開示データ。毎月、統計図表のみ更新されているのが特徴。王立警察はさらに、国家警察中央捜査本部（CIB）はじめ、首都圏警察、地域 1-9 県警察、南部国境県警察本部からのデータを集計したものである。

統計表の縦軸上から、「王立警察」「調査局」「税関局」の統計データが並び、横軸には「手入れ件数」「押収点数」が並ぶが、1 頁目には月単位で、2 頁目には前年と当年のそれぞれの累計で表示されている。また、王立警察と調査局では、権利別として「商標権」「著作権」「特許権」別で分けて示されている。2 頁目の右端には、前年同期比での増減がパーセント表示で示されているが、前年の実数が見えていない上、増減率も大きく上下に振れている時期もあり、年初めのような時期では傾向が分かりにくい表示である。

2018 年から 2019 年にかけて、王立警察では手入れ件数と押収点数がそれぞれ▲34%、▲26%と、共に前年を下回ってしまった。税関局も同様に、手入れ件数で▲30%、押収点数で▲85%とこちらも前年割れとなった。一方、調査局の方では、手入れ件数こそ▲84%と大きく減少したものの、押収点数では＋730%と、大幅増を記録した。

インタビュー相手：

① タイ税関局　執行部（令和２年２月７日実施）

② タイ知的財産局（令和２年２月４日実施）

③ タイ王国警察（令和２年２月４日実施）

④ 知的財産犯罪局特別調査部（令和２年２月７日実施）

※各機関の個人名については、明かされなかった。

インタビュー予定機関として、当初は中国関係当局である中国知識産権局、中国税関総署、中国海事局、中国警察を予定していたが、インタビューの許可が突然却下され、やむを得ず現地の知的財産法律事務所への聞き取り調査とせざるを得なかった。また、米国については１機関（米国税関・国境警備局）にはインタビューを実施できたが、もう１つの予定機関であった合衆国特許商標局については、中国と同様にインタビューの許可が直前に認められなくなったため、やむを得ず現地の知的財産法律事務所への聞き取り調査となったことを補足しておく。

５．インタビュー内容

（1） 報告書の項目比較

４．に記載した各国等の報告書と日本特許庁の「模倣被害実態調査」の項目を比較対照した結果は「[資料２]模倣品被害実態調査報告書__公開情報　項目比較一覧」である。これに基づいて、統一的にインタビュー項目を選定した。

（2） インタビュー項目の構成と趣旨

インタビューする項目について、大きく【共通】と【個別】に区分し、OECD 及び EUIPO 報告書（資料１－①）の定量分析に関する質問項目のみ【個別】とし、それ以外の定性的な質問項目のすべてについては【共通】とした。これは、詳細な定量分析に関する報告は OECD 及び EUIPO のみであったことによる。

まず、【共通】に関して、「１．全般」「２．侵害」「３．冒認出願」「４．模倣被害対策」「５．その他参考」の項目に分け、各項目の趣旨を考慮しながら、検討において特に重要と考えられる項目に絞りこんだ。各項目の質問と趣旨は以下のとおり。尚、「[資料３]各国機関へのインタビュー内容【共通】」の表中で“要”と記されている箇所が当該国に対する質問である。

① 全般

・質問 1-1）税関データ以外の模倣被害データの把握はどのように行っているか？

趣旨）税関データが主であるが、税関データでは把握出来ないデータがあると思う（例えば、国内だけで動いている模倣品による被害)。それらを把握する意味でも民間企業などへのアンケート調査の実施などが有効であると思われる。

・質問 1-2）データ周期は妥当か？

趣旨）（OECD-EUIPO について）3 年周期では調査報告するたびに傾向が変わってしまい、周期が長すぎるのではないかと思われる。

（タイについて）模倣品被害の季節的傾向を知ることも必要であるか？

・質問 1-3）定量分析を行うことは考えていないか？

趣旨）模倣品被害の規模推計値や傾向を知る上で有効な手段と思われる。

・質問 1-4）産業財産権別の開示が必要ではないか？

趣旨）権利別でデータを把握することも分析や今後の対策を行う上で重要であると思われる。企業の被害が多い産業財産権別の集計は必要と思われる。

・質問 1-5）被害状況の解説は必要ではないか？

趣旨）当局が捉えている被害の動向などを公開することは、企業や国民に対するアピールの意味も含めて有効であると思われる。

・質問 1-6）模倣品被害実態調査やその対策に関する、当局の予算金額と人員数の公表は必要ではないか？

趣旨）模倣品実態把握や対策について、当局が真剣にかつ積極的に取り組んでいることを、企業や国民に理解してもらうことは有意義であると思われる。

② 侵害

・質問 2-1）搬送方法別の摘発は、抜き取り検査か、全数検査か、または事前情報提供による摘発か？

趣旨）全数検査された上での税関データなら信頼性は高いといえるが、もしそうでないなら通関を潜り抜けた模倣品の存在も予想され、それに対する

分析も必要になると思われる。

・質問 2-2）仕出国・地域別データの必要性をどのように考えているか？

趣旨）仕出国・地域別を把握することは、模倣品被害の対策には不可欠な要素であると思われる。

・質問 2-3）経由国・地域別データの必要性をどのように考えているか？

趣旨）仕出国・地域だけでなく、どのようなルートを経由しているかも把握しておきたい。

・質問 2-4）原産国・地域別データの必要性をどのように考えているか？

趣旨）どの仕出国・地域から、どの経由国・地域からを把握し、原産国・地域までを把握しておけば、模倣品被害の対策に有効活用できると思われる。

・質問 2-5）販売提供国・地域別データの必要性をどのように考えているか？

趣旨）他国における模倣品被害の状況も把握しなければ、模倣被害の全容が把握できない。

・質問 2-6）貿易品目分類コード（HS コード）を利用した品目別押収データは必要ないか？

趣旨）どの品目で模倣被害が大きいかを把握できる。更に世界共通の品目分類に従った分類であれば、各国間の被害実態を比較できる。

・質問 2-7）人体に影響があるような“危険な模倣品”にターゲットを絞った分析データは必要ないか？

趣旨）模倣品被害で一番恐ろしいことは人体への悪影響である。国民に対し、模倣品の恐ろしさを一番理解してもらえる要素であると思われる。

・質問 2-8）模倣品の質と価格についてどのような傾向があるかを把握する必要はないか？

趣旨）模倣品の「質・価格」は一般的には「悪い・安い」と思われるが、その傾向に変化点が有るかの把握も必要と思われる。

・質問 2-9）当局が独自で行うウェブ上での模倣品流通の実態を把握する必要性はどのように受け止めているか？

趣旨）世界に開かれた EC サイトが急増している状況を踏まえると、EC サイ

トを通じた模倣品も急増しており、その状況をウェブスクレイピング等の手法で実態を把握することが肝要と思われる？

・質問 2-10）物品以外での侵害データの必要性をどのように考えているか？

趣旨）主に産業財産権以外の侵害実態はどうなのか、その傾向はどのようなものであるかも把握しておくことは必要であると思われる。

③ 冒認出願

・質問 3-1）冒認出願違法行為の実態把握は必要ないか？

趣旨）冒認出願による侵害もあることを世間に知らせることも必要であると思われる。

④ 模倣被害対策

・質問 4-1）模倣被害への対応方法や対策費用について実態把握する必要はないか？

趣旨）模倣被害対策は各企業の自主努力も必要である。国・地域全体や業界の動きを見せることも必要であると思われる。

⑤ その他参考

・質問 5-1）模倣品被害者が個人か企業かその他（政府機関など）かに分けられた集計は必要ないか？

趣旨）最近は EC サイトによる取引で模倣品の移動が活発になっているようだが、被害者の区別が可能であれば、個人の被害件数が明らかになり、これらは EC サイトを通した購入による被害であると想定されるので、近年激増している模倣品被害の実態把握が可能となる。

・質問 5-2）国別権利別税関登録情報の開示はできないのか？

趣旨）模倣被害の防止策として、有効な手段であることを示す意味でも、情報開示は必要であると思われる。

・質問 5-3）模倣品発見時の連絡先案内を入れておく必要性はないか？

趣旨）模倣品対策に積極的に取り組んでいる姿勢として、模倣品発見時の連絡先案内も入れておくと利便性が高い。

⑥ 定量分析

次に【個別】の質問項目であるが、これは OECD 及び EUIPO の報告書「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」（資料１－①）の p86～p95 に記す「方法論的注記」に関してである。我が国において採用することの是非に関連するため、専門的な見地から内容の詳細にわたって質問している。質問項目は、方法論的注記で展開されている定量分析モデルの有効性及び記述内容の確認等である。その詳細については、以下のとおりである。

報告書の方法論的注記について

・質問 1)報告書(資料１－①)p .86 の一番下の計算式($\tau_p^1 = (\sum_b \sum_c x_c s_c)/(\sum_b \sum_c s_c)$)から判断すると、その上の式内の“一次市場＝０”“二次市場＝１”と、その式のすぐ上の解説文中にある同じく“一次市場０”“二次市場１”は、それぞれ「０と１が逆」になっていないか？
その修正が無いのであれば上述した式は　$\tau_p^1 = 1 - (\sum_b \sum_c x_c s_c)/(\sum_b \sum_c s_c)$ とすべきではないか？

・質問 2）報告書（資料１－①）p.88 の上から２つ目の左辺 ω_i は ω_i^k としないと意味が違ってくるのではないか？（ここでは、全輸入額／カテゴリーk を表しているはず）

・質問 3）上述同式 $\omega_i = \frac{\widetilde{m}_i^k}{\sum_{i=1}^{\overline{N}} \widetilde{m}_i^k}$ では、その直下に“where $\widetilde{m}_i$ is i's total registered import value…”という表現があるので、おそらく、

$\omega_i = \frac{\widetilde{m}_i}{\sum_{i=1}^{\overline{N}} \widetilde{m}_i}$　where　$\widetilde{m}_i = \sum_{i=1}^{\overline{K}} \widetilde{m}_i^k$ の誤記と思われるが、どうか？

・質問 4）報告書（資料１－①）p .89-94GTRIC- p（GTRIC-e）の導出において、$cp^k = ln(CP^k + 1)$　に切断正規分布（truncated normal distribution）を当てはめているが、２点確認したい。

① f_{LIN} の期待値と分散は、切断前の正規分布の μ_{cp} および σ_{cp} とは異なるが、なぜ、このような選択をしたのか？

② cp^k の分布が切断正規分布に近いかどうかは、例えば Q-Q plot を用いたり、形式的な適合度検定で確認できる。そのような根拠があれば提示してほしい。

・質問 5）報告書（資料１－①）p .93　A.5 Calculation the absolute value の冒頭が解釈できない。

α is the fixed point, *i.e.* the maximum averate counterfeit import rate of a given type of infringing good, *k*, originating from a given trading partner, *j*.

としているが、

- *k, j* の意味が、それまでの記述とは逆になっている。それは意図的な記述か？
- この定義では α は *k, j* に依存することになるが、それが明示されていない。
- そもそも　maximize と average の両方を使った修飾語の解釈ができない。
- 正しくは、次の表現ではないか？

α is the fixed point, *i.e.* the maximum of $\alpha_{k,j}$, which is the counterfeit import rate of a given type of infringing good, *k*, originating from a given trading partner, *j*.

・質問 6）報告書（資料１－①）p .94 の一番上“M”式の添え字部分で、“(n×J)×K”とすべきで、これも違う意味になるのではないか？

・質問 7）報告書（資料１－①）p 94 $M = \begin{pmatrix} M_1 \\ \vdots \\ M_i \\ \vdots \\ M_n \end{pmatrix}$ の式は、次が正しいのでは？

$$M = \begin{pmatrix} M_1 \\ \vdots \\ M_i \\ \vdots \\ M_N \end{pmatrix}$$

・質問 8）同じく報告書（資料１－①）p .94 の、上から 3 つ目の式“Ψ”の右辺で「÷M」と入れているが、どのような演算なのか理解できない。

・質問 9）その他、印刷ミスかと思われる個所として、以下が挙げられるが、間違いないか？

①報告書 p .86 の　“∀c{bp}”　⇒　“∀c∈{bp}”

②報告書 p .88 の上から 3 つ目式 $\left(\sum_{i=1}^{\bar{n}} \omega_i = 1\right)$ ⇒ $\left(\sum_{i=1}^{\bar{N}} \omega_i = 1\right)$

③報告書 p .90 のタイトル“A.3.GTRIC-p”　⇒　“A.3.GTRIC-e”

④同じく報告書 p .90、一番下の“$\bar{\mathrm{W}}_i$”（ギリシャ文字 π の異体字）⇒　“ $\bar{\omega}_i$ ”

⑤報告書 p .93 の一番下行列添え字　“J×K”　⇒　“ $\bar{J} \times \bar{K}$ ”

⑥報告書 p .99, p.103 の HS 区分“78, 78, 79, 80 ” ⇒ “78, 79, 80, 81”

※ただし、質問 9 については、明らかな誤植と判断出来るため、あえて質問は避けた。

６．インタビューの結果概要と分析

（1） OECD 及び EUIPO

この 2 機関の報告書「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」（資料１－①）では詳細にデータが記載されており、そのため【共通】の質問項目の数は少ない反面、定性的なものから定量的分析方法まで多岐にわたっていたにもかかわらず、どの質問項目に対しても真摯に回答してもらえた。OECD は多くの加盟国を有している機関らしく、インタビューの合間にも「多くのデータを蓄積し、分析する...」といった話が発され、国家間の“模倣データの収集と分析”を重視している機関であると感じた。一方、EUIPO は、地域の知財当局らしく、より現場に近いところ（ただし、税関現場を除く）での“模倣被害の監視役”といった役割であり、この EUIPO と先述した OECD が協力し合ったことで、より有効的なものになったと言える。この報告書で適用されている方法論については、当方から指摘した記述内容の誤り、誤植について認め、次回の改訂版では修正されるとのことであった。

OECD 及び EUIPO の行う模倣被害実態調査方法は、税関データを基礎として、そのデータ量も豊富であり、データ分析を行うには好条件が揃っている。その一方で、そのデータ量の多さに満足せず、OECD は税関関係者や産業界への聞き取り調査も行い、データがどのように収集されているのかを理解することや、模倣実態の傾向を捉えることも実施している。

一方、EUIPO は、より民間部門や消費者側に近い存在で、人体・安全面で悪影響のある危険な模倣品や、最近の模倣品流通の主流である EC サイトの監視などに強い関心を示していることが伺える。この民間企業や個人消費者に近い立場にあるため、企業や個人の所得税など税収の損失額算出や雇用機会の損失計算も可能にしているのであろう。

（2） 米国

米国は訴訟大国というイメージがあるが、インタビューを通じ、その意を更に強くした。インタビュー中、よく登場したフレーズが「知財権利保有者と協調し...」で、米国税関・国境警備局も模倣品撲滅のための宣伝活動や、侵害の際の連絡先を詳細に載せるなど、権利保護に力を入れた機関であると感じた。模倣品探しについても、貨物に対し、より高性能な真贋識別を可能にするためのアルゴリズムの作成に力を入れたり、最先端技術を生かした取締りを実施していることが伺えた。

この機関から得たことは、模倣品被害の実態調査を統計化し、公表している機関である一方、実際に取締る側の執行機関でもあるため、原産国、製造業者、荷送人、販売代理店、輸送業者、輸送ルート、国内輸入地点、購入者または荷受人、商品の

ID または説明書などの関連した詳細情報を管理していることである。データを収集する目的が、高性能な真贋識別をするためのアルゴリズムの作成のためであるとはいえ、まさに現場でのデータを収集しているわけであり、地域は米国国内の模倣品被害情報に限るが、1 年毎に公表されるデータの精度はかなり高いと思われる。

（3） 中国

中国については残念ながら関係当局機関へのインタビューが実施できず、知財法律事務所 2 者からの聞き取りにとどまってしまったが、概ね共通していることは、例えば侵害データや侵害状況などの公開が、“自国民に対しては必要ない”と考えているということ。このような回答が多かった質問項目は、模倣品の仕出国や原産国データ等の必要性を問うものであった。インタビューの時期が、まさに米中貿易摩擦協議の最中であったので、公的機関でなくとも答え難い質問であったことは理解すべきである。

中国は、模倣品被害に関しては、被害国である一方、加害国であるとも言われており、知的財産権に関する法整備が急ピッチで進められている。模倣品被害の実態調査では、こうした法整備事情に関するものが反映された報告書（資料１－③）となっており、知的財産権に関する法律違反の逮捕者数や、検挙数が挙げられていることから、輸出入時に発生した事案の集計だけでなく、どちらかというと国内での検挙事案を関係当局からデータを収集し、それを集計するというものである。

インタビューを通じ、知的財産権の侵害に関しては、国を挙げて真剣に取り組んでいる姿勢は見受けられたが、地方政府機関を含め関係当局から集められた集計データの公表については、一部を除き、まだ時間を要するように思えた。

（4） 韓国

特許庁と貿易関連知的財産権保護協会（TIPA）の 2 機関に対してインタビューできたが、特許庁は「侵害の質問に対しては業務とややかけ離れているため回答は避けたい」とのことで、同局からは侵害以外の回答に限定された。これは模倣品被害の実態調査にはほとんど関わっていないことが伺える。概ね言えることは、特許庁は企業の権利保護を意識していることに対して、TIPA は企業及び個人の権利保護及び模倣被害を重視する機関であると感じた。

TIPA へのインタビューでは、我々からの「必要性を感じるか？」のいくつかの質問に対し、一部を除き、ほぼ「必要である」と答えている。これは先の４．－４で解説しているとおり、同国での模倣品被害調査のデータ公表は詳細なデータ展開がなされていると思われるが、例えば、郵便による少量貨物の集計は自主的に参考にしているなど、模倣品流通のトレンドは少なくとも押さえていることからすると、原産国や経由国といったトレーサビリティを求めることは自然な流れであ

り、また、貿易品目分類コード（HS コード）を利用した品目別にも必要性を感じていることで、国外にも目を向けた実態調査を行いたいという姿勢は感じ取れた。

（5） タイ

タイには取締り機関が多数あり、インタビュー先も当初の 2 機関の予定から、4 機関へ増やさなければ回答が埋まらないことが判明したので、急遽、現地側でそのように対応してもらった。タイについては、「最近、模倣被害が多くなった」という相談が増えていることに加え、当局からも毎月のように統計データの公表を行っているので、インタビュー前までは当局の模倣品被害に対する関心の深さを感じたが、実際、インタビューしてみると、あまり深く答えてくれなく、少々がっかりしたという印象をもった。ただ、「人体に影響があるような危険な模倣品の分析データは必要ないか？」という質問に対しては、4 機関とも賛否両論あるものの、関心の高さが見受けられた。

上記（1）～（5）のインタビュー内容の詳細については、資料 4 の「各機関インタビュー議事録」を参照されたい。そして、インタビュー内容を要約し、対象国ごとに比較して一覧できるようしたものが、「[資料 5]各国機関へのインタビュー結果の一覧」にまとめられているので、そちらも参照されたい。

7．調査研究を受けてのこれからの展望

本調査研究においては、6 か国等 12 機関等に対してインタビューを実施できたが、模倣被害の実態について各国等の機関がどのように捉え、どのように活用しようとしているのかが概観できた。

OECD 及び EUIPO では「今後の分析のためにも、出来るだけ多くのデータを収集する」こと、そしてその分析結果も有識者が納得のいく手法で算出することを目指している。したがって、我が国においても、世界的規模の税関及び模倣品データを基にした OECD 及び EUIPO の手法を活用し、OECD 及び EUIPO と協調することが、今後の模倣被害の実態を適切に把握し、対策に活かす上で大いに役立つものと考えられる。

米国税関・国境警備局は、各種データをアルゴリズムに基づいて分析し、検査用貨物の真贋識別に活用している。そのために税関の模倣品データが必要であり、通関時の抜き取り検査はそのアルゴリズムが適正であるかどうかのチェック作業にすぎないとの発言から推し量る限り、既に現場では機械的な真贋識別作業が主流となっているので

あろう（AI 技術の活用と思われる）。そして、この技術が現在模倣被害の中核をなしつつある“越境 EC サイトを利用した小荷物輸送”にも応用出来ていることが何よりの進化といえるかもしれない。ただし、残念なことに、これら小荷物の多くは、押収品になり難く、単なる勾留品で処分されるため、模倣被害統計には入らないようである。しかし、知的財産権権利保有者にとっては有意義な識別作業であり、また、その結果は模倣品の仕出国や経由国データを明らかにするものであり、そのような観点からも、同局との連携は大きな意味のあるものと言えよう。

上記のように、模倣品による被害実態の規模を出来るだけ正確に算出するには、模倣被害に対する優れた定性的な判断力や多くの関連データを併せ持つ 3 機関、OECD、EUIPO、米国税関・国境警備局との連携を図ることが必要であり、出来れば政府機関間でデータを共有し合うことが、分析の精度と深さを保証することになろう。

Ⅱ．資料編

資料１

「各国機関公開情報（報告書）邦訳」

資料１－①　OECD / EUIPO

「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」

不正貿易

模倣品・海賊版商品の貿易動向

模倣品・海賊版商品の貿易動向

本研究は、OECD事務総長の責任の下で公表される。ここに述べた意見や主張は、必ずしもOECD加盟国やEU知的財産局の公式見解を反映したものではない。

本文書、ならびに本文書に含まれるデータおよび地図は、いかなる領域の地位または主権、国際的な境界および境界の境界、ならびにいかなる領域、都市または区域の名称をも害するものではない。

この出版物を以下のように引用してください:
OECD/EUIPO (2019年)、模倣品・海賊版貿易の動向、不正貿易、OECD出版、パリ・欧州連合知的財産局。
https://doi.org/10.1787/g2g9f533-en

ISBN 978-92-64-31249-4(print)
ISBN 978-92-64-31250-0(pdf)
ISBN 978-92-64-72165-4(HTML)
ISBN 978-92-64-83247-3(epub)

不正貿易
ISSN 2617-5827(print)
ISSN 2617-5835(オンライン)

European Union Intellectual Property Office
ISBN 978-92-9156-263-3(print)
ISBN 978-92-9156-262-6(pdf)
カタログ番号TB-01-19-143-EN-C(print)
カタログ番号TB-01-19-143-EN-N(pdf)

イスラエルの統計データはイスラエル関係当局により、かつその責任の下に提供された。OECDによるこれらのデータの使用は、国際法の条項に基づきゴラン高原、東エルサレムと西岸のイスラエル入植地の状況に影響を与えるものではない。

写真クレジット:カバー© Jeff Fisher.

OECD出版物への修正は、www.oecd.org/about/publishing/Corrigenda.htmでオンラインで見ることができる。

© 2019年OECD/欧州連合知的財産局

OECDコンテンツは自らの使用のためにコピー、ダウンロード、または印刷することができ、OECD出版物、データベース、およびマルチメディア製品からの抜粋を、自らの文書、プレゼンテーション、ブログ、ウェブサイト、および教材に含めることができる。ただし、ソースおよび著作権所有者としてのOECDの適切な承認が与えられることを条件とする。公共又は商業上の使用及び翻訳の権利に対するすべての要求は、rights@oecd.orgに提出するものとする。本資料の一部を公共または商業利用のために写真複写することの許可の要請は、info@Copyright.comの著作権認証センター(CCC)またはcontact@cfcopies.comの複写によるセンターフランサイドの利用(CFC)に直接的に宛てるものとする。

OECD PUBLISHING, 2, rue André-Pascal, 75775 PARIS CEDEX 16
(42 2019 03 1 P)ISBN 978-92-64-31249-4-2019

まえがき

偽物の不正貿易は、イノベーション主導の世界経済における大きな課題である。影響を受けた企業の売上と利益にマイナスの影響を及ぼし、経済や公衆衛生、安全、安全保障に広範な悪影響を及ぼす。組織化された犯罪グループはこれらの活動においてますます重要な役割を果たしていると考えられており、模倣品および海賊行為からの利益を利用して、他の違法な活動に資金を提供している。模倣者は自由貿易圏を悪用し、多くの正当な貿易円滑化メカニズムを利用し、ガバナンス基準の弱い国で活躍するなど、グローバル化した経済で迅速に活動している。

OECDとEU知的財産局(EUIPO)は政策立案者に対し、この脅威に対処するための強固な実証的証拠を提供するために、一連の分析研究を実施するために提携した。その結果は、2016年の模倣品・海賊版貿易「経済的影響のマッピング」をはじめとする一連の報告書に掲載されている。この報告書によれば、2013年の模倣品・海賊版貿易は世界貿易の2.5%に達しており、EUへの輸入のみを考えると輸入の5%に達している。

模倣品及び海賊版の貿易は、非常に動的で絶えず変化する現象である。このリスクを監視するために、継続的な測定努力が必要である。本報告書は、模倣品の50万件の差押えの固有データベースの統計解析に基づいて、模倣品及び海賊版品の貿易の規模、範囲及び規模に関する最新の数値を提示する。また、貿易・税関の専門家との構造化されたインタビューも分析に寄与した。

結果に対しては警戒している。2016年の模倣品・海賊版は、世界貿易の3.3%、EUの第三国からの輸入の6.8%にも達した。これらの形態は、知的財産犯罪全般、特に模倣品取引に対する協調的な行動の必要性を再度強調している。

我々は我々の2つの機関が2016年OECD-EUIPO模倣品及び海賊版商品における貿易報告書において公表された結果を更新するために、再度、提携し合ったことを非常に嬉しく思う: 経済的影響をマッピング化し、模倣品及び海賊版商品によって引き起こされる世界貿易に対する損害の範囲及び大きさを評価することを行う。

OECDでは、OECDハイレベル・リスク・フォーラムの不正貿易対策タスクフォース(TF-CIT)の下で本研究が実施された。フォーラムでは、証拠に基づく研究と高度な分析に焦点を当て、政策立案者が不正貿易によって活用され、創出された市場の脆弱性をマッピング化し、理解されることを支援する。この研究は、貿易とイノベーションの分野で関連する専門知識を有する他の政策決定OECD団体とも共有された。

我々は、更新された結果として、模倣品が世界経済にもたらすリスクをより良く理解することに寄与すると確信し、政策決定者がこの苦境と闘い、抑止するための効果的な解決策を策定することを支援する。

EUIPO
Executive Director,
Christian Archambeau

OECD公共ガバナンス局
Director,
Marcos Bonturi,

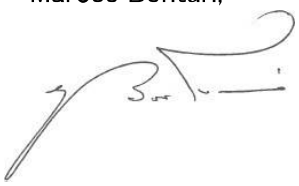

謝辞

本報告書は、OECD公共ガバナンス局のPiotr Stryszowski, シニアエコノミストと、Florence Mouradian エコノミストが、EUIPOの知的財産権侵害に関する欧州観測所のMichał Kazimierczak エコノミストと共同で、OECD 部長代理のStephane Jacobzone および EUIPO チーフエコノミストの Nathan Wajsmanの監督下で作成した。著者らは貴重な知識と洞察を提供したOECD専門家、すなわち、Rachel Bae、Morgane Gaudiau、Javier Lopez Gonzalez、Evdokia Moese、およびOECD貿易局からのSilvia Sorescueに感謝することを望んでいる。

著者らはまた、OECD加盟国の専門家、および数々のセミナーやワークショップの参加者に対する貴重な支援に感謝したいと思う。Malta Customs社のGeorge Agius、英国の模倣防止グループのPhil Lewis、オーストリアのカスタムズ社のGerhad Marosi、欧州委員会の課程長団(DG TAXUD)のHenk Molegraaf、およびフィンランド税関局のRiikka Pakkanenを特別に評価する。

Raquel Paramo、Eleonore Morena、およびAndrea Uhrhammerは編集および制作支援を提供してくれた。

税関差押えに関するデータベースは、世界税関機関(WCO)によって提供され、欧州委員会税関連合総局、米国税関・国境保護庁、米国入国・税関執行局によって提出された地域データが補足された。著者らは、データとこれらの機関の貴重な支援に感謝の意を表明する。

目次

まえがき 3

謝辞 5

概要 11

第1章. 模倣—現在の背景 13

はじめに 13
研究の範囲 14
模倣品の貿易:これまでに知っていることは何か? 14
経済環境の変化 17
参考文献 21

第2章. 状況をいかに更新するか？ 23

データ 23
方法論的および統計的側面:GTRIC方法論 24
注 26
参考文献 26

第3章. 一見した模倣品貿易 27

模倣品の差押えの概要 27
追加観察 34
注 36
参考文献 36

第 4 章. 模倣貿易–現在の状況 39

原産国 39
影響を受けた産業 42
模倣品・海賊版の貿易総額の推計 44
参考文献 47

第 5 章. EUのケーススタディ 49

EU経済のIP集約度 49
EUへの模倣品輸入:最新情勢 52
EUにおける模倣品・海賊版輸入の推計 57
注 58
参考文献 58

第 6 章. 結論 59

今後の研究の意味 60
参考文献 61

付録A方法論の注記 63

A.1. 一次・二次市場 63
A.2. GTRIC-pの構築 64
A.3. GTRIC-eの構築 67
A.4. GTRICの構造 69
A.5. 絶対値の計算 70
注 72
参考文献 72

付録B. 追加表 73

表

表1.1. 主要製品カテゴリー別の世界貿易指数 19
表2.1. 税関差押え品に関するデータセット 24
表2.2. 2008年と2016年の方法論を比較した改善点 25
表3.1. 選択された模倣品及び海賊版製品の世界貿易における二次市場の推定シェア(2014-16年) 36
表4.1. 模倣品輸出に関する傾向で上位25の原産国 41
表4.2. 模倣に苦しむ傾向に関して上位20業種 44
表4.3. 模倣品・海賊版主要原産国の推計(2016年) 46
表4.4. 主要模倣品・海賊版区分の推計(2016年) 47
表5.1. EUの経済活動(GDP)へのIP集約型産業の寄与(2011-13年平均) 52
表5.2. IPR集約型産業の雇用への直接的及び間接的な寄与(2011-13年平均) 52
表5.3. EU輸入模倣品に苦しむと思われる上位15業種 53
表5.4. EUに入る模倣品の上位15の原産国 56

表B1. 模倣品に苦しむ傾向 76
表B2. EUへの模倣品輸出する国の傾向 77
表B3. EUへの輸入における模倣に苦しむ産業の傾向 80
表B4. HS(Harmonised System)コードによる産業 81

図

図1.1. 世界貿易フロー、商品貿易 18
図1.2. セクター別世界貿易指数 18
図3.1. 模倣品・海賊版の差押え:上位国、2014年、2015年、2016年 28
図3.2. 模倣品・海賊版貿易における原産国の差異(2013年、2016年) 29
図3.3. 模倣品・海賊版の差押え:HS(統一システム)コード別上位業種、2014年、2015年、2016年 31
図3.4. 模倣品・海賊版の対象となる製品カテゴリーの差異(2013年と2016年) 32
図3.5. 模倣品・海賊版の差押え:知的財産権を侵害された権利者の上位原産地(2014-16年) 33
図3.6. 模倣品・海賊版の搬送方法(2014-16年) 34
図3.7. 規模別差押え品(2014-16年) 34
図4.1. 模倣品・海賊版の上位25の原産国(2014-16年) 40
図4.2. 模倣品・海賊版の上位20カテゴリー(2014-16年) 43

図4.3. 2013-16年の模倣品・海賊版貿易の世界貿易量の推計 46
図5.1. 1996年～2017年のEUTM出願件数 50
図5.2. 2003年～2017年の直接RCD申請件数 50
図5.3. 2010年～2017年にEPOに提出された欧州特許出願 51
図5.4. EUの輸入品目の模倣傾向の推移 54
図5.5. 世界貿易とEU輸入の間の模倣貿易の産業構成の違い(2014-16年) 55
図5.6. 世界貿易とEU輸入模倣貿易の産業構成の正味の差異(2014-16年) 55
図5.7. EUへの偽物輸出国の変化 57

図A.A.1. 2014-16年、世界の税関によって差し押さえられたブランドXの偽靴の価格分布 64

囲み記事

囲み 3.1. 模倣・海賊行為の範囲拡大 30
囲み 3.2. なぜ人々は知らずに偽物を購入するのだろうか 35
囲み 4.1. 模倣品貿易の複雑なルート 42

OECD出版物に従う:

http://twitter.com/OECD_Pubs

http://www.facebook.com/OECDPublications

http://www.linkedin.com/groups/OECD-Publications-4645871

http://www.youtube.com/oecdilibrary

http://www.oecd.org/oecddirect/

概要

本研究は、模倣品および海賊版製品における世界貿易の価値、範囲および規模の最新の定量的分析を提示する。本報告書は、OECD(2008)研究のために最初に開発され、2013年のデータに基づいたOECD-EUIPO(2016)報告書のために詳述され、また調整された統計的方法論を使用する。

この最新の報告書は2016年のデータに基づき、その年の模倣品および海賊版製品の国際貿易量は5,090億米ドルにも達する可能性があると推定している。これは世界貿易の最大3.3%を占める。この金額には、国内で生産・消費された模倣品・海賊版、インターネット上で流通している海賊版デジタル製品は含まれていない。以前のOECD-EUIPO研究は同じ方法論に依っており、世界貿易の2.5%までが2013年に模倣品と海賊版であり、4,610億米ドルに相当すると推定した。

2013年から2016年にかけて、世界貿易における模倣品・海賊版の貿易シェアは非常に大きく増加した。さらに、この成長は、世界貿易全体の相対的な減速期に報告された。その結果、模倣及び海賊行為の強さが増加しており、知識ベース、オープン及びグローバル化された経済における知的財産(IP)の潜在的リスクが著しい。

EUの詳細なデータをもとに、本研究は欧州連合の状況についても詳細な評価を行っている。その結果、2016年のEUへの模倣品・海賊版の輸入額は最大1,210億ユーロ(1,340億米ドル)に達し、これは2013年がEU輸入の5%であったことに対し、EU輸入の6.8%に相当する。これらの結果は通関差押えデータに依存し、国内で生産され消費された模倣品及び海賊版製品を含まず、インターネット上の海賊版デジタルコンテンツも含まないことに留意されたい。

模倣品及び海賊版製品は、一連の中間通過点を悪用し、複雑な貿易ルートに従い続ける。これらの輸送国の多くは、国際貿易の重要な拠点である大規模自由貿易圏を主流としている。

模倣品の貿易のために少量出荷での使用が増え続けている。主に郵便または速達便で送付される小型貨物はより大きな貿易円滑化の一例であり、一方、犯罪者が発見の機会を減らし、制裁のリスクを最小限に抑える方法でもある。少量出荷の急増は、税関に対するチェックおよび拘留コストを上昇させ、執行当局にさらなる重大な課題を投げかけている。したがって、この分野における調整された政策の検討も必要であろう。

一般消費財(履物、化粧品、玩具)、B to B製品(予備の部品または化学品)、IT製品(電話、電池)、および高級品(ファッションアパレル、高級腕時計)など、模倣品は、多くの、かつ成長する産業で見つけることができる。重要なこととして、多くの模倣品、特に医薬品、食品及び飲料、並びに医療機器は、重大な健康被害をもたらすことがあるということである。

模倣品および海賊版はすべての大陸において実質的にすべての国から生じているが、中国および香港は依然として、はるかに大きな出所である。

模倣及び海賊行為を被った企業は米国、フランス、スイス、イタリア、ドイツ、日本、韓国及び英国を中心に、主にOECD諸国において登録され続けている。しかし、シンガポールや中国・香港など高所得非加盟国においても登録企業数が増加している。また、ブラジル、中国などの新興国では、模倣の脅威を受ける権利者が増えている。したがって、模倣や海賊行為は、IPに頼ってビジネス戦略を支援するすべての革新的な企業にとって、どの地域に位置していても、重大なリスクをもたらす。

このリスクを理解し、対処するために、政府は、模倣品及び海賊版貿易の規模、範囲及び傾向に関する最新情報を必要とする。本研究では不正貿易にいくらかの光を当てることを目的としているが、政策と執行の解決策を支援し、世界中の政府と機関が協力できるようにするためにはさらなる分析が必要である。

第1章. 模倣—現在の背景

はじめに

グローバル化、貿易円滑化の進展、知的資産の経済的重要性の高まりは、経済成長の重要な原動力である。このようなグローバルな状況における無形資産の経済的重要性は、産業界や政策立案者の関心を知的財産(IP)へと移している。近代産業にとって、知的財産は競争市場における成功の鍵となる価値創造の1つであり、政策立案者にとって、技術革新を促進し、持続的な経済成長を推進する上で重要な役割を果たす。

しかしながら、グローバル化した世界では、知的財産の重要性が高まっていることから、犯罪ネットワークが他人の知的財産にただ乗りし、貿易ルートを模倣品によって汚染する新たな状況も生み出している。近年観察された、特に貿易における模倣及び海賊行為の範囲と規模の拡大は、技術革新を損ない、経済成長を妨げる重大な経済的脅威とみなされている。

この脅威についての信頼できる実証的証拠を政策立案者に提供するために、経済協力開発機構(OECD)とEuropean Union Intellectual Property Office (EUIPO)は貿易状況における知的財産権侵害の問題の大きさとそれに対する理解を深めるために、協力し合った。その結果は、例えば、「模倣品・海賊版貿易:経済的影響のマッピング(OECD-EUIPO, 2016)」、「模倣品実質貿易経路のマッピング(OECD-EUIPO, 2017)」、「模倣品・自由貿易圏貿易:最近の動向からのエビデンス(OECD-EUIPO, 2018b)」、「なぜ各国が模倣品を輸出しているのか(OECD-EUIPO, 2018c)」、「模倣品の小包(OECD-EUIPO, 2018a) 」、といった一連の報告書で発表されている。

全体として、これらの報告書は、大規模な模倣及び海賊行為による貿易がなされたことに対する強固な証拠を提供するものである。それらはまた、世界中の効率的なビジネスや消費者の幸福を広範囲で脅かしていることを記録し、それが企業の収益を減らし、技術革新へのインセンティブを弱めることによって引き起こす損害を指摘する。

既存の研究は、模倣品及び海賊版貿易と戦うことに多大な政策的関心を引き起こした。こうした研究は、この脅威に対する認識を高めるための民間セクターによる努力の増加と並行している。しかしながら、既存のデータセットは時代遅れになってきており、模倣品の貿易に関連する最近の傾向の理解を妨げる可能性がある。

さらに、いくつかの最近の研究の進展は、模倣品貿易の最先端技術に影響を及ぼす全体像にも寄与しうる。これには、小荷物の貿易が好調に推移したことや、最近世界貿易が減速したとの報告が含まれる。すべての相互に関係する人々は新たな分析を求めて模倣品の不正貿易について共同に影響を及ぼすべきである。

本報告書は模倣品や海賊版の貿易の様子を更新し、政策立案者にこの脅威に関する最新情報を提供するものである。そのために、本報告書では、OECD(2008)報告書で作成され、OECD-EUIPO(2016)報告書で更新された規模と模倣を測定するための方法論を採用している。

この方法論は、模倣品および海賊版製品の差押えに関する世界最新データに使用され、模倣者の貿易における国および産業に特有なパターンの強固な例示を示すことで一連の目的をなす。このような情報は、この脅威をより良く理解するためだけでなく、効果的なガバナンス対応を進めるためにも、極めて必要とされている。

この研究は他の秘密活動に関するデータと全く同様に、大部分が不完全であり、限られた模倣および海賊行為に関する統計データに大きく依存している。したがって、本研究で提示された定量的な結果は、模倣および海賊行為の現象について特定部分のみを説明する。しかしながら、この状況が事実に基づいており、疑うべくもない偏りのないことを確認し、その発展可能性を最大にするために、方法論的道具は利用可能なデータセットに合わせて作成された。

研究の範囲

模倣及び海賊行為は、知的財産権(IPR)侵害に関連する一連の不正行為を記述する用語として使用される。本研究は、OECD (2008)およびOECD-EUIPO(2016)の研究に従って、知的財産権の貿易関連の側面に関する世界貿易機関協定(TRIPS協定)に記載されている定義を参照している。したがって、本報告書は、主として著作権、商標、意匠権及び特許の侵害に焦点を当て、本報告書で使用される「模倣品」という用語は商標、意匠権又は特許を侵害する有形物品を指し、更に「海賊版」という用語は著作権を侵害する有形物品を表す。

「模倣品」および「海賊版」という用語のこのような使用は、商標、特許または意匠権を侵害しないが、非正規の品質レベルの低い、または誤ってラベル付けされた医薬品や、同様に取替部品が特許、商標または意匠権を侵害しないことを条件とする正規の部品製造業者以外の会社によって製造される取替自動車オイルフィルタやヘッドランプ等については、研究の範囲を超えることを意味する。

この文脈では、2つの重要なことを念頭に置くべきである。第1に、この用語は、本報告書の目的のためにのみ使用され、その範囲を超えて定義を構成するものではない。第2に、本研究は、オンラインによる海賊行為または他の知的財産権の侵害のような無形の侵害を含まない。

模倣品の貿易:これまでに何がわかったか？

入手可能なデータに基づいた最新の分析は、模倣品の貿易量、その範囲、および貿易ルートについての詳細な一連の状況を提供した。それらはまた、模倣品貿易の原動力およびその有害な影響のいくつかについての追加的な情報を提供する。

偽物品の貿易量と産業の範囲は大きい

OECD-EUIPO (2016)の研究において、模倣品や海賊版製品の貿易の量的な状況が示されたその規模は非常に大きく、2013年には模倣品や海賊版製品の国際貿易は4,610億米ドルにも達しうる。これは世界貿易の2.5%までに相当する。欧州連合のような先進国グループに対するこのことの大きさは、世界規模の2倍（パーセンテージのレベルで）にもなり得る。2013年のEU向けの模倣品・海賊版の輸入額は1,160億米ドル(850億ユーロ)に達し、EUの輸入額の5%を占めている。

産業の範囲に関して、侵害された製品は高級品(例えば、ファッションアパレルまたは高級腕時計)、中間製品(例えば、機械、予備の部品または化学品)、および個人の健康および安全に影響を及ぼす消費財(例えば、医薬品、食品および飲料、医療機器または玩具)のような多くの産業において見出される。

貿易ルートは非常に複雑である

世界貿易における偽物の原産国については、既存の研究では偽物の貿易経路が非常に複雑であることが示されている。模倣品及び海賊版製品の貿易に従事する当事者は、多くの仲介ポイントを有する複雑なルートを介して侵害製品を出荷する傾向がある。通過地点は最初の出発地点をカモフラージュし、模倣品及び海賊版品のための流通センターを設置し、そこで品物を再包装又は再ラベル付けする方法で、文書の改竄を容易にするために用いられる。さらに、模倣品の輸入は、ほとんどの場合、地方の執行当局による対象とされるが、輸送中の品物はその活動範囲内にないことが多く、これはそれらが取り締まられる可能性が低いことを意味する。

これらの貿易ルートはOECD-EUIPO(2017)の報告書で検討されており、そこでは重要な原産国の役割をより明らかにするために、一連の統計プログラムを用いている。特に模倣の影響を受けやすい10の主要セクターについて、主要な生産国と主要な通過地点を特定した。これらの部門は食料品や化粧品のような動きの速い消費財から、予備の部品やコンピュータチップのようなBtoB製品まで、知的財産集約的な取引可能な幅広い商品に及ぶ。

中華人民共和国(以下「中国」という。)は、分析された10カテゴリーのうち9カテゴリーにおいて、模倣品の最大の生産者として登場している。さらに、インド、マレーシア、パキスタン、タイ、トルコ、ベトナムなどのアジア諸国は多くの部門で重要な生産国であるが、その役割は中国の役割ほど重要ではない。トルコは、革製品、食品、化粧品など、EUへの陸路で運ばれるいくつかの部門で重要な生産者であるように思われる。

また、本報告書では香港(中国)、シンガポール、アラブ首長国連邦を含む模倣品の貿易のためのいくつかの重要な通過地点も特定されており、これらの輸送地点は分析されたすべての製品カテゴリーにおいて模倣品の貿易を取り扱っている。偽物はコンテナで大量に到着し、郵便または宅配便によって小荷物でその先に送られる。

さらに、いくつかの重要な地域的な通過地点がある。例えば、いくつかの中東国(サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イエメン)は、偽物をアフリカに送るための重要な通過地点となっている。アルバニア、エジプト、モロッコ、ウクライナの4つの通過地点は、EU向けの模倣品の再配送に特に重要である。最後に、パナマは、アメリカに向かう途中の模倣品の重要な通過地点である。

模倣者は貧しいガバナンス環境で繁栄し、多くの優れた貿易ソリューションを悪用する

なぜいくつかの経済圏が模倣品貿易の重要な拠点として出現するのかという問題に関して、模倣品貿易の積極的な主体となる国の傾向を決定する5つの主要な要因がある(OECD-EUIPO, 2018c):

- ガバナンス: 高水準の腐敗と貧弱な知的財産保護は、偽物商品の輸出の程度に大きく影響する要因である。
- 模倣者にとって比較的安全な環境を提供し、良好なインフラストラクチャおよび制限された監視を有する自由貿易圏(FTZ)。

20の最大のFTZを保有している経済圏からの模倣品の割合は、FTZを保有していない経済圏の2倍である。ある国におけるFTZの存在、数および規模は、その国の経済による模倣製品および海賊版製品の輸出額の増加と相関する。一国内の追加的なFTZは、これらの問題のある輸出額の、平均して5.9%の増加と関連している(OECD-EUIPO, 2018b)。

- 生産設備: 低い労働コストおよび貧弱な労働市場規制は、模倣品および海賊版製品の貿易の重要な原動力である。労働条件の改善は、最低賃金の引き上げや有給休暇の増加によって、特にガバナンスの弱い経済国が輸出する模倣品や海賊版製品の割合を減少させることになろう。
- 物流能力・施設: 輸出における模倣品・海賊版製品のシェアを低減するためには、委託品を探知し、追跡する能力が重要な要素である。しかしながら、低い輸送料金、迅速で、単純で、予測可能な税関手続き、並びに良質な貿易及び輸送関連インフラストラクチャ(例えば、港湾、鉄道、道路及び情報技術)を含む他の要因は模倣品・海賊版製品の貿易を増加させる。これらの要因は、著しく腐敗している国において、はるかに重要な原動力ともなりがちである。
- 透明性を高めることは、国が偽物を輸出する可能性を低下させる可能性があるという事実に当てはまる貿易円滑化政策には貿易の流れに関する詳細な情報の入手可能性、貿易コミュニティにおける国の関与の程度、輸出入に課される手数料及び料金の透明かつ定期的な見直し、国境機関と他の政府機関との間の健全な内部協力が含まれる。例えば、事前決定(すなわち、政府が特定の取引商品に適用される分類、出所、評価方法などについてトレーダーに尋ねる場合)および国境機関による行政上の決定をアピールする可能性などの他の要因は模倣品貿易を奨励する傾向がある。重要なことは、潜在的に模倣品貿易を奨励する要因は著しく腐敗した国においてとりわけ顕著である傾向があるということ。

これら5つの原動力のうち、ガバナンスのギャップ、特に高水準の腐敗と知的財産権の執行のギャップは、FTZ、物流施設、あるいは貿易円滑化政策の影響を倍増させるもので、偽物の貿易に対する重要な要因である。例えば、FTZの存在は、ガバナンスが弱く、汚職レベルが高く、知的財産権(IPR)の執行がない国において、模倣品及び海賊版製品の貿易に対するとりわけ強力な推進力となる。

上で特定したすべての要因が関連する一方、どれも単独では所与の国から偽物の輸出の強度を説明することができないことに留意することが重要である。強度は模倣品貿易における重要な結節点が現れることを可能にする多数の要因の組み合わせである。

また、注意すべき重要なことは上に提示された要因の多くが、良好な物流施設のような、一般的な取引にとって実際に非常に有益であり得ることである。これらの施設の悪用は、模倣品の貿易のより高度な流れをもたらす可能性がある。この悪用がどの程度発生するかは、ガバナンスの問題、特に汚職のレベルと知的財産権の執行に大きく依存する。政策課題は、貿易から利益を得る可能性を開いたまま、悪用の範囲を減らすことである。

模倣の影響は損害を与えている

模倣品貿易の影響は、消費者の福利、効率的なビジネス、および効果的なガバナンスに異を唱える。消費者にとって、模倣は健康、安全及びプライバシーに危険をもたらす(例えば、予めインストールされたマルウェアを有する模倣品携帯電話)。また、特に低品質の偽物と知らずに購入させられた場合には、消費者の満足度を低下させる可能性がある。権利保有者および認可されているベンダーにとって、模倣の増加は収入の喪失を増加させ、一方、商標侵害はブランド価値を継続的に損なわせる。政府にとっては、模倣は、税収の喪失、失業の増加、模倣防止法の遵守を確保し、公衆の安全上の脅威や労働市場の歪みに対処するために負った費用の増加を意味する。

場合によっては、模倣による短期的な損失効果を推定し、それが引き起こす損失の目安についての指標を提供することができる。例えば、イタリアでは、模倣および海賊行為のために、少なくとも88,000人の雇用が完全に失われた。これは、イタリアでの模倣によって直接影響を受けた部門の正社員相当の2.1%を占める。2016年、イタリアでは小売・卸売部門からの失われた税収は43億ユーロに達した。同年、イタリア人権利者からイタリア政府への失われた税収は60億ユーロに達した。まとめると、模倣品や海賊版製品の貿易により、イタリアの公共収入はほぼ103億ユーロ減少し、社会保障費用と同様に、付加価値、個人、企業の所得について、税金の3.2%に相当するもの、すなわちイタリアの国内総生産(GDP)の0.62%が徴収された。

経済環境の変化

侵害製品の市場は劇的に発展し、過去10年間にわたっていくつかの経済的発展の影響を受けている。これらの主要なパターンのいくつかは、模倣品の貿易の進展のための全体的な経済的背景を形成する可能性が高い。主なパターンを以下に示す:

- 近年における製品の貿易量の縮小
- 小荷物の貿易の急速な拡大
- FTZの役割強化

世界貿易量の修正

国際貿易は、世界経済の成長と国家間の生活水準の接近の強力な原動力となってきた。貿易自由化は、新興市場国の大きな経済的利益と貧困の減少に貢献してきた。2008年の危機後、OECD各国は貿易パターンの大きな変化に直面した。たとえその危機が世界貿易の発展に厳しい打撃を与えたとしても、そのパターンは最近になって再び始まっている。

しかし、貿易量の減少が報告された2014年には、貿易の全体的な復活は止まった。世界の商品貿易は、2015年には13%鋭角的に減少し、2016年にも3%減少した(図表1.1参照)。

図1.1.世界貿易フロー、商品貿易

暦年、百万米ドル

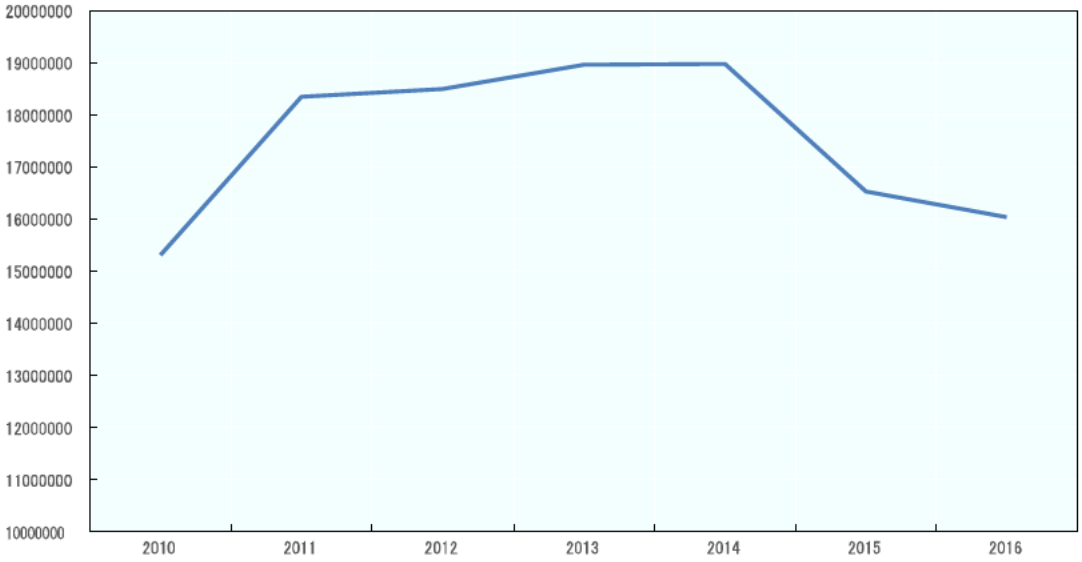

資料: WTO[2019]「商品貿易統計」、www.wto.org/english/res_e/statis_e/merch_Trade_state.htm

これは主に、燃料・鉱産品の輸出が減少し続けたことによるものである(図1.2参照)。もっとも、農産物・工業製品の輸出も減少したが、その程度は小さい。

図1.2.セクター別世界貿易指数

2013年 = 100

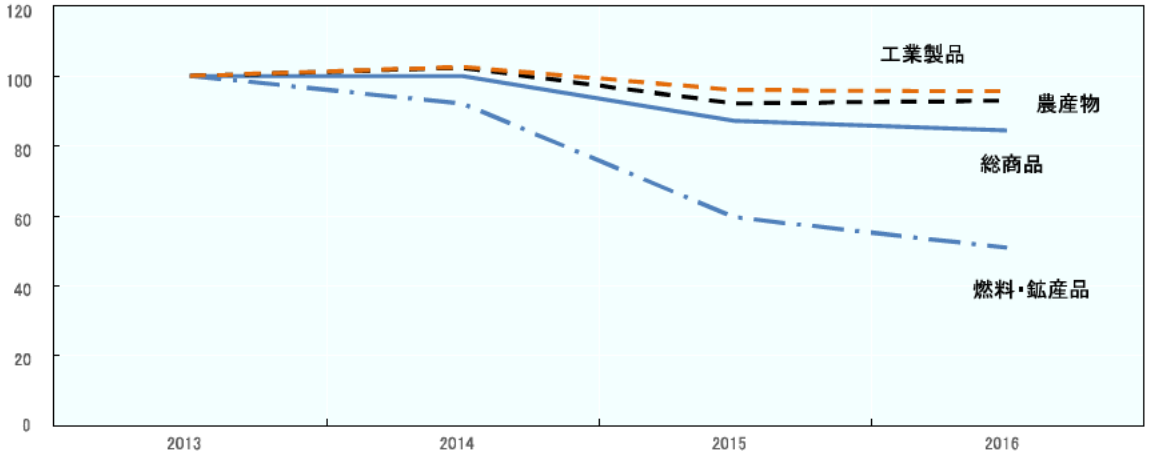

資料: WTO[2019]「商品貿易統計」、www.wto.org/english/res_e/statis_e/merch_Trade_state.htm

工業製品の中では、2013年から2016年の間に世界貿易が最も減少した製品カテゴリーが特に模倣に影響を受けやすいものではないことに注意することも重要である。このカテゴリーには鉄鋼、化学品(医薬品を除く)が含まれる。

2015年の商品価格の大幅な下落は、2016年にほぼ一時停止した。しかし、2016年の貿易量は、機械、化学品、食品、織物、事務用品などの模倣に苦しむほぼすべての部門で2013年よりも依然として少なかった。医薬品及び自動車製品のみが、貿易量においてわずかな増加を記録した。

表1.1.主要製品カテゴリー別の世界貿易指数

2013年 = 100

製品・部門	2014	2015	2016
農産品	102.42	92.15	92.98
食品	102.40	92.15	93.75
原料	95.26	82.84	81.73
燃料・鉱産物	92.09	59.54	50.86
工業製品	102.57	96.02	95.49
鉄鋼	104.34	84.38	76.23
医薬用	106.00	102.08	103.78
その他の化学物質	101.37	89.68	87.20
その他の半製品	102.71	94.47	92.98
オフィス/電気通信設備	100.95	96.75	93.41
自動車製品	104.20	99.19	101.73
その他の輸送機器	103.47	101.26	99.37
その他の機械類	104.20	95.73	94.35
織物	103.44	96.64	94.21
被服	106.83	100.67	99.03
その他の製造業	106.30	99.62	98.66
総商品	100.07	87.17	84.57

資料: WTO[2019]「商品貿易統計」、www.wto.org/english/res_e/statis_e/merch_Trade_state.htm.

小荷物のブーム

デジタル化は国際貿易に従事するコストの前例のない削減に亘らせ、これまでの貿易方法と貿易内容の両方を変化させた(López-González and Jouanjean, 2017)。これは、貿易コストの削減に寄与し、国境を越える小荷物の数の劇的な増加につながった。小荷物貿易は長い間、国際貿易で普通に取引されるものであったが、デジタル技術の普及により、企業は低コストで国際化することが可能になっている。この進化する環境の1つの特徴は、オフラインからオンライン販売への移行である。多くの場合、これらはデジタルプラットフォームを介して行われ、供給と需要をグローバルに接続し、買い物客により大きな利便性を提供し、電子的であろうとなかろうと支払いを容易にし、配送プロセスのロジスティクスのサポートが一段と増加する。これは、国際貿易に従事するコストの大幅な削減に寄与し、国境を越える小荷物の数の劇的な増加につながった(UPU, 2016)。

小荷物は、海、道路、鉄道、更には航空を介して国境を越えて輸送することができる。これらの移動は、個人または貨物を取り扱う様々な会社によって実行することができる。関係する重要な当事者のうちの2つは、国の郵政当局と、速達および宅配便サービスであり、これらは共に、少量の出荷の活動の大部分を占めている。

模倣製品及び海賊版製品は、小荷物を含むあらゆる輸送手段によって出荷される傾向がある。2011年から2013年にかけて、金額的にはコンテナ船による模倣品の輸送が圧倒的に多かった。差押えの数に関しては、小荷物による偽物の不正取引が増加しており、行政執行上の重要な問題となっている。模倣者が不正取引で使用する小荷物は、郵便または特急便のいずれかによって出荷される。

産業特有のパターンからいえば、程度が異なっていても、模倣の傾向がある全ての産業部門が関係している。例えば、模倣履物の出荷差押えの84%、模倣光学機器、カメラ、医療機器(主にサングラス)の77%、および情報通信技術(ICT)デバイスの通関差押えの66%が郵便小包または特急配送便を巻き込んでいた。これはまた、模倣の時計、革製品およびハンドバッグ、ならびに宝飾品の通関差押えの63%を超えている。

UPU[2016]やOECD[2017b]の報告で指摘されているように、2013年以降、小荷物の貿易は大幅に伸び続けており、同時期の模倣品の貿易パターンに影響を与える可能性が高い。実際、小荷物の悪用は税関当局にとって重大な挑戦を生み出し、国際レベルでの注意の増大を呼び起こすようになった。

自由貿易圏—貿易の重要な拠点

多くの国が自由貿易圏(FTZ)を設定し、ビジネス活動を強化し、自由貿易の恩恵を享受している。これらの地域は、世界経済の統合されたサプライチェーンのための貿易ルートの進化に役立ってきた。しかしながら、FTZは、比較的安全な環境、良好なインフラストラクチャ、およびゆるい監視を用意することによって、模倣品および海賊版製品の貿易などの違法行為および犯罪行為を容易にすることもできる。

自由貿易圏は各国政府が自国の港での国際貿易を促進し、投資と雇用を促進し、福祉を向上させるための大きなツールとして認識されている。その結果、FTZは、あらゆる異なる形態で世界的に成長し続けている。FTZは、組み立て及び製造に焦点を当てた広い産業分野から、特別に指定された貯蔵倉庫にまで及ぶ。その共通する特徴はFTZが地理的に区切られた、通常は物理的に確保された区域であり、その区域内の物理的位置に基づいて利益をもたらし、別個の免税税関区域を代表することである(FIAS, 2008; Siroën and Yucer, 2014)。

OECDとEUIPO(OECD-EUIPO, 2018b, 2018c)による2つの研究では、FTZと模倣製品の貿易との関係が確認されている。一国におけるFTZの存在、数および規模は、その国によって輸出される模倣製品および海賊版製品の金額の増加と相関する。国内の追加的なFTZは、これらの問題のある輸出額の平均して5.9%の増加と関連している。

緩やかに規制された地域は違法行為や犯罪行為に従事する当事者にとって魅力的であることを考慮すると、経済圏の継続的な成長は模倣品や海賊版商品の貿易にとって重要な背景となっている。特に政府が経済圏を適切に取り締まらない場合、いくつかの経済圏は、模倣品および海賊版製品の貿易を区別できないほど容易にする。

参考文献

FIAS(2008)、特別経済圏: 地域発展の成果、学んだ教訓、および影響、世界銀行、ワシントン http://documents.worldbank.org/curated/en/343901468330977533/pdf/458690WP0Box331s0April200801PUBLIC1.pdf

López González, J. and M.-A. Jouanjean (2017)、「デジタル貿易:分析のための枠組みの開発」、OECD貿易政策ペーパー第205号、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/524c8c83-en

OECD (2017b)、「小荷物の時代における貿易:分析のための最初の提案」TAD/TC/WP(2017)25

OECD (2008),、模倣及び海賊行為の経済的影響, OECD出版, パリ, https://doi.org/10.1787/9789264045521-en.

OECD-EUIPO(2018a)、模倣品貿易についての小荷物の悪用: 事実と動向、不正貿易、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264307858-en

OECD-EUIPO(2018b)、模倣品及び自由貿易圏の貿易: 最近の動向、不正貿易からの証拠、OECD出版、パリ/EUIPO、https://doi.org/10.1787/9789264289550-en

OECD-EUIPO(2018c)、なぜ各国は偽物を輸出するのか？:ガバナンスの枠組み、法の実施と社会経済的要因、不正貿易、OECD出版、パリ/EUIPO、https://doi.org/10.1787/9789264302464-en

OECD-EUIPO(2017)、偽物及び不正貿易の実際の貿易経路マッピング、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264278349-en

OECD-EUIPO(2016)、模倣品・海賊版商品の貿易: 経済的影響の不正貿易マッピング、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264252653-en

Siroën, Jean-Marc and Ayçil Yücer (2014)、「自由貿易圏の取引実績」、Working Papers DT/2014/09, DIAL (Développement, Institutions et Mondialisation)

UPU (2016)、「国際郵便・小包・高速郵便サービスの動向と推進要因」、郵便市場調査報告書

WTO (2019)、商品貿易統計、世界貿易機関、ジュネーブ、www.wto.org/english/res_e/statis_e/merch_Trade_stat_e.htm。

第 2 章　状況をいかに更新するか？

模倣品・海賊版貿易の規模・範囲・動向に関する情報は、直面している問題の性質や状況の進展を理解する上で重要である。その情報は不正行為に対処するための有効な政策と測定を企画し実行するためにも不可欠である。本報告書の主な目的の1つは、既存の方法論を用いて、模倣貿易の規模について、全体的にも特定の部門に対して測定することをさらに進めることである。

データ

OECD (2008)、次いでOECD-EUIPO(2016)報告書で取られたアプローチに従い、本報告書の分析は2つの情報源に基づいている:

- 国際貿易統計
- 侵害製品の税関差押え

貿易統計

貿易統計は、国連(UN)のコムトレード・データベース(地元税関価額)に基づいている。報告国が171カ国、パートナー国が247カ国(報告国にプラス76カ国)の場合、データベースは世界貿易の最大部分をカバーし、入手可能な最も包括的な貿易データベースとみなされる。製品は6桁のHS(Harmonised System)1ベースで登録されており、詳細レベルが高いことを意味している。本研究で使用したデータは、税関職員によって割り当てられた商品の価額である地元税関価額に基づいている。ほとんどの場合、これは、添付の請求書に現れる取引額と同じである。地元税関価額には、原産国から輸入国に物品を輸送する際に発生する保険料及び運賃が含まれる。

差押えデータ

税関差押えに関するデータは、国の税関行政からのものである。各分析年(2014年、2015年及び2016年)において、世界中の模倣品及び海賊版の税関差押えの総数は、一貫して13万件を超えていた。全体として、知的財産権侵害品の税関差押えに関する統合データベースには、2011-13年度に記録された428,000件と比較して、ほぼ465,000件のデータが含まれている。(OECD/EUIPO, 2016)

データソースに関して、本報告書は、以下から受け取った税関差押えデータに依存している:

- 世界税関機構(WCO)
- 欧州委員会の税務税関連合局(DG TAXUD:Directorate-General for Taxation and Customs Union)

- 米国国土安全保障省(DHS)は、米国の税関当局である米国税関当局(CBP)、および米国入国税関当局(ICE)から差押えデータを提出した。

表2.1. 税関差押えに関するデータセット

	DG TAXUD	CBP–ICE	WCO
対象年	2014–16	2014–16	2014–16
時点報告	四半期データ	差押えの正確な日付	差押えの正確な日付
地域別カバレッジ (報告対象国数)	欧州連合	米国	世界規模(報告国数は年間でばらつき、総数は92)
自主報告か？	No	No	Yes
製品カテゴリーの分類	35品目+その他(「その他」の記載)	HST、8桁レベル	留め置かれた製品の補完的かつ正確な記述を伴う18品目
押収額か？	Yes(代用品金額)	Yes(代用品金額)	Yes(一部の国のみ;具体的なガイドラインなし)

重要なことに、DG TAXUD、CBP–ICE、およびWCOデータセットは、税関職員によって収集され、処理されるデータ登録に依存する。これらのデータは主に、税関の業務を改善するために、例えば、リスクプロファイリングプロセスを準備し、国内の経験を共有するために設計されている。他の管理データと同様に、定量分析に適用する前に慎重な検討が必要である。

これらのデータの詳細な分析により、一連の制約が明らかになった。それらのうちのいくつかは、差し押さえられた商品または原産国に関して、製品分類レベルまたは異常値の他にデータセット間のある種の不一致を指す。OECD–EUIPO (2016)の報告書では、すべての制約事項について十分に議論されており、それぞれの制約事項について方法論的な進め方が提案された。本報告書はまた、2016年の研究で提示され、議論されたのと同じ方法論に依拠し、差押えデータの制約に対しては同じ解決策を用いる。

方法論的および統計的側面:GTRIC方法

本報告書で採用したGTRICの2法は、OECD–EUIPO(2016)の研究で使用されたものに依存している。この方法論は、OECD(2008)の報告書で使用されているものに従った。全体的なデータの改善を考慮して、これらのデータの改善を活かすために、2008年の方法論に対して一連の方法論の修正が行われた。主要な改訂は表2.2に概説されている。

表2.2. 2008年と2016年の方法論を比較した改善

	2008	2016	2019
時間軸	No (プールされたデータセット)	Yes(3年、2011-13年)	Yes(6年、2011-16年)
GTRIC-pおよびGTRIC-eの構築	押収商品の価額、押収件数及び押収商品数に基づく。以下の強い仮定: • 差押えの数及び差押商品の数から価額への換算。 • 各原産国および各製品カテゴリーにおける模倣の最小レベル。	押収商品の価額のみに基づいている。 変換や最小限の模倣については強力な仮定はなされていない。	押収商品の価額のみに基づいている。 変換や最小限の模倣については強力な仮定はなされていない。
合計額の推定値	税関および業界の代表者との非公式のインタビューに従って選択される。	系統だったインタビューと税関や他の執行官とのフォーカスグループを経て洗練される。	系統だったインタビューと税関や他の執行官とのフォーカスグループを経て、さらに洗練される。

これらの主要な要素の簡単な議論は以下に提示され、より多くの議論はOECD-EUIPO(2016)報告書に記載されている。詳細な、技術的および方法論的な注記は、本報告書末尾の付録Aに記載されている。

産業概況(GTRIC-p)

要注意製品の識別は、ハーモナイズドシステム(HS)に含まれる96個の2桁の製品単位を含む税関データシステムに依拠する。特に、報告税関当局のいずれかが、あるHSカテゴリーで模倣品を登録した場合、カテゴリー全体は「要注意」として扱われる。

GTRIC-pは2つのステップで構築される。第1段階では、各製品カテゴリーの差押え強度がこれらの製品の総輸入における各報告国のそれぞれの構成比によって加重される。これは、特定の製品カテゴリーで発生する製品侵害の感度を、報告国ごとの特定の製品の輸入の強度と関連づけて反映している。第2のステップでは、差押え技術及び国際貿易における製品が模倣品と海賊版である傾向に関連する多くの既知の偏りを考慮するように、これらの指数を統計的に変換される。

最終的な結果として、GTRIC-pは、あるカテゴリーの製品が他のカテゴリーと比較して模倣される相対的可能性を表す。もちろん、どんなカテゴリーにおいても、製品間にかなりのばらつきがあり、したがって、相対的な模倣傾向は、HSの各チャプターによってカバーされる何百もの商品の平均とみなされなければならない。

原産国(GTRIC-e)

OECD (2008)およびOECD-EUIPO(2016)の研究に記載されているように、原産国とは、数量か価額にかかわらず、知的財産権に違反して途中で押さえられた品目の出所として、報告税関機関によって発見され、登録された国である。本研究では、原産国とは侵害品の実際の生産が行われている原産国、ならびに侵害品が目的地国より先に通過する通関港として機能する国を指す。

GTRIC-pと同様に、所与の原産国に対する傾向は、その押収率の加重平均を、その輸入総額のそれぞれの輸入シェアに関連付けることによって得られる。このことから、GTRIC—eは、GTRIC—pと同じラインに沿って算出され、異なる原産国から侵害商品を輸入する相対的な傾向を示す。

模倣貿易全体(GTRIC)

一般的傾向フレームワーク(GTRIC)は、模倣製品を含む相対的可能性を、「製品カテゴリー」と「原産国」の各ペアに割り当てる。

GTRIC指数自体は、原産国が行全体にわたってリストされ、2桁のHS単位が列にリストされる行列表として表すことができる。行列の各要素、すなわちGTRICの値は、所与のHS単位によってカバーされる侵害製品を輸出する所与の原産国の相対的傾向を示す。これらの傾向は互いに対してのみ解釈することができ、GTRIC自体は、世界貿易における模倣および海賊行為の絶対的な大きさについての情報を提供しない。その代わりに、指数は模倣及び海賊版貿易の問題のより良い評価を支援するツールとして考慮されるべきである。

さらに一歩進み、国際貿易における模倣製品および海賊版製品の絶対額を計算するためには、少なくとも1つの原産国から、所与の製品カテゴリーに模倣製品および海賊版製品を含む少なくとも1つの確率を特定することが重要である。これは、調査や執行当局との系統だったインタビューを通じて算出することができる。

注

[1] 調和システム(HS)は国際商品分類システムであり、WCOによって開発され、維持されている。

[2] 模倣品の一般貿易関連指数。

参考文献

OECD (2008)、模倣及び海賊行為の経済的な影響,、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264045521-en

OECD-EUIPO(2016)、模倣品・海賊版商品の貿易: 経済的影響の不正貿易マッピング、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264252653-en

第3章　一見した模倣品貿易

この章では、未加工の税関差押えデータに基づく模倣品の貿易の初期スナップショットのセットを提示する。

模倣品の差押えの概要

各分析年(2014年、2015年及び2016年)において、世界中の模倣品及び海賊版の税関差押えの総数は、一貫して13万件を超えていた。全体として、知的財産権侵害商品の税関差押えに関する統一データベースは、ほぼ465,000件を含んでいる。これらのデータは、原産国、模倣貿易の産業範囲、および知的財産権が侵害された権利保有者の登録国に関する貴重な情報を提供する。

たいていの場合、データからは、差し押さえられた物品が元の製造地点に由来するのか、または通過地点に由来するのかを区別することが出来ない。このため、OECD-EUIPO(2016)の報告書に詳述されているように、「原産国」という用語が用いられてきた。この用語は、侵害商品の実際の生産が行われている国、および侵害商品が通過する貿易港として機能する国を指す。

原産国

事実上いかなる国も模倣品・海賊版貿易の起源でありえて、そしてこれらの原産国の範囲は広がっている。これは、2011～13年の173ヵ国と比較して、税関差押えの統合されたデータセットが2014～2016年の間に模倣品及び海賊版製品の184の原産国を特定している。記述的分析からも裏付けされる。

原産国の範囲は広いが、生データの押収統計はまた、差押えが原産国の比較的集中した一まとまりの原産国から生じていることを示す。言い換えれば、一部の国が、模倣品や海賊版の世界貿易を支配する傾向がある。押収された模倣積み荷の最も多いのは東アジアからのものであり、中国と香港(中国)が最上位に位置している(図3.1参照)。

図3.1.模倣品・海賊版の差押え:上位国、2014年、2015年、2016年

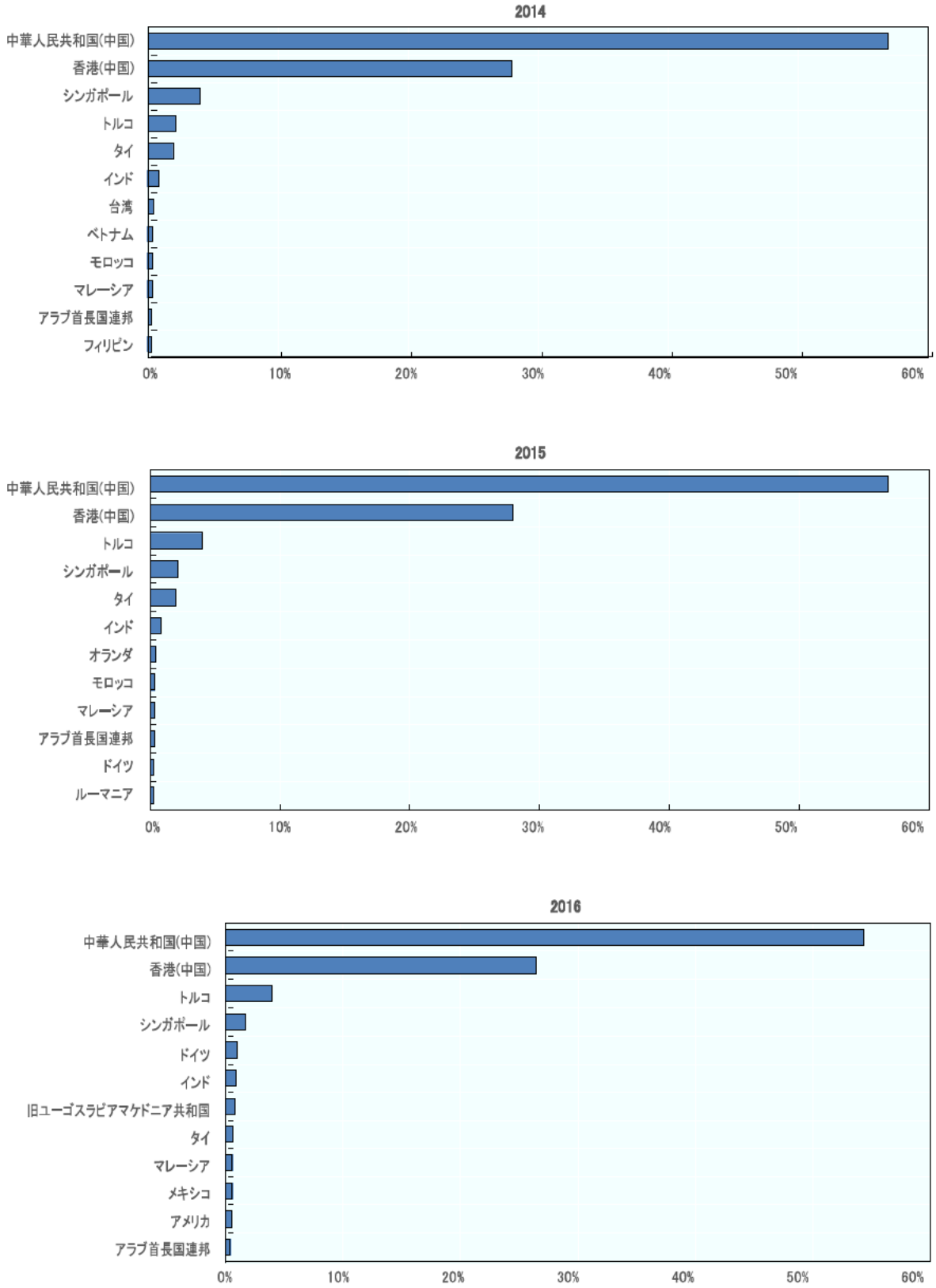

中国と香港(中国)は、2011～13年と同様、2014～16年に模倣品の世界貿易を支配している。ただし、香港(中国)のシェアは上昇している一方、中国のシェアは徐々に低下している。

通過地点としての香港(中国)の重要性が高まっていることは、OECD-EUIPOの以前の研究で文書になっている模倣貿易の全体的な傾向と関連がある可能性が高い。第1に、模倣品の貿易ルートは複雑であり、香港(中国)を含めて、突出した通過地点が集中的に悪用されている。第2に、香港(中国)は、模倣品および海賊版物を運ぶ小荷物の供給源の重要な国としても識別されている。模倣貿易における小荷物の悪用の絶え間ない増加とともに、偽物の世界貿易における香港(中国)の役割が増大していることにも寄与しているかもしれない。(OECD-EUIPO, 2018a; OECD-EUIPO, 2018c)

インド、マレーシア、メキシコ、シンガポール、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦は、この2つの時期の間、世界中で取引される模倣品や海賊版の原産国の上位であり続けている。

図3.2.模倣品・海賊版貿易における原産国の差異(2013年、2016年)

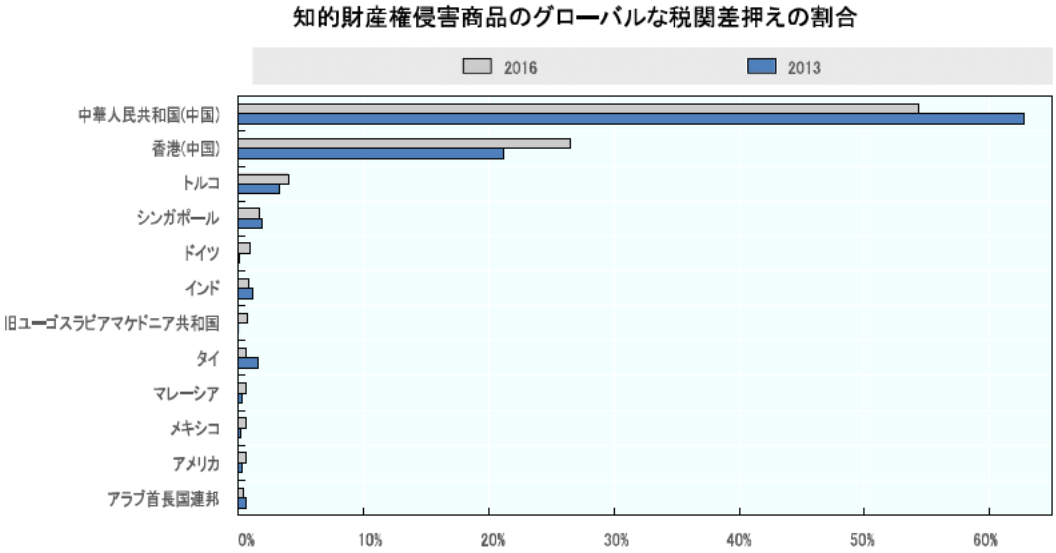

製品カテゴリー

統合されたデータセットは、侵害された製品カテゴリーに関する定量的な例証を引き出すために使用することができる。模倣品・海賊版の対象範囲は非常に広く、拡大しているが、それは高級品から普通の製品にまで及ぶ(Box 3.1参照)。2014年から2016年までの184カ国の入手可能な統計に基づくと、税関は96のHSチャプターのうち88チャプターで知的財産権に違反する記事を発見した(2011-13年の80%に対し92%)。

囲み3.1. 模倣・海賊行為の範囲拡大

所与の製品がその権利者に経済的価値を付加する商標、特許、意匠権又は著作権で保護されている限り、この製品は模倣及び海賊行為に悩まされる可能性が高い。模倣及び海賊行為の範囲は広く、上述した4つのIP権利によって保護されるほとんど全ての製品にわたる。既存の統計は新鮮なショウガ、ジャガイモ、モモの模倣(商標侵害)の差押えについて報告している。そして、2011～13年の間については、新鮮なイチゴ、シナモン、およびココナッツ油が該当する。

例えば、毛皮および人工毛皮(43)、塩、硫黄、土および石、石灰およびセメント(25)および鉱石、スラグおよび灰(26)を含む、模倣品が検出されたいくつかの新しい製品カテゴリーがある。はるかに大規模に模倣されると報告された製品の例には、例えばギター、または建築材料が含まれた。この絶えず模倣が拡大する産業の範囲は模倣者が非常に積極的な戦略を採用し、あらゆる種類の利益機会を精力的に探していることを証明している。

侵害に敏感な商品の範囲は広いが、いくつかの部門別の研究は模倣および海賊行為の強度が、商品の異なる種類、すなわちHSカテゴリーによって大きく異なることを示唆している。これは、税関差押えが均一ではなく、製品カテゴリーのある部分に集中する傾向があることを示す押収統計からも裏付けられる。

最も頻繁に押収される模倣品は履物であり、次いで衣類、皮革製品、機械(ICT装置を含む)である。高級時計、香水、高級皮革製品、ブランドサングラスなどの高級品は、これらのカテゴリーに含まれている(図3.3)。

図3.3.模倣品・海賊版の差押え: HS(統一システム)コード別上位業種、2014年、2015年及び2016年

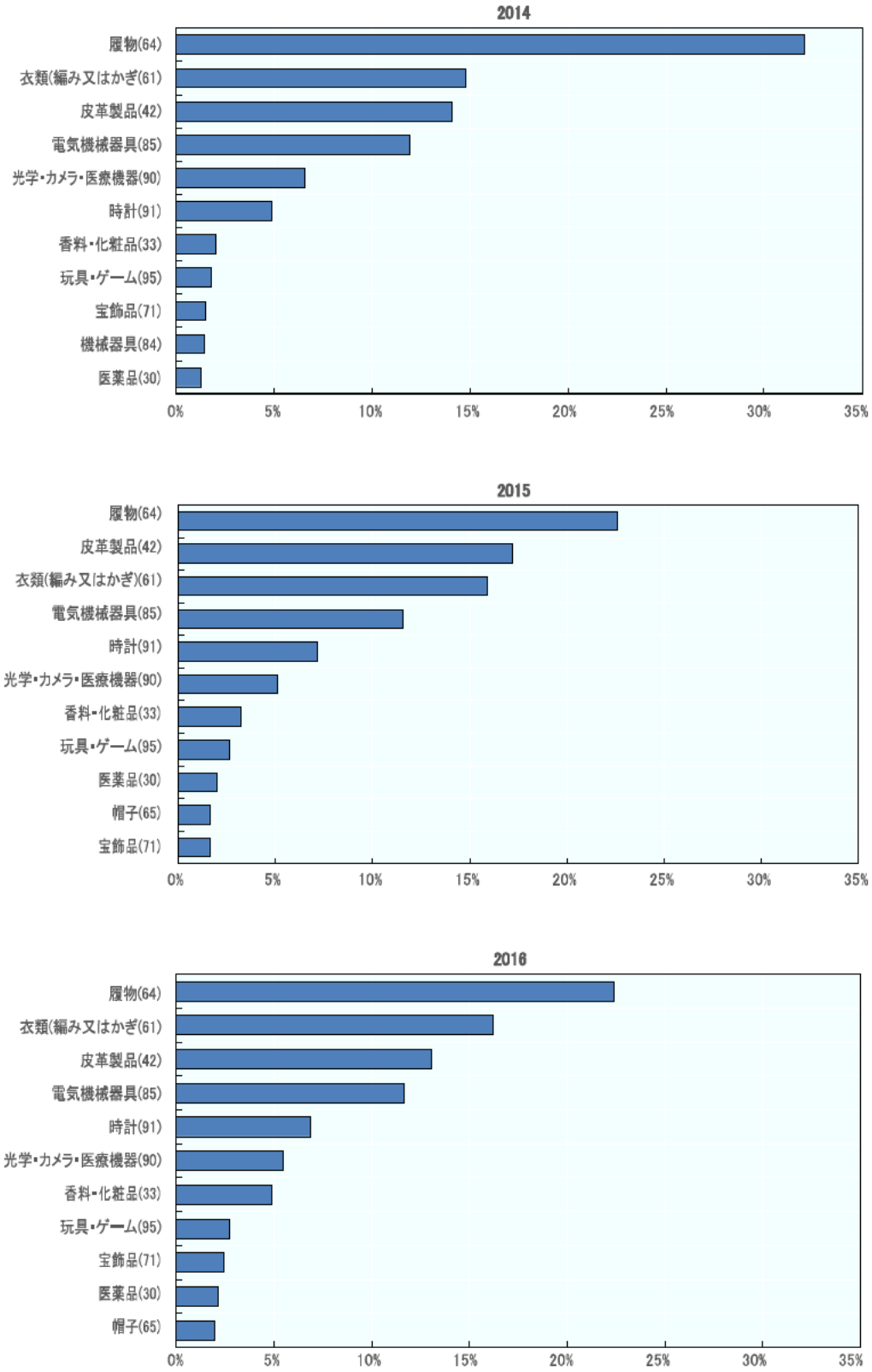

差押え件数については、模倣・海賊行為が最も多い上位8カテゴリーが2014-16年と2011-13年で同じである。再度、履物(64)、衣類(61)、皮革製品(42)、電気機械器具(85)、時計(91)、サングラス(90)、香料・化粧品(33)、および玩具・ゲーム(95)が、模倣の対象となる主要な製品カテゴリーであった(図3.4参照)。

模倣製品の範囲が増大すると、環境または消費者の健康および安全に重大な脅威をもたらす可能性があることに留意すべきである。例えば、安全基準に対応しない模倣化学製品、殺虫剤または殺菌剤は、しばしば深刻な環境上の危険をもたらす。健康および安全上のリスクはしばしば、標準以下の模倣医薬品、玩具、化学物質(有機および無機)、食品および飲料、電池などによって生じる。税関執行官はコンタクトレンズ、歯科器具、なめし製品、乳児用調合乳など、潜在的に危険性な偽物を差押えた。重要なことに、環境または消費者の健康および安全上のリスクにつながり得る偽物の貿易の強度は、模倣によって影響を受けるほとんどすべての部門において増大し続けている。

図3.4.模倣品・海賊版の対象となる製品カテゴリーの差異(2013年、2016年)

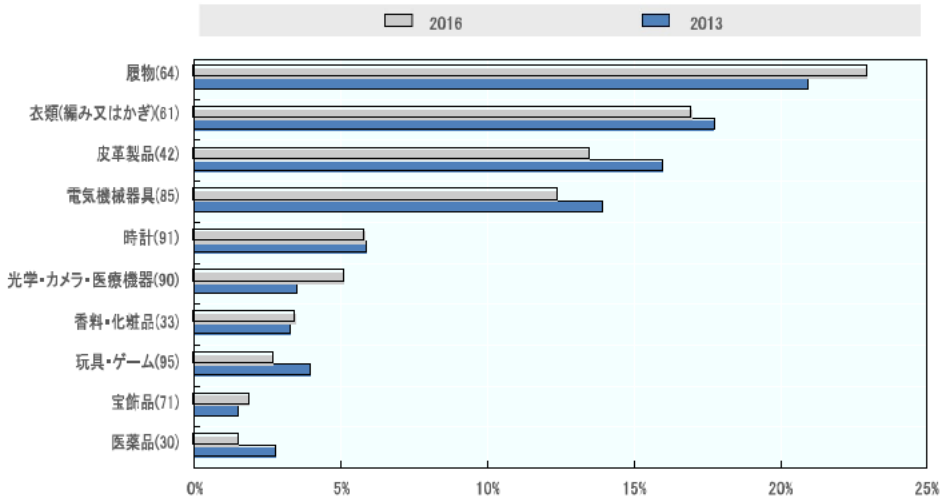

影響を受ける権利者

ここでは、知的財産権が侵害されている権利者が所在する国について分析する。所在地とは、権利者の本社が登記されている場所をいう。差押え商品の総額の24%近くは、米国で登録された保有者の知的財産権であり、フランス(16.6%)、イタリア(15.1%)、スイス(11.2%)、ドイツ(9.3%)の順である(図表3.5参照)。これらは、2011-13年のOECD-EUIPO[2016]で述べたように、模倣や海賊行為の影響を最も受けた上位5カ国とまったく同じである。

中国および香港(中国)の権利保有者も、しばしばIPを侵害されている。実際、香港(中国)と中国は、世界的な模倣と海賊行為の影響を最も受けた国のリストで、それぞれ19位と23位にランクされている(図3.5)。これは、中国が模倣品および海賊版製品の原産地のトップであることとは著しく対照的である。

このことは、中国企業が知的資本に頼り、事業戦略に知的財産権を活用するという革新的な取組を蝕む模倣や海賊行為の脅威も非常に強いことをも示している。

知的財産権が侵害されている権利者の出身国の上位6つの国は2011-13年も変わらないが、米国のシェアは2つの期間の間で大幅に増加(+5%ポイント)していることに留意すべきである。韓国の場合もそうである。韓国は2011-13年のランキングでは出現しなかったが、2014-16年のランキングでは9位である。

図3.5模倣品・海賊版の差押え:知的財産権が侵害された権利者の上位出身国(2014-16年)

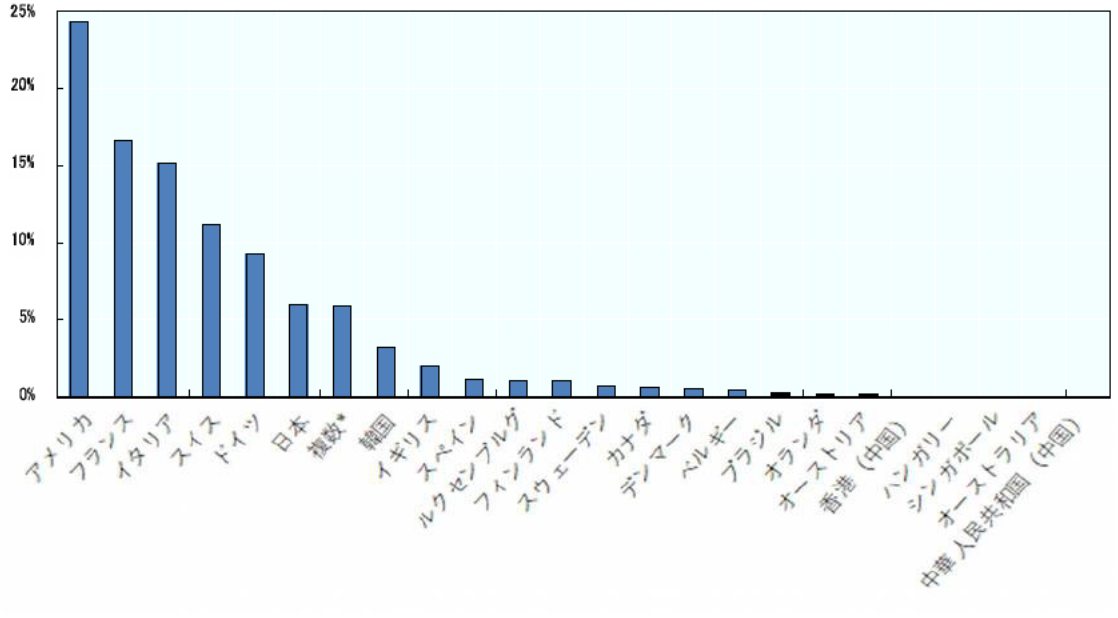

(注)「複数」とは、権利者が複数の国で登録されているときの知的財産権侵害製品の差押えをいう。データは、2014年から2016年までの模倣品および海賊版製品の世界的な税関差押えの価額に基づいている。なお、2018年11月以降の税関差押データベースの更なる整備は、OECD(平成30年)に比べ、知的財産権を侵害されている権利者の出身国の上位国のランキングに若干の変化をもたらした。

差押えの伝達方法と規模

データを振り返ると、郵便小包が模倣品や海賊版製品を出荷する最も平易な方法であることが強調された(図3.6)。2014年から2016年の間に、世界中の差押えの平均約57%が郵便出荷に関与し、12%が宅配便に関与する。次いで、航空輸送と海上輸送がそれぞれ15%と10%をわずかに超える差押えとなっていた。最後に、車両輸送に関する差押えは約5%であった。歩行者または鉄道で運ばれるなど、模倣製品の他の運送方法は、無視できる割合であった。

また、郵便・特急便による小荷物は2011～13年の63%に対し、2014～16年はIP侵害製品の税関差押えによる69%を占めた。

図3.6.模倣品・海賊版の搬送方法 (2014-16年)

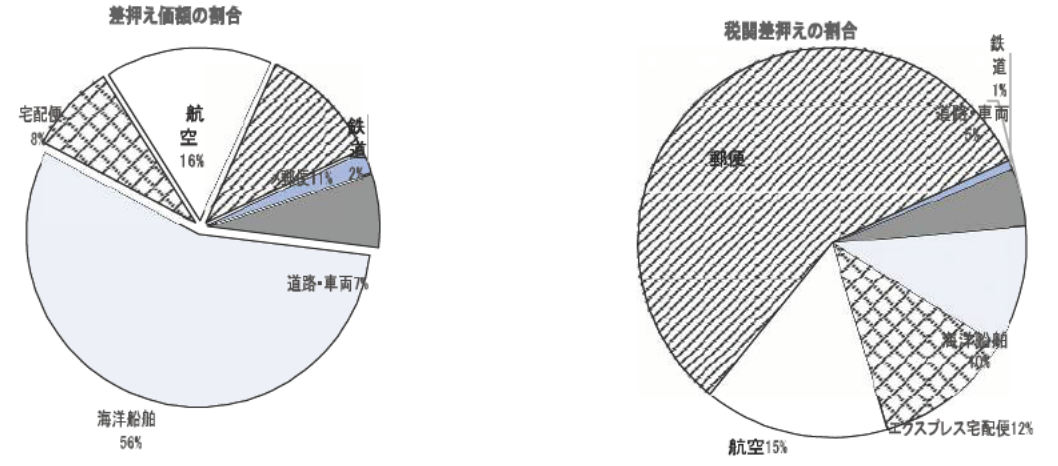

差押えられた出荷の規模は小さくなる傾向にあり、平均して出荷数の約65%が10品目未満の出荷となっており(図表3.7) 、2011-13年度の43%よりも高まっている。これは、差押えの数に関して、通常少数のアイテムからなる小荷物が依然として模倣および海賊版製品の最もありふれた輸送方法であるという発見に符号する。

図3.7.規模別差押え(2014-16年)

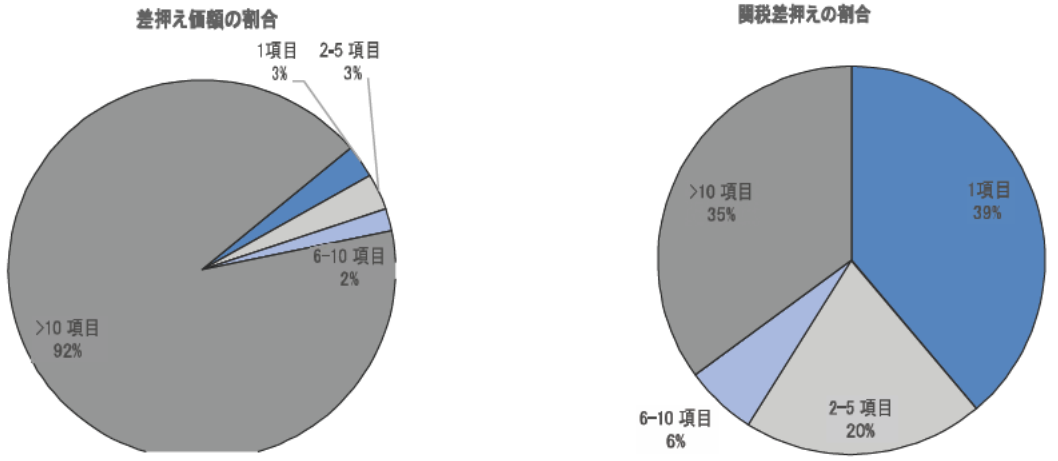

追加観察

一次・二次市場

WCOおよびDG TAXUDデータベースは侵害された商標について報告し、模倣製品によってターゲットとされている市場セグメントについてのいくつかの量的な例示を引き出すために使用することができる。

原則として、模倣者がターゲットとする2つの市場セグメントがある、すなわち一次市場と二次市場である。一次市場では価格は合法的な製品の価格に近いと予想されるが、二次市場ではより大きな価格の散らばりが予想される。知っていてIP侵害製品を購入する消費者は、純正製品よりも低い価格の支払いを期待するかもしれない。

いくつかのサブマーケット、特に模倣者が強くターゲットとする(したがって、大きなデータサンプルが入手可能な)製品について観察することができる。これらのサブマーケットは一次および二次サブマーケットに対応し、IP侵害製品の異なる価格範囲を特徴とする。

記載されている一次市場と二次市場の区別は重要である。一次市場における偽物の販売はすべて、明らかに産業にとって直接的な損失である。しかしながら、二次市場では消費者の一部のみが、合法的な製品の代わりに意図的に模倣品を購入している。これは、二次市場では消費者は自分たちが買っているものが偽物であることを知っており、多くの可能な理由で購入を進めることを決定するからである(囲み 3.2参照)。

囲み 3.2. なぜ人々は偽物を購入するのだろうか？

人々が偽物を買う理由については、科学文献に多くの理由がある。第1に、本物の製品を手に入れることが難しい場合、これは、その価値の認識を大幅に増加させる可能性がある。さらに、消費者が偽造品を購入する意欲は、購入前にその品質を評価することができれば増加するように思われ、評価できなければ減少するように思われる。購入を取り巻く状況もまた、購入意図を決定する。状況的な気分はたとえそれが違法であったり、低品質の製品で購入後の不満を経験したとしても、何人かの人々が偽造品を購入しやすい理由を説明する。最近の心理学的研究は、偽物を「探索するスリル」、「秘密の社会」の一部であること、純粋な関心など、多くの他の動機付けを説明している。偽造製品の購入者も、その行動を合法化、正当化しようとする。

侵害された商標の多様な選択肢の中の特定のブランドは、模倣者によってより強く標的化されているように思われる。特定の商標の頻度が比較的高いため、このレポートでは、IP侵害ブランドの製品ペアがターゲットとされる可能性のある市場のタイプについて、いくつかの統計的チェックを行うことができる。一次市場と二次市場のシェアを計算するために用いた方法論を付録A.1に示すが、以下の表3.1は二次市場、結果として一部の選択された産業の一次市場を特定する。

これは、2016年に世界中で取引された模倣品や海賊版製品の58.5%が模倣品を購入していることを実際に知っている消費者に販売され、残りが知らずに購入されたことを示す。二次市場向けの偽物の割合は部門によって大きく異なり、消費者の健康と安全を直接脅かす製品については比較的低く(例えば、医薬品の31.3%)、贅沢品については高い(例えば、模倣時計の65.4%)。

表3.1.選択された模倣品及び海賊版製品の世界貿易における二次市場の推定シェア（2014-16年）

製品カテゴリー(HSコード)	二次市場シェア(%)
医薬品(30)	31.3
香料・化粧品(33)	65.5
皮革製品(42)	56.3
衣類(編み又はかぎ針編み)(61)	55.9
履物(64)	57.8
宝飾品(71)	61.0
電気機械器具(85)	60.4
光学・カメラ・医療機器(90)	58.1
時計(91)	65.4
玩具・ゲーム(95)	58.4
HSカテゴリーの合計	58.5

ラベル・包装

差押えデータベースの記述的分析は、多数の差押えされたIP侵害の包装およびラベルを示す。2014-16年の期間で統合データセットは模倣ラベルで税関に差押えられた5,023件(税関差押え総数の約1%)を含み、報告総額は6,400万米ドル(世界の差押え額の1.1%)に近い。同じ期間に、3,179件の偽装包装の税関差押えが報告され(0.6%)、報告額は380億USD(0.7%)であった。

このことは、OHIM-Europol[2015]の研究で策定された、輸入材料からの模倣品や海賊版製品の国内組み立てに関する知見を裏付けている。この発見は、包装およびラベルが最終製品よりも有意に低い価値を有するので、さらなる注目に値する。

すべての模倣包装およびラベルは、以下のGTRIC方法論では考慮されない。[1] 結果は、これらのカテゴリーの製品分類に向けて取られるアプローチに依存して有意に変化する。したがって、完全に確認することは困難である。これは、商標侵害である包装およびラベルのより詳細な分析を必要とする。

注

[1] OECD-EUIPO(2016)報告書では、すべての模倣包装およびラベルは「包装」として扱われ、包装の価値を表している。

参考文献

EUIPO (2018a)、EUIPO Design Focus. 2010 to 2017 Evolution, European Union Intellectual Property Office, Alicante.

OECD (2018)、模倣品貿易とイタリア経済、OECD出版、パリ

OECD-EUIPO(2018a)、模倣品貿易における小荷物の悪用: 事実と動向、不正貿易、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264307858-en

OECD-EUIPO(2018c)、なぜ偽物を輸出するのか？:ガバナンスの枠組みの役割、執行と社会経済的要因、不正貿易、OECD出版、パリ/EUIPO、https://doi.org/10.1787/9789264302464-en

OECD-EUIPO(2016)、模倣品・海賊版商品の貿易: 経済的影響の不正貿易マッピング、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264252653-en

OHIM-Europol (2015)、2015 欧州連合における模倣状況報告書

第 4 章 模倣貿易-現在の状況

世界的にも特定の国においても、模倣貿易や海賊版貿易の規模について、関連する産業・経済固有の全体像を作成するためには、より広範な経済的状況が必要である。前章で提示した差押えの生データは全般的な経済的状況を考慮に入れていないが、さらなる統計的分析におけるインプットとして使用することができる。ここでの分析は、GTRICと呼ばれる基本的な統計ツールボックスに依拠する。これは、2つの文脈において、原産国または産業に模倣の高スコアを割り当てる模倣関連指数を生成する:

- ある国が、絶対値で高い金額の模倣製品および海賊版製品の源泉であると報告された場合、またはある製品カテゴリーが絶対値で(例えば、USDで) 高い金額の模倣製品および海賊版製品を含んでいる場合
- ある国からの貿易の大部分(パーセンテージで)が模倣品および海賊版製品である場合、またはある製品カテゴリーにおける製品の大部分(パーセンテージで)が模倣および海賊版である場合

本章では、模倣品や海賊版の貿易についての理解を判断するために、GTRIC分析の主要な結果を紹介する。GTRIC分析には以下の3つの分野がある:

- 主要原産国の特定(GTRIC-e)
- 模倣品・海賊版商品(GTRIC-p)の産業範囲
- 模倣品・海賊版の貿易総額の推定値

原産国

第3章で述べたように、本研究で得られた情報は、事実上、いかなる国も侵害商品を生産する場所として、または侵害商品が通過する輸送拠点として、模倣や海賊行為の原因となりうることを示唆している。さらに、この範囲は拡大されている。

しかし、税関差押統計は、いくつかの原産国が模倣や海賊行為において世界貿易を支配する傾向があることを示している。これは図4.1に示されており、平均して、たいていの差押えは少ない国グループから生じたものであることを示している。これらには、それぞれ、中国、香港(中国)、アラブ首長国連邦、トルコ、シンガポール、タイ、インド、およびマレーシアが含まれる。

図4.1.模倣品・海賊版の上位25の原産国(2014-16年)

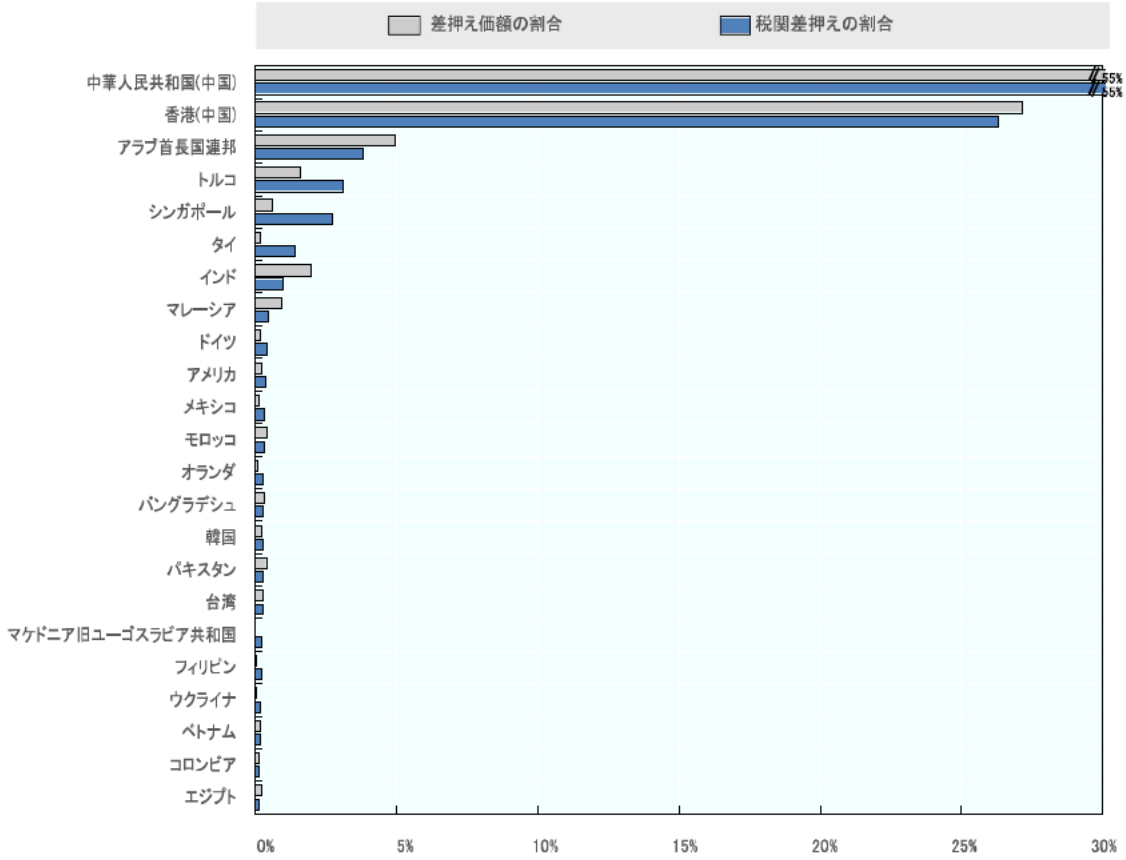

模倣品および海賊版製品の多数の原産国は、国際貿易における模倣および海賊版の重大さの指標を提供する。前章で述べた方法論に従って国固有の指数を作成することで、ある程度の精度を得ることができる。これは、すべての報告国について、差押え率と貿易量を考慮して行われている。このことから、上記の製品カテゴリーと同様に、異なる原産国から侵害品を輸入する相対的な傾向を示す、国に対する模倣品の全般貿易関連指数(GTRIC-e)が算出される。

表4.1は2014-16年の模倣品の上位25の原産国を示しており、香港(中国)、中国、アラブ首長国連邦が上位を占めている(完全なリストについては付録Bを参照)。図3.1に概説されている生データの押収統計とは対照的に、GTRIC-eスコアが高いということは、所与の国が絶対値(例えば、米ドル)で模倣品および海賊版製品の高い価値の源泉であると報告されているか、またはその国からの輸入総額の大部分が模倣品および海賊版製品であることを意味する。

表4.1.模倣品輸出に関する傾向で上位25の原産国

GTRIC−e、2014−16年平均

原産国	総計
香港(中国)	1,000
中華人民共和国(中国)	1.000
アラブ首長国連邦	0.995
モロッコ	0.989
パキスタン	0.955
トルコ	0.946
パナマ	0.901
ウルグアイ	0.859
バングラデシュ	0.821
モーリタニア	0.753
ジブチ	0.742
インド	0.718
レバノン	0.709
エジプト	0.675
カンボジア	0.567
シリア・アラブ共和国	0.561
バーレーン	0.553
ドミニカ	0.529
ホンジュラス	0.450
カタール	0.441
ベナン	0.424
ジョルダン	0.413
スリランカ	0.410
マレーシア	0.402
シンガポール	0.393

注:高GTRIC−eは、その国からの模倣品および海賊版製品の輸出の金額(絶対値)、およびその国からの模倣品および海賊版製品の貿易の割合の2つのサブコンポーネントの加重値である:。

2011−13年には、中国と香港(中国)が既に原産国であり、模倣品を輸出する傾向が最も高かった。2011−13年から2014−16年の間にランキングが下がったトルコは、2014−16年のランキングの3位でアラブ首長国連邦に入れ替わった。モロッコとパナマの傾向は高まっているが、2016年の研究に登場しているいくつかの国はリストから脱落している。これには、例えば、ギリシャ、ネパール、およびトケラウが含まれる。おそらく、これらの国は、模倣品の世界貿易地図上の季節的な通過点として、多かれ少なかれ重要であった。これらはそれらの国における執行当局による効果的な模倣防止政策の適用、あるいは、全般的な貿易の流れの進化や、模倣における他のより便利な貿易ルートの出現といった他の要因のいずれかのために、その重要性を失った。

GTRIC−eは模倣貿易の主要な原産国、すなわち、侵害商品の実際の生産が行われている国と、侵害商品が通過する通過点として機能する国との両方を提示することに留意することが重要である。これらの原産国の中には、知的財産権侵害商品の重要な生産者であるか、あるいは戦略的な輸送手段であることから、他の原産国よりも侵害商品の重要な供給源であるものもある(BOX4.1参照)。

囲み 4.1. 模倣品貿易の複雑なルート

GTRIC—eは模倣貿易の主要な原因となる国、すなわち、侵害物品の実際の生産が行われている国、および侵害物品が通過する拠点として機能する国を提示する。

模倣者および海賊は、いくつかの通過地点を使用して、複雑な貿易ルートを介して模倣製品を出荷する傾向がある。これは、以下のようないくつかの理由で行われる:

- すべての文書の「洗浄」と、生産ないし出発の原地のカモフラージュ
- 模倣品及び海賊版の物品(例えば、自由貿易地帯)のための流通センターを設置し、それらをより小さな注文でそれらの最終目的地点に輸送する
- 製品の加工は通常、自由貿易圏において、しばしば模倣商標を追加し、また商品を再包装し、若しくは再表示することによって行われる

その結果、ほとんどの場合、税関職員が「生産国」を決定することは、文書洗浄のためだけでなく、模倣の実際のプロセスが当該商品の生産と同じ国で行われない可能性があるために困難である。当該製品が1つの国で生産され、模倣ロゴによるラベル付けまたは商標侵害包装による包装は、最終到着市場により近い別の市場で、より弱度のIPを行使して行うことが可能である。

資料: OECD-EUIPO(2017)、模倣品の実際の貿易経路のマッピング、https://doi.org/10.1787/9789264278349-en.

影響を受けた産業

第3章で議論したように、侵害に要注意な商品の範囲は広く、拡大している(模倣と海賊行為に関係する96のHSカテゴリーのうち88カテゴリー、すなわち2011-13年の80%に対して92%)。しかしながら、模倣および海賊行為の強度は、商品の異なるタイプ、したがってHSカテゴリーによって大きく異なる。これは図4.2に示されており、2014年から2016年の間に、比較的限られた数のカテゴリーに差押えが集中していることを示している。

図4.2.模倣品・海賊版の上位20カテゴリー(2014-16年)

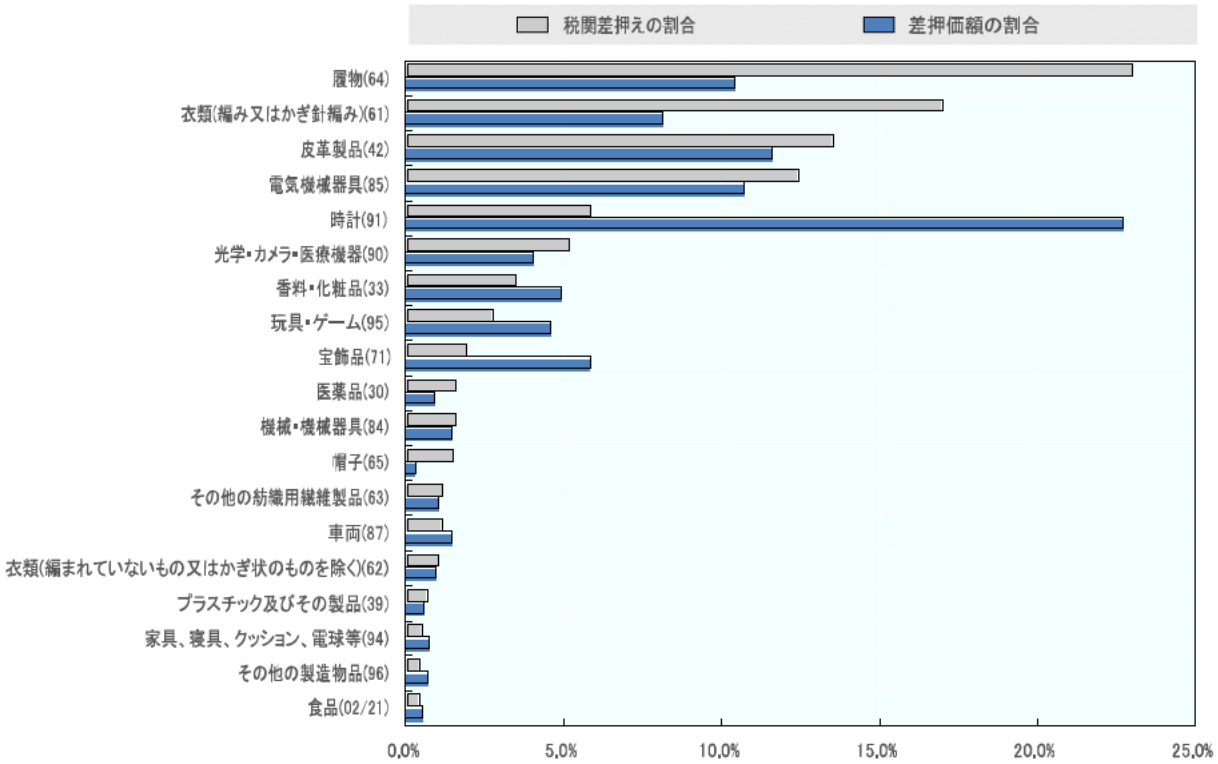

異なる種類の侵害製品が輸入される傾向の有意義な尺度を得るために、第3章で概説した方法に従って、輸入国全体にわたって侵害製品の差押え率の加重平均を、それぞれの輸入シェアに関連づけする。これらの相対的な感応度に基づいて、GTRIC-pは、1つのHSカテゴリーの製品が別のHSカテゴリーに対して模倣されている関連性を確立する。その結果、模倣される傾向に関する製品の全般的なランキングが算出される(付録B参照)。

GTRIC-eと同様に、データの品質が良いので、差押えデータが入手可能な各年(2014年、2015年および2016年)のGTRIC-pの計算が可能になる。表4.2は、全般的な模倣要因(分析された年にわたる平均値)に従って上位20の敏感な製品カテゴリーを示す。高いGTRIC-pスコアは所与の製品カテゴリーが絶対値(例えば、USD)で模倣製品および海賊版製品の高い金額を含むこと、またはその製品カテゴリーからの輸入の大部分が模倣製品および海賊版製品であることのいずれかを意味する。

表4.2. 模倣に苦しむ傾向に関して上位20業種

GTRIC-p、2014-16年平均

統一システム(HS)カテゴリー	GTRIC-p
香料・化粧品(33)	1.000
皮革製品及びハンドバッグ(42)	1.000
衣類(編み又はかぎ針編み)(61)	1.000
履物(64)	1.000
時計(91)	1.000
玩具・ゲーム(95)	1.000
その他の化粧繊維製品(63)	0.992
たばこ(24)	0.977
帽子(65)	0.977
その他の製造物品(96)	0.964
宝飾品(71)	0.936
光学・カメラ・医療機器(90)	0.856
楽器(92)	0.811
ニット又はクロッシェド織物(60)	0.645
傘(66)	0.641
電機・電子(85)	0.635
衣料品及び附属品(編んだもの及びかぎ編んだものを除く。)(62/65)	0.592
家具(94)	0.500
ベースメタルの工具及び刃物類(82)	0.474
セラミック製品(69)	0.422

注:GTRIC-pスコアは、ある製品カテゴリーにおける模倣製品および海賊版製品の絶対値、ならびにその製品カテゴリーにおける模倣製品および海賊版製品の貿易の割合の2つのサブコンポーネントの加重指数である。HSコードの完全な説明については、付録Bの表B.5を参照されたい。

2011-13年から2014-16年にかけて、模倣に苦しむ上位20業種のリストは若干変化した。2011-13年の上位3位は時計、皮革製品、帽子である。2014-16年には、香水・化粧品、玩具・衣料品、ニット・クロッシュなどの産業で模倣に苦しむ傾向が高まったことから、関連する変化が生じている。

模倣品・海賊版の貿易総額の推計

方法論

GTRICは世界貿易における模倣および海賊行為の全体的な規模の直接的な尺度を提供しないが、有用であり得る関係を示す。具体的には、GTRICマトリックスが模倣品及び海賊版品の国際貿易を近似するために使用することができる。

GTRICは、所与の原産国に由来する各商品について、製品国と原産国の最も集約的な組合せに対して、模倣される確率を割り当てる。理論的には、1つの原産国製品に対する模倣貿易の絶対数をGTRICマトリックスの対応するセルに統合して、模倣製品および海賊版製品について世界貿易の総額を得ることができる(詳細については付録Bを参照)。

しかしながら、この合計値を決定することは2つの主な理由のために現在不可能である。第1に、模倣貿易の秘密性および劇的に変化する性質は測定することを極めて困難かつ非常に不正確にする。第2に、税関からの業務データはほとんどの場合、厳密に秘密である。

それにもかかわらず、GTRIC行列は、模倣品および海賊版製品について国際貿易の「上限」値を測定するために使用することができる。OECD/EUIPO (2016)の報告書と同様に、このアプローチは、模倣に対して最も脆弱な製品カテゴリーにおいて、主要な原産国から模倣貿易の上限(パーセンテージで)を設定することによっている。これらの値は「固定点」と呼ばれる。

分析の最後のステップは模倣の相対的な強さから離れて、国際貿易における模倣品および海賊版製品の金額の測定へと移ることである。これを行うために、少なくとも1つの原産国からの所与の製品カテゴリーに模倣製品および海賊版製品を含む少なくとも1つの確率が識別されなければならない。重要なことに、この識別は、これらのデータが被るいくつかの方法論的偏りがある下では、税関差押えデータ以外の情報に基づかなければならない。

2008年の研究では、産業界や執行機関の代表者と議論された事前の仮定に基づいてこの固定点が決定された。当時、これは、データ品質が悪いことを考えると、可能な限り最良の方法論的アプローチであった。

OECD-EUIPO (2016)研究で提示された分析のために、税関職員との一連の秘密および系統だったインタビューが実施された。これらのインタビューの結果、税関業務に関する詳細な定量的・定性的情報が多数得られ、輸入模倣品・海賊版の絶対数の上限値を決定することができた。最終的に、中国からのHS64(履物)について、固定点を27%に設定した。

本研究では、OECD-EUIPO(2016)研究で使用された固定点を、フォーカスグループ会議といくつかのEU加盟国の税関当局者とのインタビューに基づいて再検討した。これらのインタビューにより、OECD-EUIPO(2016)研究で提示された分析のために選択された固定小数点が依然として成立していることが確認された。その結果、この固定点は本分析にも使用した。

もちろん、このような固定点は平均して中国から輸出された履物の27%が模倣品であることを意味するものではなく、これは模倣品の潜在的取引の上位レベルを表しており、EU加盟国によって中国から輸入されたHS64カテゴリー内では、模倣品の割合は数年間で27%に達していることを意味する。次いで、この結果は、GTRICに適用される基準を与える年間貿易フローについて推定される。その結果、本研究で提示された結果は、模倣品および海賊版品の取引の上限の可能性について言及している。

結果

税関当局から提供されたデータに基づいて、本研究の最良の推定値は、模倣品および海賊版製品が2016年の世界貿易で5,090億米ドルを占めていることを示している。「できるだけ」という用語は模倣取引の上限を指すので、この文脈では重要である。この数字は、2016年の世界貿易総額の3.3%が模倣品や海賊版製品であったことを意味している。特に危機後の世界貿易とその構造は非常に動的であり、この割合は他の年の金額に直接適用することはできない。またこの金額には国内で生産され、かつ消費された模倣品・海賊版は含まれていない。

模倣品・海賊版の世界貿易に占める割合は、2013年以降増加している(図4.3)。しかし、2014年以降、純正品の世界貿易は減少しており、偽物の世界貿易総額はわずかに増加したに過ぎない。

図4.3.模倣品・海賊版貿易の世界貿易量の推計(2013～16年)

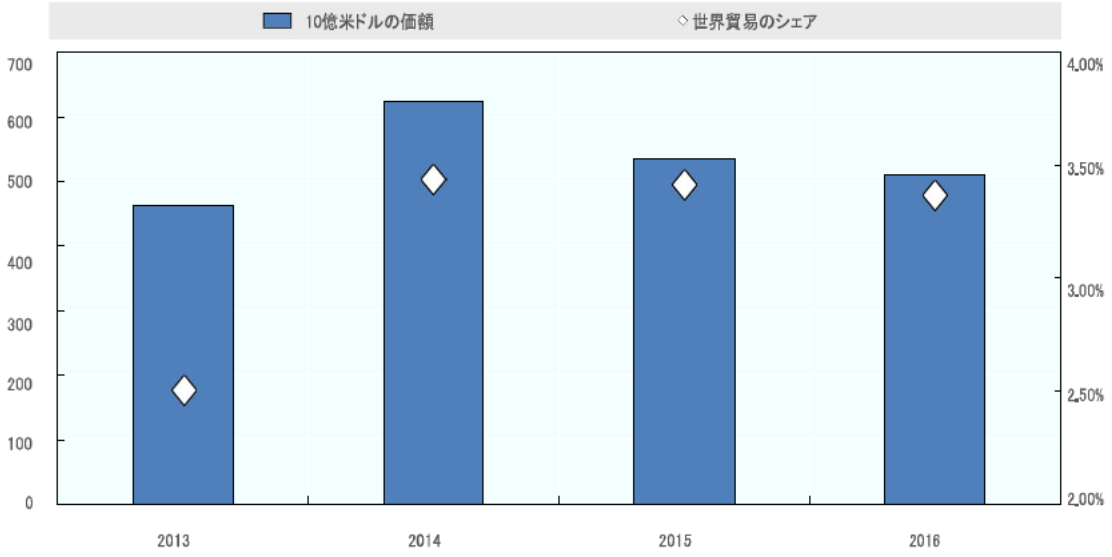

先の記述統計量で示唆されたように、事実上、すべての国は模倣品や海賊版の原産地でありうるが、一部の原産国は世界的に模倣や海賊版を支配する傾向がある。結果は、中国、香港(中国)、インド、アラブ首長国連邦、シンガポールの5つの国が2016年に世界中で取引された模倣品のほぼ73%を輸出したことを示唆している(表4.3)。

表4.3.模倣品・海賊版主要出身国経済の推定値(2016年)

原産国	模倣品の世界輸出に占める割合(%)	偽輸出額(億米ドル)
中国	47.0	239.0
香港(中国)	16.4	83.2
インド	3.4	17.4
アラブ首長国連邦	3.0	15.5
シンガポール	2.6	13.1

また、過去5年間で模倣品・海賊版の対象範囲は拡大しているが、2016年の模倣品の世界貿易額の94%以上を上位20品目(96 HSカテゴリー)が占めている(表4.4)。

表4.4.主要模倣品・海賊版のカテゴリー別の推定値(2016年)

HSの製品カテゴリー	模倣品の世界貿易に占める割合 (%)	偽輸出額 (億米ドル)
電機・電子(85)	35.0	138.0
宝飾品(71)	12.6	49.8
光学、カメラ、医療機器(90)	6.7	26.7
衣類(編み又はかぎ)(61)	6.3	24.8
機械・機械器具(84)	5.0	19.7
履物(64)	3.5	13.9
衣類及び附属品(編まれていないものに限る)(62)	3.4	13.6
玩具・ゲーム(95)	3.0	11.8
家具(94)	2.9	11.5
車両(87)	2.5	10.0
皮革製品及びハンドバッグ(42)	2.1	8.5
その他の化粧繊維製品(63)	2.0	8.1
食品(02-21)	1.6	6.2
プラスチック及びその製品(39)	1.5	6.1
香料・化粧品(33)	1.4	5.4
その他の製造物品(96)	1.2	4.6
医薬品(30)	1.1	4.4
時計(91)	1.1	4.2
ニット又はクロッシェド織物(60)	0.7	2.6
たばこ(24)	0.6	2.3

参考文献

OECD-EUIPO(2017)、偽物及び不正貿易の実際の貿易経路のマッピング、不正貿易、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264278349-en

OECD-EUIPO(2016)、模倣品・海賊版商品の貿易: 経済的影響の不正貿易マッピング、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264252653-en

第 5 章 EUのケーススタディ

本章では、欧州連合における模倣取引の現状を見ていく。定量的な知見は、主に欧州委員会のDG TAXUDを通じて受け取った模倣差押えデータに基づく。

EU経済のIP集約度

今日、すべてのタイプの知的財産権(その侵害がこの研究で分析される)は、EUにおいて、国内、欧州、そして国際規制に従って保護されている。これは、商標、意匠権、著作権及び特許を意味する。

商標及び工業意匠については、権利はEU法及びEU加盟国の国内法に準拠する。EUでは、EU商標(EUTM)(2016年3月まではコミュニティ商標と呼ばれていた)として、個々の国内またはEU全体で商標を登録することができる。これらの商標は、EUIPO(European Union Intellectual Property Office)によって登録される。EU商標は単語、数字、色、形状、包装又は音のような、商標の種類に適した形式で表現することができ、ある企業の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスと区別することができる任意の特有の標識から構成することができる。EUTMは、スペインのアリカンテにあるEUIPOオフィスに直接出願される。

2010年から2017年にかけて、EUIPOはEUTM出願書類の着実な増加を記録した。この期間にわたり、EUIPOにより登録された出願の年平均成長率は5.9%であった。この結果、2017年におけるEUIPOの出願件数は、2010年(EUIPO, 2018a)に比べ48.8%増加した。

EU以外に拠点を置く企業や個人は、EUTMの出願者のかなりの割合を占めている。中国、スイス、米国は、2010-17年の累積EUTM出願件数が最も多い上位10カ国の中に入っている。これらの統計は、欧州連合共通市場の経済的重要性および商業的魅力を強調している。

図5.1. EUTM出願件数(1996年～2017年)

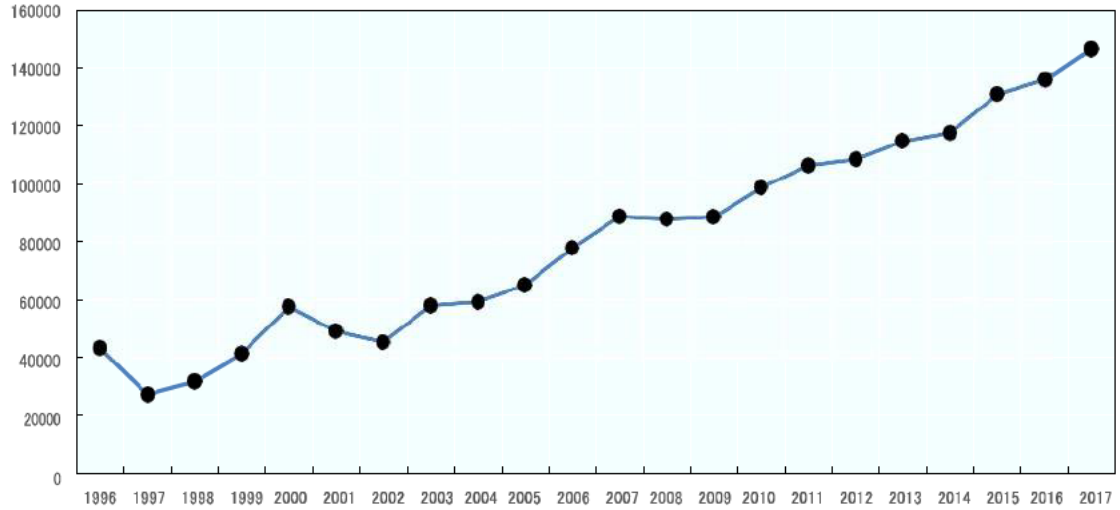

資料: EUIPO(2019), Statistics of European Union Trade Marks, https://EUIPO.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_EUIPO/the_office/Statistics-of-european-union-trademark

同様の着実な増加傾向が、登録されたコミュニティ意匠(RCD)の出願において観察される。2010年から2017年の間に、RCD出願は年平均4.3%増加した。2017年の出願件数は、2010年の出願件数に比べ33.8%多かった。中国、日本、米国は、2010年から2017年までの累積RCD出願(EUIPO、2018a)のランキングで上位10カ国に入っている。

図5.2. 2003年～2017年の直接RCD申請件数

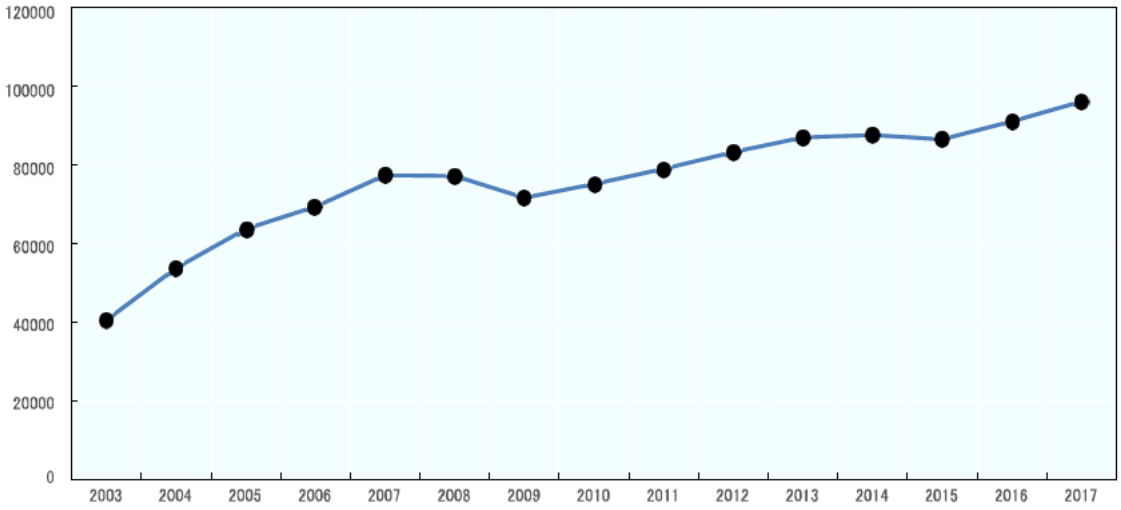

(資料)EUIPO[2018b]コミュニティ意匠統計、https://EUIPO.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_EUIPO/the_office/Statistics-of-community-Designs_en.pdf

特許はEUと国家のどちらにおいても国家特許庁、または欧州特許庁(EPO)における中央特許審査プロセスを通して、宣言することができる。EPOは単一の出願に基づいて欧州特許を付与し、出願人は、欧州38カ国までの権利を保護することを選択することができる。

欧州特許庁(EPO)における特許出願は過去8年間にわたり幾らかの年間変動はあったが、2017年に登録された出願数は2010年よりも9.6%多かった。欧州市場で活動している多くの非EU企業にとって、欧州特許の保護は最も重要である。中国、日本、韓国、スイス、米国が上位10か国の出身国である。[1]

欧州の知的財産権のトップ出願者の中には、世界のすべての主要経済国を代表するマーケットリーダーがいる。

図5.3.2010年～2017年にEPOに提出された欧州特許出願

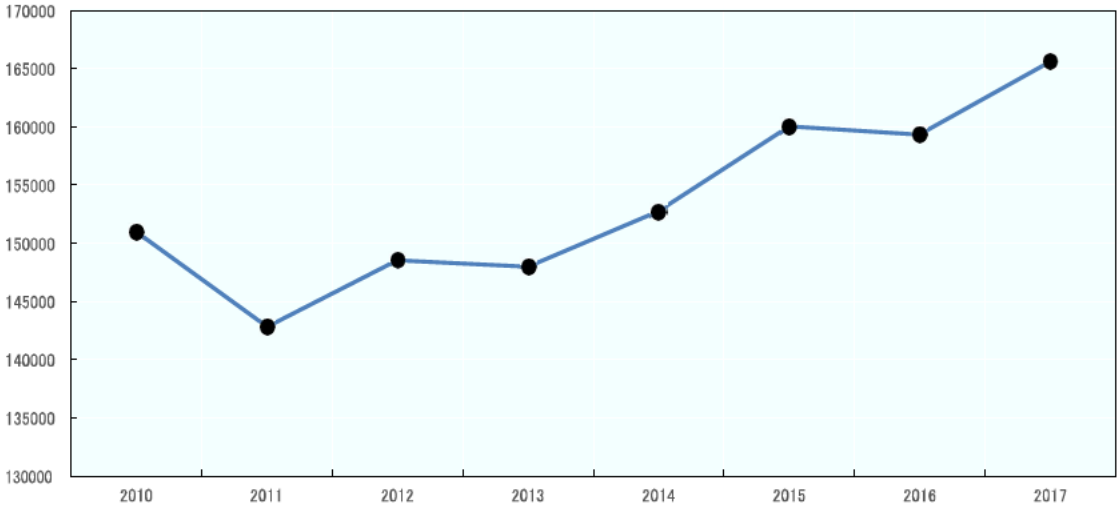

資料:欧州特許庁(2018年)、欧州特許出願データベース2008～2017年出願人の居住国別に基づく作成
https://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/statistics.html

EUでは、著作権がEUの指令および規制によって、ある程度まで調和されている加盟国の法律によって保護されている。これまでに、EU諸機関は11の指令と2つの規制を採択している。[2]　加盟国は指令を自国の法律に変換しなければならない。同時に、加盟国は、自国の法律を適応させる形式及び方法を選択することができる。規則はその全体が拘束力を有しており、加盟国において直接適用される。

知的財産権は全体としてEU経済の競争力にとって基本的に重要である。マクロ経済レベルでは、知的財産集約型産業は2011年から2013年の間にEU GDPの平均42%を生み出した。これは年間5.7兆ユーロに相当する。加えて、IP集約型産業は雇用の27.8%に直接貢献した。

表5.1. EUの経済活動(GDP)へのIP集約型産業の寄与(2011-13年平均)

IPR集約型産業	付加価値/GDP(百万EUR)	EU GDP(%)の割合
商標集約型	4 812 310	35.9
意匠集約型	1 788 811	13.4
特許集約型	2 035 478	15.2
著作権集約型	914 612	6.8
地理的表示集約型	18 109	0.1
植物品種集約型	51 710	0.4
すべてのIPR集約型	**5 664 168**	**42.3**

資料: EPO-EUIPO(2016)、EUにおける知的財産権集約型産業と経済パフォーマンス、産業レベル分析報告書、EPO-EUIPO

表5.2. IPR集約型産業の雇用への直接的及び間接的な寄与(2011-13年平均)

IPR集約型産業	雇用(直接)	総雇用の割合(直接)(%)	雇用(直接+間接)	総雇用者数に占める割合(直接+間接)(%)
商標集約型	45 789 224	21.2	65 486 334	30.3
意匠集約型	25 662 683	11.9	38 673 508	17.9
特許集約型	22 268 215	10.3	36 021 154	16.7
著作権集約型	11 630 753	5.4	15 240 509	7.1
地理的表示集約的	n/a	n/a	399 815	0.2
植物品種集約型	1 018 754	0.5	1 220 410	0.6
すべてのIPR集約型	**60 032 200**	**27.8**	**82 214 925**	**38.1**

資料: EPO-EUIPO(2016)、EUにおける知的財産権集約型産業と経済パフォーマンス、産業レベル分析報告書、EPO-EUIPO

知的財産権は、欧州企業の生産性とパフォーマンスにとっても非常に重要である。これまでの研究によって、知的財産権の保護を申請する企業は知的財産権のない企業よりも多くの従業員を雇用していることが、明らかにされている。さらに、知的財産権を登録している企業はそのような権利を登録していない企業に比べて、従業員1人当たりの収入が平均28%多く、賃金が平均20%高い。(OHIM-Europol, 2015)

EUへの模倣品の輸入:最新の状況

EUの押収統計の品質は、EUにおける模倣取引の完全な定量的評価を可能にする。これは、EU固有のGTRIC指標を用いて行われる。EUの状況について、これらの指標は以下について示す:

- EUへの貿易フローに模倣品を含む産業部門の相対的傾向(GTRIC-p)
- EUに対する模倣品・海賊版の貿易の原因となる国の相対的傾向(GTRIC-e)

EUに取引される製品が模倣品または海賊版を含む相対的な傾向に関して、模倣の傾向があるセクターの範囲は、世界貿易よりもEUの方が狭くない。このことは、EUへの模倣輸入の問題が産業の範囲において狭くなく、特定の産業のみに集中していないことを意味している(表5.3参照)。

一見すると、EUへの模倣品の輸入は、革製品およびハンドバッグ(HS 42)、時計(HS 91)、香水および化粧品(33)、履物(64)、宝飾品(71)、およびサングラス(90)などの高級製品に最も集中的であると思われる。しかし、EUに輸入される一般的な消費者向け製品は、模倣者のターゲットになることも多い。これには、玩具およびゲーム(95)、履物(64)、および衣料(60および61)が含まれる。さらに、電子商品およびICTデバイス(85)または予備部品(87)などの模倣または海賊版の中間製品も、EUに頻繁に取引されている。

最後に、EUには、消費者の健康と安全を直接的かつ重大な危険にさらす偽物の大量の取引がある。これは、偽装化粧品、医薬品、予備部品、工具及び機械、又は玩具及びゲームのような広範囲の製品である。これらの偽物はしばしば、標準以下の製品であり、軽度の不便から生命を脅かす状況までの範囲にわたって、健康及び安全上のリスクを消費者にもたらす。

表5.3. EU輸入模倣品に苦しむと思われる上位15業種

EUのGTRIC-p、2014-16年平均

HSの製品カテゴリー	GTRIC-p
香料・化粧品(33)	1.000
皮革製品及びハンドバッグ(42)	1.000
時計(91)	1.000
玩具・ゲーム(95)	1.000
たばこ(24)	1.000
履物(64)	1.000
ニット又はクロッシェド織物(60)	0.994
衣類(編み又はかぎ針編み)(61)	0.992
その他の製造物品(96)	0.926
光学、カメラ、医療機器(90)	0.866
電機・電子(85)	0.534
宝飾品(71)	0.513
飲料(22)	0.360
医薬品(30)	0.323
車両(87)	0.245

注:GTRIC-pスコアは、ある製品カテゴリーにおける模倣製品および海賊版製品の絶対値、ならびにその製品カテゴリーにおける模倣製品および海賊版製品の取引の割合の2つのサブコンポーネントの加重指数である。HSコードの完全な説明については、付録Bの表B.5を参照。2014-16の結果の完全な一覧については付録Bの表B.4を参照。

2014年から2016年の間に模倣品のEU輸入に苦しむ可能性が高い上位15業種のリストは、2011-13年のものと同等である(図5.4)。時計、皮革製品、履物、タバコ、化粧品などの産業は、2011-13年に最も模倣された。主な変化は、おもちゃ産業や、飲料、医薬品、自動車、予備部品など、消費者の健康と安全を直接脅かす産業の傾向が高まったことである。

図5.4.EUの輸入品の模倣傾向の推移

EUのGTRIC-p、2011-13年平均、2014-16年平均

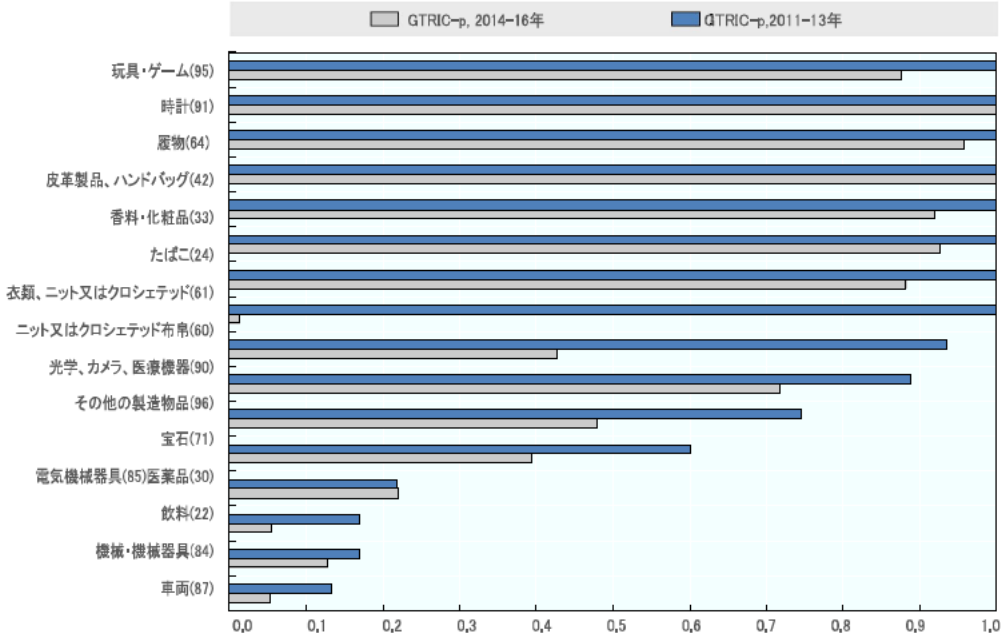

世界貿易とEU輸入について計算されたGTRIC-p指標を比較すると、EUにおける侵害の要注意商品の範囲は、世界貿易における侵害された商品の範囲と同じくらい広いように思われる。しかしながら、相違するところがあり、図5.4と2014-16年の世界貿易とEU輸入の間で模倣貿易の産業構成の違いを表す図5.5、そしてEU貿易におけるトップの模倣品カテゴリーを世界貿易の模倣品カテゴリーと比較した図5.6で強調されている。

EU貿易では、ICT機器(85)と宝飾品(71)の2つの主要分野が世界貿易よりも標的の度合が少ない。しかしながら、模倣貿易が世界貿易よりもEU貿易においてより集中している産業部門は消費者の健康と安全を直接的かつ重大なリスクにさらす産業部門、すなわち、タバコおよび製造されたタバコ代替品(24)、医薬品(30)および食品(02～21)である。

最後に、機械及び機械器具(84)又は予備部品(87)のような模倣又は海賊版の中間製品も、世界よりも欧州連合に頻繁に貿易されているようである。EU輸入における模倣商品の割合が比較的大きいことは、模倣者がある程度、EU産業の生産プロセスに浸透することに成功したことを示唆している。

グローバル・バリュー・チェーンが非常に複雑であることを考えると、低品質の模倣品が中間投入品として生産に組み入れられる場合、これは大きなリスクにつながる可能性が高い。さらに、これらのリスクは、これらの模倣の中間投入品を使用する生産プロセスに依存する他の産業部門で発生する可能性がある。

図5.5.模倣貿易の世界貿易とEU輸入の間の産業構成の違い(2014～16年)

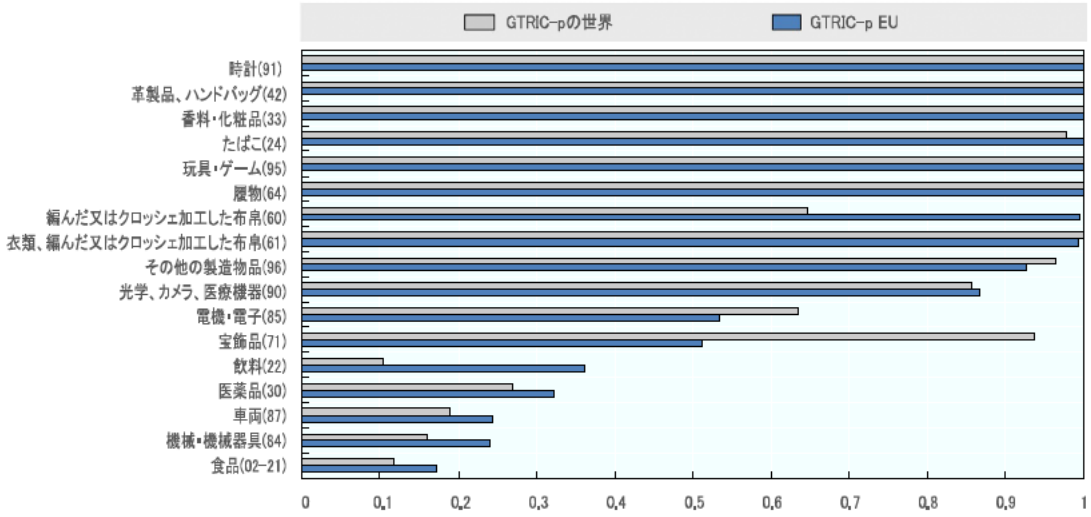

図5.6.模倣貿易について世界貿易とEU輸入との間の産業構成の差分(2014～16年)

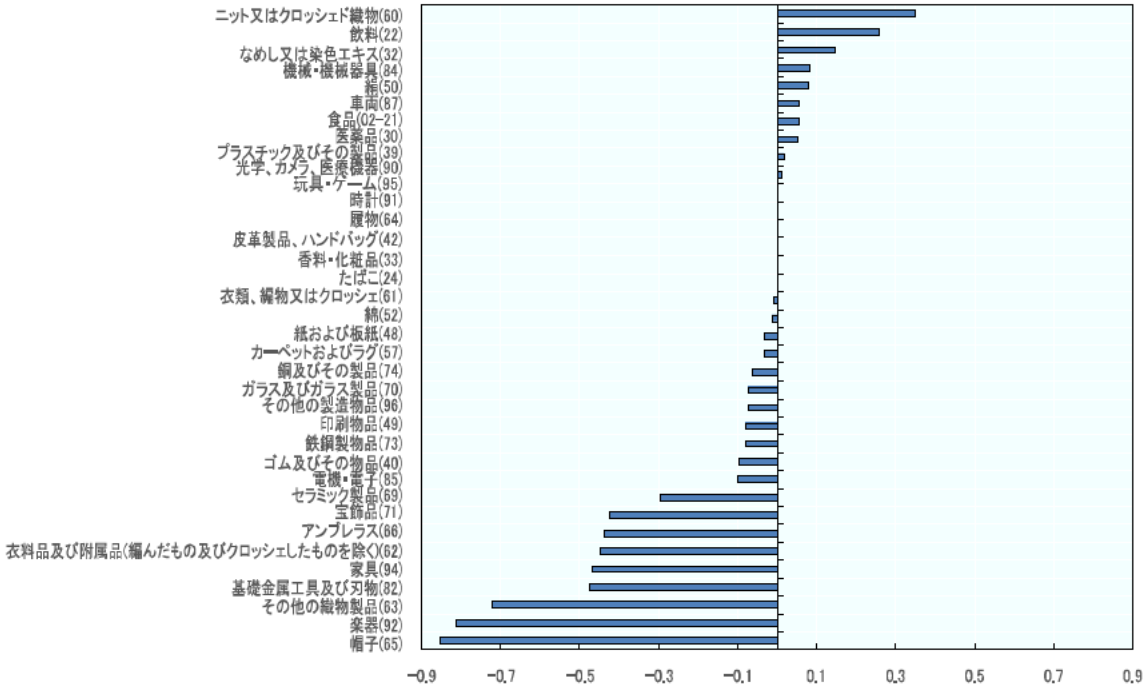

EUに輸入された模倣品・海賊版の原産国については、EU固有のGTRIC-e指標で把握された情報は世界貿易についてと同様に、その範囲が広く、グローバルであることを示している。表5.4は2014-16年にEUに入り込んだ模倣品の上位20の原産国を示しており、香港(中国)が上位にある(完全なリストについては付録Bを参照)。

表5.4. EUに入り込んだ模倣品の上位15の原産国

EUのGTRIC-e、2014-16年平均

原産国	GTRIC-e
香港(中国)	1.000
中華人民共和国(中国)	0.994
トルコ	0.978
アラブ首長国連邦	0.961
インド	0.879
モロッコ	0.874
ベナン	0.872
ガンビア	0.870
マレーシア	0.862
パナマ	0.836
セネガル	0.832
パキスタン	0.797
シンガポール	0.783
ギリシャ	0.756
ジョルダン	0.719
シリア	0.705
タイ	0.674
バングラデシュ	0.626
マカオ(中国)	0.615
エジプト	0.589

注:高いGTRIC-eは、その国からの模倣品および海賊版製品の輸出額(絶対値)、およびその国からの模倣品および海賊版製品の貿易の割合の2つのサブコンポーネントの加重値である。結果の完全なリストについては、付録Bの表B.3を参照のこと。

2011-13年には中国、香港(中国)、トルコ、アラブ首長国連邦がすでにEUに入り込んでいる模倣品の主な原産国であったが、その他のランキングにはいくつかの変化があった(図5.7)。なお、2011-13年と比較して、EUへの模倣品の上位15カ国でインドとモロッコは上昇し、ギリシャとシリアは下降している。

図5.7.EUへの偽物の輸出国の変化

EUのGTRIC-p、2011-13年平均及び2014-16年平均

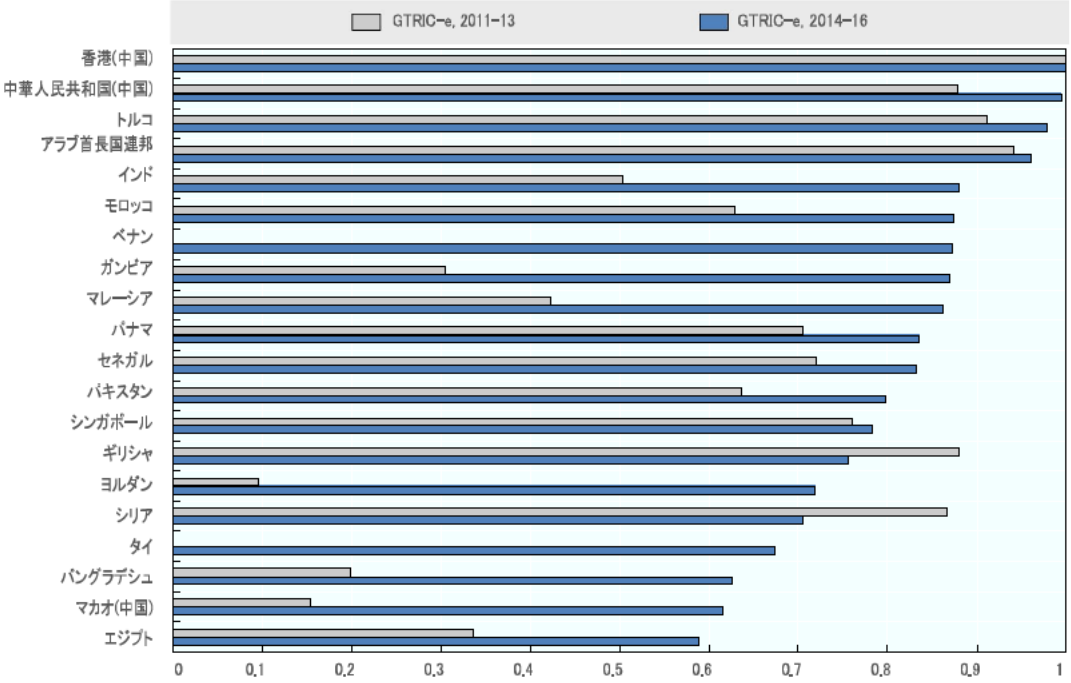

EUにおける模倣品・海賊版輸入の推定値

GTRICの手法を適用することにより、世界の推定値によれば、2016年のEUへの模倣品・海賊版の総貿易額は最大1,340億米ドル(1,210億ユーロ)に達した。この数字は、2016年のEU輸入の6.8%が模倣品や海賊版製品であったことを意味している。世界の輸入と同様に、貿易構造が変動する傾向があるため、この割合は他の年の貿易総額に直接適用されるべきではない。

これらの数値を計算する際には、2つの重要な要因を考慮すべきである:

- 第1に、OECD-EUIPO(2016)報告書と同様に、この数字はEUへの模倣輸入の上限を表す。モデルに関してはこの作業で使用された固定点はOECD-EUIPO(2016)の研究で使用されたものと同じであるが、いずれの数字も模倣品の最大可能輸入量を指す。
- 第2に、上記金額には、国内で生産され、かつ消費された模倣・海賊版、およびインターネットを介して配布されている海賊版デジタル製品は含まれていない。

注

[1] 欧州特許出願には、報告期間中に欧州段階に入った直接欧州出願及び国際(PCT)出願が含まれる(EPO, 2017)。

[2] 完全な一覧については、次を参照してください。https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/eu-copyright-legislation

参考文献

EPO (2018)、EU特許出願データベース2008-2017(出願人の居住地別)、EU特許事務所、ミュンヘン

EPO (2017)、年次EPO報告書(2017)-EU特許出願、EU特許事務所、ミュンヘン、http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/B01321A30990659DC1258248002D2251/$File/European_Patent_Applications_en.pdf

EPO-EUIPO(2016)、EUにおける知的財産権集約型産業と経済パフォーマンス、産業レベル分析報告書、EPO-EUIPO

EUIPO (2019)、EU商標統計、EU知的財産事務所、Alicante

EUIPO (2018b)、意匠統計、EU知的財産事務所、Alicante

OECD-EUIPO(2018a)、模倣品貿易についての小荷物の悪用: 事実と動向、不正貿易、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264307858-en

OECD-EUIPO(2016)、模倣品・海賊版商品の貿易: 経済的影響の不正貿易マッピング、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264252653-en

OHIM-Europol (2015)、2015 欧州連合における模倣状況報告書

第 6 章 結論

本研究は、以前のOECD-EUIPO(2016)報告書と同じGTRIC手法を用いて、模倣品および海賊版製品について、世界貿易の総額、範囲および規模の最新の定量的分析を提示する。この報告書では、2016年に模倣品・海賊版の国際貿易は5,090億米ドルにも達したとされている。この金額には、国内で生産され、かつ消費された模倣品・海賊版、インターネットを介して配布された海賊版デジタル製品は含まれていない。2013年には世界貿易額の2.5%までと推定されているのに対し、2016年には3.3%までを占めている。

この結果は2013-16年の3年間にわたり、模倣品の貿易について世界貿易全体が比較的に減速した期間中に実質ベースで増加したことから、模倣品と海賊版の貿易が多目ベースで世界貿易に占める割合が非常に大きく増加したことを意味している。その結果、模倣及び海賊行為の強度は増加しつつあり、知識をベースとした開かれたグローバル化された国における知的財産窃盗の大きな可能性がある。

定量分析により、偽物の製品が多くの産業でかつ、産業を広げて見つかることが確認されている。これには、一般消費財(例えば、履物、化粧品、玩具)、BtoB製品(例えば、予備部品または化学品)、IT財(電話、バッテリー)、および高級品(ファッションアパレルまたは高級時計)が含まれる。

模倣品の貿易は、模倣者が新たな利益機会を非常に積極的に探すため、非常に活発的な活動である。新たにターゲットとされるグループには、例えばギター及び建築材料が含まれる。これらの新たな傾向はいくつかの執行当局によってほぼ同時に報告されており、このことは、このリスクがグローバルな規模であることを確認する。

特定のカテゴリーの模倣品がもたらすリスクは、個人の健康及び安全に及ぼすマイナスの影響の観点から増加している。コンタクトレンズ、医薬品、または粉ミルクのような偽物は、複数のチャネルを介して市場に連続的に供給されている。さらに、消費者が欺かれる程度は、これらのクラスの製品にとって依然として最も高い。

出所については、模倣品、海賊版は、すべての大陸の事実上すべての国に由来している。原産国の範囲は広いが、押収統計はまた、差し止めが比較的集中してまとまった原産国に由来することを示している。言い換えれば、一部の国は、模倣品や海賊版物の世界貿易を支配する傾向がある。模倣品の差押え件数が最も多いのは東アジアで、中国と香港(中国)が上位を占めている。

その結果を詳しく見ると、2016年の報告書と比較して、原産国のリストに大きな変化が見られる。ギリシャ、ネパール、トケラウといった一部の国々はリストから外れたが、これは有効な模倣防止政策の結果か、あるいはリスクプロファイリング技術を考慮に入れた目的地国の強化策の改善の結果かのいずれかである可能性がある。これらのケースはさらなる研究に値する。

模倣取引の総量に占める小口出荷の割合は増加しているように思われる。これらは、犯罪者のための制裁の危険性を最小限に抑え、発覚を回避する方法を表している。これは、税関のチェックおよび拘留のコストを上昇させ、執行当局にとってさらに重大な課題となる。この分野における既存の政策をさらに検討する必要がある。

詳細なDG TAXUDデータを用いて、本研究は欧州連合における状況の詳細な評価を行う。その結果、2016年のEUへの模倣品・海賊版の輸入額は最大1,210億ユーロ(1,340億米ドル)に達し、2013年の5%に対し、EUの輸入額の6.8%を占めている。このことは、この脅威の大きさがEU諸国にとって世界規模でより大きいことを示している。

最後に、税関差し止めの割合は複数の原因のために、全体的に低いままである。実際、過去数年にわたり、税関および他の執行機関は、重要性の点で模倣よりも高くランク付けされそうな他の仕事の優先を課された。これには、武器取引への対処、テロリストグループへの不法な資金移動の阻止、人身売買が含まれる。模倣者はまた、拘留のリスクを最小限に抑えつつ、非常に積極的に活動する。模倣者が運営において小荷物や自由貿易圏を悪用することが急増していることは、彼らがいかにして差し押さえのリスクを最小限に抑えるかを示している。模倣者がとるこのようなグローバルな行動は、国レベルで運営する税関当局にとって重大な課題を提起する。

模倣や海賊行為を受けた企業は、フランス、ドイツ、スイス、イタリア、日本、韓国、スイス、英国、米国などのOECD諸国で主に登録され続けている。しかし、香港(中国)やシンガポールなどの高所得非加盟国では、この脅威に苦しむ企業が増えている。また、例えばブラジルや中国などの新興国では、模倣の危機にさらされる権利者の数が増加している。これは、模倣や海賊行為がIPに頼って事業戦略を支援するすべての革新的な企業にとって、どこに位置していても重要なリスクであることを意味している。

今後の研究の意味

本研究では、模倣品と海賊版の貿易動向を定量的に評価する一連のユニークな最新情報を提供する。推定はこれまでに入手可能な最大のデータセットを利用し、それに付随する包括的な事実分析を用いている。

構築された固有のデータセットは、多数のより詳細な分析に役立てることができる。これらには、特定の国やセクターの状況を明らかにする国や産業に特化したケーススタディや本報告書で強調されている問題の詳細な研究が含まれる。国や産業に特化したケーススタディの可能性はデータが豊富で、侵害の観点から重大な影響を与える証拠がある場合に、特に有益である。この分野におけるより詳細な分析は、模倣品及び海賊版品の取引、並びに権利保有者、政府及び消費者へのそのマイナスの影響についてのより完全な状況を明らかにするために非常に重要である。

また、原産国のランキングが時代とともに変化していることから、模倣防止改革、特に執行のギャップの縮小に狙いをつけた改革の影響を分析することも興味深い。

また、本報告書では、例えば、環境や消費者の安全衛生に重大な脅威を及ぼす可能性のある模倣品の貿易に関する詳細な分析など、さらなる分析に値するいくつかの問題に特別の印を付けている。さらなる注目に値するもう一つの分野は、模倣品および海賊版の取引のための小荷物の悪用の増加である。

利用可能なデータは、リッチパネルデータセットの代わりにもなり、これは、将来、より強力な計量経済学の手法を使用することを可能にする。データの継続的な開発は、模倣及び海賊版貿易の規模、範囲及び傾向を評価するためのより強力な土台となる。また、この分野における証拠に基づく政策に情報を提供し、執行のギャップを埋めるのに役立つ強固な基盤を提供する。

参考文献

OECD-EUIPO(2016)、模倣品・海賊版商品の貿易: 経済的影響の不正貿易マッピング、OECD出版、パリ、https://doi.org/10.1787/9789264252653-en

付録 A.方法論の注記

A.1.一次・二次市場

一次市場で販売することを意図された模倣品を、二次市場で販売することを意図された模倣品と区別するために、両方のタイプの模倣品の間の価格差が計算される。WCO および DG TAXUD データベースに指定された各差押えについて、税関当局は、侵害された商標、商品の申告額、差押えされた数量、および製品の HS コードを報告する。これにより、各差し押さえられた「製品タイプ−ブランド」ペアの単価を決定することができる(ブランドは、関連する商標または特許を含む)。次いで、これらの単価は、偽物の小売価格に代わりうるものとして利用できる。

所与の商標または特許に関連したタイプ別の製品に対して、押収された商品の価格は、対応する真正品目の実際の小売価格を含む信頼区間を推定するために使用される。偽造品目の単価が上記のように計算され、それが信頼区間の中に含まれるか、あるいはそれ以上の範囲にある物は一次市場での販売が意図されたものとして分類される。そして、その価格が信頼区間を下回る場合は二次市場を対象とした物として分類される。

形式的には S_Cと$\bar{S}_C$を、それぞれ模倣品の税関差押えの輸入額と数量とする。ただし、c $\in \{1, \dots, N\}$ は税関差押えの範囲、N は総数である。P_C=$S_C/\bar{S}_C$ は、模倣品それぞれの税関差押えの単価を表し、模倣品全体の単価を代理する指標として役立ち得る。P_{bp} =$(\Sigma_{C\in\{bp\}}P_C)/N_{bp}$ は、この「製品カテゴリ−ブランド」の組合せについて報告された税関差押えの総数をN_{bp} として、そのブランドまたは特許 b と関連するさまざまな種類の製品 Pの(加重されていない)価格の平均を定義する。この価格の標準偏差を σ_{bp} とする。

X_C を二分(2値)変数として定義し、押収された積荷に含まれる模倣品が一次市場で販売されることを意図されている場合には 0、二次市場で販売されることを意図されている場合には 1 の値をとる。本文で述べた議論に従い、次のように X_C は定義されるものとする。

$$X_c = \begin{cases} = 0 & p_c \in \left[p_{bp} - \frac{1.96\times\sigma_{bp}}{\sqrt{N_{bp}}}\ ;\ \max_{c\in\{bp\}} p_c\right] \\ = 1 & p_c \in \left[\min_{c\in\{bp\}} p_c\ ;\ p_{bp} - \frac{1.96\times\sigma_{bp}}{\sqrt{N_{bp}}}\right[\end{cases} ;\ \forall_c \in \{bp\}$$

その結果、二次市場で販売される製品の割合τ_p^1は、製品カテゴリーごとに 、そして偽の輸入品の全体について計算することができ、次式で与えられる。

$$\tau_p^2 = 1 - \tau_p^1 \qquad \forall c \in \{bp\}$$

たとえば、図 A.1 は、2014 年から 2016 年の間に全世界の税関によって差し押さえられたブランド X の偽靴の価格分布を示している。これまでに解説された方法を用いると、これは、価格が 121 米ドルよりも低い偽の X シューズのほとんどが二次市場向けであり、価格が 121 米ドルよりも高い (分布の中央および右側)X の靴は、一次市場向けであったことを示している。

図 A.1.世界の税関が差し押さえたブランド X の偽靴の価格分布 (2014–16 年)

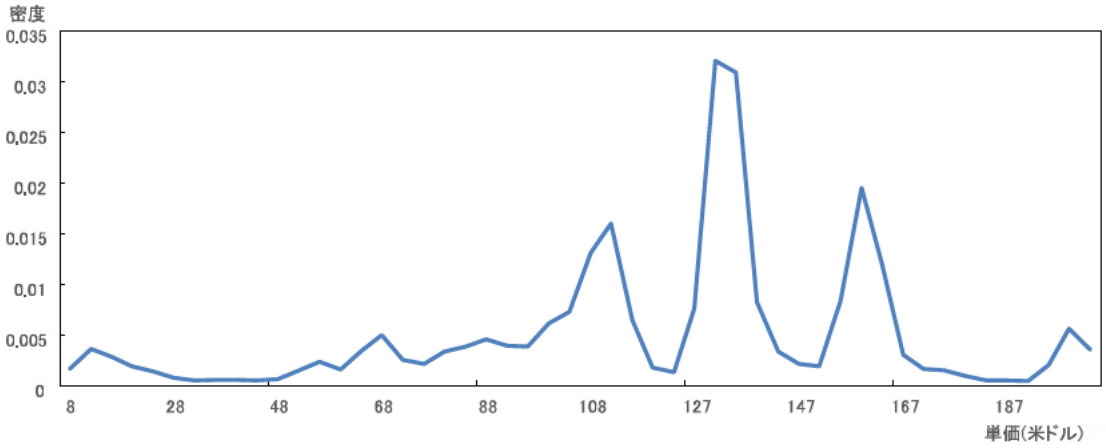

A.2.GTRIC–p の構築

GTRIC—p は、4 つのステップから構成される。

- 報告対象国に対して、要注意製品の押収率が算出される。
- 製品カテゴリーごとに、報告対象国の要注意製品の輸入シェアをウェイトとして、総押収率を算出する。
- 貿易全体に占める産業のウェイトに基づいて、各産業について模倣品原計数が算出される。
- これらの計数に基づいて、GTRIC—p が作成される。

ステップ 1:報告国ごとの製品押収強度の測定

$\tilde{v}_i^k$ および $\tilde{m}_i^k$ をそれぞれ、ある年に任意の原産国から i 国で輸入された(HS2 桁レベルに従って記録される)製品 k について押収された金額、輸入額とする。そのとき、i 国における商品 k の相対押収強度(押収パーセンテージ) γ_i^k は、次のように定義される。

$$\gamma_i^k = \frac{\tilde{v}_i^k}{\sum_{k=1}^{\bar{K}} \tilde{v}_i^k}, \qquad \sum_{k=1}^{\bar{K}} \gamma_i^k = 1 \qquad \forall i \in \{1, \dots, \bar{N}\}$$

k={1,⋯,$\bar{K}$} は要注意商品の範囲(商品の総数は K)、i={1,...,$\bar{N}$} は報告国の範囲(国の総数は N)である。

ステップ 2:全般的な製品の押収強度の測定

Γ^k と表記される製品 k の全般的な押収強度は、報告対象国の製品カテゴリーk における要注意品の輸入額全体に占める割合によって、押収強度 γ_i^k を加重平均することによって決定される。したがって:

$$\Gamma^k = \sum_{i=1}^{\bar{N}} \omega_i \gamma_i^k \quad , \quad \forall k \in \{1, \dots, \bar{K}\}$$

報告対象国 i のウェイトは、次式で与えられる。

$$\omega_i = \frac{\tilde{m}_i^k}{\sum_{i=1}^{\bar{N}} \tilde{m}_i^k} \qquad \text{where} \quad \tilde{m}_i = \sum_{i=1}^{\bar{K}} \tilde{m}_i^k$$

ここで、$\tilde{m}_i$ は、報告対象国 i における要注意商品輸入総額$\left(\sum_{i=1}^{\bar{N}} \omega_i = 1\right)$である。

ステップ 3:製品固有の偽造要因を測定

$\tilde{M}^k = \sum_{i=1}^{N} \tilde{m}_i^k$ を全ての国における要注意商品 k の輸入総額と定義し、$\tilde{M} = \sum_{k=1}^{\bar{K}} \tilde{M}^k$ を全ての要注意商品の世界の輸入総額と定義する。
したがって、商品 k の世界の輸入比率S^kは、次式で与えられる。

$$S^k = \frac{\tilde{M}^k}{\tilde{M}} \quad , \quad \sum_{k=1}^{\bar{K}} S^k = 1$$

次に、CP^k と表される製品カテゴリーk の全般的な模倣計数は、次のように決定される。

$$CP^k = \frac{\Gamma^k}{S^k}$$

模倣計数は、特定の製品カテゴリーにおいて発生する製品侵害の、国際貿易におけるそのシェアに対する感受性を反映する。これらは、各報告国について計算された押収率に基づいており、GTRIC–p の算定の基礎を成す。

ステップ 4:GTRIC–p の確立

GTRIC–p は、全般的な模倣計数を変換して作成され、異なるタイプの製品カテゴリーが国際貿易において模倣および海賊行為を受ける相対的傾向を測定する。模倣計数の変換は、2 つの主な仮定に基づいている。

- 第 1 の仮定(A1)は、特定の製品カテゴリーの模倣要因が、その一連の対象となる模倣品および海賊版品について国際貿易の実際の強度と正の相関関係にあるというものである。したがって、模倣計数は、所与の製品カテゴリーにおける実際の模倣品取引の実際の強度を反映しなければならない。
- 第 2 の仮定(A2)は、仮定が完全には正しくない可能性があることを認める。たとえば、侵害商品が特定のカテゴリーでより頻繁に検出されるという事実は、製品間の模倣計数の違いが、単に、ある商品が他の商品よりも容易に検出されること、または別の理由で、ある商品が特別に検査の対象とされたことを反映していることを意味する可能性がある。したがって、こうした場合に、より低い模倣要因を有する製品カテゴリーの模倣計数は、実際の模倣品および海賊版品の強度を過小評価する可能性がある。

仮定 A1(模倣計数と実際の侵害活動との間の正の相関)および仮定 A2(より低い偽造要因指標は実際の活動を過小評価する可能性がある)に従って、GTRIC—p は、自然対数を使い偽造要因指標の正の単調変換を適用することによって算定される。非線形関係を線形化する標準的な手法は、(偽造要因と実際の侵害活動との間の本研究の場合)指標をフラットにすることとなり、より低い偽造要因に対してより高いウェイトを与える(Verbeek,2000 を参照のこと)。

模倣要因指標の両端における外れ値の可能性に対処するために(すなわち、いくつかのカテゴリーは、侵害されていなくても特に侵害されやすいと測定され得るが、他方、他のカテゴリーは、侵害されていても侵害されていないと測定され得る)、GTRIC—p は、ゼロ以上の値のみをとる左側切断正規分布に従うと仮定する。

変換された偽造計数は、次のように定義される。

$$cp^k = \ln\left(CP^k + 1\right)$$

変換された偽造計数が、$cp^k \geq 0$ の左側切断正規分布によって表されると仮定すると、Hald (1952)に従って、GTRIC—p の密度関数は、次式によって与えられる。

$$f_{LTN}(cp^k) = \begin{cases} 0 & cp^k \leq 0 \\ \frac{f(cp^k)}{\int_0^\infty f(cp^k)dcp^k} & cp^k \geq 0 \end{cases}$$

ここで、$\mathrm{f}\left(cp^k\right)$ は、次に示す cp^k の切断されていない正規分布である。

$$\mathrm{f}\left(cp^k\right) = \frac{1}{\sqrt{2\pi\sigma_{cp}^2}} \exp\left(-\frac{1}{2}\left(\frac{cp^k - \mu_{cp}}{\sigma_{cp}}\right)^2\right)$$

ここで、正規分布の平均と分散は、それぞれ、μ_{cp} と σ_{cp}^2 であり、変換された偽造要因指数 cp^k を用いて推定され、$\hat{\mu}_{cp}$ と $\hat{\sigma}_{cp}^2$ によって与えられる。これにより、cp^k の累積分布関数に対応して、HS 区分にまたがって、模倣品輸入傾向指標(GTRIC—p)の算出が可能となる。

A.3.GTRIC-e の構築

GTRIC—e は同様に、4 つのステップで構成される。

- 報告国ごとに、原産国の押収率を算出する。
- 各原産国ごとに、報告対象国の要注意製品輸入シェアをウェイトとして、総押収率を算出する。
- 各国の模倣原計数は、貿易額全体に占める原産国のウェイトに基づいて算出される。
- これらの計数に基づいて、GTRIC—e が作成される。

ステップ 1:各原産国からの報告ごとの押収強度の測定

$\tilde{V}_i^j$は、所与の年度における j 国に由来する全てのタイプの侵害商品(すなわち、全ての k)の i 国が記録した差押え金額である。γ_i^j は、所与の年度における j 国に由来するすべての侵害品目の i 国の相対的な押収比率(押収率)である。

$$\gamma_i^j = \frac{\tilde{V}_i^j}{\sum_{j=1}^{\bar{J}} \tilde{V}_i^j} \qquad \sum_{j=1}^{\bar{J}} \gamma_i^j = 1 \qquad \forall i \in \{1, \dots, \bar{N}\}$$

ここで、j={1,...., $\bar{J}$} は、指定された原産国の範囲(輸出国の総数は J)、i={1,...,$\bar{N}$}は、報告国の範囲(国の総数は N) である。

ステップ 2:各原産国の全般的な押収強度の測定

j 国の押収強度 Γ^j は、押収強度 γ_i^jを既知の模倣・海賊行為の原産地[1]からの輸入総額に占める報告国の割合で加重平均して求められる。:

$$\Gamma^j = \sum_{i=1}^{\bar{N}} \bar{\omega}_i \gamma_i^j \quad , \quad \forall j \in \{1, \dots, \bar{J}\}$$

報告国 i のウェイトは、次式で与えられる。

$$\bar{\omega}_i = \frac{\tilde{m}_i^j}{\sum_{i=1}^{\bar{N}} \tilde{m}_i^j} \ , \qquad \sum_{i=1}^{\bar{N}} \bar{\omega}_i = 1$$

ステップ 3:相手国ごとの偽造要因の測定

$\bar{M}^j = \sum_{i=1}^{N} \tilde{m}_i^j$は、$j$国[2]からのすべての要注意製品の世界の輸入総額として定義され、$\bar{M} = \sum_{j=1}^{J} \bar{M}^j$ は、すべての原産国からの要注意商品の世界の輸入総額である。要注意商品の世界の輸入総額に占める原産国 j からの輸入割合 S^j は、次式で与えられる。

$$S^j = \frac{\bar{M}^j}{\bar{M}} \quad , \quad \sum_{j=1}^{J} S^j = 1$$

このことから、国ごとの偽造要因は、j 国の全般的な押収強度を j 国からの要注意商品の総輸入額の割合で割ることによって作成される。

$$CE^j = \frac{r^j}{s^j}$$

ステップ 4:GTRIC-e の確立

原産国の観点から模倣及び海賊行為の規模を評価することは、要注意商品と同様の方法で行うことができる。したがって、国に対する偽造の一般的な貿易関連指標(GTRIC-e)は、同様の流れとなり仮定に沿って作成される。

- 第1の仮定(A3)は、特定の国からの模倣または海賊版の物品が検出され、税関によって押収される強度が、その地域から輸入される偽造および海賊版の物品の実際の量と正に相関することである。
- 第 2 の仮定(A4)は、仮定 A3 が完全には正しくない可能性があることを認める。たとえば、特定の原産国からの模倣または海賊版の物品の高い押収強度は、原産国が税関プロファイリングスキームの一部であること、または税関による検査の特別な対象とされていることを示唆するものである。したがって、実際の偽造および海賊行為に関して、押収強度の低い原産国については、指標によって過小評価され、模倣および海賊行為の全体の大きさの過小評価につながる可能性がある。

製品固有指標と同様に、GTRIC-e は、自然対数を用いて、原産国の偽造要因指標の正の単調変換を適用することによって算定される。これは、仮定 A3(押収強度と実際の侵害活動との間の正の相関)および仮定 A4(より低い強度は実際の活動を過小評価する傾向がある)に由来する。GTRIC e 分布の両端における外れ値の可能性を考慮すると(すなわち、いくつかの国は、模倣および海賊版輸入の特に影響を受けやすい原因であると誤って測定される可能性があり、その逆も同様である)、GTRIC-e は、ゼロ未満の値をとらないため、左側切断正規分布によって近似される。

したがって、GTRIC-e が基礎とする、原産国全体にわたって変換された偽造計数は、国ごとの偽造計数に対数を当てはめることによって与えられる(例えば、Verbeek, 2000 を参照)。

$$ce^j = ln(CE^j + 1)$$

さらに、GTRIC—p にならって、GTRIC—e はすべての j について、$ce^j \geq 0$ を有する切断正規分布に従うと仮定する。Hald (1952)に従って、ce^j の左側切断正規分布の密度関数は、次式で与えられる。

$$g_{LTN}(ce^j) = \begin{cases} 0 & ce^j \leq 0 \\ \frac{g(ce^j)}{\int_0^\infty g(ce^j)dce} & ce^j \geq 0 \end{cases}$$

ここで、$g(ce^j)$は以下のように指定されたce^jの切断されていない正規分布である。

$$g(ce^j) = \frac{1}{\sqrt{2\pi\sigma_{ce}^2}} \exp\left(-\frac{1}{2}\left(\frac{ce^j - \mu_{ce}}{\sigma_{ce}}\right)^2\right)$$

正規分布の平均および分散は、それぞれ、μ_{ce}およびσ_{ce}^2であり、変換された偽造要因指標ce^jを用いて推定され、$\hat{\mu}_{ce}$および$\hat{\sigma}_{ce}^2$によって与えられる。これにより、ce^jの累積分布関数に対応して、原産国全体にまたがる模倣品輸入傾向指標(GTRIC-e)の算出が可能となる。

A.4.GTRIC の構造

OECD (2008)および OECD-EUIPO (2016)において、異なる取引相手国から侵害財を輸入する傾向について、押収データを基礎として研究された。偽造される製品の傾向と、模倣品の供給源となる国の傾向が別個に分析されるといった、普遍的なアプローチを採用することによってデータの活用が最大化される。このことは、製品と原産国の両方のデータカバレッジを大幅に増加させ、全体的な推定結果の頑強性を増強した。残念ながら、分析の細部が損なわれる結果となった。つまり、個々の報告国に特有の模倣品取引パターンが製品タイプと取引相手国の両方について、同時に考慮されなかったことを意味し、このことが結果に偏りをもたらした。総合すれば、分析を大きな視点で捉えると、データカバレッジを増加させる利点は、バイアスを上回るものと見なすことができる。

このアプローチは、2 つの指標、すなわち GTRIC—p および GTRIC—e を組み合わせる。この点に関し、この組み合わせから得られる指標は、国家間に存在し得る異なる種類の物品にわたる侵害強度の差を説明しないことを強調することが重要である。たとえば、ある模倣品や海賊版品の輸入は、一部の取引パートナーからは特に大きく、他の取引パートナーからは小さい可能性がある。このような「侵害特殊化」または集中を考

慮に入れた指標が望ましく、構築することが可能であるが、詳細な押収データが必要となる。したがって、GTRIC と称される結合指標は、特定の取引パートナーから輸入された特定の製品タイプが模倣や海賊版である相対的傾向を近似する一般的な指標である。

製品及び原産国の傾向の確立

このステップでは、模倣および海賊版の製品を含む傾向について、所与の原産国から所与の製品カテゴリーが取引される流れを確立する。

すべての国から、製品カテゴリーk の侵害品目を輸入する全般的な傾向は P^k と表され、GTRIC-p によって、次のように与えられる。

$$P^k = F_{LTN}(cp^k)$$

ここで、$F_{LTN}(cp^k)$ は、$f_{LTN}(cp^k)$ の累積確率関数である。

さらに、j 国から任意の種類の侵害商品を輸入する全体的な傾向はP^jで表され、GTRIC—e によって与えられる。

$$P^j = G_{LTN}(ce^j)$$

ここで、$G_{LTN}(ce^j)$ は、$f_{LTN}(ce^j)$ の累積確率関数である。

次に、j 国に由来する k 型の模倣品または海賊版品を輸入する全体的な傾向は、P^{jk} で表され、次式で近似される。

$$P^{jk} = P^k P^j$$

したがって、$P^{jk} \in [\varepsilon_p \varepsilon_e; 1)$, ∀j, k。$\varepsilon_p \varepsilon_e$ は各要注意商品カテゴリーおよび各原産国[3]の最低平均模倣輸出率を表す。$\varepsilon_p = \varepsilon_e = 0.05$ と仮定する。

A.5.絶対値を算出する

α は固定点、すなわち、組み合わせによって計算された偽の輸入レートのすべての平均の偽の輸入レート、すなわち、侵害商品 k、および取引相手国 j である。

取引相手国 j からの輸入財 k の模倣品の輸入性向に α を適用し、その結果、模倣輸入性向の行列 C が得られる。

$$\mathbf{C} = \begin{bmatrix} \alpha P^{11} & \cdots & \alpha P^{1K} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ \alpha P^{J1} & \cdots & \alpha P^{JK} \end{bmatrix} \text{次元} \bar{\mathrm{J}} \times \bar{\mathrm{K}}$$

世界の輸入行列を**M**と表せば、**M** に **C** を適用することによって、模倣品および海賊版品の取引の絶対量を求められる。

とくに、輸入行列 M は、次式で与えられる。

$$\mathbf{M} = \begin{pmatrix} \boldsymbol{M_1} \\ \vdots \\ \boldsymbol{M_i} \\ \vdots \\ \boldsymbol{M_N} \end{pmatrix} \quad \text{次元}(\mathrm{n} \times \mathrm{J}) \times \mathrm{K}$$

各要素は、取引相手国 j からの商品 k の i 国の固有の輸入行列によって定義される。

$$\boldsymbol{M_i} = \begin{bmatrix} m_{i1}^1 & \cdots & m_{i1}^K \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ m_{iJ}^1 & \cdots & m_{iJ}^K \end{bmatrix} \quad \text{次元 J×K}$$

したがって、要素 m_{ij}^k は、取引相手国 j からの商品カテゴリーk の i の輸入額を示し、ここで、i ={1,…, n}、j={1,…,J}、および k ={1,…, K}である。

模造品輸入と海賊版輸入の製品別・国別比率Ψは、次のように求めることができる。

$$\boldsymbol{\Psi} = \frac{\boldsymbol{l_1} \times \boldsymbol{C} \times \boldsymbol{c_1}}{\boldsymbol{l_1} \times \boldsymbol{M}}$$

次元(1;J)の行列$l_1 = (1 \quad 1 \ldots 1)$ と、次元(K;1)の行列$c_1 = \begin{pmatrix} 1 \\ 1 \\ \vdots \\ 1 \end{pmatrix}$である。

TC によって表される模倣品および海賊版品の総取引は、次式によって与えられる。

$$\mathrm{TC} = \mathbf{i_1}'\boldsymbol{\Psi}\mathbf{i_2}$$

ここで、$\mathbf{i_1}$は次元 nJ × 1 の 1 の値のベクトル、$\boldsymbol{i_2}$ は次元 K × 1 の 1 の値のベクトルである。次に、$\mathrm{TM} = \mathbf{i_1}' \boldsymbol{M i_2}$を世界貿易全体とすれば、世界貿易における模倣および海賊行為の価値S_{TC}は、次式によって決定される。

$$S_{TC} = \frac{TC}{TM}$$

注

[1] これは、GTRIC-p を計算するために使用される要注意品の輸入総額に占める国の割合とは異なる。

[2] これは、GTRIC-p の計算に使用される要注意品の総輸入量とは異なる。

[3] OECD (2008)の方法論によれば、これらの要因は、製品の模倣輸出および海賊版輸出、および/または特定されなかった原産国からの輸出を考慮するために、すべての原産国およびすべての HS モジュールに適用された。この仮定は、全体的に良好なデータ品質が与えられると、この研究において緩和される。

参考文献

Hald, A. (1952), Statistical Theory with Engineering Applications, John Wiley and Sons, New York.

Verbeek, M. (2000), A Guide to Modern Econometrics, Wiley.

付録 B.追加表

表 B.1 模倣品を輸出する国の傾向

世界貿易のための GTRIC-e

原産国	2014	2015	2016	原産国	2014	2015	2016
アフガニスタン	0.123	0.166	0.133	中華人民共和国(中国)	1	1	1
アルバニア	0.175	0.227	0.187	クリスマスアイランド	0.126	0.17	0.136
アルジェリア	0.111	0.152	0.12	ココス(キーリング)諸島	0	0	0
アメリカンサモア	0.031	0.048	0.035	コロンビア	0.346	0.414	0.362
アンドラ公国	0.048	0.072	0.053	コモロス	0	0	0
アンゴラ	0	0	0	コンゴ	0.07	0.1	0.076
アンギラ	0	0	0	クック諸島	0	0	0
南極	0	0	0	コスタリカ	0.111	0.152	0.12
アンティグアバーブダ	0	0	0	コートジボワール	0.159	0.208	0.17
アルゼンチン	0.267	0.302	0.276	クロアチア	0.119	0.162	0.129
アルメニア	0.127	0.171	0.137	キューバ	0.074	0.106	0.081
アルバ	0.036	0.055	0.04	キュラソー島	0	0	0
オーストラリア	0.116	0.158	0.125	キプロス*	0.083	0.118	0.091
オーストリア	0.123	0.167	0.133	チェコ共和国	0.134	0.179	0.144
アゼルバイジャン	0.075	0.107	0.082	朝鮮民主主義人民共和国	0.071	0.102	0.078
バハマ	0.11	0.151	0.12	コンゴ民主共和国	0.141	0.188	0.152
バハレーン	0.523	0.594	0.541	デンマーク	0.073	0.104	0.08
バングラデシュ	0.801	0.849	0.813	ジブチ	0.718	0.776	0.733
バルバドス	0	0	0	ドミニカ	0	0	0
ベラルーシ	0.112	0.153	0.121	ドミニカ共和国	0.499	0.57	0.517
ベルギー	0.12	0.163	0.13	エクアドル	0.123	0.166	0.133
ベリーズ	0	0	0	エジプト	0.648	0.713	0.665
ベナン	0.395	0.465	0.412	エルサルバドル	0.142	0.189	0.153
バミューダ	0	0	0	赤道ギニア	0	0	0
ブータン	0	0	0	エリトリア	0	0	0
ボリビア	0.115	0.156	0.124	エストニア	0.112	0.153	0.121
ボネア	0	0	0	エチオピア	0.208	0.265	0.222
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.113	0.155	0.123	フォークランド諸島(マルビナス諸島)	0	0	0
ボツワナ	0	0	0	フェロー諸島	0	0	0
ブーベット島	0	0	0	フィジー	0.031	0.049	0.035
ブラジル	0.12	0.163	0.13	フィンランド	0.036	0.055	0.04
英領インド洋地域	0	0	0	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.083	0.117	0.091
英領バージン諸島	0.036	0.055	0.04	フランス	0.119	0.162	0.129
ブルネイ・ダルサラーム	0	0	0	フランス領ポリネシア	0	0	0
ブルガリア	0.173	0.226	0.186	フランス南極・南極地方	0	0	0
ブルキナファソ	0	0	0	ガボン	0	0	0
ブルンジ	0	0	0	ガンビア	0.319	0.386	0.335
カーボベルデ共和国	0	0	0	ジョージア	0.231	0.29	0.245
カンボジア	0.538	0.608	0.556	ドイツ	0.122	0.165	0.132
カメルーン	0.117	0.159	0.126	ガーナ	0.146	0.193	0.157
カナダ	0.127	0.171	0.137	ギブラルタール	0.035	0.054	0.039
ケイマン諸島	0	0	0	ギリシャ	0.357	0.425	0.373
中央アフリカ共和国	0	0	0	グリーンランド	0	0	0
チャド	0	0	0	グレナダ	0	0	0
チリ	0.113	0.154	0.122	グアム	0.253	0.315	0.268

イスラエルの統計データは、イスラエル関係当局により、かつその責任の下に提供された。OECD によるこれらのデータの使用は、国際法の条項に基づきゴラン高原、東エルサレムと西岸のイスラエル入植地の状況に影響を与えるものではない。

表 B.1 模倣品を輸出する国の傾向(続き)

世界貿易のための GTRIC-e

原産国	2014	2015	2016	原産国	2014	2015	2016
グアテマラ	0.206	0.262	0.219	モンテネグロ	0.043	0.065	0.048
ギニア	0	0	0	モントセラット	0	0	0
ギニアビサウ	0	0	0	モロッコ	0.987	0.993	0.989
ガイアナ	0	0	0	モザンビーク	0	0	0
ハイチ	0	0	0	ミャンマー	0.077	0.11	0.085
ハード島・マクドナルド諸島	0	0	0	ナミビア	0	0	0
教皇庁	0	0	0	ナウル	0	0	0
ホンジュラス	0.421	0.491	0.438	ネパール	0.109	0.15	0.118
香港(中国)	1	1	1	オランダ	0.122	0.166	0.132
ハンガリー	0.114	0.156	0.124	ニューカレドニア	0	0	0
アイスランド	0.072	0.104	0.079	ニュージーランド	0.115	0.157	0.125
インド	0.692	0.753	0.708	ニカラグア	0.126	0.17	0.136
インドネシア	0.165	0.216	0.177	ニジェール	0	0	0
イラン、イスラム共和国	0.135	0.181	0.145	ナイジェリア	0.121	0.164	0.131
イラク	0.119	0.162	0.129	ナイエ	0.16	0.21	0.172
アイルランド	0.072	0.103	0.079	ノーフォーク島	0	0	0
イスラエル	0.118	0.16	0.128	北マリアナ諸島	0	0	0
イタリア	0.141	0.188	0.152	ノルウェー	0.112	0.153	0.121
ジャマイカ	0.079	0.112	0.087	オマーン	0.16	0.21	0.172
日本	0.118	0.16	0.127	パキスタン	0.947	0.966	0.952
ヨルダン	0.392	0.442	0.405	パラオ	0	0	0
カザフスタン	0.111	0.151	0.12	パレスチナ自治政府*	0	0	0
ケニア	0.168	0.22	0.18	パナマ	0.887	0.92	0.896
キリバチ	0	0	0	パプアニューギニア	0	0	0
韓国	0.148	0.197	0.16	パラグアイ	0.333	0.401	0.35
クウェート	0.12	0.162	0.13	ペルー	0.224	0.245	0.229
キルギスタン	0	0	0	フィリピン	0.174	0.226	0.186
ラオス人民民主共和国	0.165	0.216	0.177	ピットケールン	0	0	0
ラトビア	0.032	0.05	0.036	ポーランド	0.146	0.193	0.157
レバノン	0.683	0.745	0.699	ポルトガル	0.122	0.165	0.132
レソト	0	0	0	カタール	0.412	0.482	0.429
リベリア	0	0	0	ルーマニア	0.166	0.218	0.178
リビア	0.114	0.155	0.123	ロシア	0.117	0.16	0.127
リトアニア	0.115	0.157	0.125	ルワンダ	0.034	0.053	0.038
ルクセンブルク	0.031	0.049	0.035	聖バーテレミー	0	0	0
マカオ(中国)	0.183	0.237	0.196	聖ヘレナ	0	0	0
マダガスカル	0.072	0.104	0.079	セントキッツ・ネービス	0	0	0
マラウイ	0.075	0.106	0.082	セントルシア	0	0	0
マレーシア	0.373	0.442	0.39	サンピエール島・ミクロン島	0	0	0
モルディブ	0	0	0	セントビンセントおよびグレナディーン諸島	0	0	0
マリ	0.036	0.056	0.04	サモア	0	0	0
マルタ	0.101	0.14	0.11	サンマリノ	0	0	0
マーシャル諸島	0.037	0.056	0.041	サントメ・プリンシペ	0	0	0
モーリタニア	0.729	0.786	0.744	サウジアラビア	0.112	0.153	0.122
モーリシャス	0.16	0.21	0.171	セネガル	0.344	0.412	0.361
メキシコ	0.134	0.179	0.144	セルビア	0.143	0.19	0.154
ミクロネシア	0	0	0	セイシェル	0	0	0
セント・マーチン島	0	0	0	トリニダードトバゴ	0.073	0.105	0.08
スロバキア共和国	0.113	0.155	0.123	チュニジア	0.197	0.253	0.21
スロベニア	0.072	0.104	0.079	トルコ	0.937	0.958	0.943
ソロモン諸島	0	0	0	トルクメニスタン	0	0	0
ソマリア	0	0	0	タークス・カイコス諸島	0	0	0
南アフリカ	0.113	0.154	0.123	ツバル	0	0	0
南ジョージア島・南サンドイッチ諸島	0	0	0	ウガンダ	0.031	0.049	0.035
南スーダン	0	0	0	ウクライナ	0.135	0.181	0.146
スペイン	0.148	0.196	0.159	アラブ首長国連邦	0.994	0.997	0.995

表 B.1 模倣品を輸出する国の傾向(最終)

世界貿易のための GTRIC-e

原産国	2014	2015	2016	原産国	2014	2015	2016
スリランカ	0.382	0.451	0.399	イギリス	0.141	0.188	0.152
スーダン	0.076	0.108	0.083	米国	0.121	0.164	0.131
スリナム	0.192	0.247	0.205	米領小離島	0	0	0
スワジランド	0	0	0	ウルグアイ	0.842	0.884	0.853
スウェーデン	0.122	0.165	0.131	ウズベキスタン	0.076	0.108	0.083
スイス	0.124	0.167	0.134	バヌアツ	0	0	0
シリア・アラブ共和国	0.531	0.602	0.549	ベネズエラ	0.13	0.174	0.14
タジキスタン	0	0	0	ベトナム	0.185	0.239	0.198
タンザニア	0.073	0.104	0.08	ワリスフツナ	0	0	0
タイ	0.19	0.244	0.202	西サハラ	0	0	0
東ティモール	0	0	0	イエメン	0.052	0.078	0.058
トーゴ	0.251	0.312	0.266	ザンビア	0.031	0.048	0.035
トケラウ	0.213	0.27	0.226	ジンバブエ	0	0	0

トルコの注:「キプロス」に関する本文書の情報は、島の南部に関するものである。トルコ人とギリシャ人の両方を代表する権威は島にはない。トルコは、北キプロス(TRNC)のトルコ共和国を承認する。国連の文脈の中で永続的かつ公平な解決が見出されるまで、トルコは「キプロス問題」に関するその立場を維持しなければならない。
OECD 及び EU のすべての EU 加盟国による注記:キプロス共和国は、トルコを除く国連のすべての加盟国によって認められている。本文書の情報は、キプロス共和国政府の実効的な支配下にある地域に関するものである。

表 B.1 商品の模倣に苦しむ傾向

世界貿易の GTRIC-p

HS カテゴリー	2014	2015	2016	HS カテゴリー	2014	2015	2016
食品(02-21)	0.159	0.087	0.105	他の織物 (59)	0.048	0.018	0.024
飲料(22)	0.144	0.076	0.093	メリヤス編物及びクロセ編物(60)	0.704	0.601	0.63
食品産業の残留物(23)	0	0	0	衣類(編み又はかぎ)(61)	1	1	1
たばこ(24)	0.993	0.978	0.961	衣類及び附属品(編まれていないものに限る)(62)	0.651	0.547	0.577
塩、硫黄、土及び石(25)	0	0	0	その他の繊維製品(63)	0.997	0.988	0.991
鉱石、スラグ及び灰(26)	0.072	0.031	0.04	履物(64)	1	1	1
鉱物燃料(27)	0.108	0.053	0.066	帽子及びその部分品(65)	0.977	0.971	0.982
無機化学物質(28)	0.034	0.012	0.016	傘(66)	0.699	0.597	0.626
有機化学物質(29)	0.078	0.034	0.044	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品(67)	0.11	0.054	0.067
医薬品(30)	0.326	0.227	0.254	石、プラスター、セメント、石綿(68)	0.156	0.085	0.103
肥料(31)	0.04	0.014	0.02	陶磁製品(69)	0.482	0.378	0.407
タンニングエキス又は染色エキス(32)	0.126	0.064	0.079	ガラス・ガラス製品(70)	0.125	0.063	0.078
香料・化粧品(33)	1	1	1	宝飾品(71)	0.962	0.916	0.931
石鹸(34)	0.152	0.082	0.1	鉄鋼(72)	0.107	0.051	0.064
殺アルブミン物質(35)	0.034	0.012	0.016	鉄鋼製品(73)	0.161	0.089	0.107
爆発物(36)	0.04	0.015	0.02	銅及びその製品(74)	0.115	0.057	0.071
写真または映画用の材料(37)	0.092	0.043	0.054	ニッケル及びその製品(75)	0	0	0
各種の化学工業生産品(38)	0.109	0.053	0.066	アルミニウム及びその製品(76)	0.109	0.053	0.066
プラスチック及びその製品(39)	0.255	0.164	0.188	鉛及びその製品(78)	0	0	0
ゴム及びその物品(40)	0.136	0.071	0.087	亜鉛及びその製品(79)	0.116	0.057	0.071
毛皮を除く原皮及び革(41)	0.033	0.012	0.016	すず及びその製品(80)	0	0	0
皮革製品及びハンドバッグ(42)	1	1	1	その他の卑金属及びサーメット(81)	0	0	0
毛皮及び人工毛皮(43)	0.126	0.064	0.079	卑金属製の工具、道具、刃物(82)	0.534	0.429	0.459
木材及びその製品(44)	0.198	0.117	0.138	各種の卑金属製品(83)	0.163	0.09	0.108
コルク及びその製品(45)	0	0	0	機械器具及び機械器具(84)	0.208	0.125	0.146
ストロー製造業(46)	0.075	0.033	0.042	電機・電子(85)	0.694	0.591	0.62
パルプ(47)	0	0	0	鉄道(86)	0.158	0.087	0.104
紙・板紙(48)	0.187	0.108	0.128	車両(87)	0.241	0.152	0.175
印刷物品(49)	0.16	0.088	0.106	航空機(88)	0	0	0
絹(50)	0	0	0	船舶(89)	0.033	0.012	0.016
ウール(51)	0	0	0	光学、写真、医療機器(90)	0.899	0.822	0.846
綿(52)	0.129	0.066	0.081	時計(91)	1	1	1
その他の植物繊維(53)	0	0	0	楽器(92)	0.86	0.774	0.8
人造繊維の長繊維及びその織物(54)	0	0	0	武器・弾薬(93)	0.421	0.317	0.346
人造繊維の短繊維及びその織物(55)	0.043	0.016	0.022	家具(94)	0.56	0.456	0.485
詰め物、コード、ロープ(56)	0.12	0.06	0.075	玩具・ゲーム(95)	1	1	1
じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(57)	0.098	0.046	0.058	その他の製品(96)	0.968	0.953	0.971
特殊織物、タフテッド織物類、レース(58)	0.043	0.016	0.022	美術品、収集品及びこっとう(97)	0.156	0.085	0.102

表 B.2 EU への模倣品輸出国の傾向

EU 向け GTRIC-e

原産国	2014	2015	2016	原産国	2014	2015	2016
アフガニスタン	0.455	0.516	0.431	ココス(キーリング)諸島	0	0	0
アルバニア	0.519	0.58	0.494	コロンビア	0.424	0.485	0.4
アルジェリア	0.421	0.482	0.397	コモロス	0	0	0
アメリカンサモア	0	0	0	コンゴ	0.342	0.399	0.319
アンドラ公国	0.316	0.373	0.295	クック諸島	0	0	0
アンゴラ	0.224	0.273	0.206	コスタリカ	0.343	0.4	0.32
アンギラ	0	0	0	コートジボワール	0.42	0.481	0.396
南極	0	0	0	クロアチア	0.132	0.174	0.119
アンティグアバーブダ	0	0	0	キューバ	0	0	0
アルゼンチン	0.421	0.482	0.397	キュラソー島	0	0	0
アルメニア	0.38	0.439	0.357	キプロス*	0.152	0.199	0.138
アルバ	0.248	0.299	0.228	チェコ共和国	0.211	0.266	0.194
オーストラリア	0.446	0.507	0.422	朝鮮民主主義人民共和国	0.36	0.419	0.337
オーストリア	0.07	0.097	0.062	コンゴ民主共和国	0.48	0.541	0.455
アゼルバイジャン	0.381	0.44	0.358	デンマーク	0.132	0.174	0.119
バハマ	0	0	0	ジブチ	0	0	0
バハレーン	0.393	0.453	0.369	ドミニカ	0	0	0
バングラデシュ	0.615	0.673	0.591	ドミニカ共和国	0.505	0.566	0.48
バルバドス	0	0	0	エクアドル	0.42	0.481	0.396
ベラルーシ	0.423	0.484	0.399	エジプト	0.577	0.637	0.553
ベルギー	0.072	0.101	0.064	エルサルバドル	0	0	0
ベリーズ	0	0	0	赤道ギニア	0	0	0
ベナン	0.866	0.899	0.852	エリトリア	0	0	0
バミューダ	0	0	0	エストニア	0.205	0.26	0.188
ブータン	0	0	0	エチオピア	0.42	0.481	0.396
ボリビア	0.225	0.274	0.207	フォークランド諸島(マルビナス諸島)	0	0	0
ボネア	0	0	0	フェロー諸島	0	0	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.345	0.403	0.322	フィジー	0.226	0.274	0.207
ボツワナ	0	0	0	フィンランド	0	0	0
ブーベット島	0	0	0	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.356	0.414	0.333
ブラジル	0.421	0.482	0.397	フランス	0.205	0.26	0.188
英領インド洋地域	0	0	0	フランス領ポリネシア	0	0	0
英領バージン諸島	0.335	0.393	0.313	フランス南極・南極地方	0	0	0
ブルネイ・ダルサラーム	0	0	0	ガボン	0	0	0
ブルガリア	0.278	0.341	0.258	ガンビア	0.864	0.897	0.85
ブルキナファソ	0	0	0	ジョージア	0.42	0.48	0.396
ブルンジ	0	0	0	ドイツ	0.215	0.27	0.197
カーボベルデ共和国	0	0	0	ガーナ	0.457	0.518	0.432
カンボジア	0.431	0.492	0.407	ギブラルタール	0.257	0.308	0.237
カメルーン	0.343	0.401	0.321	ギリシャ	0.745	0.799	0.724
カナダ	0.431	0.492	0.407	グリーンランド	0	0	0
ケイマン諸島	0	0	0	グレナダ	0	0	0
中央アフリカ共和国	0	0	0	グアム	0.239	0.289	0.22
チャド	0	0	0	グアテマラ	0.465	0.526	0.441
チリ	0.42	0.481	0.396	ギニア	0	0	0
中華人民共和国(中国)	0.994	0.996	0.992	ギニアビサウ	0	0	0
クリスマスアイランド	0.244	0.295	0.225	ガイアナ	0	0	0

表 B.3 EU への模倣品輸出国の傾向(続き)

EU 向け GTRIC-e

原産国	2014	2015	2016	原産国	2014	2015	2016
ハイチ	0	0	0	モザンビーク	0	0	0
ハード島・マクドナルド諸島	0	0	0	ミャンマー	0	0	0
教皇庁	0	0	0	ナミビア	0	0	0
ホンジュラス	0.473	0.534	0.448	ナウル	0	0	0
香港(中国)	1	1	1	ネパール	0.42	0.481	0.396
ハンガリー	0.069	0.097	0.061	オランダ	0.208	0.263	0.19
アイスランド	0.349	0.407	0.326	ニューカレドニア	0	0	0
インド	0.874	0.905	0.859	ニュージーランド	0.421	0.481	0.397
インドネシア	0.519	0.58	0.495	ニカラグア	0.498	0.559	0.473
イラン、イスラム共和国	0.449	0.51	0.425	ニジェール	0	0	0
イラク	0.515	0.576	0.49	ナイジェリア	0.434	0.495	0.41
アイルランド	0	0	0	ナイエ	0	0	0
イスラエル	0.424	0.485	0.4	ノーフォーク島	0	0	0
イタリア	0.205	0.259	0.188	北マリアナ諸島	0	0	0
ジャマイカ	0	0	0	ノルウェー	0.423	0.484	0.399
日本	0.421	0.482	0.397	オマーン	0.337	0.395	0.315
ヨルダン	0.709	0.76	0.687	パキスタン	0.789	0.833	0.77
カザフスタン	0.42	0.481	0.396	パラオ	0	0	0
ケニア	0.449	0.51	0.425	パレスチナ自治政府*	0	0	0
キリバチ	0	0	0	パナマ	0.829	0.868	0.812
韓国	0.446	0.507	0.422	パプアニューギニア	0	0	0
クウェート	0.435	0.496	0.411	パラグアイ	0.304	0.359	0.283
キルギスタン	0	0	0	ペルー	0.484	0.545	0.459
ラオス人民民主共和国	0.336	0.394	0.314	フィリピン	0.457	0.519	0.433
ラトビア	0	0	0	ピットケールン	0	0	0
レバノン				ポーランド	0.072	0.1	0.064
レソト	0	0	0	ポルトガル	0.137	0.18	0.124
リベリア	0	0	0	カタール	0.35	0.408	0.327
リビア	0.425	0.486	0.401	ルーマニア	0.281	0.344	0.26
リトアニア	0.212	0.268	0.195	ロシア	0.428	0.489	0.404
ルクセンブルク	0	0	0	ルワンダ	0.244	0.295	0.225
マカオ(中国)		0.656	0.573	聖バーテレミー	0	0	0
マダガスカル	0.343	0.401	0.321	聖ヘレナ	0	0	0
マラウイ	0	0	0	セントキッツ・ネービス	0	0	0
マレーシア	0.855	0.89	0.84	セントルシア	0	0	0
モルディブ	0	0	0	サンピエール島・ミクロン島	0	0	0
マリ	0.337	0.395	0.315	セントビンセントおよびグレナディーン諸島	0	0	0
マルタ	0	0	0	サモア	0	0	0
マーシャル諸島	0	0	0	サンマリノ	0	0	0
モーリタニア	0.259	0.311	0.24	サントメ・プリンシペ	0	0	0
モーリシャス	0.461	0.523	0.437	サウジアラビア	0.421	0.482	0.397
メキシコ	0.436	0.497	0.412	セネガル	0.825	0.863	0.807
ミクロネシア	0	0	0	セルビア	0.517	0.578	0.492
モルドバ	0.425	0.485	0.401	セイシェル	0	0	0
モンゴル	0.247	0.298	0.228	シエラレオネ	0	0	0
モンテネグロ	0	0	0	シンガポール	0.775	0.82	0.755
モントセラット	0	0	0	セント・マーチン島	0	0	0
モロッコ	0.868	0.9	0.853	スロバキア共和国	0.205	0.259	0.187

表 B.3 EU への模倣品輸出国の傾向(最終)

EU 向け GTRIC-e

原産国	2014	2015	2016	原産国	2014	2015	2016
スロベニア	0	0	0	チュニジア	0.543	0.604	0.518
ソロモン諸島	0	0	0	トルコ	0.977	0.985	0.973
ソマリア	0	0	0	トルクメニスタン	0	0	0
南アフリカ	0.422	0.483	0.398	タークス・カイコス諸島	0	0	0
南ジョージア島・南サンドイッチ諸島	0	0	0	ツバル	0	0	0
南スーダン	0	0	0	ウガンダ	0	0	0
スペイン	0.207	0.261	0.19	ウクライナ	0.508	0.569	0.484
スリランカ	0.42	0.481	0.396	アラブ首長国連邦	0.959	0.972	0.952
スーダン	0.247	0.298	0.228	イギリス	0.22	0.277	0.202
スリナム	0.241	0.292	0.223	米国	0.432	0.493	0.408
スワジランド	0	0	0	米領小離島	0	0	0
スウェーデン	0.205	0.26	0.188	ウルグアイ	0	0	0
スイス	0.439	0.5	0.415	ウズベキスタン	0	0	0
シリア・アラブ共和国	0.695	0.748	0.673	バヌアツ	0	0	0
タジキスタン	0	0	0	ベネズエラ	0.349	0.407	0.326
タンザニア	0.226	0.274	0.208	ベトナム	0.545	0.606	0.52
タイ	0.663	0.718	0.64	ワリスとフツナ	0	0	0
東ティモール	0	0	0	西サハラ	0	0	0
トーゴ	0.241	0.291	0.222	イエメン	0	0	0
トケラウ	0.234	0.283	0.215	ザンビア	0.244	0.295	0.225
トンガ	0.342	0.4	0.319	ジンバブエ	0	0	0
トリニダードトバゴ	0	0	0				

トルコの注:「キプロス」に関する本文書の情報は、島の南部に関するものである。トルコ人とギリシャ人の両方を代表する権威は島にはない。トルコは、北キプロス(TRNC)のトルコ共和国を承認する。国連の文脈の中で永続的かつ公平な解決が見出されるまで、トルコは「キプロス問題」に関するその立場を維持しなければならない。OECD 及び EU のすべての EU 加盟国による注記:キプロス共和国は、トルコを除く国連のすべての加盟国によって認められている。本文書の情報は、キプロス共和国政府の実効的な支配下にある地域に関するものである。

表 B.3 EU 輸入における模倣に苦しむ産業の傾向

EU の GTRIC-p

HS カテゴリー	2014	2015	2016	HS カテゴリー	2014	2015	2016
食品(02-21)	0.239	0.103	0.174	他の織物 (59)	0	0	0
飲料(22)	0.459	0.255	0.368	メリヤス編物及びクロセ編物(60)	0.998	0.989	0.996
食品産業の残留物(23)	0	0	0	衣類(編み又はかぎ)(61)	0.997	0.985	0.994
たばこ(24)	1	1	1	衣類及び附属品(編まれていないものに限る)(62)	0.214	0.072	0.143
塩、硫黄、土石及び石灰(25)	0	0	0	その他の繊維製品(63)	0.219	0.272	0.343
鉱石、スラグ及び灰(26)	0	0	0	履物(64)	1	1	1
鉱物燃料(27)	0	0	0	帽子及びその部分品(65)	0.212	0.093	0.133
無機化学物質(28/29)	0	0	0	傘(66)	0.244	0.117	0.243
有機化学物質(28/29)	0	0	0	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品(67)	0	0	0
医薬品(30)	0.416	0.223	0.329	石、プラスター、セメント、石綿(68)	0	0	0
肥料(31)	0	0	0	陶磁製品(69)	0.134	0.104	0.141
タンニングエキス又は染色エキス(32)	0.316	0.152	0.239	ガラス・ガラス製品(70)	0.033	0.004	0.014
香料・化粧品(33)	1	1	1	宝飾品(71)	0.598	0.417	0.523
石鹸(34)	0	0	0	鉄鋼(72)	0.032	0.003	0.014
殺アルブミン物質(35)	0	0	0	鉄鋼製品(73)	0.072	0.011	0.036
爆発物(36)	0	0	0	銅及びその製品(74)	0.035	0.004	0.015
写真または映画用の材料(37)	0	0	0	ニッケル及びその製品(75)	0	0	0
各種の化学工業生産品(38)	0	0	0	アルミニウム及びその製品(76)	0.096	0.017	0.05
プラスチック及びその製品(39)	0.297	0.139	0.223	鉛及びその製品(78)	0.026	0.003	0.011
ゴム及びその物品(40)	0	0	0	亜鉛及びその製品(79)	0	0	0
毛皮を除く原皮及び革(41)	0	0	0	すず及びその製品(80)	0	0	0
皮革製品及びハンドバッグ(42)	1	1	1	その他の卑金属及びサーメット(81)	0	0	0
毛皮及び人工毛皮(43)	0	0	0	卑金属製の工具、道具、刃物(82)	0	0	0
木材及びその製品(44)	0	0	0	各種の卑金属製品(83)	0.014	0.001	0.005
コルク及びその製品(45)	0	0	0	機械器具及び機械器具(84)	0.321	0.155	0.244
ストロー製造業(46)	0	0	0	電機・電子(85)	0.62	0.438	0.545
パルプ(47)	0	0	0	鉄道(86)	0	0	0
紙・板紙(48)	0.193	0.033	0.099	車両(87)	0.327	0.159	0.249
印刷物品(49)	0.06	0.018	0.038	航空機(88)	0	0	0
絹(50)	0.12	0.035	0.075	船舶(89)	0	0	0
ウール(51)	0.07	0.008	0.031	光学、写真、医療機器(90)	0.916	0.807	0.877
綿(52)	0.144	0.022	0.071	時計(91)	1	1	1
その他の植物繊維(53)	0	0	0	楽器(92)	0	0	0
人造繊維の長繊維及びその織物(54)	0	0	0	武器・弾薬(93)	0	0	0
人造繊維の短繊維及びその織物(55)	0	0	0	家具(94)	0.066	0.007	0.029
詰め物、コード、ロープ(56)	0	0	0	玩具・ゲーム(95)	1	1	1
じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(57)	0.063	0.007	0.027	その他の製品(96)	0.959	0.886	0.934
特殊織物、タフテッド織物類、レース(58)	0	0	0				

表 B.4 HS（統一システム）のコード別詳細

HS コード	説明
1	動物（生きているものに限る。）
2	肉及び食用のくず肉
3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
4	酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
5	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)
6	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
7	食用の野菜、根及び塊茎
8	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
10	穀類
11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
14	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
16	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
17	糖類及び砂糖菓子
18	ココア及びその調製品
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
21	各種の調製食料品
22	飲料、アルコール及び食酢
23	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
24	たばこ及び製造たばこ代用品
25	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
26	鉱石、スラグ及び灰
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
29	有機化学品
30	医療用品
31	肥料
32	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
33	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
34	せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
35	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
36	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
37	写真用又は映画用の材料
38	各種の化学工業生産品
39	プラスチック及びその製品
40	ゴム及びその製品
41	原皮(毛皮を除く。)及び革
42	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
43	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
44	木材及びその製品並びに木炭
45	コルク及びその製品

表 B.5 HS（統一システム）のコード別詳細(続き)

HS コード	説明
45	コルク及びその製品
46	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物
47	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
48	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
49	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
50	絹及び絹織物
51	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
52	綿及び綿織物
53	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
54	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
55	人造繊維の短繊維及びその織物
56	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
57	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
59	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
60	メリヤス編物及びクロセ編物
61	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
62	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
63	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
64	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
65	帽子及びその部分品
66	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
67	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
68	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
69	陶磁製品
70	ガラス及びその製品
71	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
72	鉄鋼
73	鉄鋼製品
74	銅及びその製品
75	ニッケル及びその製品
76	アルミニウム及びその製品
77	(欠番)
78	鉛及びその製品
79	亜鉛及びその製品
80	すず及びその製品
81	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
82	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
83	各種の卑金属製品
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
86	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
88	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

表 B.5 HS（統一システム）のコード別詳細（最終）

HS コード	説明
89	船舶及び浮き構造物
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
91	時計及びその部分品
92	楽器並びにその部分品及び附属品
93	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
95	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
96	雑品
97	美術品、収集品及びこっとう
98	（両締約国による特別の使用のために準備されたもの）

模倣品・海賊版商品の貿易動向

この作業は、OECD 事務総長の責任の下で公表される。ここに掲げられた意見及び主張は、必ずしもOECD 加盟国又は欧州連合知的財産局の公式見解を反映するものではない。

本文書、ならびに本文書に含まれるデータおよび地図は、いかなる領域の地位または主権、国際的フロンティアおよび境界の境界、ならびにいかなる領域、都市または区域の名称をも損なうものではない。

この出版物を以下のように引用する。
OECD/EUIPO (2019 年)、模倣品・海賊版貿易動向、不正貿易、OECD 出版、パリ・欧州連合知的財産局
https://doi.org/10.1787/g2g9f533-en

ISBN 978-92-64-31249-4 (印刷) ISBN
978-92-64-31250-0 (pdf)
ISBN 978-92-64-72165-4 (HTML) ISBN
978-92-64-83247-3 (epub)

不法貿易
ISSN 2617-5827 (印刷)
ISSN 2617-5835 (オンライン)

イスラエルの統計データは、イスラエル関係当局により、かつその責任の下に提供された。OECD によるこれらのデータの使用は、国際法の条項に基づきゴラン高原、東エルサレムと西岸のイスラエル入植地の状況に影響を与えるものではない。

OECD 出版物に対する訂正は、www.oecd.org/about/publishing/corrigenda.htm にオンラインで見ることができる。

© OECD/EUIPO 2019

OECD コンテンツを自らの使用のためにコピー、ダウンロード、または印刷することができ、OECD 出版物、データベース、およびマルチメディア製品からの抜粋を自らの文書、プレゼンテーション、ブログ、ウェブサイト、および教材に含めることができます。ただし、ソースおよび著作権所有者としての OECD の適切な承認が与えられていることを条件とする。公共の又は商業的な使用及び翻訳の権利に対する全ての要求は、rights@oecd.org に提出されるべきである。本資料の一部を公共または商業利用のために写真複写することの許可の要請は、info@copyright.com の著作権認証センター(CCC)または contact@cfcopies.com の複写によるセンターフランサイドの利用(CFC)に直接的に宛てるものとする。

OECD PUBLISHING, 2, rue André-Pascal, 75775 PARIS CEDEX 16 (42
2019 03 1 P) ISBN 978-92-64-31249-4 - 2019

不正貿易

模倣品・海賊版商品の貿易動向

本研究では、模倣品・海賊版の貿易の価値、範囲、動向を検討した。第 1 に、この貿易の全体的な規模を示し、経済のどの部分が特に危険にさらされているかを議論する。次に、世界貿易における偽造の原産地の主な経済について見ていく。最後に、輸送形態の変化と貿易フローの進化という観点から、最近の傾向を分析した。

EUIPO
EUROPEAN UNION
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE
Co-funded by the European Union Intellectual Property Office

https://doi.org/10.1787/g2g9f533-en では、この出版物をオンラインで参照する。

本稿は、OECD のすべての書籍、定期刊行物、統計データベースを収集する OECD iLibrary に掲載されている。
www.oecd-ilibrary.org を参照してください。詳細については。

OECD publishing
www.oecd.org/publishing

ISBN 978-92-64-31249-4 9HSTCQE*dbcaje+

資料１－②　米国

「Intellectual Property Rights Fiscal Year 2018 Seizure Statistics」

知的財産権

2018年度押収統計

作成者

米国税関国境警備局

Homeland Security

SHENZHEN

知的財産権

2018年度押収統計

作成者

米国税関国境警備局

Homeland Security

3

Choice Paper For Business

目次

要約 6

レビュー年 7

IPR & Eコマース 15

2018年度知的財産権押収統計 16

製品別押収件数 20

押収品の希望小売価額 22

押収品国別希望小売価額総額 24

国別押収件数 26

搬送方法別押収品 28

健康・安全・安心 30

排除命令 32

Centers of Excellence and Expertise 33

知的財産権に関連する連絡方法 34

免責事項: 本報告書に記載されている情報は、米国の公式貿易統計を構成するものではない。これらの統計およびこれらの統計に基づく予測は、経済分析に使用することを意図したものではなく、米国国土安全保障省の作業負荷を確立する目的で提供されている。

要約

米国の商標および著作権を侵害する製品は米国国際貿易委員会によって発動される排除命令の対象となり、米国の消費者の健康および安全を脅かし、我々の国益にリスクをもたらす。米国税関国境警備局(CBP)並びに知的財産権(IPR)の米国移民・関税執行局(ICE)、国土安全保障調査(HSI)の実施は、違法な製品の輸入によってもたらされる財政上及び福祉上のリスクを軽減する。

毎年、1,100万を超える海上コンテナが我々の海港に到着する。我々の国境には、さらに1,000万台がトラックで到着し、3,000万台が鉄道で到着する。さらに四半期ごとに、貨物、郵便、メール便の荷物が航空に到着する。
国土安全保障省(DHS)は知的財産権侵害品を含む出荷に対して民事罰金を課し、貿易法に違反することで消費者に害を与え、我々の経済に損害を与えようとする行為を犯罪として捜査している。

2018年度の知的財産権違反に関する差押え件数は、2017年度の34,143件から33,810件へと333件減少した。差し押えられた製品の総希望小売価額は、それらが本物であった場合、2017年度の12億ドル超から14億ドル近くに増加している。

2018年度、移民税関捜査局-国土安全保障捜査は381人を逮捕し、そのうち296人が起訴され、知的財産犯罪に関連する有罪判決を260人が受けた。

レビュー年

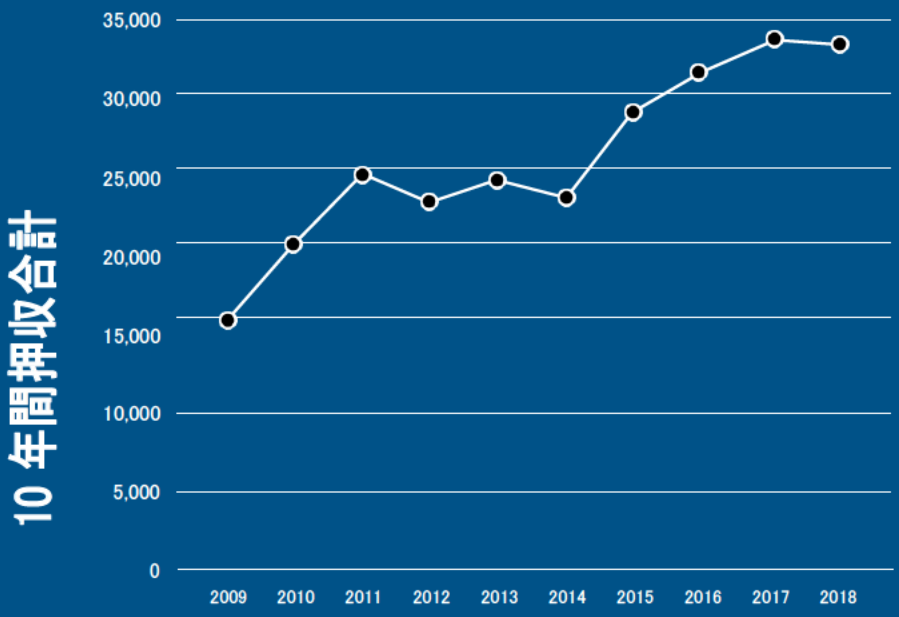

税関国境警備局は、2018年度に203件の排除命令執行措置(搬入押収・搬入排除)を実施した。

税関国境警備局は、2018年に知的財産権自主放棄プログラムの「試験導入」フェーズを正式に締結した。そこでは知的財産権自主放棄の試験導入において偽造禁止の効率性を高め、行政指導の手間を減らす税関国境警備局のための全体的なコストを節約する案を提示していたが、現在は、試験導入状態から正式版への移行を中心に取り組んでいる。これには、利害関係者や業界のパートナーが要求する知的財産権放棄手続の法的枠組みの策定、ならびに試験導入段階で特定された運用上の課題への対処が含まれる。

さらに、税関国境警備局は貿易執行の効率性と有効性のバランスをとるために、運営上可能な場合には、当局に差押え以外の手段を利用できないかについて検討していく必要がある。

2018年度は、税関国境警備局の統合型取引ネットワークを使って、26件の国家レベルの知的財産権に関する特別業務と、同じく103件の地方レベルでの知的財産権に関する特別業務を実施した。この特別業務とは、米国各地の海港、空港における国際郵便施設、メール便取扱業者が取り扱うリスクが高いと考えられる搬送品を対象に実施したものであり、この結果4,891件の知的財産権侵害品を差し押えた。もしそれらが本物であった場合、その希望小売価額の合計は9400万ドルと推定される。

これは、特別業務を実施した前年度(2017年度)と比較して104%増加したことを示している。

税関国境警備局と国土安全保障捜査は、希望小売価額総額約15.5百万ドルにのぼる偽造商標が付されたコンピュータ・ネットワーク機器213件を差し押さえた。これは、2017年度に比べて、押収件数としては25%増加し、希望小売価額ベースでは112%増加している。これらネットワーク機器は全国21か所の港湾で押収され、税関国境警備局に登録されている7つの商標に違反していた。

偽造コンピュータ・ネットワーク機器を取り扱ったニュージャージー州の輸入業者は、同州の連邦地方裁判所管轄の連邦刑務所に約1年間収容され、医療会社、大学、連邦および地方政府機関を含む7団体の被害者に対して約100万ドルの損害賠償金を支払った。また、商標権を所有する2名も賠償を受けた。

ヒューストン連邦地方裁判所管轄の連邦刑務所では、偽造コンピュータ・ネットワーク機器を輸入したテキサス州の業者が刑務所に2年間収容された。輸入業者は商標権を所有者に対して賠償金として6万ドルを支払った。

PRESCRIBE
TO DISASTER
toms and

移民税関捜査局が管轄する国家知的財産権調整センター(IPRセンター)は税関国境警備局の代表とともに、スーパーボウルIIに先立ち、スポーツに関連する模倣品の不法輸入に共同で対処するために、運営団体の参加者に対して強制捜査を実施した。これらの努力の結果、推定1,570万ドル相当の171,926件を超えるスポーツ娯楽関連の模倣品が押収され、24の罪状で65人が検挙された。

2017年12月11日、移民税関捜査局シカゴ戦術分析ユニットは、中国からの外国郵便物を対象とした調査を行った。小包の中に薬物の密輸品が含まれている疑いがあったため、国土安全保障捜査に通知した。2017年12月15日、国土安全保障捜査の特別捜査官及び米国郵政公社(USPIS)の検査官は小包を入手し、国境検問を実施したところ、予定外のベンゾジアゼピン系の薬品であるクロナゾラム約248グラムを発見した。

さらに調査したところ、荷物の受取人の親しい関係者の多くが、地元の警察署によって、ストリート・ギャングのメンバーとしてマークされていたことが明らかになった。移民税関捜査局はシカゴ戦術分析ユニットと協力して、受取人である仲間あてに送られたいくつかの国際郵便物をターゲットにして、調査を行った。

これらの調査により、錠剤をプレスする工程で使用されると疑われる不活性添加剤と錠剤をプレスするパーツを発見した。2018年3月、移民税関捜査局、米国郵政公社及び地方警察は捜査対象者の居住地で捜査令状に基づき、数百個のザナックス錠を発見した。

さらに、捜査官は倉庫施設についての捜査令状を取り、営業行為を行うレベルの薬品を製造できる施設を発見し、その解体を行った。捜査対象者及びその関連メンバーは、その後、米国法第18号第2320条「模倣品取引違反」によって起訴された。

2017年度に国が手掛ける27事業のうち6事業を移民税関捜査局のCenters of Excellence and Expertise(センター)が担当している。さらに、2018年度は26ある国家事業のうち24事業に増加しており、知的財産権分野におけるリスク分野への対応のための事業が進展し、展開・実施されている状況が明らかとなった。

センターが実施する事業により差し押さえられた製品の希望小売価額の総額は、2017年の140万ドルから2018年には1,150万ドルを超えた。これらの強制捜査は、特定の通関手続において実施されるか、又は全ての通関手続きで実施され、より多くのリスク情報が明らかにされていく。

センターは、必要に応じて港湾スタッフおよび国土安全保障捜査と緊密に協力して活動する。

2015年、貿易円滑化及び貿易執行法(TFTEA)第308条(d)に基づき、移民税関捜査局は、知的財産権を強化する目的で、ハードウェア、ソフトウェア、設備及び技術について民間事業者からの提供を受けるためのルールを定めた。

第308条(19 CFR 133.61)の施行を受けて、いくつかの著名な官民パートナーシップが生まれ、移民税関捜査局は米国に入ってくる偽造製品を迅速かつ正確に検出する能力を強化した。たとえば、シスコから提供されたオンラインパッケージ検索ツールと組み合わせて使用されるスキャナーは、8月の2日間で147の偽造されたスイッチベースユニットの押収を支援し、その希望小売価額の総額は958,375ドルであった。

移民税関捜査局は、2018年度も、模倣品の購入に伴う多くのマイナスの影響について、国民に周知徹底を図るため、「模倣品の真実」キャンペーンを継続して実施した。このキャンペーンは、米国各地の主要な国際空港の大型電子掲示板に掲載された広告と、旅行が多い休日や夏休みの期間中にいくつかの旅行ウェブサイトに掲載されたオンライン広告とから構成されている。

この広告は模倣品の購入が犯罪活動を支援し、重大な健康及び安全上の結果をもたらし、米国経済に有害な影響を及ぼす可能性があることを旅行者に警告することによって、これらの旅行者に模倣品の未知の危険性を啓発することを目的としたものであった。キャンペーンはこれから購入を行おうとする消費者を啓蒙するもので、良品を扱うお店で買い物をすることを推奨している。2018年度には、約2億回の放送があった。詳しい情報は、キャンペーンウェブサイトwww.cbp.gov/fakegoodsrealdangersに掲載されている。

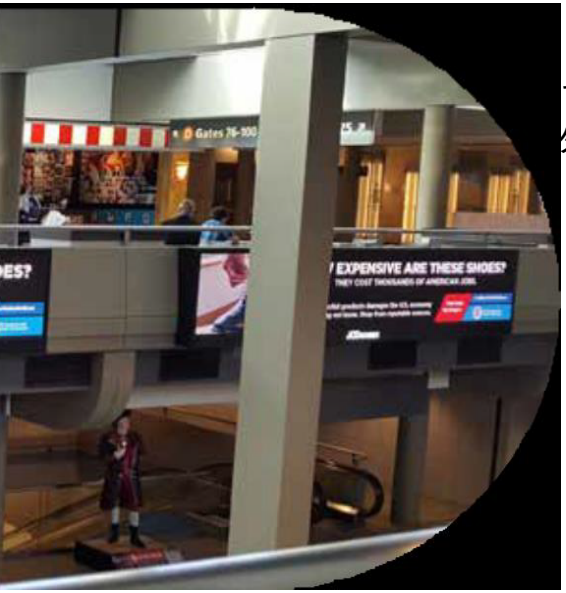

また、移民税関捜査局が管轄する国家知的財産権調整センター(IPRセンター)と官民連携を図り、共同で知的財産の無断盗用対策に取り組んでいる。

この構想は模倣品、不良品および汚染品の違法輸入および違法流通に対処するために、官民それぞれの部門での情報共有を強化することを目的としている。

この共同の取り組みは、IPRセンターの公衆衛生と安全の保護、経済、サプライチェーンの確保という優先事項について議論し、権利保有者、製造業者、輸入業者、関税仲介業者、貨物輸送業者、保税施設、運送業者などを保護の対象としている。業界への働きかけに加えて、違法物品の差押えを容易にするために、連邦、州、地方、外国の法執行機関の国内外で訓練を実施している。2018年度は308件の出張研修に16,000人以上が参加した。

税関国境警備局は、知的財産権の電子記録(IPRR)システム(https://iprr.cbp.gov/)を使用して、所有者が税関国境警備局に記録した連邦登録商標および著作権に関する知的財産権の権利強化に努めている。税関国境警備局が知的財産権の実効性を確保するためにアクセスできる安全な専有データベースを使用して、これらの記録を管理している。

権利保有者によって作成された製品IDマニュアルもデータベースにリンクされ、商品が正当なものであれば、税関国境警備局によって作成に使用される。

税関国境警備局は2018年度末現在で、実際に使用されている17,641件を超える商標権及び著作権を管理しており、2018年度にそのうちの2,289件の新規登録及び812件の期限切れ記録を更新している。

2018年度はTFTEA第304条に基づき、米国著作権局(USCO)への登録申請中の著作権について、42件の新たな登録がなされた。

移民税関捜査局は知的財産権の実効性確保のため、権利者を支援する。http://IPRS.cbp.gov/の知的財産権検索(IPRS)と呼ばれる検索エンジンを使用すれば、現在使用されている知的財産権の記録と使用されていない記録の両方の公開データベースが利用可能である。知的財産権侵害の可能性については、
https://eallegations.cbp.gov/Home/Index2のe-Allegations Online Trade Violation Reporting Systemを使用して移民税関捜査局に提出することができる。

CBPが押収した偽造財布

IPR & Eコマース

第三者のプラットフォームを通じてのものも含むEコマース販売は、米国への小口宅配便による搬送を急速に増加させた。2018年度のメール便の搬送数は1億6,100万個、国際郵便を使った搬送数は4億7,500万個であった。

知的財産の押収の90%以上が国際郵便およびメール便で起きている。これらの大部分は、$800の審査最少基準額に該当する。

税関国境警備局は、2018年3月に「CBP電子商取引戦略」を公表した。この戦略は、税関国境警備局が不適正品から公共および米国経済を守る能力を強化する。この戦略はコンプライアンスと執行を推進し、調整を促進する。税関国境警備局は実施に向けて取り組んでいる。

より多くのEコマース関連情報は、
https://www.cbp.gov/trade/basic-import-export/e-commerce
で見つけることができる

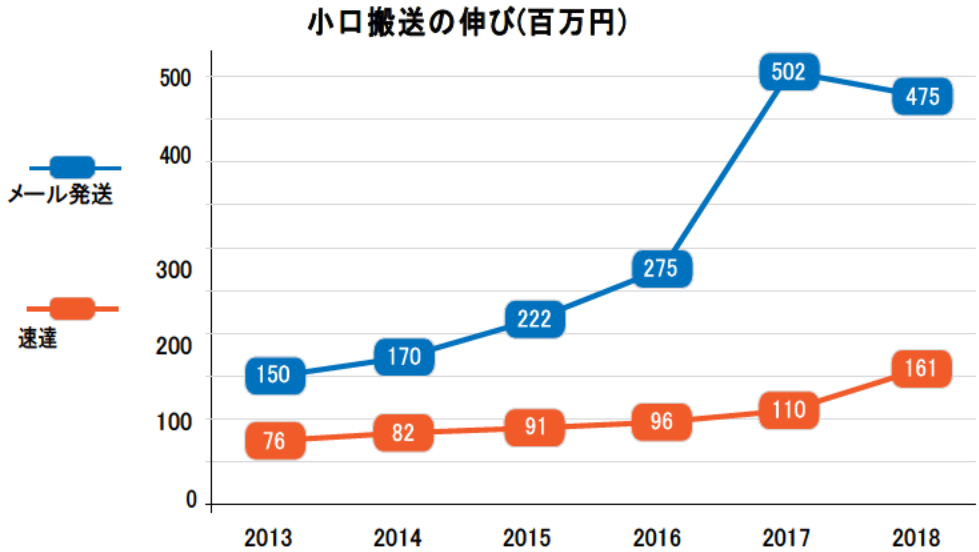

2018年度の知的財産権差押え件数統計

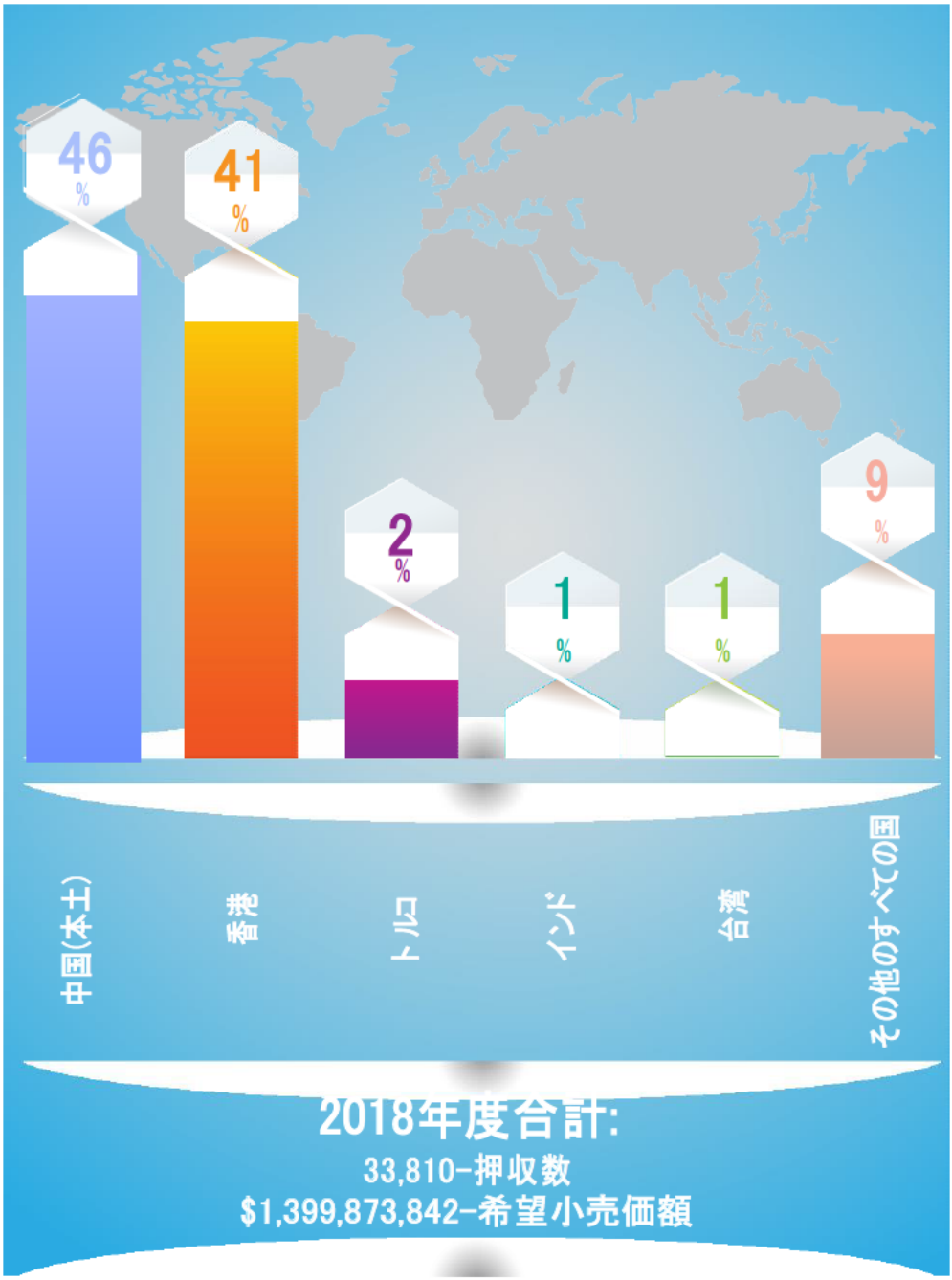

差し押さえられた上位製品

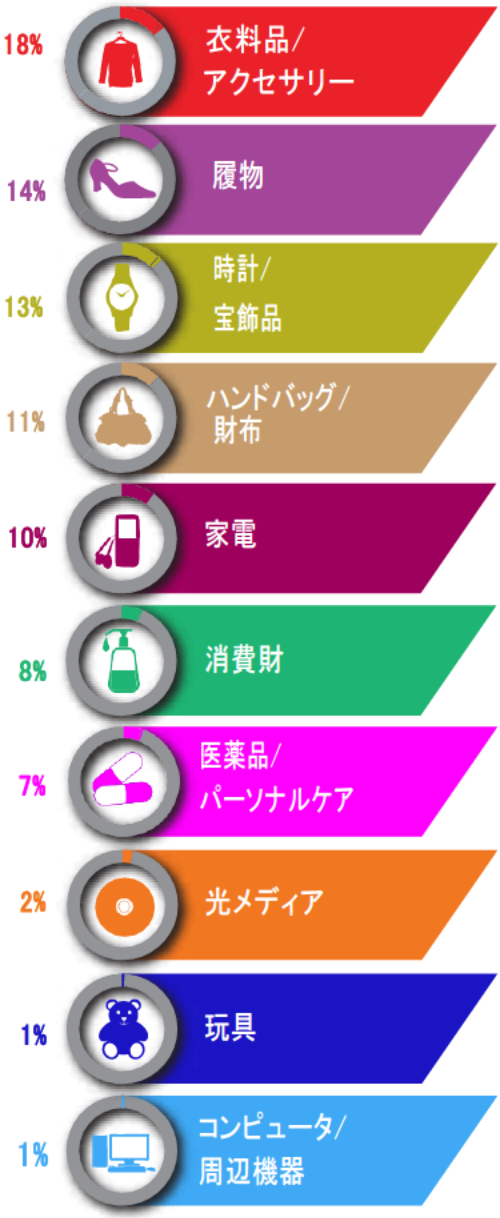

その他　15%

搬送方法別押収件数

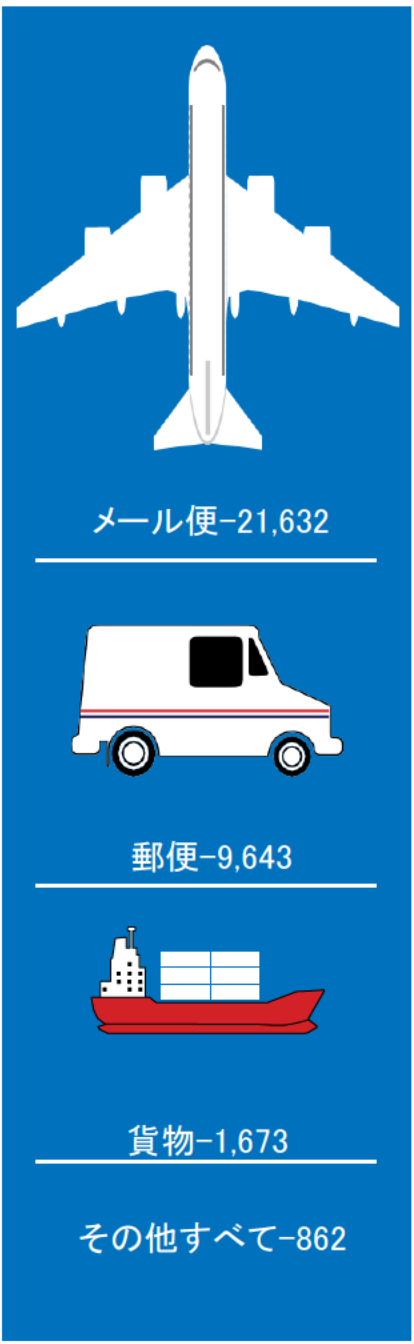

500
500
500

MK

veland
GOLF

U.S. DEPARTMENT OF HOMELAND SECURITY
12
Seahawks

129389F3
129389F3
129389F3

Titleist
Titleist
Titleist
DENVER DIE CAST
MILITARY
FOR AGES 3+
MILITARY FULL BACK ACTION
Ray-Ban
NEVER HIDE

製品別押収件数

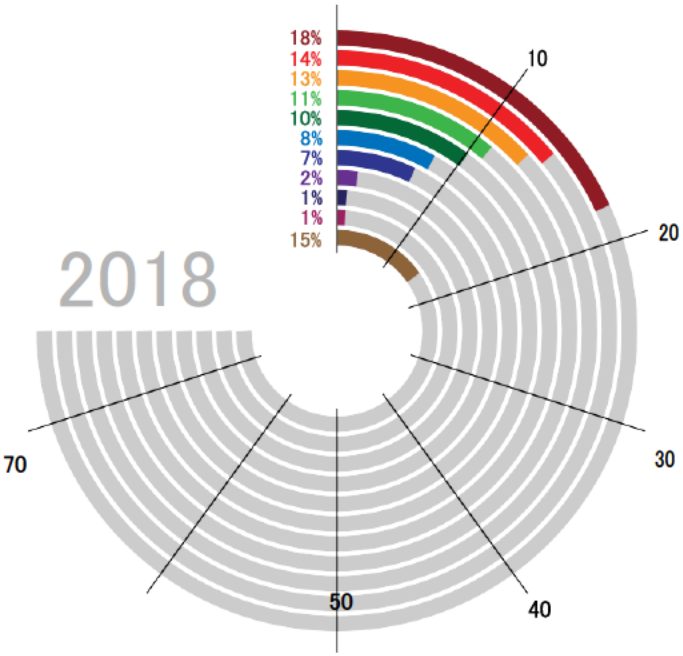

製品	押収件数	構成比*
衣料品/アクセサリー	6,098	18%
履物	4,728	14%
時計/宝飾品	4,291	13%
ハンドバッグ/財布	3,593	11%
家電	3,388	10%
消費財	2,816	8%
医薬品/パーソナルケア	2,293	7%
光メディア	561	2%
玩具	487	1%
コンピュータ/周辺機器	450	1%
その他のすべての商品	5,105	15%
総押収件数	33,810	

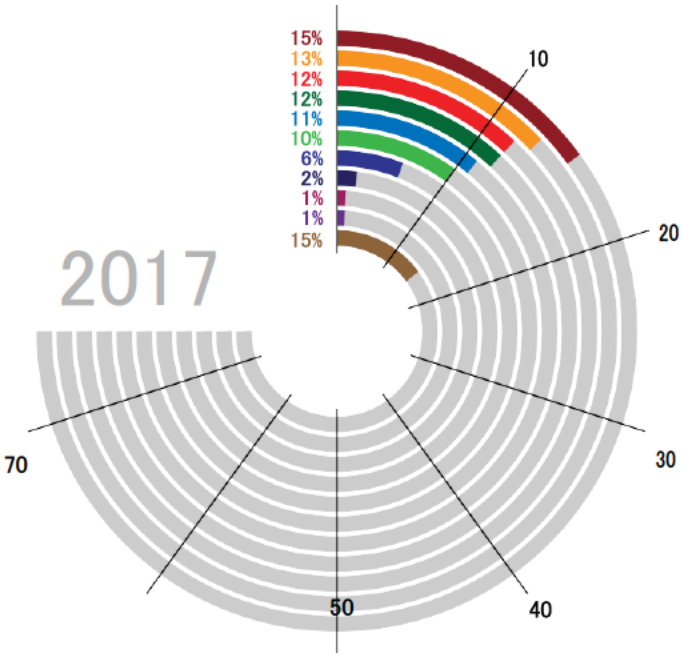

製品	押収件数	構成比*
衣料品/アクセサリー	5,223	15%
時計/宝飾品	4,297	13%
履物	4,224	12%
家電	4,137	12%
消費財	3,912	11%
ハンドバッグ/財布	3,266	10%
医薬品/パーソナルケア	2,209	6%
光メディア	809	2%
コンピュータ/周辺機器	454	1%
玩具	449	1%
その他のすべての商品	5,163	15%
総押収件数	34,143	

＊複数の製品カテゴリーが関与する差押えは、「その他すべて」カテゴリーに含まれる。個々のパーセンテージは四捨五入されているため、ときには四捨五入されたパーセンテージの合計が100パーセントよりもわずかに高いか、または低い場合がある。

押収品の希望小売価額

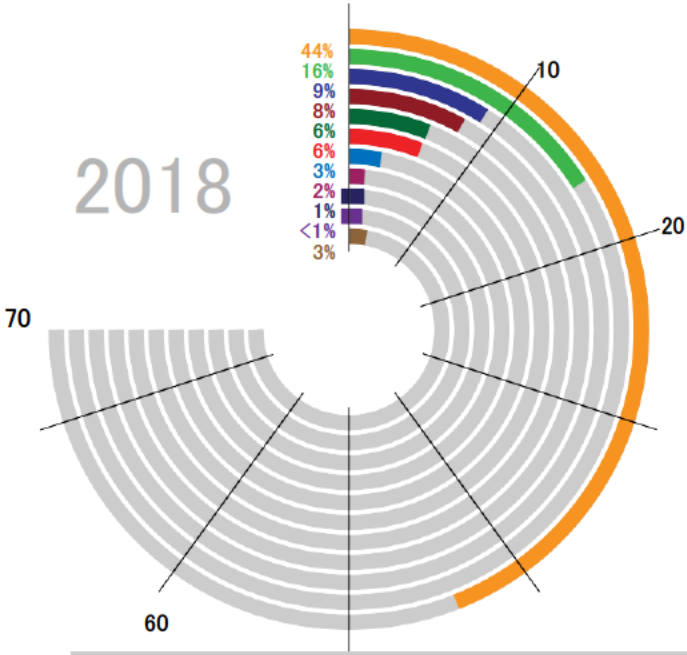

製品		希望小売価額	構成比*
時計/宝飾品	$	618,166,688	44%
ハンドバッグ/財布	$	226,505,542	16%
医薬品/パーソナルケア	$	131,457,724	9%
衣料品/アクセサリー	$	115,163,801	8%
家電	$	89,593,498	6%
履物	$	77,500,746	6%
消費財	$	40,846,424	3%
コンピュータ/周辺機器	$	29,939,882	2%
自動車・航空宇宙	$	14,861,590	1%
玩具	$	10,590,281	1%
その他のすべての商品	$	45,247,665	3%
2018年度希望小売価額計	$	1,399,873,842	
総押収件数		33,810	

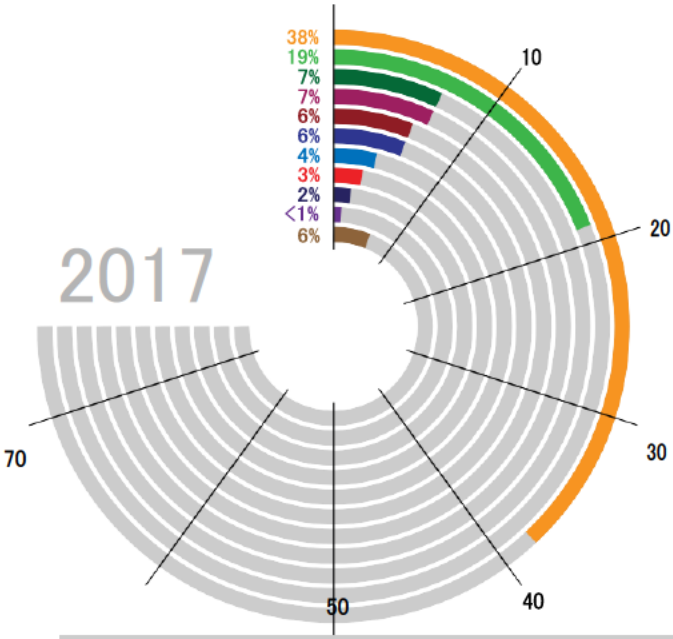

製品		希望小売価額	構成比*
時計/宝飾品	$	460,162,145	38%
ハンドバッグ/財布	$	234,451,926	19%
家電	$	85,115,639	7%
ラベル/タグ	$	80,951,055	7%
衣料品/アクセサリー	$	74,880,617	6%
医薬品/パーソナルケア	$	69,758,720	6%
消費財	$	46,265,355	4%
履物	$	41,490,429	3%
光メディア	$	27,573,775	2%
玩具	$	12,128,156	1%
その他のすべての商品	$	73,604,401	6%
2017年度希望小売価額計	$	1,206,382,219	
総押収件数		34,143	

＊複数の製品カテゴリーが関与する差押えは、「その他すべて」カテゴリーに含まれる。個々のパーセンテージは四捨五入されているため、ときには四捨五入されたパーセンテージの合計が100パーセントよりもわずかに高いか、または低い場合がある。

押収品国別
希望小売価額総額

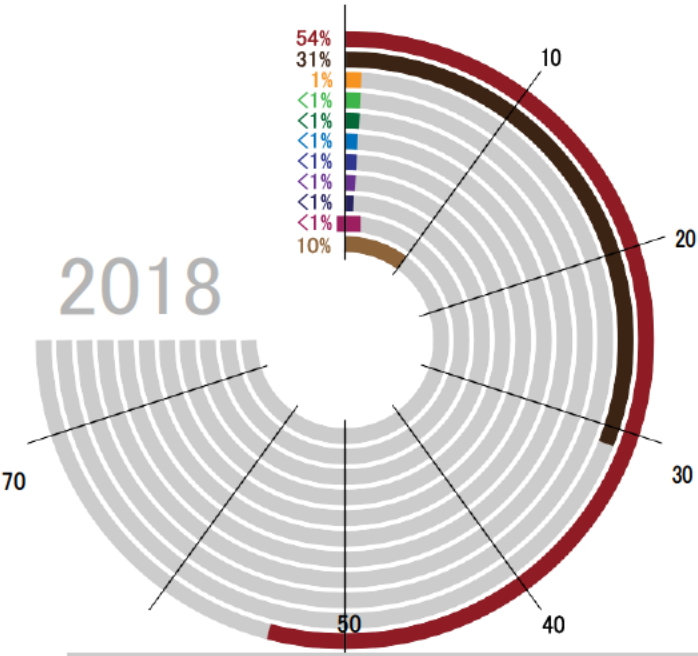

取引先	希望小売価額	構成比*
中国(本土)	$ 761,115,429	54%
香港	$ 440,344,663	31%
インド	$ 19,952,488	1%
韓国	$ 10,135,531	0.7%
カナダ	$ 7,798,500	0.6%
トルコ	$ 5,759,008	0.4%
ベトナム	$ 5,192,261	0.4%
台湾	$ 5,008,077	0.4%
マレーシア	$ 4,674,447	0.3%
パキスタン	$ 2,779,413	0.2%
その他のすべての国	$ 137,114,027	10%
2018年度希望小売価額計	$ 1,399,873,842	
総押収件数	33,810	

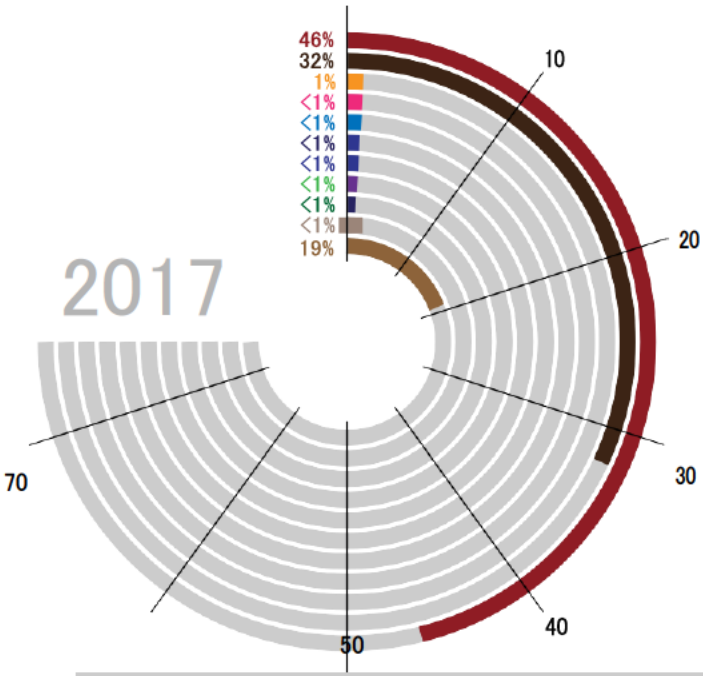

取引先	希望小売価額	構成比*
中国(本土)	$ 554,631,765	46%
香港	$ 386,242,271	32%
インド	$ 8,341,949	1%
シンガポール	$ 4,997,430	0.4%
トルコ	$ 4,983,051	0.4%
台湾	$ 4,902,390	0.4%
ベトナム	$ 4,391,835	0.4%
韓国	$ 4,235,107	0.4%
カナダ	$ 3,036,994	0.3%
タイ	$ 1,856,892	0.2%
その他	$ 228,762,535	19%
2017年度希望小売価額計 総押収件数	1,206,382,219 34,143	

＊総押収データは、押収された物品が必ずしも生産された国というわけではなく、報告された原産国に対応している。個々のパーセンテージは四捨五入されているため、ときには四捨五入されたパーセンテージの合計が100パーセントよりもわずかに高いか、または低い場合がある。

国別押収件数

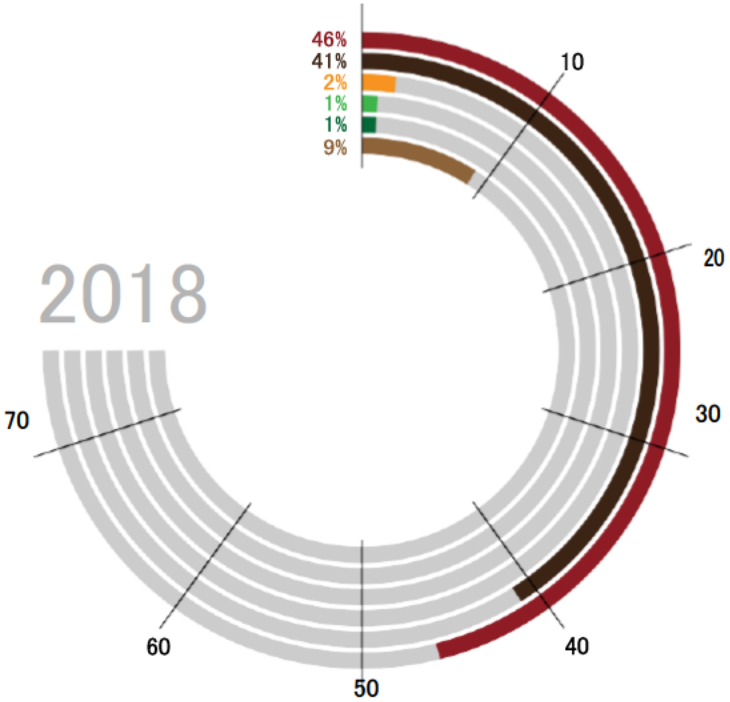

取引先	押収件数	構成比*
中国(本土)	15,674	46%
香港	13,785	41%
トルコ	618	2%
インド	439	1%
台湾	408	1%
その他のすべての国	2,886	9%
総押収件数	33,810	

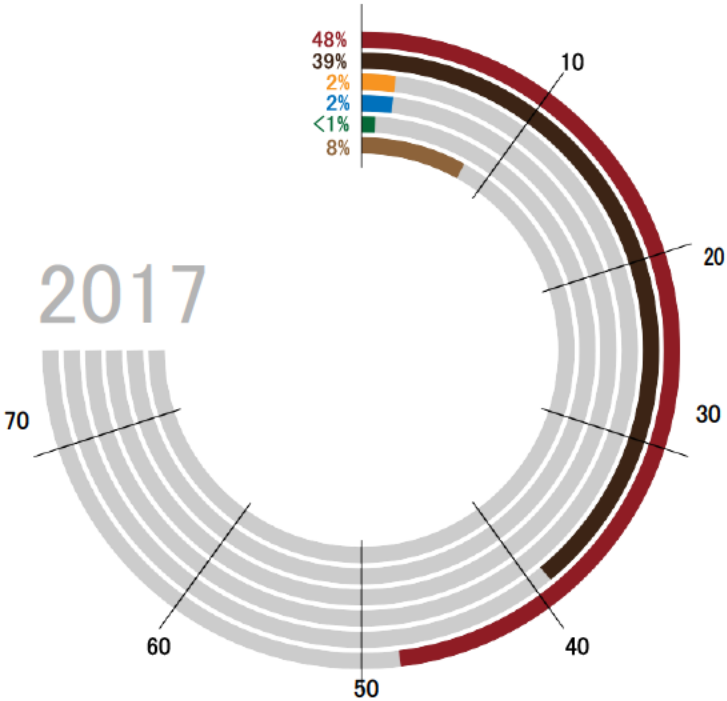

取引先	押収件数	構成比*
中国(本土)	16,538	48%
香港	13,357	39%
トルコ	587	2%
カナダ	581	2%
台湾	472	1%
その他	2,608	8%
総押収件数	34,143	

＊総押収データは、押収された物品が必ずしも生産された国というわけではなく、報告された原産国に対応している。個々のパーセンテージは四捨五入されているため、ときには四捨五入されたパーセンテージの合計が100パーセントよりもわずかに高いか、または低い場合がある。

搬送方法別押収品

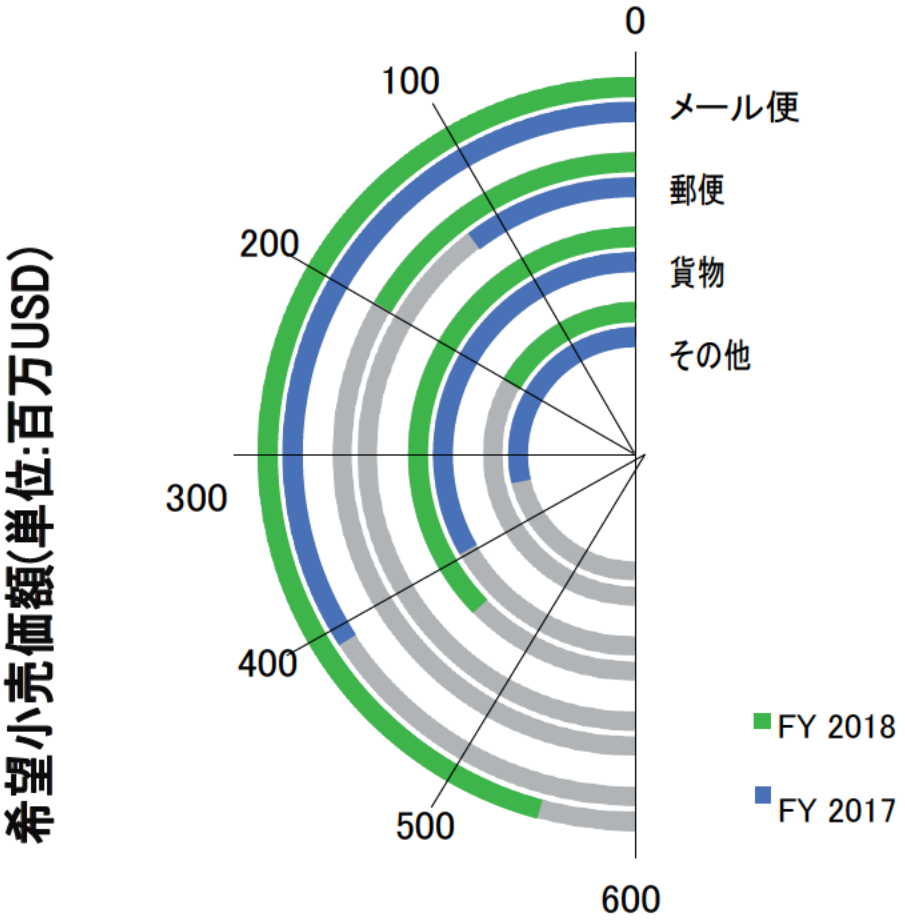

製造業者の推定小売価格(単位:百万USD)

搬送方法	FY 2018		FY 2017			
	希望小売価額	構成比	希望小売価額	構成比	増加額	増減率
メール便	$ 549.2	39%	$ 429.3	36%	$ 119.90	28%
郵便	$ 197.3	14%	$ 128.4	11%	$ 68.90	54%
貨物	$ 447.9	32%	$ 397.5	33%	$ 50.40	13%
その他	$ 205.4	15%	$ 251.1	21%	$ (45.70)	−18%
合計	$ 1,399.8		$ 1,206.3		$ 193.50	16%

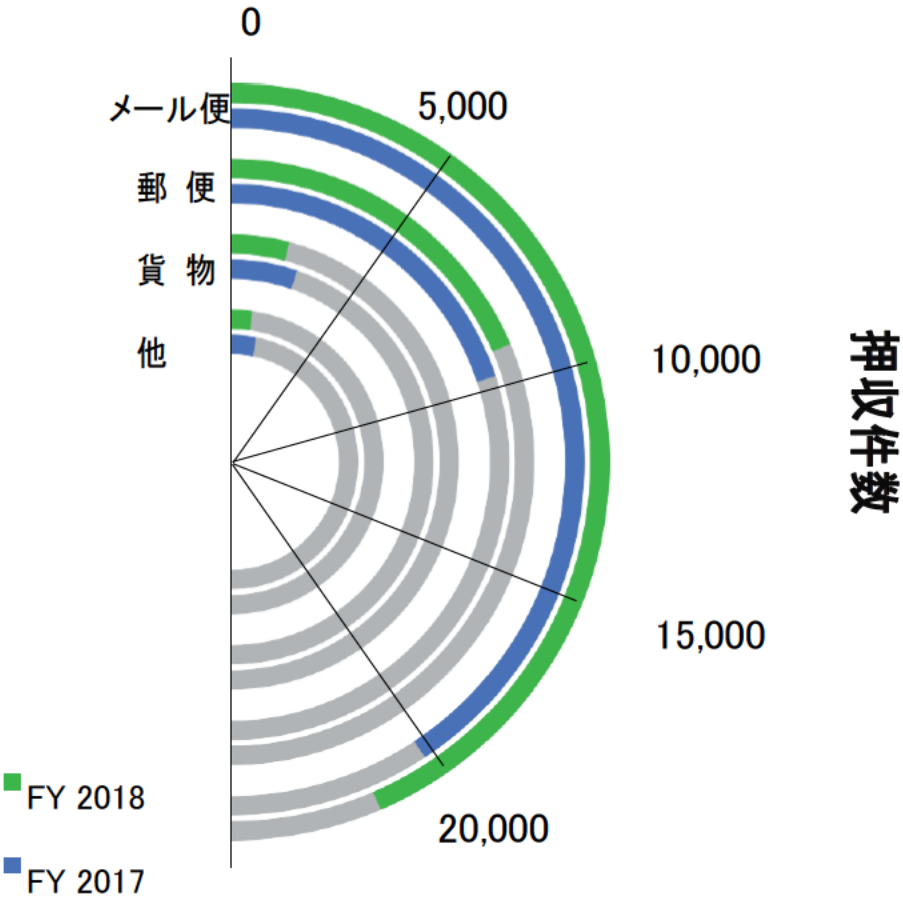

押収件数

搬送方法	FY 2018		FY 2017			
	押収件数	割合	押収件数	割合	増加数	増減率
メール便	21,632	64%	20,417	60%	1,215	6%
郵便	9,643	29%	9,992	29%	-349	-3%
貨物	1,673	5%	2,628	8%	-955	-36%
その他	862	3%	1,106	3%	-244	-22%
合計	33,810		34,143		-333	-1%

健康・安全・安心

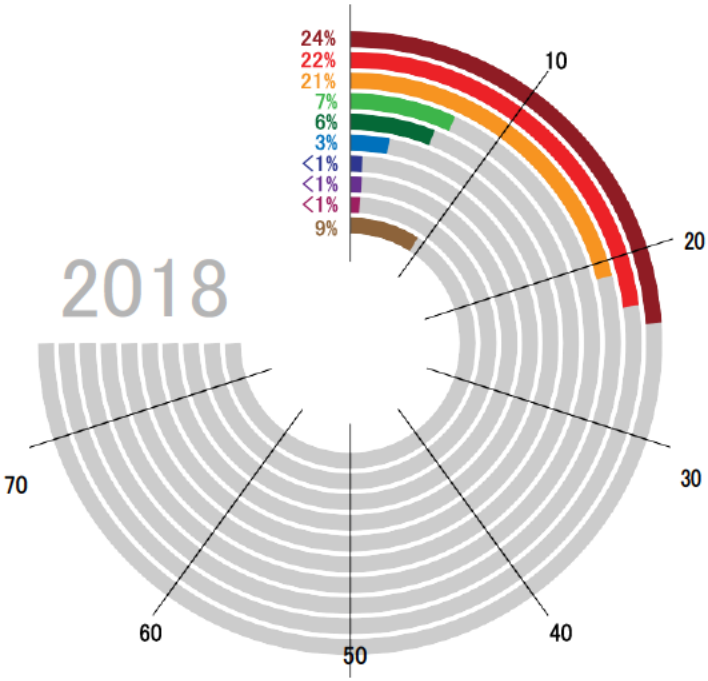

安全衛生・安心	押収件数	構成比*
パーソナルケア	1,264	24%
家電	1,169	22%
サングラス	1,126	21%
医薬品	403	8%
重要コンポーネント	306	6%
自動車/航空宇宙	171	3%
電池/機械	152	3%
ライト/ランプ	144	3%
香料	137	3%
その他のすべての商品	457	9%
総押収件数	5,329	

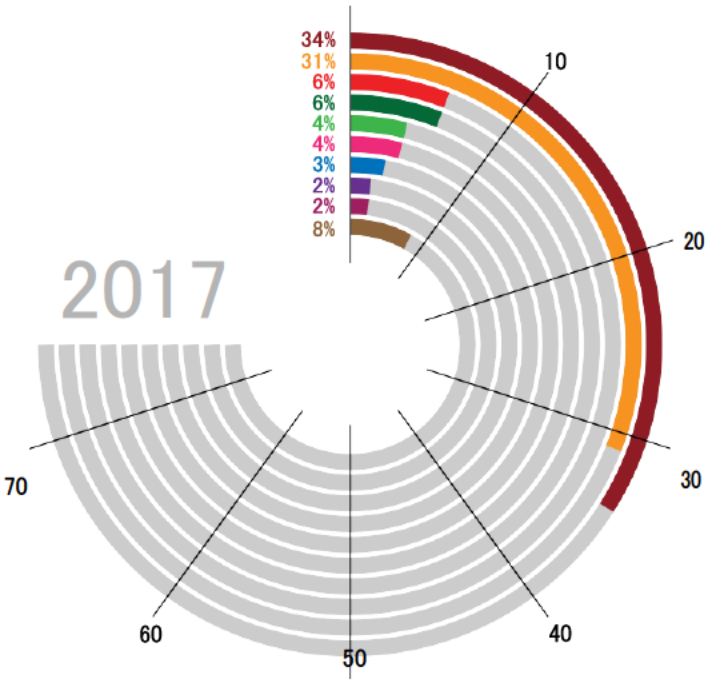

健康・安全・安心	押収件数	構成比*
パーソナルケア	1,409	34%
サングラス	1,306	31%
家電	267	6%
重要コンポーネント	265	6%
医薬品	175	4%
スポーツ用品	146	4%
自動車/航空宇宙	113	3%
ライト/ランプ	97	2%
香料	75	2%
その他のすべての商品	318	8%
総押収件数	4,171	

*「その他」の区分には、複数種類の製品の出荷が含まれている。個々のパーセンテージは四捨五入されているため、ときには四捨五入されたパーセンテージの合計が100パーセントよりもわずかに高いか、または低い場合がある。

排除命令

CBPは、米国国際貿易委員会(ITC)によって発動された排除命令を実施する。

ほとんどのITC排除命令は特許ベースである。

ITCは、限定的な排除命令と一般的な排除命令の両方を発動する。限定排除命令は、指定された回答者の侵害物品にのみ適用される。一般的な排除命令は、すべての者による侵害物品の入力を禁止する。

排除命令は、たとえそれらがITCによって特に非難され、侵害されたと見出されていなくても、すべてのカバーされた記事の入力を禁止する。

いったん排除されると、同じ輸入者による同じ物品のその後の輸入は、差押えの対象となる。

2017年度

出荷押収	出荷排除	押収品の希望小売価額	裁定発効済み	港湾への助言
52	63	$1,865,192	20	64

2018年度

出荷押収	出荷排除	押収品の希望小売価額	裁定発効済み	港湾への助言
172	31	$968,803	13	55

*用語「裁定」は、裁定及び他の解釈上の決定を包含する。

2018年度 センター	希望小売価額	構成比
生活用品・量販	$1,037,183,325.61	74%
衣料品/衣料品・繊維	$192,996,006.67	14%
エレクトロニクス	$121,609,129.95	9%
自動車・航空宇宙	$14,638,119.41	1%
機械	$11,475,793.21	1%
医薬品/健康・化学品	$8,896,989.09	1%
基礎金属	$7,544,135.00	1%
農産物・調理品	$4,578,950.61	0.3%
産業・製造資材	$951,392.73	0.1%
2018年度希望小売価額合計	$ 1,399,873,842	

2018年度 センター	押収件数	構成比
生活用品・量販	13,984	41%
衣料品/衣料品・繊維	11,707	35%
エレクトロニクス	4,271	13%
その他のすべてのセンター	3,848	11%
2018年度総押収件数	33,810	

知的財産権に関連する連絡方法

IPRヘルプ・デスクへの違反報告と支援取得– CBPのIPRヘルプ・デスクは月曜日から金曜日まで、IPR施行に関する質問に答えるためにスタッフが配置されている。iprhelpdesk@cbp.dhs.govのIPRヘルプデスクに問い合わせすること。

CBPのIPR弁護士への相談– CBPのIPR施行について法的な質問があり、CBPのIPR弁護士と接触したい人は、IPR支部が手助けをすることができる。CBPの録画番組については、iprrquestions@cbp.dhs.govの知的財産部に問い合わせること。知的財産権の行使に関する問い合わせについては、hqiprbranch@cbp.dhs.govまで問い合わせること。

CBP電子商取引部門–IPR & Eコマース部門(IPR部門)は権利保有者、貿易コミュニティのメンバー、CBPスタッフ、その他の連邦政府機関、外国政府と連携し、同機関のIPR戦略、政策、プログラムを策定・実施している。知的財産部門に連絡を取るには、iprpolicyprograms@cbp.dhs.gov宛てにメールを送ること。

電子申し立て– 有害事象企業や個人が知的財産権侵害を犯していることを知っているか、または疑っている場合は、e-Allegations Online Trade Violation Reporting System https://eallegations.cbp.gov/Home/Index2で取引違反をCBPに報告する。取引違反は、1-800-BE-ALERTを呼び出すことによっても報告することができる。

国立知的財産権調整センター – 模倣・海賊行為等の知的財産権侵害の届出は、https://www.iprcenter.gov/referral/・電話1-866-IPR-2060の知的財産権調整センターに問い合わせること。

3
18
34
4

www.cbp.gov/ipr www.iprcenter.gov

CBP Publication # 0917-0719

Homeland Security

資料１－③　中国

「2018 年中国知識産権保護状況」

二〇一八年の中国の知的財産権保護状況

国家知識産権局

目次

一，保護成果
二，制度建設
三，登録承認
四，文化建設
五，国際協力

二〇一八年の中国の知的財産権保護状況

2018 年は、習近平総書記の知的財産権保護強化に関する重要な論議の徹底、国家の知的財産権戦略の徹底、知的財産権管理体制改革の推進の鍵となる年である。

ボアオ・アジア・フォーラムの 2018 年開幕式では、習近平総書記の主要講演により、知的財産保護の強化は財産保護制度の整備にとって最も重要な内容であり、中国の経済競争力を高めるための最大のインセンティブでもあること、これに対し、外資系企業が要求すること、中国企業にも要求することがあることが指摘された。習近平総書記の重要な講話は、わが国の知的財産活動に関して新しい発展方向を指摘し、基本的な遵守を支持し、重点的に突破し、強力な推進力を与えた。特に、「二つの最」の提案は、知的財産権の保護強化を、これまでになく高度に向上させた。李克強総理は、知的財産権の保護がイノベーションの保護であり、イノベーションのインセンティブであることを何度も強調し、法執行力の一層の強化、一層の厳格化、一層の威力ある権利侵害・罰金賠償制度の実施、各方面のイノベーションに対する一層の堅固な保護の提供を求めている。

中央・地区各部門は党・国務院の決定・配置を真剣に実行し、知的財産権分野の改革を深化させ、知的財産権の創造・保護・運用を強化し、革新的文化を提唱し、知的財産権の国際交流協力を深化させ、組織実施と保障を強化し、知的財産権の保護の諸活動は積極的に進展した。

一、保護成果

2018 年、知的財産権保護活動の成果は各界で広く認識され、知的財産権保護の社会満足度と営業環境は継続的に改善した。知的財産権保護の社会満足度は、76.88 ポイントまで着実に向上した。世界銀行が 2018 年に発行した「ビジネス環境報告」は、中国のビジネス環境の世界ランキングが 2017 年の第 78 位から 2018 年は 32 位アップの第 46 位に上がり、初めて世界のトップ 50 位に入ったことを示している。WIPO が発行した「2018 年グローバルイノベーション指数報告」は、中国は第 17 位に位置し、2017 年より 5 位上昇したことを示している。米国商工会議所が発表した 2018 年の知的財産指数研究報告によると、中国のスコアは 19.08 点で、2017 年より 2 位上がり、25 位となっている。

図 1、全国(香港・マカオ・台湾を含まない地域)の知的財産権の社会的満足度の全般的な状況

各知的財産権保護部門は党中央の精神を真剣に貫徹し、法律に基づいて知的財産権法的の保護責任を履行し、国家の知的財産権戦略を深耕し、知的財産権による強国建設を推進し、法執行の運営能力をさらに強化し、重点分野の管理を継続的に推進し、日常の監督管理を大いに強化した。全国各級審判機関は年間 31.9 万件の知的財産事件(以前からの存在分を含む)を審査し、検察機関の起訴は知的財産権侵害犯罪事件に関し、4,458 件、8,325 人である;公安機関は各種の知的財産権侵害偽造犯罪事件を 1.9 万件、犯罪容疑者を 2.79 万人、行政執行機関は各類の知的財産権侵害偽造事件を 21.5 万件調査した。

（一） 司法保護

2018 年に、全国各級司法機関は法律に基づいて知的財産権司法保護責任を履行し、知的財産権を厳格に保護する司法保障を提供した。

知的財産権民事審判を強化し、知的財産権を厳格に保護し、権利者に有効な司法救済を提供した。2018 年に、全国地方人民裁判所では、知的財産権民事事件の審査を受けた事件は 283,414 件、結審数は 273,945 件であり、それぞれ前年比 40.97%,41.99%の増加であった。そのうち、新受付特許案件は前年比 35.53%増の 21,699 件、商標案件は同 37.03%増の 51,998 件、著作権案件は同 42.36%増の 195,408 件、技術契約案件は同 27.74%増の 2,680 件、競争類案件は同 63.04%増の 4,146 件（独占民事案件 66 件含む）、その他知的財産民事紛争案件は同 44.60%増の

7,483 件であった。全国地方人民裁判所が新規に受け付けた知的財産権民事二審案件は 27,621 件、結審は 26,288 件で、それぞれ前年比 26.60%, 28.08%の増加となった。全国地方人民裁判所が新規で受け付けた知的財産権の民事再審案件は 223 件、うち結審は 221 件で、それぞれ前年比 189.61%、301.82%の増加であった。最高人民裁判所の新規に受け付けた知的財産権民事案件は 913 件、うち結審は 859 件で、それぞれ前年比 81.51%, 74.24%の増加であった。また、新規の受け付け二審案件は 24 件で、うち結審は 21 件、新規受付申請再審案件は 798 件、結審は 759 件で、それぞれ前年比 76.55%, 71.72%増加し、新規受付の審議案件は 77 件、結審は 65 件であった。

行政審判機能を充分に発揮させ、法律に基づく行政を促進した。2018 年、全国地方人民裁判所においては、知的財産権行政一審案件は 13,545 件、結審は 9,786 件で、それぞれ前年比 53.57%, 53.15%増加となった。新受付案件のうち、特許案件 1,536 件は、前年比 76.15%増加し、商標案件 11,992 件は、同 51.20%増加し、著作権案件 17 件は、前年並みであった。全国地方人民裁判所においては、新しく受け付けた知的財産権行政二審事件は 3,565 件、結審数 3,217 件は、それぞれ前年比 304.20%, 180.72%増加となった。結審案件中、元の判決維持が 2,708 件、改判が 446 件、再審が 9 件、訴え取下げが 45 件、訴え却下が 1 件、その他の結審方法が 8 件であった。最高人民裁判所は、知的財産権行政案件は 642 件、結審は 581 件で、それぞれ前年比 64.19%, 41.02%増加であった。そのうち、新規受付再審案件は 537 件、結審は 484 件で、それぞれ前年比 55.20%, 32.24%増加し、新規受付審議案件は 99 件、結審は 89 件であった。

法律に基づいて知的財産権刑事事件を審理し、知的財産権犯罪の侵害を処罰した。2018 年に、全国地方人民裁判所においては、知的財産権侵害一審案件は 4,319 件、結審は 4,064 件で、それぞれ前年比 19.28%, 11.59%増加した。冒認出願登録商標罪案件は 1,852 件で、前年比 9.78%増、偽造登録商標の商品販売罪案件は 1,724 件で、前年比 15.39%増、違法製造や、その違法製造の登録商標標識販売罪案件は 305 件で、前年比 17.31%増、偽造特許罪案件は 2 件で、著作権の侵害罪案件は 136 件で、前年比 20%減、侵害複製品販売の犯罪案件は 6 件で、前年比 50%増、侵害商業秘密犯罪案件は 39 件で、前年比 50%増加している[1]。全国地方人民裁判所においては、知的財産権に関する刑事第二審事件は 683 件、結審は 668 件で、それぞれ前年比 28.14%, 23.70%の増加であった。

[1] 以上の公開データは、知的財産権刑事に関する審査事件の総数、知的財産権侵害に関する生産、模倣品の販売に関する犯罪件数、知的財産権侵害に関する不法営業の犯罪件数、及び他の知的財産権侵害に関する事件数を含まない。

（二） 行政執行

2018 年に、全国各級の行政・法執行機関は絶えず法執行力を増大させ、行政・法執行の効力を一層向上させた。

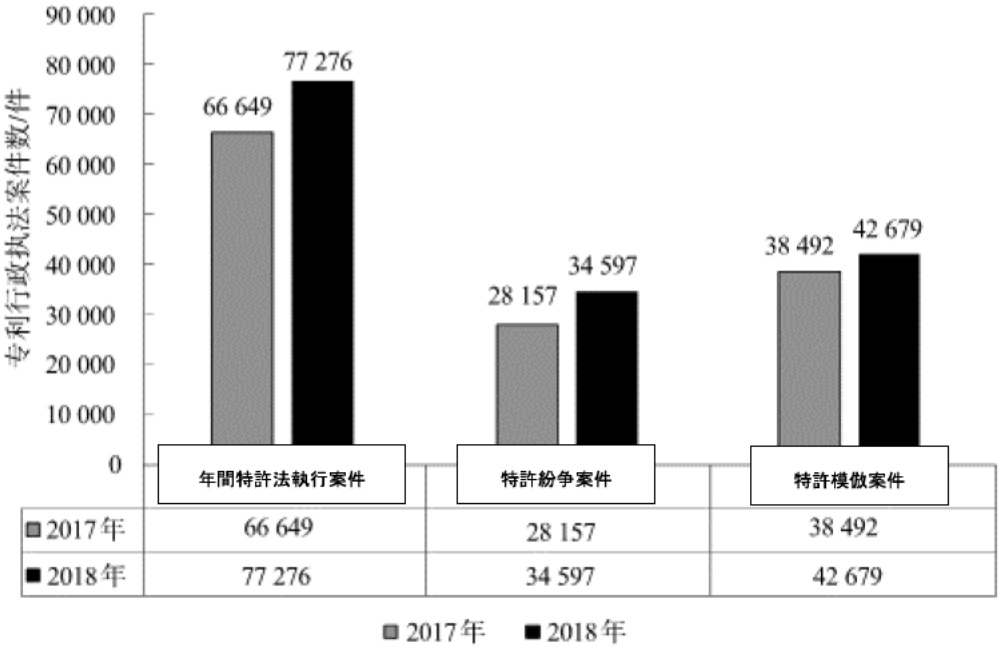

図 2、2017-2018 年特許執行案件統計

特許権の法執行力を引き続き拡大し、「防衛」「激怒」の特別な行動を組織し、大型展示会を強化し、電子商取引などの重点分野および場所の特許保護を強化した。年間特許執行案件総量は 7.73 万件に達し、前年比 15.9%増加した。そのうち、特許紛争事件は約 3.46 万件に達し、前年比 22.8%増加し、特許模倣事件は約 4.27 万件で前年比 10.9%増加した。電子商取引分野の特許執行案件数は 3.30 万件に達し、前年比 66.4%増加した。手始めに、集積回路レイアウト設計侵害トラブル事件を検討し、集積回路レイアウト設計行政法に有益な経験を蓄積した。

2018 年に商標の排他的権利の保護を真剣に強化し、商標侵害と戦うための特別な措置を組織した。商標権侵害商品の根源からのトレーサビリティとそれに繋がる取締りとしてのチェーン取締り展開を強化した。商標法の禁止条項に違反して未登録商標を使用することを「浄化」し、商標使用の管理を修正および標準化するための特別な措置を講じた。地域間および部門間の法執行機関による商標の調整を促進し、商標権侵害および偽造と戦うための共同の努力を強化した。商標侵害違法行為を厳しく取り扱った。年間 3.12 万件近くの商標違法事件を調査したが、その調査件数は前年比 3.53%の増加となった。事件の金額ベースは 5.46 億元近くであり、前年比 49.33%増加した。罰金額は 5.14 億元で、前年比 9.31%増加した。そのうち、商標の調査による違法事件は 2,760 件で、前年比 12.24%減、事件の金額ベースでは 3,059 万元で、前年比 4.29%減、罰金額は 2,075 万元で、前年比 24.14%減少している。商標侵害偽造事件を 2.84 万件調査したが、その調査件数は前年比 5.37%の増加となった;事件の金額ベースでは 5.15 億元で、前年比 54.47%増加し;罰金額は 4.93 億元で、前年比 11.37%増加した。年間を通して、法律に基づいて司法機関に商標侵害に関する被害事案を 236 件移送し、各種の不正競争事件を 1.49 万件調査し、罰金額は 5.67 億元であった;商業秘密事件の侵害を 35 件調査し、罰金額は 233 万元であった。

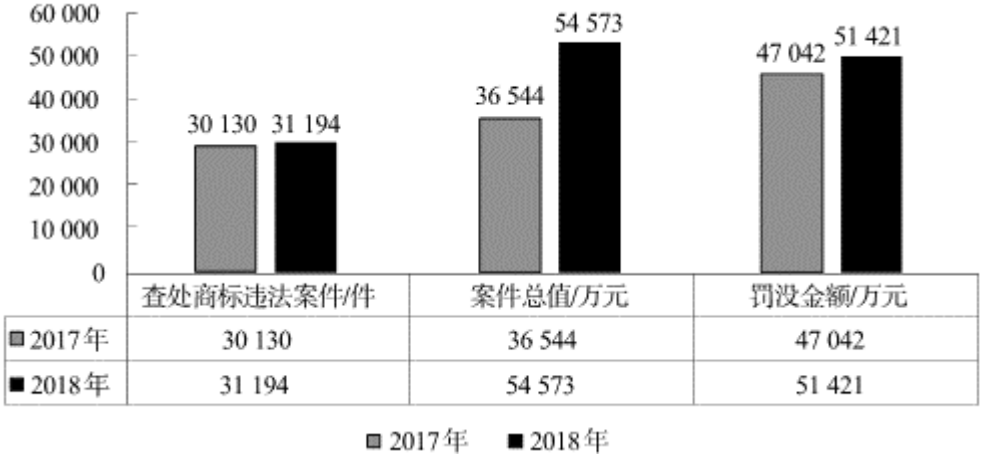

図 3、2017-2018 年にブランド違法事件について調査した統計を示す

広告分野の知的財産権の保護に取り組んだ。消費者の正当な権利と利益を効果的に保護するために、広告の特許権を誤って主張し、消費者を欺き誤解させる行為を厳密に調査して対処した。

著作権侵害行為に対する取り締まりを強化した。オンライン侵害と著作権侵害に対抗するための第 14 回特別行動「剣網 2018」を開始した。著作権監督・管理プラットフォーム技術手段を利用し、分類管理・整理・行政改修・行政処罰・刑事取締りなどの多種の手段を利用し、ネットワーク転載・ショートビデオ・アニメなどの分野の海賊版侵害多発態勢を集中整理し、重点規範ネットワーク生放送・知識共有・音声付き読み物などのプラットフォーム版権の放送秩序を集中整理し、ネットワーク映像・ネットワーク音楽・電子商務プラットフォーム・アプリストアー・ネットワーククラウド記憶媒体などの分野を専門的に深く整理する。海賊行為事件は年間 2,500 件余で、司法機関事件を 102 件移送し、アジトの破壊が 197 件、また、北京での海賊版電子出版物の「10.17」販売を含む 48 件の主要な侵害と著作権侵害の事例が監督された。13 社のウェブサービス業者に対する行政指導として、124,436 個の不正行為のメディアアカウントを封鎖し、それに対し 19,882 個の不正行為のメディアアカウントを格下げ処理し、475,332 個の不正行為のコンテンツを削除または遮断した; 15 社のショートビデオプラットフォーム企業に対する行政指導では、総合的に各種の不正行為に関わるショートビデオ作品を 57 万部削除したり、7 種類 72 部の重点作品著作権の保護警告リストを公開し、大晦日番組、ワールドカップイベント番組及び優れた国産映画、記録映画に対して重点警告保護を行った。

ソフトウェアの正規化を進めている。『本版ソフトウェア管理ワークガイド』を普及させ、ソフトウェアの本版化を進めている。11 の監査チームを組織し、20 の中央と国家機関、16 の省(市)ソフトウエアの正版化工作監査で監督し、374 の機関を監査、5.04 万台のコンピューターを検査した。党・政府機関のソフトウエアの正版化成果は強固になり、省属の国有企業本部は基本的にソフトウエアの正版化を実現した。ソフトウェアの正版化はソフトウェア産業の急速な発展を促し、2018 年通年でソフトウェア産業規模は 6.31 万億元に達し、前年比 14.2%増加した。

ネットワーク文化市場の監督を強化した。オンラインパフォーマンス市場、携帯電話パフォーマンスプラットフォーム、主要なネットワーク音楽プラットフォーム、主要なネットワークアニメウェブサイトに対して行政執行検査を展開した。オンラインパフォーマンス市場の専門プロジェクト規範整備行動を展開し、60 社の主要オンラインパフォーマンスの運営会社を集中的に検査し、法律に基づいて 46 社の違法オンラインパフォーマンス運営会社を検査した。携帯電話パフォーマンスプラットフォームにも専用に浄化展開し、携帯電話ライブアプリケーション 4,939 件を一斉に捜査し、オフライン携帯電話パフォーマンスプラットフォーム 790 件を削除した。主なネットワーク音楽プラットフォーム、ユニバーサルネットワークローミングサイト、移動ゲーム市場などに対して法執行検査を展開し、主要ネットワーク音楽プラットフォームのオフライン版で違法なネットワーク音楽製品 13.5 万件、音楽類ビデオ 11 万本余りに及ぶ違反が認められた。市場の 100 件の主なモバイルゲーム製品に重点を置き、モバイルゲーム市場への集中的に法執行監視を展開し、法律に基づいて 28 社のネットワークゲーム運営会社の 36 件のモバイルゲームを処分した。年間を通して全部で 688.35 万人余りの執行員が出動し、経営機関を検査したところ、283.91 万社余りの機関が出動し、各類から 1.39 万件余りの投書を受け付けて、5.28 万件余りの事件に対し、経営機関に 3.59 万社余りの警告を発し、1.46 億元の罰金を与え、2,690 社に営業停止を命じ、198 社の営業許可証を取り下げた。「2018 ネットワーク市場監督専門行動」(ネット剣行動)を展開し、ネットワーク取引の違法行動を取締り、ネットワーク市場環境を浄化した。ネットワーク侵害、ステルスマーケット行為、虚偽宣伝、虚偽違法広告などの違法行為を取締り、プラットフォーム責任、規範フォーマット契約を実行することを重点とし、ネットワーク市場への全プロセス、全チェーンの精確な監督管理をよりよく実現した。プロジェクト行動期間は、ウェブサイト(ストア)をネットワーク上で 241 万件をチェックし、ネットワークの違法事件について 4.5 万件を調査処分とした。

反不正競争法の執行力を強化した。改訂後の「反不正競争法」は、2018 年 1 月 1 日から施行された後、専門的な整備、重大案件に対する統一配置などの展開を通じて、市場混乱、商業秘密侵害などの不正競争行為に対する監督・執行力を強化している。2018 年、各種の不正競争事件を 1.49 万件あまり取締まり、事件額は 26.6 億元、罰金額は 5.7 億元の規模に達した。そのうち、市場混乱案件 4,975 件を調査処理したところ、違法額は 8,923 万元、罰金額は 7,209 万元であった; 商業秘密案件は 35 件の侵害で、違法額は 291 万元、罰金額は 233 万元であった。2018 年 5 月、「反不正競争執行重点行動の展開についての公告」「反不正競争執行のさらなる強化についての意見」を発布し、2018 年 5 月から 10 月まで、全国的に反不正競争執行重点行動を展開した。ネットワーク取引、農村市場、医薬、教育などの重点と分野に対する監督執行力度を大きくし、社会的関心が高いものを重点的に取り調べ、民生色が強く市場混乱を反映したり、商業秘密を侵害したりするなどの不正競争行為を集中的に取り上げ、財産権保護を強化し、公正競争の市場秩序の維持に努めた。2018 年 7 月、アンハイザーブッシュや P&G など市場の知名度と影響力の高い企業と地域をまたがるブランドに対する調査を展開し、影響が全国にまたがる著名企業や著名商品の市場混乱などの不正な競争問題を集中的に解決し、優良企業が健全な発展に向かうことを擁護した。

林業植物の新品種侵害を取り締まる専門的な活動を展開した。種子企業の生産品種について、品種権利の認可などの内容に関する専門検査を行い、品種権利の侵害・違法行為を抑止することに有効に機能した。

農産物の地理的表示登録証の監督の強化を継続して行った。2018年に農産物の地理的表示のモニタリング活動を展開し、山西省、陝西省、江西省、安徽省、湖北省、湖南省などの 6 省 30 個の証明製品 120 個のサンプルをモニタリングした。農産物のカニ類の地理的表示の使用に関する特別な検査を実施した。農産物の地理的表示の使用権限の調査を実施した。調査の結果、1,502 人の証明書保有者が 45,505 社の生産経営主体に対し、農産物の地理的表示の公的表示を使用し、登録製品総数の 59.6%を占めていることが示された。地理的ロゴを使用して公的に識別された企業の 2,138 社は、地方政府によって構築された品質安全トレース情報プラットフォームに組み込まれており、認可された使用法ロゴの生産単位の総数の 47.5%を占めている。地理的表示農産物の生産経営主体を国家農産物品質安全トレーサビリティの管理情報プラットフォームに組み入れて、新たに登録するということを前提条件とする。

税関辺境の知的財産権保護活動を強化した。年間 4.45 万ロットの輸出入侵害商品を調査し、侵害商品 2,313 万件に関し、案件金額は 2 億元であった。地域税関の法執行協力を推進し、法執行連動を強化し、重大事件、重大侵害リスク情報の迅速な反応と事件連動調査のメカニズムを確立し、知財権を侵害した模倣品の貿易港の漂流を防ぐ。輸出される集積回路、スポーツシューズなどの重大事件について連携し監督した。

表 1 2018 年の知的財産権行政執行法の主な特別行動と成果概要表

番号	行動名	主な内容	主な成果
1	「激怒」行動	電子商取引、食料品薬品、環境保全、安全生産、ハイテクなどの重点分野、展示会、輸出入など重点的な「怒り」特別行動の展開、各種特許侵害模倣行為への取締り	2018 年に電子商取引分野の特許侵害模倣事件を調査した結果、33,025 件であり、前年比 66.4%増加している。
2	「トレーサビリティ」行動	ブランド名、地理的ロゴ、海外ブランド名、古いブランド名を保護の重点とし、「元を断つ、巣窟を打つ、芋ずる式に打つ」ことに重点を置く。	商標権侵害品のトレーサビリティとチェーン全体の取り締まりを強化した。
3	「浄化」行動	未登録商標の使用につき「商標法」の禁止条項に違反する行為として取り締まる。	商標使用管理秩序を整備規範化した。
4	「品質検査」行動	消費財・生産資料などの製品、特に電子取引商品の地域問題に集中的な整備行動を展開し、児童用品や家庭電器を重点とする消費財、肥料・農機・部品を重点とする農具、鋼材・電線ケーブルなどを重点とする建材製品などに重点を置いて取り組んだ。	全部で 6,931 件、取締り金額にして 14.09 億元の調査処分を行った。
5	オンライン侵害を取締る「剣網 2018」行動	ネットワーク転載、ショートビデオ、アニメなどの分野の海賊版侵害多発態勢を集中整備し、重点規範ネットワーク生放送、知識共有、音声読物などのプラットフォーム著作権伝播秩序を強化し、ネットワーク映像、ネットワーク音楽、電子商取引プラットフォーム、アプリストアー、ネットワーククラウド記憶媒体などの分野の専門的な整備を強化した。	立案検討事件の海賊版侵害事件は 544 件、司法機関事件の移送は 74 件で、関連事件の金額は 1.5 億元であった。
6	オンラインパフォーマンス市場の規範整備行動	60 社の主要ネットワークパフォーマンス経営部門を集中検査する	法律に基づき違反した 46 社のオンラインパフォーマンス経営機関を取り締まる。
7	「龍沸」専門の行動	輸出知的財産権優勢企業の知的財産権保護の強化	283 社の企業に対して重点保護を実施し、全国の税関で侵害貨物 385 ロットを拘束し、侵害貨物は 309 万件、案件総額は 6,114 億元でその経済損失は 1.6 億元であった。

（三）　刑事執行法

知的財産権侵害犯罪に対する高圧的な態勢は、一貫して維持されており、年初は 2 ヶ月間にわたる知的財産権侵害犯罪の取締り行動「春雷」で展開され、年間を通じ波状攻撃を仕掛け、全国公安機関は年間 19,060 件、犯罪容疑者を 27,966 人逮捕し、取締り金額は 98.7 億元に及んだ;　また、検察は 51 件の重大事件を提起し、区域制をまたいで 1,400 件余りの模倣販売犯罪ネットワークを取り締まった。

法にもとづいて、知的財産権侵害犯罪行為の各種の批判・宣伝活動を展開した。年間を通して、知的財産権侵害に関する犯罪事件を 3,306 件・5,627 人の刑事事件が承認され、4,458 件・8,325 人の訴追が提出された。そのうち、冒認出願登録商標罪で 1,407 件・2,646 人が逮捕され、1,977 件・3,770 人が起訴された。冒認出願登録商標の商品販売罪は 1,424 件・2,140 人が逮捕され、1,835 件・3,259 人が起訴された。また、違法登録商標を違法製造し違法販売したことで 269 件・480 人が逮捕され、324 件・712 人が起訴され、特許侵害罪は 1 件・1 人が逮捕、3 件・4 人が起訴され、著作権侵害罪は 102 件・167 人が逮捕、140 件・292 人が起訴され、複製品販売罪は 5 件・7 人が逮捕、5 件・12 人が起訴され、商業秘密犯罪は 28 件・53 人が逮捕、27 件・56 人が起訴され、その他知的財産権犯罪事件は 70 件・133 人が逮捕、147 件・220 人が起訴された。

刑事訴訟監督を強化した。重大事件が行政執行機関へ正しく移送されているか、公安機関は法律に基づく立案の監督が出来ているかといった監督も行った。1 年を通して、全国検察機関においては、行政法執行機関が知的財産権の侵害重大事件を 366 件、488 人に嫌疑をかけ、うち行政法執行機関は 343 件、464 人を既に移送し、公安機関の立件による知的財産権の侵害事件は 189 件で、237 人が移送された。

（四）　その他

2018 年に、各知的財産部門は改革・革新を強化し、絶えず活動メカニズムを最適化し、全面的に活動能力を向上させた。

知的財産権の信用あるシステムの建設を徹底的に推進した。「知的財産(特許)分野における重大な信用失墜に対する共同懲戒処分を実施するための協力覚書」を発表した。全国信用情報共有プラットフォーム(第二期)知識産権局サブプラットフォームを基本的に建設した。信用情報記録の整備を推進し、特許出願・承認から全工程にかけて信用監督管理を強化する。商標の信用監督を深化させ、国家企業の信用情報公開システムの役割を充分に発揮させ、商標の不信行為に対する協同監督と共同懲戒処分の形成を推進する。

知的財産権保護センターと迅速保守権センターの建設を強化した。国家知識産権局は、2018 年、沈陽などで 9 カ所の知的財産権保護センターを建設し、保護センターの総数は 23 カ所に達し、16 の産業をカバーしている。知的財産権の迅速なビジュアルワークを深化させ続け、ワークカバレッジをさらに拡大し、知的財産権の迅速なビジュアルワークセンターの数を 20 カ所にした。知的財産権の報告と苦情および権利保護の支援のための作業メカニズムを継続的に強化し、地域間の報告と苦情事件の調整を強化し、知的財産権保護の支援と報告のためのチャネルを

拡大した。

多様化紛争解決メカニズムを整備した。知的財産権紛争調停のパイロット作業を引き続き推進し、パイロット期間中に計 20 カ所の調停組織を創設(育成)し、約 370 名の常勤及び非常勤の調停職員の人材チームが設立され、5,700 件あまりの調停を成功させ、29 カ所の知的財産権調停機構が初めて確立された。

知的財産権の申請登録情報化を強化した。マドリッド商標国際登録のインターネット登録システムで、商標国際登録をインターネット上での申請、電子通知、オンラインでの補正、オンラインでの支払いを申請する全般的な電子化を実現した。商標のオンラインサービスシステムが完全に開始され、オンライン照会、申請、公開、発表、支払いおよび登録証明書の公示の 6 つの機能が統合された。商標データベースを無料で公開し、約 3,500 万の商標の基本情報を開示し、商標データを共有および公開し、商標データの経済的価値を促進し、商標審査の透明性と品質をさらに向上させた。25 万を超える商標レビューおよび裁決文書が包括的かつタイムリーに発行され、システム機能の継続的な最適化とアップグレードにより、公開裁決文書の登録番号をクリックして商標図面を同時に表示できる。農業品種権利申請システム(バージョン 2.0)および農業品種権利レビューシステム(バージョン 2.0)の研究開発を完了させ、品種申請から認証およびワンストップオンライン処理までのプロセス全体を実現した。まず最初に、DUS(特異性、一貫性、安定性)テスト共有プラットフォームと IoT プラットフォームの構築を完了させ、さらに新しい植物品種情報化の構築を促進した。

税関国境保護情報システムの構築を促進した。知的財産権税関保護申請モバイル照会システムを改善および促進して、国境検査場の検査官がオンラインで商品の知的財産状況を比較できるようにした。知的財産権税関保護ケースのペーパーレス処理を促進するために、「知的財産権税関保護法施行システムのアップグレードプロジェクト」を開始した。全国税関速達便と越境 EC 権利侵害リスク防衛と制御活動グループは、海運および国境を越えた電子商取引小売チャネルにおける侵害リスクの防止と制御を強化するために設立した。

犯罪者の偽造防止情報の情報化の基盤を統合。「知的財産犯罪と闘うためのインテリジェンス調査および判断プラットフォーム」を構築し、長年にわたる知的財産犯罪に関する 8,500 万個のデータを収集し、手がかりを調査および判断し、より深く掘り下げるためのデータサポートを地元の公安機関に提供した。重大な手がかりの通知、ケース情報の共有、困難なケースに関するポリシー調査、法的相談、迅速なケース転送、共同法執行監督などの協力システムを改善して、共同作業の効率性を改善し、模倣品取締りのための協力体制を形成した。

知的財産保護情報化のガバナンスメカニズムを調査した。「インターネット+ 知的財産権保護作業計画」を発行し、国および地域の知的財産権侵害および模倣手掛かりシステムの構築を促進し、ビッグデータ、人工知能およびその他の情報技術の使用を積極的に探求し、オンラインで商品を特定、模倣侵害の識別、ソースの追跡、知的財産の侵害と偽造の取締まりの効率、強度、精度を改善する役割を果たした。

知的財産保護のための社会的評価メカニズムを改善した。知的財産保護の社会的満足度に

関する 2018 年の調査を完了し、「知的財産保護の社会的満足度に関する 2018 年の調査」を作成した。また、中国企業の海外知的財産権保護の満足度に関する調査を開始した。

企業間の協力メカニズムを深化し、市場主体の知的財産権保護能力を向上させた。偽造防止および権利保護協力メカニズムは、E コマース製品の品質監視データを統合し、E コマースプラットフォームとの通信ブリッジを構築して、48 時間の違法取引記録の取得と 24 時間の品質違法製品の削除を実現する。企業名保護制度の設計を最適化した。企業名の事後監督を強化し、企業名をめぐる紛争を処理するメカニズムを完成させ、企業の標準化された管理システムに古い名前と有名な企業名を含めて、企業の権利を効果的に保護するための重要な保護を提供した。知的財産保護のための標準化された市場の開拓と特定の作業を続け、知的財産保護のための標準化された市場の第 3 弾として 16 の市場を検討し特定した。

海外の知的財産権保護メカニズムを積極的に改善した。海外の知的財産情報プラットフォームの構築を引き続き推進し、指南 Web サイト（www.worldip.cn）は 80 近い外国の知的財産情報、知的財産訴訟、外国の知的財産システムの概要を追加し、「欧州連合理事会共同体設計条例」の中国語訳更新と、「中国企業のハイテク分野への投資に関する CFIUS 審査実務指針」と「ドイツにおける知的財産権の実務指針」を発行した。特許審査ハイウェイ（PPH）トピック、ビッグデータトピック、および海外商標登録トピックを新たに追加した。知的財産権の早期警告および権利保護支援情報プラットフォームの構築を強化した。中国知的財産権保護ネットワークの機能を改善し、知的財産権と電子ジャーナルの最新の開発をタイムリーかつ包括的にリリースした。アルゼンチン、エジプト、ブラジル、フィリピン、マレーシア、南アフリカ、サウジアラビア、ハンガリーの 8 か国から、アフリカ地域工業所有権機関およびアフリカ知的財産権組織の機関向けの一連の知的財産権ガイドをまとめた。ドイツのハノーバーで開催された消費者向け電子情報通信フェア（CeBIT）、オッフェンバッハチャイナバッグの欧州展示会、ベルリンの国際消費者向けエレクトロニクス展（IFA）、米国の国際消費者向けエレクトロニクス展（CES）に知的財産サービスステーションが設置され、出展者に支援を提供した。参加企業の正当な権利と利益を保護するために、中国輸出入見本市（広州交易会）および中国国際輸入博覧会に知的財産サービスステーションを設置した。

資料１－④　韓国

「2018 Annual Report: Intellectual Property Rights Seizures」

2018 年次統計報告書:
知的財産権差押え

韓国税関

2019.11.1 公表日　　出版社 KOREA CUSTOMS SERVICE, TIPA

目次

パート Ⅰ　　知的財産権税関登録制度

パート Ⅱ　　通関中の知的財産権差押え
　　１. 知的財産権差押え合計
　　２. 通関の種類別差押え

パート Ⅲ　　通関後の知的財産権差押え

パート Ⅳ　　知的財産権差押えの主な事例

Ⅰ　知的財産権税関登録制度

■ 概要__知的財産権(IPR)の税関登録とは、知的財産権保有者が所有する知識に関する情報、ならびに通関手続における知的財産権の効率的な保護のための税関に対する知的財産権侵害の懸念を登録するシステムを意味する。

■ 登録方法__IPR の税関登録の方法は、郵送、IPR 記録センターへの訪問、およびインターネットへの登録を通じて行うことができる。登録される IPR は、6 つの権利を含む。商標権、著作権、植物品種保護権、地理的表示権、特許権及び意匠権。

IPR 記録センター:
韓国ソウル・ガングナム郡・Eonju-ro 129-gil、6F TIPA、20

ホームページ:
https://unipass.customs.go.kr

■ 権利別知的財産権登録状況(2018 年 12 月 31 日現在)　（単位：件、%）

権利の種類	登録状況	比率
商標権	6,082	18.93
著作権	25,966	80.82
植物品種保護権	0	0
地理的表示	11	0.04
特許権	27	0.09
意匠権	38	0.12
小計	32,124	100.00

■ 権利・国別知的財産権登録状況(2018年12月31日現在)　　(単位:件)

権利別	韓国	米国	日本	フランス	ドイツ	スイス	英国	イタリア	その他	小計
商標権	2,074	1,314	1,015	427	256	236	221	120	419	6,082
	34.1%	21.6%	16.7%	7.0%	4.2%	3.9%	3.6%	2.0%	6.9%	100%
著作権	25,947	8	11	0	0	0	0	0	0	25,966
	99.9%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
植物品種保護権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0%
地理的表示	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
特許権	23	1	0	1	0	0	0	0	2	27
	85.2%	3.7%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.4%	100%
意匠権	31	3	2	0	0	0	0	0	2	38
	81.6%	7.8%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	100%
小計	28,086	1,326	1,028	428	256	236	221	120	423	32,124
	87.4%	4.1%	3.2%	1.3%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	1.3%	100%

Ⅱ 通関中の知的財産権差押え

1. 知的財産権差押え合計

1) 概要

■ 韓国税関(KCS)による通関手続中に発見された IPR 差押えの数は 2018 年は 52,423 件であり、2017 年が 11,384 件であったのに比べ、360%増加した。
IPR を侵害する郵便物の発見事例がこのように著しく増加した理由は、IPR 侵害に関する懸念を有する可能性のある少額の搬入品に関する検査及び現場認証の強化による作業の効率化によるものである。

■ 知的財産権については、商標が全件の 99.7%(52,260 件)を占め、知的財産権侵害の件数が最も多いと考えられている。

■ 通関種類別の検知結果については、前年の件数では郵便物と速達便貨物が最も多くなっている。また、規制品目は重量比で最大の割合を占めていたが、2018 年には郵便物が件数及び重量比で最大の割合を占めた。

■ 商品別では、靴・時計の検知が 2017 年比で大幅に増加し、機械・付属品の検知が減少した。

■ 仕出国別に見ると、中国が 92.9%(48,701 件)と最も多くなっている。

2) 合計

■ 件数

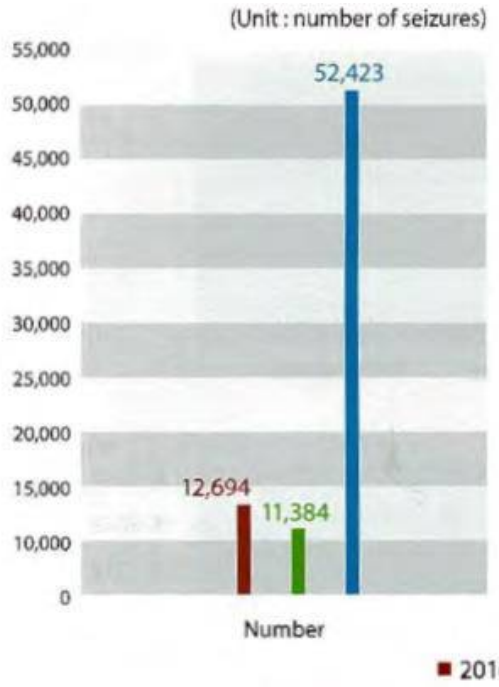

■ 重量

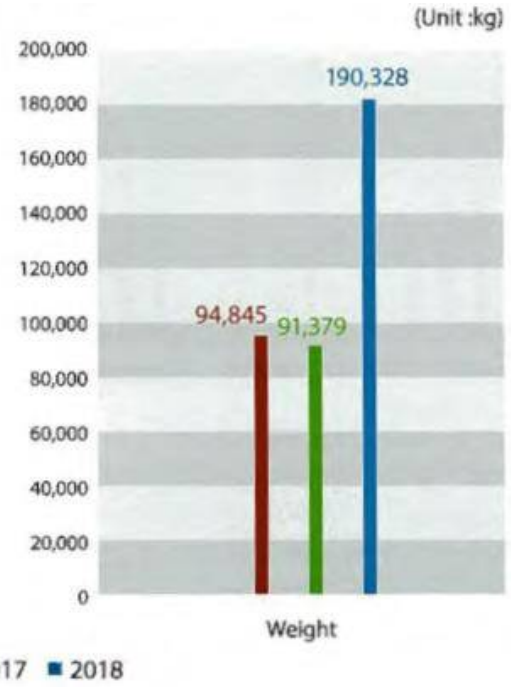

① 一般貨物、メール便貨物、手荷物

2016年			2017年			2018年			2018年の対前年増加率
件数	数量	重さkg	件数	数量	重さkg	件数	数量	重さkg	
6,633	389,981	43,409	6,888	236,629	46,261	6,766	673,812	58,258	件数 △1.8% 数量 ＋185%

② 規制品目、郵便物

2016年		2017年		2018年		2018年の対前年増加率
件数	重さkg	件数	重さkg	件数	重さkg	
6,061	51,436	4,496	45,118	45,657	132,070	件数 ＋915% 数量 ＋193%

※侵害品が検出された場合、規制品目はカートン単位で管理され、郵便物はケースに基づいて管理されるため、正確な数量を特定することは困難である。

3) 権利の種類別差押え

■ 件数

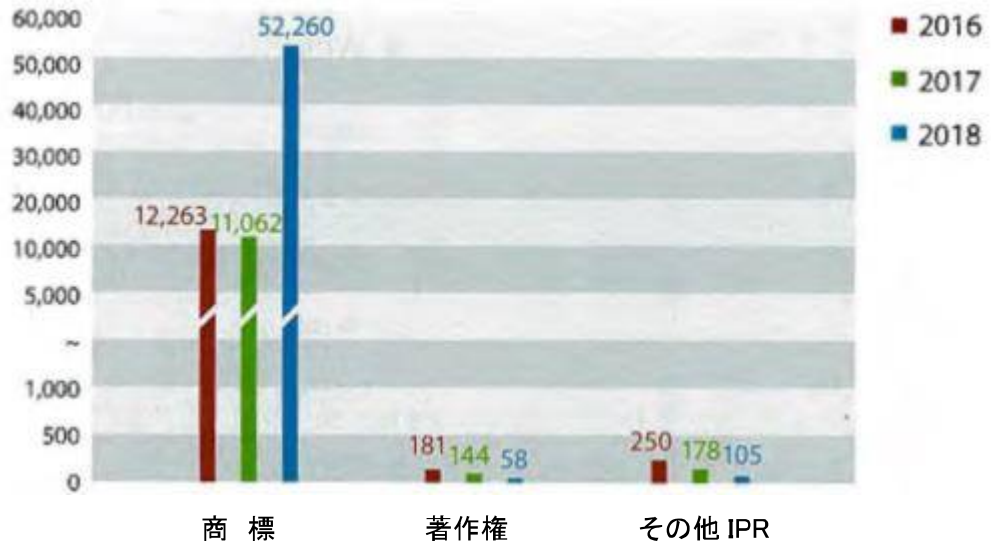

■ 重量(kg)

管理項目	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	重量増加率
商 標	12,263	88,299	93.1%	11,062	85,498	93.5%	52,260	179,974	94.6%	+111%
著作権	181	4,901	5.2%	144	4,281	4.7%	58	3,708	1.9%	△13%
その他IPR	250	1,645	1.7%	178	1,600	1.8%	105	6,646	3.5%	+315%
小計	12,694	94,845	100.0%	11,384	91,379	100.0%	52,423	190,328	100.0%	+108%

※ %欄は、重さkg欄の割合(以下、同様)

4) 通関の種類別差押え

■ 件数

■ 重量(kg)

	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
管理項目	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	重量増加率
制御対象	161	38,990	41.1%	228	32,828	35.9%	97	30,224	15.9%	△8%
一般貨物	146	28,768	30.3%	106	29,219	32.0%	309	42,019	22.1%	+44%
速達便	3,646	10,585	11.2%	2,661	8,946	9.8%	1,775	6,080	3.2%	△32%
郵便物	5,900	12,445	13.1%	4268	12,290	13.4%	45560	101,846	53.5%	+729%
手荷物	2,841	4,057	4.3%	4121	8,096	8.9%	4682	10,159	5.3%	+25%
小計	12,694	94,845	100.0%	11,384	91,379	100.0%	52,423	190,328	100.0%	+108%

※メール便の差押えは輸入申告だけによるものとする(以下、同様)

5) 品目別押収

■ 取締り品重量(kg)

管理項目	2016年		2017年		2018年		2018年の対前年重量増加率
	重さkg	%	重さkg	%	重さkg	%	
履物	4,575	4.8%	11,980	13.1%	57,149	30.0%	+377%
バッグ	12,266	12.9%	13,512	14.8%	34,117	17.9%	+152%
玩具・文具	22,493	23.7%	24,961	27.3%	24,403	12.8%	△2%
衣料・繊維	14,194	15.0%	9,549	10.4%	27,645	14.5%	+190%
機械・器具	6,895	7.3%	6,400	7.0%	1	0.0%	△99.9%
家電	6,396	6.8%	1,664	1.8%	3,048	1.6%	+83%
生活用品	2,117	2.2%	3,001	3.3%	8,392	4.4%	+180%
時計	2,086	2.2%	1,198	1.3%	5,468	2.9%	+356%
運動用品	501	0.5%	330	0.4%	456	0.3%	+38%
その他	23,322	24.6%	18784	20.6%	29649	15.6%	+58%
小計	94,845	100.0%	91,379	100.0%	190,328	100.0%	+108%

6） 仕出国別差押え

■ 件数

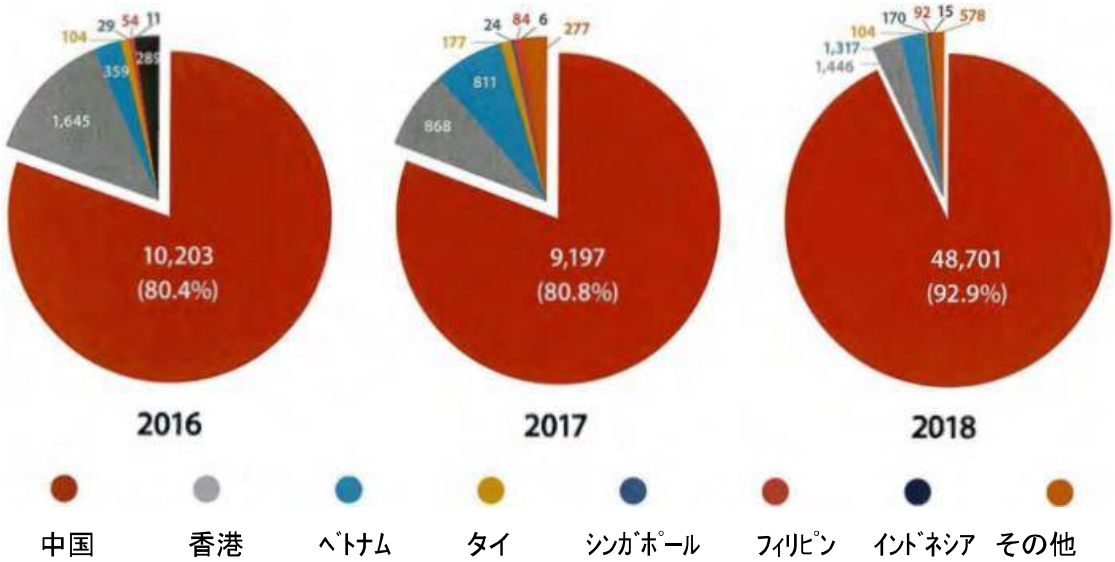

国地域名	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	重量増加率
中国	10,203	85,921	90.6%	9,197	81,041	88.7%	48,701	176,274	92.6%	+118%
香港	1,645	2,156	2.3%	868	2,348	2.6%	1,446	5,407	2.8%	+130%
ﾍﾞﾄﾅﾑ	359	1,179	1.2%	811	3,559	3.9%	1,317	4,336	2.3%	+22%
タイ	104	616	0.6%	117	559	0.6%	104	905	0.5%	+62%
ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	29	44	0.0%	24	22	0.0%	170	249	0.1%	+1,031%
ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	54	258	0.3%	84	276	0.3%	92	335	0.2%	+21%
ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	11	1,470	1.6%	6	35	0.0%	15	51	0.0%	+46%
その他	289	3,201	3.4%	277	3,539	3.9%	578	2,771	1.5%	△22%
小計	12,694	94,845	100.0%	11,384	91,379	100.0%	52,423	190,328	100.0%	+108%

7) 仕出国別・品目別の差押え

（単位：件数）

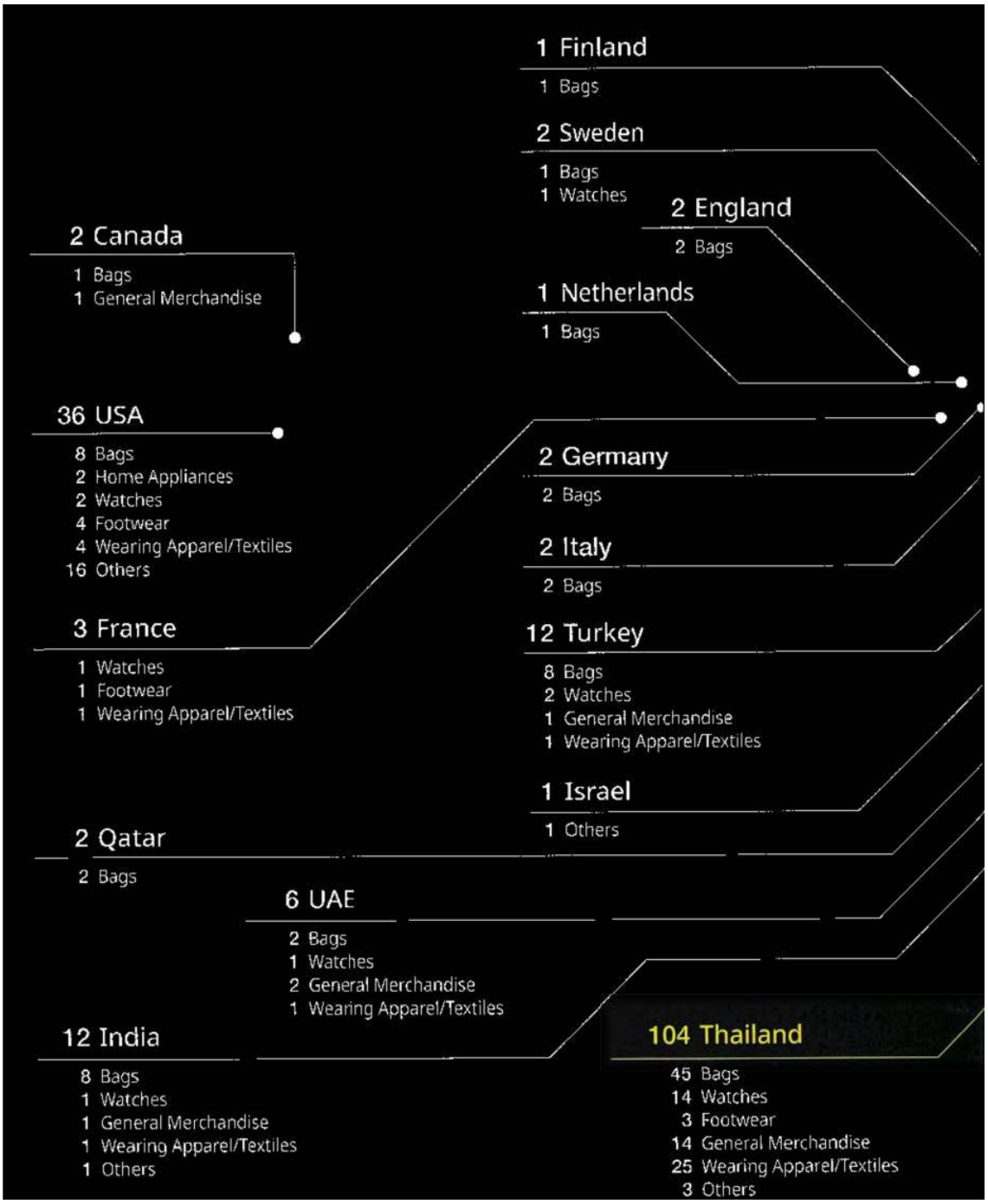

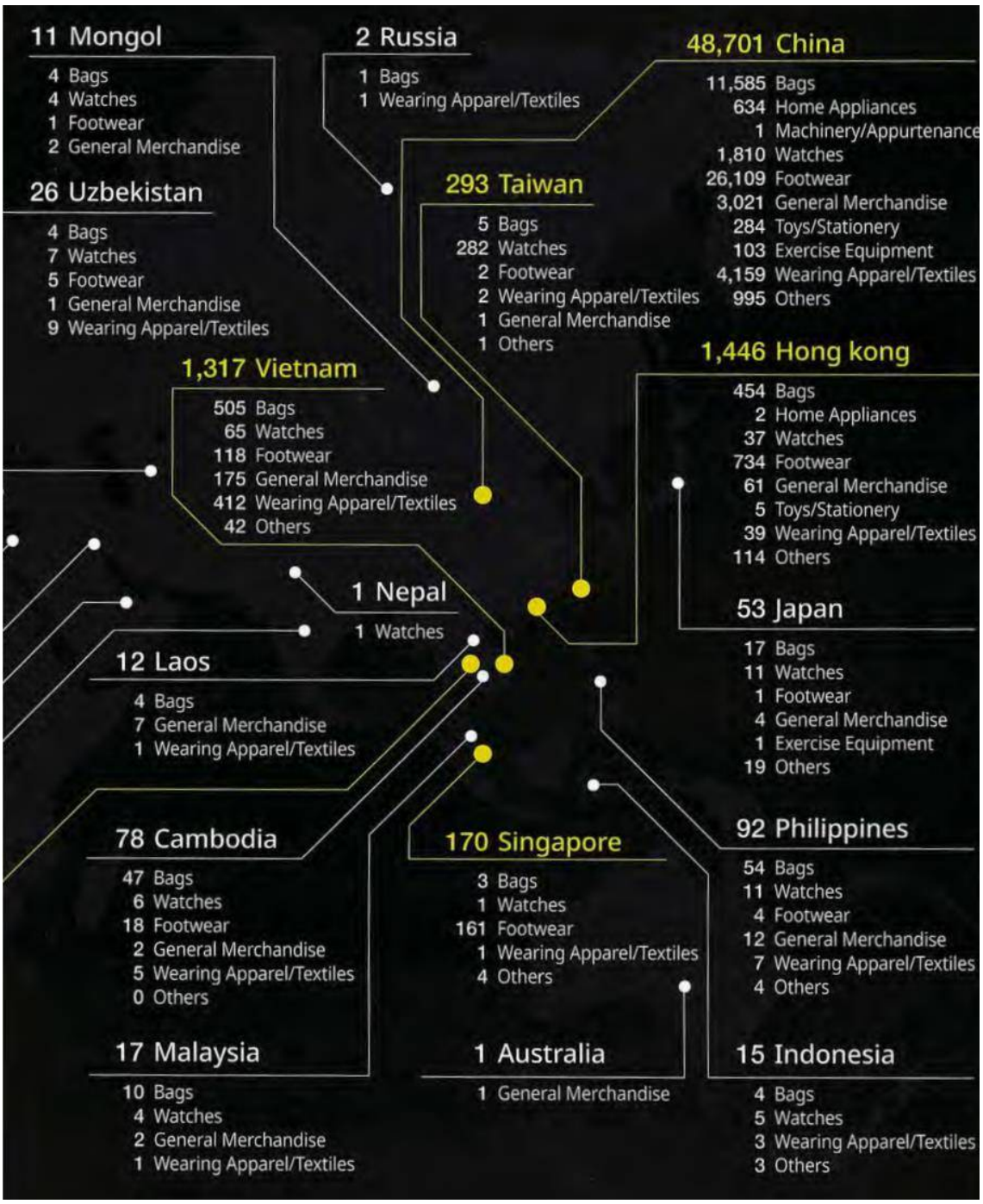
11 Mongol
4 Bags
4 Watches
1 Footwear
2 General Merchandise
2 Russia
1 Bags
1 Wearing Apparel/Textiles
48,701 China
11,585 Bags
634 Home Appliances
1 Machinery/Appurtenance
1,810 Watches
26,109 Footwear
3,021 General Merchandise
284 Toys/Stationery
103 Exercise Equipment
4,159 Wearing Apparel/Textiles
995 Others
26 Uzbekistan
4 Bags
7 Watches
5 Footwear
1 General Merchandise
9 Wearing Apparel/Textiles
293 Taiwan
5 Bags
282 Watches
2 Footwear
2 Wearing Apparel/Textiles
1 General Merchandise
1 Others
1,317 Vietnam
505 Bags
65 Watches
118 Footwear
175 General Merchandise
412 Wearing Apparel/Textiles
42 Others
1,446 Hong kong
454 Bags
2 Home Appliances
37 Watches
734 Footwear
61 General Merchandise
5 Toys/Stationery
39 Wearing Apparel/Textiles
114 Others
1 Nepal
1 Watches
53 Japan
17 Bags
11 Watches
1 Footwear
4 General Merchandise
1 Exercise Equipment
19 Others
12 Laos
4 Bags
7 General Merchandise
1 Wearing Apparel/Textiles
78 Cambodia
47 Bags
6 Watches
18 Footwear
2 General Merchandise
5 Wearing Apparel/Textiles
0 Others
170 Singapore
3 Bags
1 Watches
161 Footwear
1 Wearing Apparel/Textiles
4 Others
92 Philippines
54 Bags
11 Watches
4 Footwear
12 General Merchandise
7 Wearing Apparel/Textiles
4 Others
17 Malaysia
10 Bags
4 Watches
2 General Merchandise
1 Wearing Apparel/Textiles
1 Australia
1 General Merchandise
15 Indonesia
4 Bags
5 Watches
3 Wearing Apparel/Textiles
3 Others

（単位：kg）

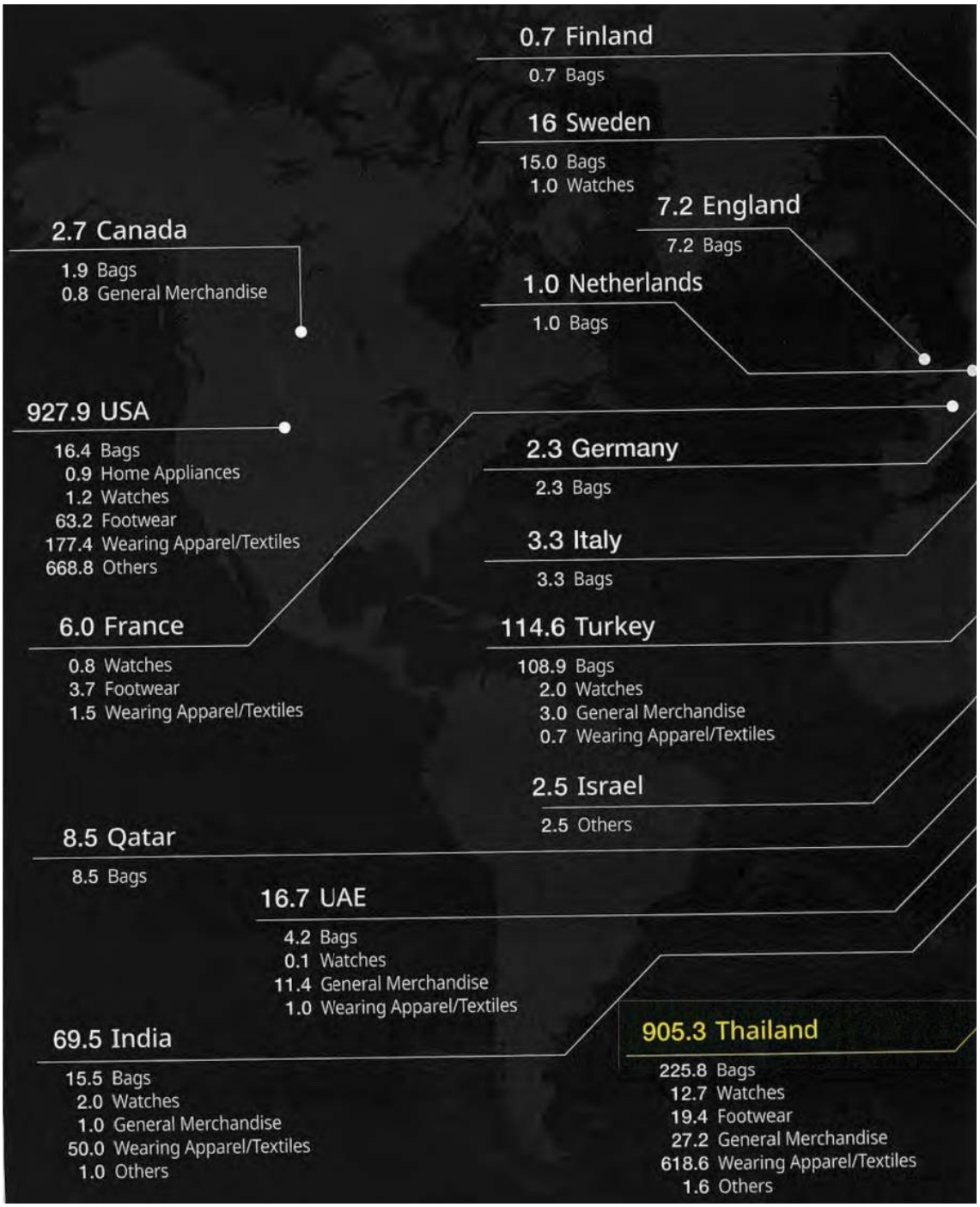
0.7 Finland
0.7 Bags
16 Sweden
15.0 Bags
1.0 Watches
7.2 England
7.2 Bags
2.7 Canada
1.9 Bags
0.8 General Merchandise
1.0 Netherlands
1.0 Bags
927.9 USA
16.4 Bags
0.9 Home Appliances
1.2 Watches
63.2 Footwear
177.4 Wearing Apparel/Textiles
668.8 Others
2.3 Germany
2.3 Bags
3.3 Italy
3.3 Bags
6.0 France
0.8 Watches
3.7 Footwear
1.5 Wearing Apparel/Textiles
114.6 Turkey
108.9 Bags
2.0 Watches
3.0 General Merchandise
0.7 Wearing Apparel/Textiles
2.5 Israel
2.5 Others
8.5 Qatar
8.5 Bags
16.7 UAE
4.2 Bags
0.1 Watches
11.4 General Merchandise
1.0 Wearing Apparel/Textiles
69.5 India
15.5 Bags
2.0 Watches
1.0 General Merchandise
50.0 Wearing Apparel/Textiles
1.0 Others
905.3 Thailand
225.8 Bags
12.7 Watches
19.4 Footwear
27.2 General Merchandise
618.6 Wearing Apparel/Textiles
1.6 Others

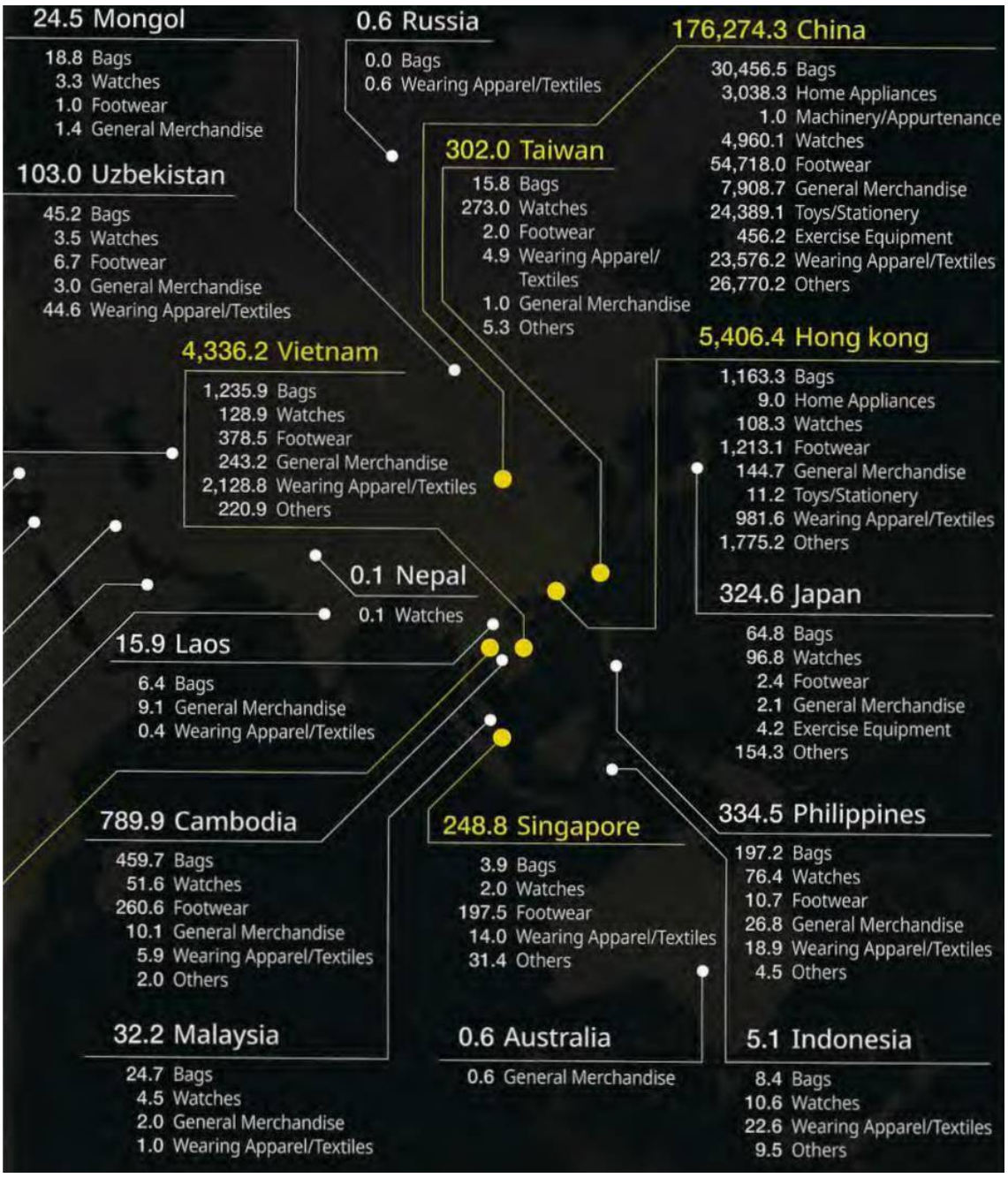
24.5 Mongol
18.8 Bags
3.3 Watches
1.0 Footwear
1.4 General Merchandise
0.6 Russia
0.0 Bags
0.6 Wearing Apparel/Textiles
176,274.3 China
30,456.5 Bags
3,038.3 Home Appliances
1.0 Machinery/Appurtenance
4,960.1 Watches
54,718.0 Footwear
7,908.7 General Merchandise
24,389.1 Toys/Stationery
456.2 Exercise Equipment
23,576.2 Wearing Apparel/Textiles
26,770.2 Others
302.0 Taiwan
15.8 Bags
273.0 Watches
2.0 Footwear
4.9 Wearing Apparel/ Textiles
1.0 General Merchandise
5.3 Others
103.0 Uzbekistan
45.2 Bags
3.5 Watches
6.7 Footwear
3.0 General Merchandise
44.6 Wearing Apparel/Textiles
4,336.2 Vietnam
1,235.9 Bags
128.9 Watches
378.5 Footwear
243.2 General Merchandise
2,128.8 Wearing Apparel/Textiles
220.9 Others
5,406.4 Hong kong
1,163.3 Bags
9.0 Home Appliances
108.3 Watches
1,213.1 Footwear
144.7 General Merchandise
11.2 Toys/Stationery
981.6 Wearing Apparel/Textiles
1,775.2 Others
0.1 Nepal
0.1 Watches
324.6 Japan
64.8 Bags
96.8 Watches
2.4 Footwear
2.1 General Merchandise
4.2 Exercise Equipment
154.3 Others
15.9 Laos
6.4 Bags
9.1 General Merchandise
0.4 Wearing Apparel/Textiles
789.9 Cambodia
459.7 Bags
51.6 Watches
260.6 Footwear
10.1 General Merchandise
5.9 Wearing Apparel/Textiles
2.0 Others
248.8 Singapore
3.9 Bags
2.0 Watches
197.5 Footwear
14.0 Wearing Apparel/Textiles
31.4 Others
334.5 Philippines
197.2 Bags
76.4 Watches
10.7 Footwear
26.8 General Merchandise
18.9 Wearing Apparel/Textiles
4.5 Others
32.2 Malaysia
24.7 Bags
4.5 Watches
2.0 General Merchandise
1.0 Wearing Apparel/Textiles
0.6 Australia
0.6 General Merchandise
5.1 Indonesia
8.4 Bags
10.6 Watches
22.6 Wearing Apparel/Textiles
9.5 Others

8) 搬送方法別差押え

■ 件数

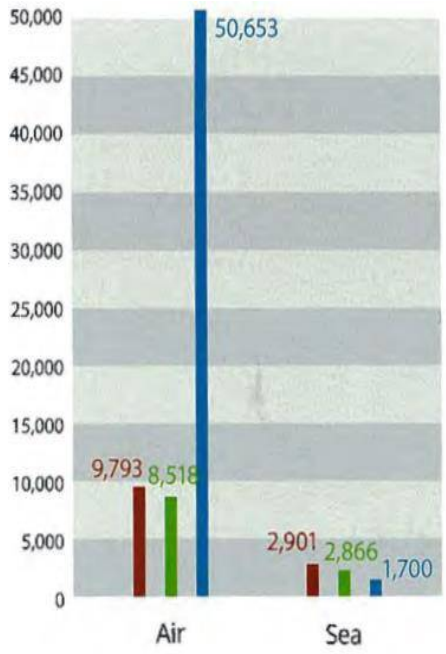

■ 重量 kg

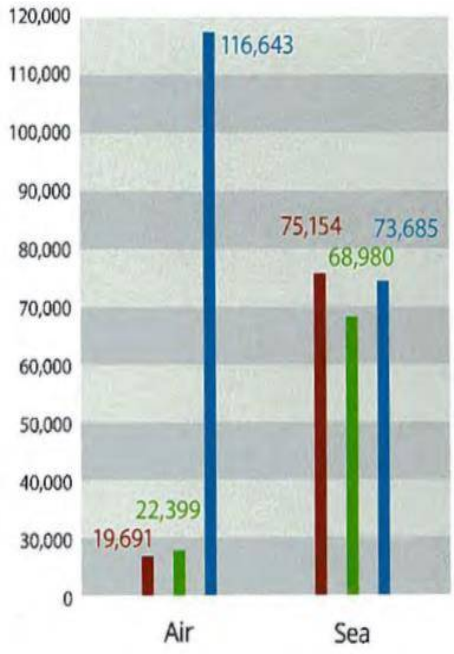

■2016 ■2017 ■2018

搬送方法	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	重量増加率
航空	9,793	19,691	20.8%	8,518	22,399	24.5%	50,653	116,643	61.3%	+421%
海上	2,901	75,154	79.2%	2,866	68,980	75.5%	1,770	73,685	38.7%	+7%
小計	12,694	94,845	100.0%	11,384	91,379	100.0%	52,423	190,328	100.0%	+108%

9） 税関手続きの源泉徴収種類別差押え

■ 件数

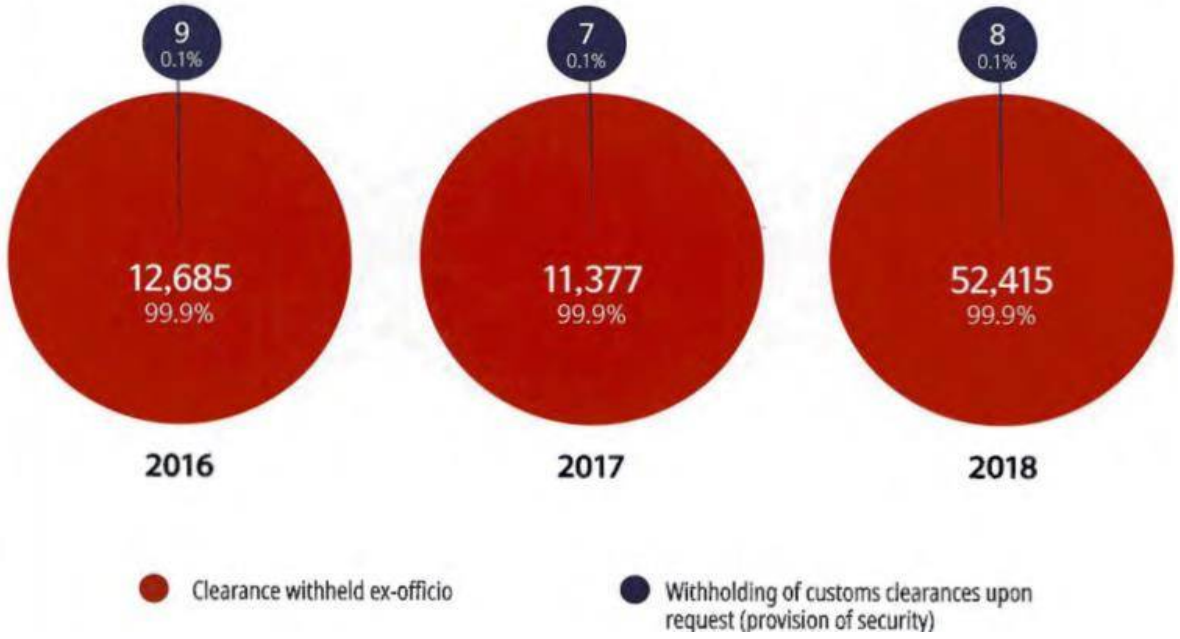

職権上での源泉徴収された通関手続き　　依頼を受けた上での通関手続きの源泉徴収(担保の供与)

項目	2016年		2017年		2018年		2018年の対前年件数増加率
	件数	%	件数	%	件数	%	
職権上での源泉徴収された通関手続き	12,685	99.9%	11,377	99.9%	52,415	99.9%	+361%
依頼を受けた上での通関手続きの源泉徴収(担保の供与)	9	0.1%	7	0.1%	8	0.1%	+14%
小計	12,694	100.0%	11,384	100.0%	52,423	100.0%	+360%

２ .通関の種類別押収

1） 規制品目

■ 輸入申告の前に、マニフェストデータは、ハイリスク貨物の選択や IPR 侵害を伴う貨物の検出のために分析される。

■合計

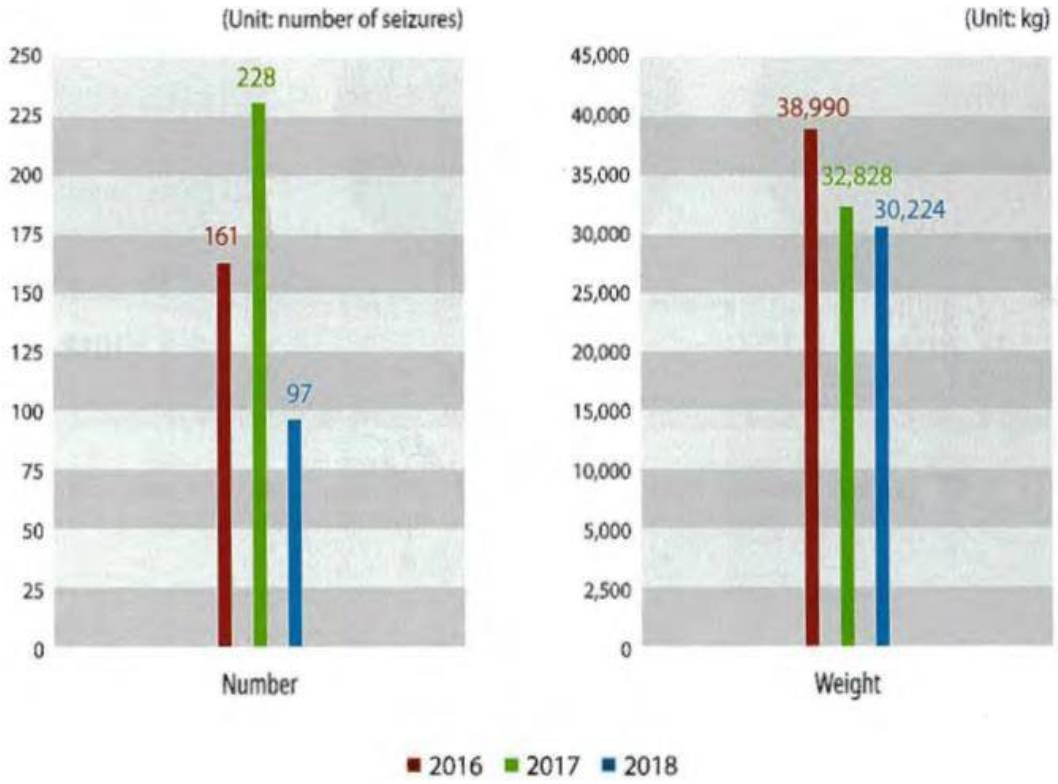

2016年		2017年		2018年		2018年の対前年重量増加率
件数	重さkg	件数	重さkg	件数	重さkg	
161	38,990	228	32,828	97	30,224	△8%

■ 品目別

項目	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	重量増加率
履物	6	492	1.3%	50	5,632	17.2%	13	1,996	6.6%	△65%
バッグ	40	3,492	8.9%	31	2,235	6.8%	9	1,566	5.2%	△30%
玩具・文具	31	13,622	34.9%	30	13,328	40.6%	16	8,346	27.6%	△37%
衣料・繊維	36	6,304	16.2%	43	4,244	12.9%	14	3,547	11.8%	△16%
機械・器具	3	60	0.2%	8	1,644	5.0%	1	1	0.0%	△100.0%
家電	5	5,408	13.9%	4	582	1.8%	1	580	1.9%	△0%
生活用品	6	317	0.8%	17	1,272	3.9%	9	636	2.1%	△50%
時計	3	255	0.6%	2	75	0.2%	3	2,305	7.6%	+2,973%
その他	31	9,040	23.2%	43	3816	11.6%	31	11247	37.2%	+195%
小計	161	38,990	100.0%	228	32,828	100.0%	97	30,224	100.0%	△8%

■ 仕出国別

国地域名	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	重量増加率
中国	160	38,942	99.9%	226	32,597	99.3%	96	30,009	99.3%	△8%
ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	-
香港	0	0	0.0%	2	231	0.7%	0	0	0.0%	-
ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	-
タイ	1	48	0.1%	0	0	0.0%	1	215	0.7%	-
小計	161	38,990	100.0%	228	32,828	100.0%	97	30,224	100.0%	△8%

■ 権利の種類別

権利種類	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	重量増加率
商標	161	38,990	100.0%	228	32,828	100.0%	92	27,860	92.2%	△15%
その他IPR	0	0	0.0%	0	0	0.0%	5	2,364	7.8%	-
小計	161	38,990	100.0%	228	32,828	100.0%	97	30,224	100.0%	△8%

■ 搬送方法別

輸送手段	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	重量増加率
航空	1	48	0.1%	0	0	0.0%	1	215	0.7%	-
海上	160	38,942	99.9%	228	32,828	100.0%	96	30,009	99.3%	△9%
小計	161	38,990	100.0%	228	32,828	100.0%	97	30,224	100.0%	△8%

2) 一般輸入貨物

■ 合計

2016年				2017年				2018年				2018年の対前年
件数	数量	重さkg	金額百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額百万ｳｫﾝ	重量増加率
160	286,099	28,768	327	106	155,441	29,219	232	309	593,008	42,019	505	+44%

※金額は、輸入申告による物品の課税価値を表す（以下、同様）。

■ 品目の種類別

品目	2016年				2017年				2018年				2018年の対前年
	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	重量増加率
バッグ	27	3,025	828	6	22	10,150	1,467	10	75	9,171	1,563	44	+7%
履物	16	1,183	496	12	9	5,542	2,543	41	62	19,152	8,087	136	+218%
衣料・繊維	42	14,129	4,735	126	18	4,285	912	11	95	21,718	4,102	48	+350%
玩具・文具	18	56,287	7,386	25	18	39,590	7,828	43	28	31,080	14,103	46	+80%
家電	9	6,683	906	5	13	21,435	926	35	3	3,076	486	20	△48%
機械・器具	37	128,947	6,354	91	20	31,182	3,923	43	0	0	0	0	+0%
時計	5	7,346	539	36	5	1,705	219	2	14	1,115	172	19	△21%
運動用品	5	4,268	448	6	1	10	4	0	5	67	11	1	+175%
生活用品	15	12,999	1,193	2	5	3,818	475	2	13	17,168	136	2	△71%
その他	38	51,232	5,883	18	21	37,724	10,922	45	123	490,461	13,359	189	+22%
小計	212	286,099	28,768	327	132	155,441	29,219	232	418	593,008	42,019	505	+44%

※例えば、1 つの輸入申告にあるバッグと履物のいずれも侵害であることが発見された場合、それぞれ別個の侵害として扱われる。

■ 仕出国別

国地域名	2016年				2017年				2018年				2018年の対前年
	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	重量増加率
中国	128	253,823	23,738	158	95	138,605	25,216	145	196	569,531	38,427	368	+52%
ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	1	2,868	1,402	64	0	0	0	0	0	0	0	0	+0%
香港	1	348	220	32	2	394	345	10	94	20,646	2,741	123	+694%
タイ	0	0	0	0	0	0	0	0	2	451	206	6	-
ﾍﾞﾄﾅﾑ	2	19,040	500	16	4	15,910	1,630	46	5	1,097	341	3	△79%
その他	14	10,020	2,908	57	5	532	2,028	31	12	1,283	304	5	△85%
小計	146	286,099	28,768	327	106	155,441	29,219	232	309	593,008	42,019	505	+44%

■ 権利の種類別

権利種類	2016年				2017年				2018年				2018年の対前年
	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	重量増加率
商標	116	225,860	23,169	301	80	117,676	24,485	207	249	364,226	34,601	352	+41%
著作権	9	49,954	4,357	15	9	23,882	3,726	19	9	18,313	1,192	7	△68%
その他IPR	21	10,285	1,242	11	17	13,883	1,008	6	51	210,469	6,226	146	+518%
小計	146	286,099	28,768	327	106	155,441	29,219	232	309	593,008	42,019	505	+44%

■ 搬送方法別

搬送方法	2016年				2017年				2018年				2018年の対前年
	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	重量増加率
航空	6	3,062	887	57	6	5,447	796	39	113	52,748	2,505	126	+215%
海上	140	283,037	27,881	270	100	149,994	28,423	193	196	540,260	39,514	379	+39%
小計	146	286,099	28,768	327	106	155,441	29,219	232	309	593,008	42,019	505	+44%

3) メール便貨物

■ 合計

2016年				2017年				2018年				2018年の対前年
件数	数量	重さkg	金額百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額百万ｳｫﾝ	重量増加率
3,646	78,708	10,585	509	2,661	49,137	8,946	217	1,775	41,549	6,080	184	△32%

■ 品目の種類別

品目	2016年				2017年				2018年				2018年の対前年
	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	重量増加率
バッグ	1,011	6,487	1,315	88	594	4,391	1,163	30	457	2,617	752	28	△35%
衣料・繊維	851	3,743	894	45	655	3,011	847	27	386	5,195	1,298	44	+53%
機械・器具	262	13,036	479	55	189	11,465	833	31	0	0	0	0	-
履物	714	1,412	772	57	485	1,684	912	43	644	1,348	1,150	53	+26%
時計	346	1,094	312	47	61	387	30	2	36	455	76	3	+153%
玩具・文具	460	3,833	1,485	26	617	8,213	2,973	49	158	1,205	878	14	△70%
家電	61	610	82	5	50	2,837	156	8	7	69	20	2	△87%
生活用品	194	9,569	144	6	170	1,637	134	4	83	2,937	80	3	△40%
運動用品	24	168	52	2	22	144	24	1	18	40	36	1	+50%
その他	780	38,756	5,050	178	612	15,368	1,874	22	366	27,683	1,790	36	△4%
小計	4,703	78,708	10,585	509	3,455	49,137	8,946	217	2,155	41,549	6,080	184	△32%

※例えば、1 つの輸入申告にあるバッグと履物のいずれも侵害であることが発見された場合、それぞれ別個の侵害として扱われる。

■ 仕出国別

国・地域名	2016年				2017年				2018年				2018年の対前年
	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	重量増加率
中国	3,087	66,108	9,505	352	2,515	32,578	7,958	172	1,535	26,736	3,761	118	△53%
香港	540	12,475	1,014	148	102	15,786	770	39	155	11,668	850	38	+10%
その他	19	125	66	9	44	773	218	6	85	3,145	1,469	28	+574%
小計	3,646	78,708	10,585	509	2,661	49,137	8,946	217	1,775	41,549	6,080	184	△32%

■ 権利の種類別

権利種類	2016年				2017年				2018年				2018年の対前年
	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	重量増加率
商標	3,245	68,950	9,638	474	2,365	36,423	7,799	191	1,677	36,533	5,508	166	△29%
著作権	172	7,747	544	12	135	10,553	555	13	44	2,116	153	3	△72%
その他IPR	229	2,011	403	23	161	2,162	592	13	54	2,900	419	15	∧29%
小計	3,646	78,708	10,585	509	2,661	49,138	8,946	217	1,775	41,549	6,080	184	∧32%

■ 搬送方法別

搬送方法	2016年				2017年				2018年				2018年の対前年
	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	件数	数量	重さkg	金額 百万ｳｫﾝ	重量増加率
航空	1,071	19,852	2,279	224	295	19,329	1,411	61	401	25,105	2,100	82	+49%
海上	2,575	58,856	8,306	285	2,366	29,808	7,535	156	1,374	16,444	3,980	102	△47%
小計	3,646	78,708	10,585	509	2,661	49,137	8,946	217	1,775	41,549	6,080	184	△32%

4） 郵便物

■ 合計

2016年		2017年		2018年		2018年の対前年
件数	重さkg	件数	重さkg	件数	重さkg	重量増加率
5,900	12,446	4,268	12,290	45,560	101,846	+729%

※2018 年には、知的財産権侵害事件の取締りの強化、押収物の処分等、郵便物の通関手続の強化を図った。その結果、摘発件数は前年を大きく上回った。

■ 品目の種類別

品目	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	重量増加率
バッグ	2,107	5,146	41.4%	2,007	5,148	41.9%	10,371	26,229	25.7%	+409%
履物	1,738	2,815	22.6%	1,077	2,893	23.5%	26,209	44,833	44.0%	+1,450%
衣料・繊維	271	1,231	9.9%	288	1,397	11.4%	3,521	15,943	15.7%	+1,041%
携帯電話ケース	141	476	3.8%	32	126	1.0%	113	512	0.5%	+306%
時計	711	622	5.0%	346	369	3.0%	1,518	2,243	2.2%	+508%
その他	932	2,156	17.3%	518	2357	19.2%	3828	12086	11.9%	+413%
小計	5,900	12,446	100%	4,268	12,290	100%	45,560	101,846	100%	+729%

※ %欄は、重さkg欄の割合（以下、同様）

■ 仕出国別

国・地域	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	件数	重さkg	%	重量増加率
中国	5,232	10,899	87.6%	4,026	10,989	89.4%	44,162	98,291	96.5%	+794%
香港	416	601	4.8%	104	386	3.1%	791	1,383	1.3%	+258%
タイ	59	457	3.7%	63	444	3.6%	28	313	0.3%	△30%
ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	21	157	1.3%	13	155	1.3%	18	162	0.2%	+5%
その他	172	332	2.6%	62	316	2.6%	561	1,697	1.7%	+437%
小計	5,900	12,446	100%	4,268	12,290	100%	45,560	101,846	100%	+729%

5) 手荷物

■ 合計

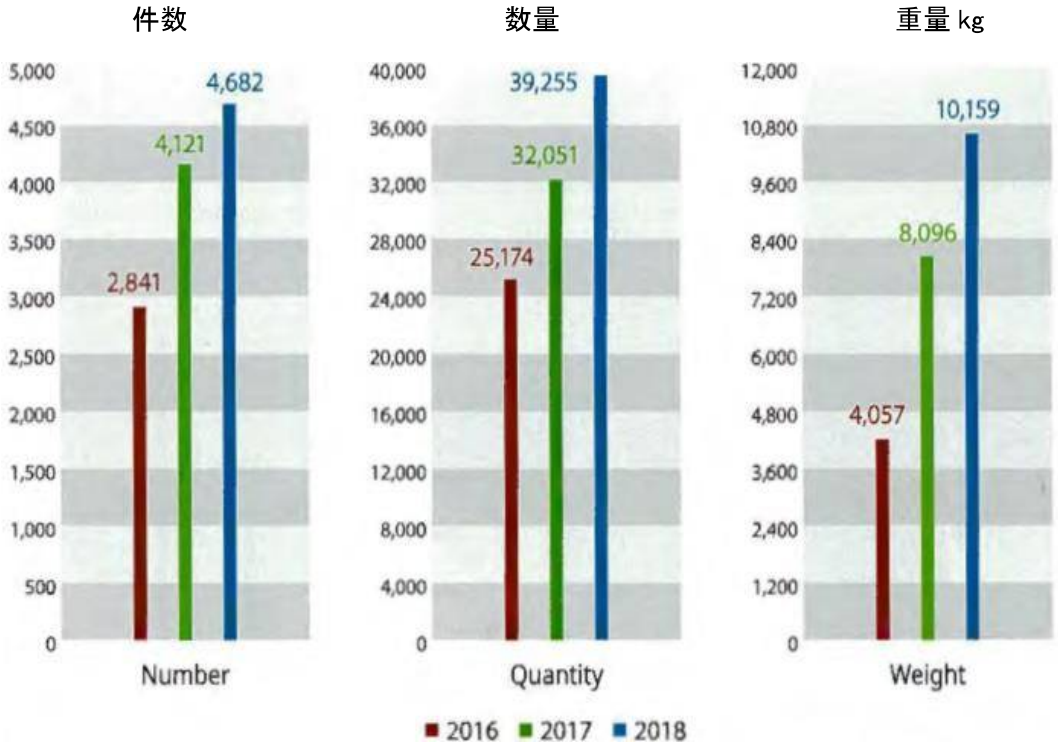

2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
件数	数量	重さkg	件数	数量	重さkg	件数	数量	重さkg	重量増加率
2,841	25,174	4,057	4,121	32,051	8,096	4,682	39,255	10,159	+25%

■ 品目の種類別

品目	2016年				2017年				2018年				2018年の対前年
	件数	数量	重さkg	割合%	件数	数量	重さkg	割合%	件数	数量	重さkg	割合%	重量増加率
バッグ	1,310	5,782	1,486	36.6%	1,946	8,793	3,499	43.2%	1,950	7,652	4,007	39.4%	+15%
財布	514	3,571	463	11.4%	501	3,181	722	8.9%	476	3,242	763	7.5%	+6%
衣料・繊維	254	4,644	1,030	25.4%	514	6,138	2,149	26.5%	814	19,108	2,755	27.1%	+28%
時計	398	2,175	359	8.8%	445	2,374	505	6.2%	428	2,210	671	6.6%	+33%
その他	365	9,002	719	17.8%	715	11,565	1,221	15.2%	1,014	7,043	1,963	19.4%	+61%
小計	2,841	25,174	4,057	100.0%	4,121	32,051	8,096	100.0%	4,682	39,255	10,159	100.0%	+25%

※ %欄は、重さkg欄の割合（以下、同様）

Ⅲ 通関後の IPR 差押え

■ 合計

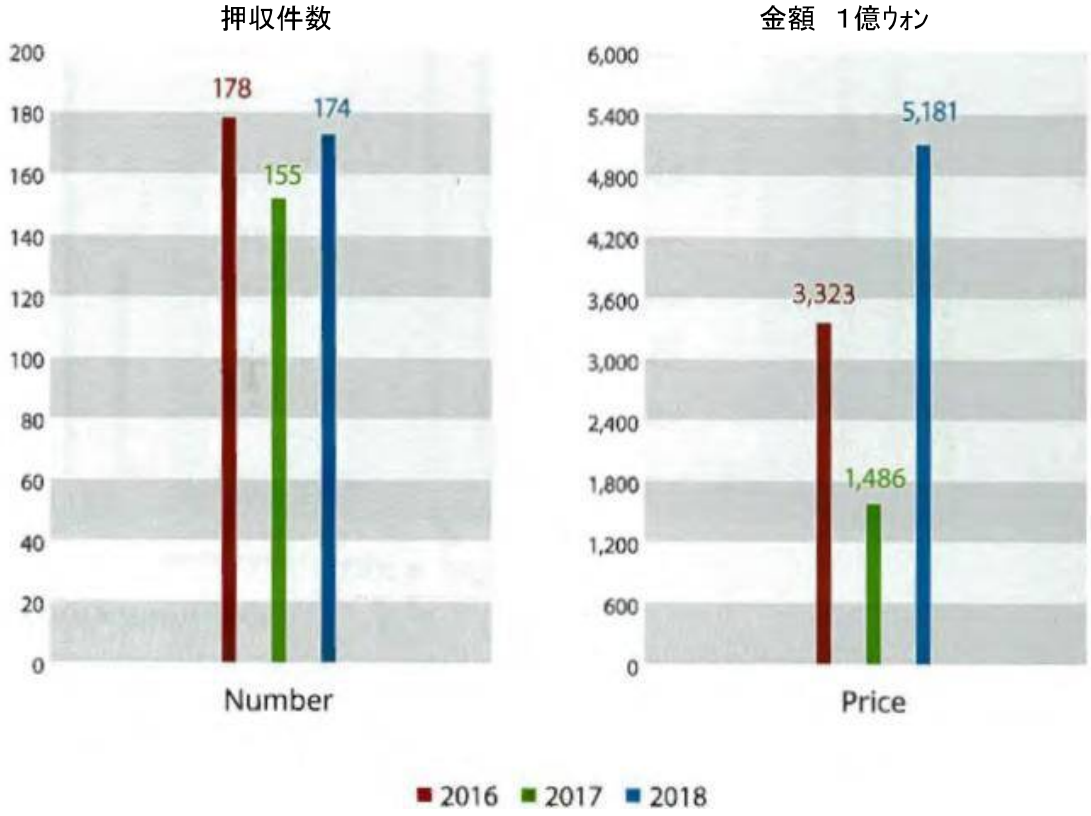

2016年		2017年		2018年		2018年の対前年
件数	金額 億ｳｫﾝ	件数	金額 億ｳｫﾝ	件数	金額 億ｳｫﾝ	金額増加率
178	3,323	155	1,486	174	5,181	+249%

※ 金額は市場価格による評価である（以下、同様）。

■ 権利の種類別

権利種類	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	金額 億ｳｫﾝ	割合%	件数	金額 億ｳｫﾝ	割合%	件数	金額 億ｳｫﾝ	割合%	金額増加率
商標	162	3,192	96.0%	122	1,400	94.2%	154	4,967	95.9%	+255%
著作権	12	128	3.9%	29	84	5.7%	15	141	2.7%	+68%
その他IPR	4	3	0.1%	4	1	0.1%	5	73	1.4%	+7,200%
小計	178	3,323	100.0%	155	1,485	100.0%	174	5,181	100.0%	+25%

※　%欄は、金額欄の割合（以下、同様）

■ 品目の種類別

品目	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	金額 億ｳｫﾝ	割合%	件数	金額 億ｳｫﾝ	割合%	件数	金額 億ｳｫﾝ	割合%	金額増加率
時計	29	352	10.6%	17	108	7.3%	20	3,566	68.8%	+3,202%
衣料・繊維	45	209	6.3%	35	317	21.3%	45	728	14.1%	+130%
バッグ	58	1,104	33.2%	36	664	44.7%	52	420	8.1%	△37%
機械・器具	32	956	28.8%	17	32	2.1%	22	14	0.3%	△56%
生活用品	28	368	11.1%	13	16	1.1%	22	39	0.7%	+144%
履物	35	55	1.7%	37	81	5.4%	23	130	2.5%	+60%
玩具・文具	13	7	0.2%	55	164	11.0%	26	40	0.8%	△76%
家電	12	125	3.8%	9	13	0.9%	19	15	0.3%	+15%
運動用品	1	1	0.0%	1	1	0.1%	4	118	2.3%	+11,700%
その他	61	146	4.3%	24	90	6.1%	37	111	2.1%	+23%
小計	314	3,323	100.0%	244	1,486	100.0%	270	5,181	100.0%	+249%

※例えば、1 つの輸入申告にあるバッグと履物のいずれも侵害であることが発見された場合、それぞれ別個の侵害として扱われる。

■ 仕出国別

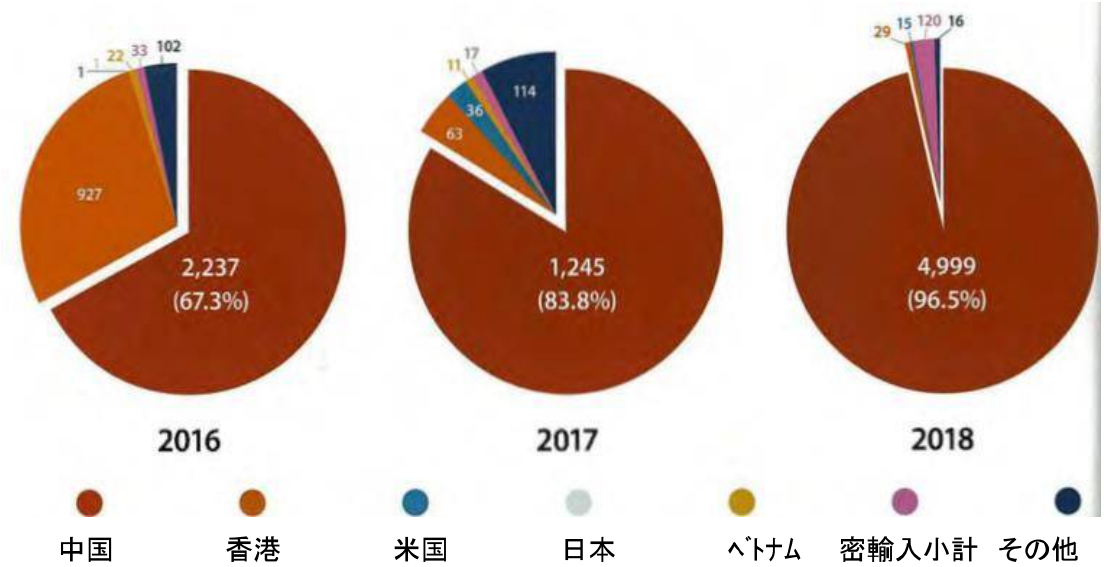

国・地域	2016年			2017年			2018年			2018年の対前年
	件数	金額 億ｳｫﾝ	割合％	件数	金額 億ｳｫﾝ	割合％	件数	金額 億ｳｫﾝ	割合％	金額増加率
中国	137	2,237	67.3%	126	1,245	83.9%	144	4,999	96.5%	+302%
香港	12	927	27.9%	10	63	4.2%	9	29	0.6%	△54%
米国	1	1	0.0%	4	36	2.4%	4	15	0.3%	△58%
日本	1	1	0.0%	0	0	0.0%	1	1	0.0%	+100%
ﾍﾞﾄﾅﾑ	1	22	0.7%	2	11	0.7%	2	1	0.0%	△91%
その他	19	102	3.1%	8	114	7.7%	4	16	0.3%	△86%
密輸入小計	171	3,290	99.0%	150	1,469	98.9%	164	5,061	97.7%	+245%
密輸出	7	33	1.0%	5	17	1.1%	10	120	2.3%	+606%
小計	178	3,323	100.0%	155	1,486	100.0%	174	5,181	100.0%	+249%

Ⅳ　知的財産権押収の主な事例

ケース 1

知的財産権侵害郵便物についての 処分の実施

韓国税関では、国際郵便物に基づく知的財産権侵害に効果的に対応するため、2018 年 11 月 26 日から通関を強化している。

ユニバーサル・ポスタル・ユニオンの規制に基づき、IPR 侵害の可能性があるため保留されている郵便物は、たとえそれらの小包が扱えない物品として分類されていたとしても、一定期間後にそれぞれの国に返送された。しかし、これは、まったく同じアイテムが韓国に送り返されるという問題を提起した。

そこで、知的財産権侵害に係る郵便物の取締りを厳格化し、知的財産権侵害に係る部分を撤去した後、発見された物品を廃棄又は返送できる体制を整備し、知的財産権侵害に係る消費者及び消費者の保護を効果的に図った。

知的財産権侵害郵便物については、2018 年に約 4 万 5 千件が発見された。前年比 7 倍の急増となっている。2018 年 11 月から差し押さえられた物件は、公表の手続により 2019 年以降処分されている。KCS は、2019 年以降も知的財産権侵害郵便物の検査を強化していく。

国内に搬入された偽造品を国際郵便物として処分する作業を示す写真。

ケース 2

インチョン空港国際郵便税関での
模倣シューズの集中的な取締り

2018 年 3 月、インチョン空港国際郵便税関では、知的財産権侵害の疑いのある郵便物について、集中的な取締りを実施した。また、国際郵便を通じて国内に持ち込まれた郵便物の受領者については、高度な調査を行った。

激しい取締りの結果、ハナム、アンサン、ダエグ、ポハンでは、ロレックス、ハブロット時計、グッチハンドバッグ、バレンシアガシューズなど 3,100 品目(市場価値 121 億ｳｫﾝ)が押収された。

密輸業者の大部分は、国内の大規模なオープンマーケットに店舗を持っていた小規模な売り手であった。押収品はすべて没収され、国内流通業者 5 人が密輸罪で警告され、そのうち 2 人が検察庁に送検された。

国際郵便物として国内に持ち込んだところを発見された靴

ケース 3

オン・オフラインで配布された
違法コピー玩具の共同取り締まり

韓国税関(KCS)は偽物玩具の流通の拡大が見込まれることから、文化・スポーツ・観光省(MCST)及び韓国著作権保護庁(KCOPA)との間で不正コピー玩具の共同取締りを実施した(2018 年 5 月～6 月)。

このような行動は、インターネットを使用してオンラインオープンマーケット上に大量の偽物を配布したディーラーに焦点を当てていた。この取締りは、MCST の特別司法警察と共同で行われ、不正コピー品の生産・輸入・流通及び常用販売の取締りを集中的に実施した。

Gyeonggi 県 Yongin 市、Gwangju 都に所在する違法コピー製品の販売者 3 名を対象に、捜索および押収を実施した。レゴのブロック玩具などの模倣キャラクターを含む計 13,140 物品(3 億ウォン)が押収され、3 人の流通業者が拘留されずに警告された。

違法にコピーされたおもちゃを摘発した写真(模倣品には品質表示がない)

資料１－⑤　タイ

「IP Enforcement Statistics」

海賊行為の抑制

統計

※HP 上で左グラフをクリックしたら、
次ページの表が現れる

知的財産執行統計(月次)(タイ王立警察、調査局、税関局)2019 年以降

※HP 上で左グラフをクリックしたら、
次々ページの表が現れる

知的財産執行統計(カレンダー年)(タイ王立警察、特別調査局、税関局)2019 年 1 月～12 月

知的財産執行統計(月次)(タイ王立警察、調査局、税関局)2019 年以降

IP ENFORCEMENT STATISTICS (MONTHLY)

(BY THE ROYAL THAI POLICE, THE DEPARTMENT OF INVESTIGATION AND THE CUSTOMS DEPARTMENT)

FROM 2019

	Agency	January		February		March		April		May		June	
		Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)	Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)	Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)	Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)	Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)	Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)
1	Royal Thai Police (Central Investigation Bureau, Metropolitan Police Bureau , Provincial Police Region 1-9, Southern Border Provinces Police Operation Center)												
	Trademark Mark Act B.E. 2534 (1991)	226	36,997	218	109,719	201	53,960	158	15,071	417	27,127	146	18,385
	Copyright Act B.E. 2537 (1994)	163	6,614	184	3,519	202	3,483	137	11,552	198	3,789	195	6,453
	Patent Act B.E. 2522 (1979)	0	0	1	3	0	0	0	0	4	268	0	0
	Total	389	43,611	403	113,241	403	57,443	295	26,623	619	31,184	341	24,838
2	Department of Special Investigation												
	Trademark Mark Act B.E. 2534 (1991)	0	0	0	0	0	0	1	25,450	0	0	1	408,986
	Copyright Act B.E. 2537 (1994)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Patent Act B.E. 2522 (1979)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Total	0	0	0	0	0	0	1	25,450	0	0	1	408,986
3	Customs Department												
	Customs Department	76	163,157	72	24,393	128	96,228	87	15,585	101	15,995	84	24,511
	Total	465	206,768	475	137,634	531	153,671	383	67,658	720	47,179	426	458,335

IP ENFORCEMENT STATISTICS (MONTHLY)

(BY THE ROYAL THAI POLICE, THE DEPARTMENT OF INVESTIGATION AND THE CUSTOMS DEPARTMENT)

FROM 2019

	Agency	July		August		September		October		November		December	
		Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)	Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)	Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)	Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)	Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)	Number Of Raids (case)	Number Of Seizures (Item)
1	Royal Thai Police (Central Investigation Bureau, Metropolitan Police Bureau , Provincial Police Region 1-9, Southern Border Provinces Police Operation Center)												
	Trademark Mark Act B.E. 2534 (1991)	363	17,909	392	12,179	252	16,226	198	13,493	120	28,994	95	3,955
	Copyright Act B.E. 2537 (1994)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Patent Act B.E. 2522 (1979)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Total	363	17,909	392	17,909	252	16,226	198	13,493	120	28,994	95	3,955
2	Department of Special Investiga												
	Trademark Mark Act B.E. 2534 (1991)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36,467	1	36,467
	Copyright Act B.E. 2537 (1994)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Patent Act B.E. 2522 (1979)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Total	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36,467	1	261,844
3	Customs Department												
	Customs Department	43	39,232	41	15,687	90	36,501	110	38,496	103	45,183	71	12,227
	Total	406	57,141	433	27,866	342	52,727	308	51,989	224	110,644	167	278,026

知的財産執行統計(カレンダー年)(タイ王立警察、調査局、税関局)2019 年 1 月～12 月

IP Enforcement Statistics (Carlendar Year)
(By the Royal Thai Police , the Department of Special Investigation and the Customs Department)
2019 (January - December)

No.	Agency	2018		2019 (January - December)		Changes in Comparison to 2018 (January - December)	
		Number Of Raids (cases)	Number of Seizures (items)	Number Of Raids (cases)	Number of Seizures (items)	Number Of Raids (%)	Number of Seizures (%)
1	Royal Thai Police						
	Trademark Mark Act B.E. 2534 (1991)	3,936	437,350	2,786	354,015	(29.22%)	(19.05%)
	Copyright Act B.E. 2537 (1994)	1,930	85,403	1,079	35,410	(44.09%)	(58.54%)
	Patent Act B.E. 2522 (1979)	18	4,281	5	271	(72.22%)	(93.67%)
	Total	5,884	527,034	3,870	389,696	(34.23%)	(26.06%)
2	Department of Special Investigation						
	Trademark Mark Act B.E. 2534 (1991)	25	88,293	4	732,747	(84.00%)	729.90%
	Copyright Act B.E. 2537 (1994)	0	0	0	0	0%	0%
	Patent Act B.E. 2522 (1979)	0	0	0	0	0%	0%
	Total	25	88,293	4	732,747	(84.00%)	729.90%
3	Customs Department	1,029	10,210,211	1,006	527,195	(2.24%)	(94.84%)
	Total	6,938	10,825,538	4,880	1,649,638	(29.66%)	(84.76%)

資料２

「模倣品被害実態調査報告書＿公開情報　項目比較一覧」

［資料２］模倣品被害実態調査報告書＿公開情報　項目比較一覧

	機関名	特許庁	・OECD ・EUIPO	U.S. Customs and Border Protection Office of Trade	中国知識産権局	Korea Customs Service	・The Customs Department ・The Department of Special Investigation (DSI) ・The Royal Thai Police
	レポート名	「模倣被害調査報告書」	「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」	「Intellectual Property Rights Fiscal Year 2018 Seizure Statistics」	「2018年中国知識産権保護状況」	「2018 Annual Report: Intellectual Property Rights Seizures」	「IP Enforcement Statistics」
	発行日	2019/3	2019/3/18	2019/8/9	2019/5/5	2018	2019/7/5
	URL	https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/mohou_higai/index.html#hokokusho	http://www.stop-piracy.ch/StopPiracy/media/content/PDF/trends_in_trade_in_counterfeit_and_pirated_goods_en.pdf	https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2019-Aug/IPR_Annual-Report-FY-2018.pdf	http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbgsx/1138890.htm	http://www.customs.go.kr/download/ebook2/ebook_IPR_2017E2/JBook.htm	http://www.ipthailand.go.th/en/statistics.html
	補足資料／補足説明			https://www.cbp.gov/trade/priority-issues/ipr		※上記URLは前年分	
	構成内容	特許庁に産業財産権を登録している全国16万社企業を対象にした、無作為抽出4千社によるアンケート調査の集計。	OECDとEUIPOによる加盟国の税関データを集計し、定量的分析まで実施された共同報告書であることが特徴。	国内の税関データが集計されたものであるが、公式貿易統計を構成するものではないと注記されているのが特徴。	国内の税関データと知財データを知識産権局が取り纏めたもの。よって、知財データも報告書内に登場してくるのが特徴。	国内の税関データ統計であるが、水際での通関中に限らず、通関後の押収データも開示されているのが特徴。	税関局だけでなく、調査局と王立警察の3機関での開示データ。毎月、統計図表のみ更新されているのが特徴。
1．全般							
1	情報源（データ種類）	調査データ	税関データ	税関データ	税関＋知財局データ	税関データ	税関，特別調査局，王立警察データ
2	データ周期	1年	3年	1年	1年	1年	1か月
3	被害状況	統計図表	統計図表及び解説	統計図表及び解説	解説のみ	統計図表	統計図表
4	詳細な分析（模倣定義、定量分析、産業財産権別）	有（模倣定義、定量分析、産業財産権別）	一部（模倣定義、定量分析）	－	一部（産業財産権の一部）	一部（産業財産権の一部）	一部（産業財産権の一部）
5	当局の予算と人員	－	－	－	△（人員のみ）	－	－
2．侵害							
1	被害件数（全体）	○	○	○	○	○	○
2	被害金額（全体）	○	○	○	○	○	○
3	搬送方法別被害状況	－	○	○	－	○	－
4	当該国以外の被害対象国・地域	○	○	－	－	－	－
5	仕出国・地域別	○	○	○	－	○	－
6	経由国・地域別	○	○	－	－	－	－
7	原産国・地域別	○	○	○	－	－	－
8	販売提供国・地域別	○	－	－	－	－	－
9	押収品目別被害状況	○	○	○	－	○	－
10	健康・安全・安心商品分野別押収品	ー（押収品ではなく、被害の有無としては開示）	－	○	－	－	－
11	模倣品の質と価格	調査	推計	－	－	－	－
12	ウェブ上での模倣品流通状況	－	－	－	－	－	－
13	物品以外での侵害調査	著作権、営業秘密	－	－	農産物地理的表示、種苗	－	－
3．冒認出願							
1	冒認出願違法行為の有無	○	－	－	○（件数も有り）	－	－
2	冒認出願被害の地域	○	－	－	－	－	－
4．模倣被害対策							
1	模倣被害への対応方法	○	－	△（広告宣伝活動）	－	－	－
2	模倣被害への対策費用	○	－	－	－	－	－
5．その他参考							
1	被害者が個人か企業かその他か	△（企業に対するｱﾝｹｰﾄ）	－	－	－	－	－
2	国別権利別税関登録情報の開示	－	－	－	－	○	－
3	模倣品発見時の問い合わせ先	－	－	○	－	－	－

資料３

「各国機関へのインタビュー内容【共通】」

［資料３］ 各国機関へのインタビュー内容【共通】

			OECD/EUIPO	米国	中国	韓国	タイ
1．全般	1	税関データ以外の模倣被害データの把握はどのように行っているか？	要	要	要	要	要
	2	データ周期は妥当か？	3年は長くないか？				1年は短くないか？
	3	定量分析を行うことは考えていないか？		要	要	要	要
	4	産業財産権別の開示が必要ではないか？	要	要	要	要	要
	5	被害状況の解説は必要ではないか？				要	要
	6	模倣品被害実態調査やその対策に関する、当局の予算金額と人員数の公表は必要ではないか？	要	要	要	要	要

			OECD/EUIPO	米国	中国	韓国	タイ
2．侵害	1	搬送方法別の摘発は、抜き取り検査か、全数検査か、または事前情報提供による摘発か？	要	要	要	要	要
	2	仕出国・地域別データの必要性をどのように考えているか？			要		要
	3	経由国・地域別データの必要性をどのように考えているか？		要	要	要	要
	4	原産国・地域別データの必要性をどのように考えているか？			要	要	要
	5	販売提供国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	要	要	要	要	要
	6	貿易品目分類コード（HSコード）を利用した品目別押収データは必要ないか？		要	要	要	要
	7	人体に影響があるような"危険な模倣品"にターゲットを絞った分析データは必要ないか？	要		要	要	要
	8	模倣品の質と価格についてどのような傾向があるかを把握する必要はないか？		要	要	要	要
	9	当局が独自で行うウェブ上での模倣品流通の実態を把握する必要性はどのように受け止めているか？	要	要	要	要	要
	10	物品以外での侵害データの必要性をどのように考えているか？	要	要	要	要	要

			OECD/EUIPO	米国	中国	韓国	タイ
3．冒認出願	1	冒認出願違法行為の実態把握は必要ないか？	要	要	要	要	要

			OECD/EUIPO	米国	中国	韓国	タイ
4．模倣被害対策	1	模倣被害への対応方法や対策費用について実態把握する必要はないか？	要	要	要	要	要

			OECD/EUIPO	米国	中国	韓国	タイ
5．その他参考	1	模倣品被害者が個人か企業かその他（政府機関など）かに分けられた集計は必要ないか？	要	要	要	要	要
	2	国別権利別税関登録情報の開示はできないのか？	要	要	要		要
	3	模倣品発見時の連絡先案内を入れておく必要性はないか？	要		要	要	要

資料４

「各機関インタビュー議事録」

資料４－①　OECD

Piotr Stryszowski 氏
- OECD 行政管理局シニアエコノミスト -
のインタビュー

このインタビューは、2020 年 2 月 5 日、フランスのパリにある OECD にて日本特許庁に代わり模倣防止対策の戦略・運営コンサルタント、Philippe Van Eeckhout が行った。

1. 全般

1.1 税関データ以外の模倣被害データの把握はどのように行っているか？

念のために申し上げておくが、当方の返答は「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」（模倣品・海賊版商品の貿易動向）という書籍を参照している。というのは、本書で使用されている手法以外にも、OECD にはより大きなデータセットを根拠とする国固有の調査もあるからである。これまでに、スイス、イタリア、英国、およびスウェーデンの調査を行った。

つまり、「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」にある分析でも追加のデータを使用しているということである。

まず、OECD データベースからの公開データを使用していること。これは貿易データ、経済活動データなどです。情報源は国連貿易統計のデータベース、国民経済計算、国民統計局である。これらのすべてが、貿易と商品の模倣が行われる場所の適切な背景と経済状況を提供するために使用される。第一に、公開データ、公的データがある。

第二に、税関からのデータを校正するために、税関、その他の法執行機関当局者、および会社側との構造的インタビューも多数行った。これは、データがどのように収集されたかを理解し、正しい手法の設計、または手法の正しいパラメーター化によってこれらのデータを補完するために行われたものである。

第三に、特に模倣商品の消費、または、例えばサービスに基づいた産業データについては、模倣に関して利用できる学術データも調べる。

1.2 データ周期は妥当か？　3 年間は長くないか？

回答については、データ可用性の中核的な問題に目を向けるべきである。

まず、税関からのデータは世界税関機構、税制・関税同盟総局を通じて入手し、ある税関については米国税関・国境警備局から直接データを受け取る。もちろん、データが届くスピードはまちまちである。なので、考慮しなければならない最初の要因は、いつデータを受け取るか、である。一定の遅れが生じる。毎年報告書を作成したとしても、データ収集の時間差による遅れが生じるであろう。

次に、データを理解する時間が必要である。差押えを実施し、その後データを報告するために税関が活用する手法は変更されるかもしれないからである。税関では優先事項がしばしば変更される。模倣は、優先事項リストの 5 番目になることもあれば、4 番目になることもある。また、

動向も変わる。税関はA国からの商品に注目するかもしれないし、B国からのものに注目する場合もある。新しい輸送手段が急増することもあり、これもデータで確認できる。例えば、より多くの小荷物が差し押さえられているなどである。これらすべてを考慮しなければならない。また、手法の再校正にも時間がかかる。従って、これをより頻繁に行うことは、時宜を得た結果のために調査結果の正確性を犠牲にしなくてはならないことにある。

第三に、「何のために？」ということが問題になる。我々の考えでは、現時点の問題は、模倣に関する情報をより高い政治レベルで活用し、公の議論の場で取り上げることだと思う。調査の頻度が役立つかどうかには確信が持てない。実際、我々がやっていることは、全体的な調査が行われるたびに、自由貿易圏や小荷物といった特定の側面を調べる集中的な調査をいくつか行ってフォローアップするということである。

結論として、3年が長すぎるとは思えない。これは主に動向を把握しておく可能性を提供し、内情を見る機会も提供する。

1.4 産業財産権別の開示が必要ではないか？

はい。我々は会社側を直接インタビューするが、それはケースバイケースである。会社側をインタビューするたびに、企業名を開示してもよいかどうかを尋ねる。しかし、定量的データを得るときに拒否されたことはない。これまで、会社側から企業名を提供することに不安を感じると言われたことは数回しかない。会社名の情報を提供する同意がない場合は、X会社、または単に「会社」と言った。

これまでのところ、調査の校正は大量の利用可能なデータに頼っている。会社側の情報は非常に有益である。重要ではないが、もちろん今の状態から言えば、あらゆる追加情報に大きな意味がある。

1.6 模倣品被害実態調査やその対策に関する、当局の予算金額と人員数の公表は必要ではないか？

必要ないが、模倣に関する追加の情報はすべて、問題の規模と重大さを完全に理解する上で大きな助けとなる。

2. 侵害

2.1 搬送方法別の摘発は、抜き取り検査か、全数検査か、または事前情報提供による摘発か？

当然ながら、平均して言うことは簡単ではない。

まず、これは国によって大きく異なる。一部の国では、模倣または模倣防止はそれほど重要な優先事項ではなく、税関は他の問題に目を向けているように見受けられる。模倣を調査する国々

での主な手法は権利保有者との連携であり（例えば、EU では差止申請書を通じて）、次にスクリーニングやリスクプロファイリング技術に基づく手法になる。もちろん、ランダムなサンプリングチェックも頻繁に行われる。これは、主にこれらの技術の有効性を確認するためのものである。

完全な検査は、商品が大量にあることから実現が非常に難しく、コストも非常に高くなる。特に、模倣品は武器でも麻薬でもないことに留意してほしい。模倣品の検査には、疑わしい商品が模倣か模倣でないかを判断するための追加の検査が必要になる。

言うまでもなく、これらすべてを考慮したうえで、税関データをより計量経済学的な意味を持つものに変換するには、常に追加のデータ分析が必要である。これには、リスクプロファイリング技術、リスクプロファイリング技術に取り入れられる情報、およびランダムな検査の件数が考慮される。

2.4 販売提供国・地域別データの必要性をどのように考えているか？

我々の分析では、分析結果の引例を貿易に適用するにあたって税関データに頼っている。これは、模倣を国際的な文脈に取り込む上で役立つ。もちろん、これは我々ができるだけ多くの貿易経路を把握するべきであることを意味する。差押えに関して、基本的に全大陸の情報へのアクセスを提供する WCO データを使用できることに我々がとても感謝しているのはこのためである。我々には 99 の国々からのデータがあると思う。基本的に、模倣品を差し押さえたすべての経済または税関が我々のデータベースに入っている。

2.7 人体に影響があるような“危険な模倣品”にターゲットを絞った分析データは必要ないか？

とても良い質問である。実際に、我々は最近、健康および安全面でのリスクを生じる商品の差し押えに関する多くのデータを目にしている。医薬品だけではなく、化粧品、玩具、交換部品もある。これらのデータの品質は、必ずしもこれらのリスクを生じるとは限らない商品の差押えに関するものよりも良いのが通常である。これは主に、捜査当局がこのような商品を差し押さえるときは、それらの商品がどこから来たのか、輸送手段は何か、どこで不正使用されたのかなどの詳細を調べるからである。これは、差押え技術をより良く調整するために行われる。その結果、より詳しい捜査が行われることから、これらの差押えについて提供された情報はより完全で、より正確である。

2.9 当局が独自で行うウェブ上での模倣品流通の実態を把握する必要性はどのように受け止めているか？

一般に、オンライン仲介者の不正使用問題は政治討論で取り上げられることが多くなっている。例えば、先週金曜日（2020 年 1 月 31 日）のトランプ大統領の行政命令は、基本的に、オンラインプラットフォームの不正使用問題に対する法的措置を強化し、さらに研究するよう米国政府に命令した。もちろん、より良い理解という観点から言うと、ウェブスクレイピングを含めたあらゆる研究が可能かつ必要である。また、結果の公開も重要である。まず第一に、透明性は美

徳であり、我々は公共機関で仕事をしているからである。第二に、認識の向上も欠かせない。一般大衆だけでなく、会社側や法執行機関当局者も同じである。

2.10 物品以外での侵害データの必要性をどのように考えているか？

素晴らしい質問だ！　不正貿易に対抗する OECD 対策本部では、不正貿易全般の状況を監視しようとしていることから不正貿易の可能性があるものすべてのデータを監視しているが、一方、これは IP 侵害、またはその他の方法による法律違反である。もちろん、今日の IP 侵害は現実世界における IP の重要性から最も重要な侵害のひとつであり、注目すべきである。しかし、それと同時に、犯罪者にとって IP は利益、不正利益を挙げるためのもうひとつの手段に過ぎず、犯罪者が行動を起こし得るその他可能な手段にも注目しながら、状況を監視する必要がある。

3. 冒認出願

3.1 冒認出願違法行為の実態把握は必要ないか？

私はその必要があると思う。我々は常に、分析を行う前に構造的インタビューを実施している。我々はいつも、IP 侵害が行われる、より広範な経済構造と法的枠組みを理解しようと努めている。知的財産庁とはすべての案件で密接に連携した。これまでの結果では、悪意の出願が広範なマクロ経済的影響を及ぼすものとしてフラグされたことはない。

4. 模倣損害対策

4.1 模倣被害への対応方法や対策費用について実態把握する必要はないか？

私の答えは「はい」である。これらを理解することは必要不可欠である。これは、あらゆる仲介者と執行機関を含めたサプライチェーンにおけるすべての人を関与させるために最も効果的な形で対策を適用する方法に十分な注意を向けることなく、これまで模倣防止対策の技術的な側面が大きく注目を集めるのを目のあたりにしてきたという私の印象（私の個人的な印象である）に基づいている。実際に非常に高額になり得る模倣防止対策は、最も効果的な方法で適用されるべきである。

5. その他の参考情報

5.1 模倣品被害者が個人か企業かその他（政府機関など）かに分けられた集計は必要ないか？

はい、模倣による悪影響の正確な分析は、認識を高める、適切な対応を形成する、またはこの問題への対抗に適切な人物を従事させるといったさまざまな目的のために必須だと考えている。OECD には、消費者、小売業、および生産者、ならびに税収と失業という面での政府に対する模倣の悪影響を推定するという形で、このような分析を行う手法がある。

5.2 国別権利別税関登録情報の開示はできないのか？

実際に、我々のデータベースにあるデータは、IP 権、IP 権保有者、および侵害されたブランド別の分類も行われている。データは非常に詳細なものである。しかし、質問はそれを「取得できるか」ということだと思う。それに関しては残念だが、取得不可能である。データは組織内での分析用に公共機関から受け取ったもので、OECD は単一または集約されたデータのいずれも共有できる立場にはない。共有できるのは組織内に限られている。

5.3 模倣品発見時の連絡先案内を入れておく必要性はないか？

この質問は被害者、IP 侵害の被害を受けた会社を指すものだと理解しているが、その場合は、認識を高め、同じような状況の人に連絡を取るための直接的なアクセス手段を提供する形で、一部の読者やユーザーの役に立つかと思われる。しかし、ここで強調しておきたいのは、模倣は発明品またはイノベーションを利用し、収益化することに実際に携わっているあらゆるブランドと革新的産業に影響を与え得る一般的なリスクであるということである。大規模な調査にすべての連絡先情報を含めるのは非常に困難になるであろう。

資料４－②　EUIPO

Nathan Wajsman 氏

- EUIPO チーフエコノミスト -

のインタビュー

このインタビューは、2020 年 1 月 31 日、スペインのアリカンテにある EUIPO 監視部門 にて日本特許庁に代わって産業財産弁護士、Benjamin Fontaine が行った。

Wajsman 氏は、OECD の協力を得て作成された「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」（模倣品・海賊版商品の貿易動向）という表題の 2019 年版共同報告書を作成する上で用いられた手法とデータをより良く理解したいという日本特許庁の要請において、日本特許庁をサポートする EUIPO の意向を表明した。

1. 全般

1.1 税関データ以外の模倣被害データの把握はどのように行っているか？

これらの経済的損害を推定する取り組みは行われていない。これはこの調査の目的ではなく、重要とされる点は模倣品の数量で、その結果として生じた損害ではない。

しかし、EUIPO ではこの損害を推定する調査をいくつか行っている。これらは分野別の調査で、これまで 11 の分野（化粧品、玩具、蒸留酒とワイン、スポーツなど）で行われていた。全ての出版物は https://www.euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/quantification-of-ipr-infringement で参照頂きたい。

1.2 データ周期は妥当か？　3 年は長くないか？

全体像をより良く把握するため、1 年ではなく 3 年の期間を選択した。そうすることによって、発生して誤った結果を導く可能性がある特定の事象の影響が調査から除外される（例えば、所定の年における特定の危機が世界貿易の一定の側面に影響を及ぼし、結果として模倣品の数量に影響が及ぶなど）。

1.4 産業財産権別の開示が必要ではないか？

この調査は、模倣商品の総括的な検証のみを行い、特定の下位カテゴリーは調査しない。実際問題として、国際貿易における模倣件数の 99% が商標権に関するものである。現に、例として、税関は特許侵害に基づいた勾留は行わない。

1.5 被害状況の解説は必要ではないか？

はい。EUIPO が実施する差押えからのデータには侵害された商標を示すものがある。EUIPO は商標別に最大の侵害を判断することはできるが、情報は部外秘で開示されない（関連する商標権者も開示されない）。国別では、模倣による主な被害者は 24% を占める米国ブランドで、フランスとイタリアが後に続く。日本は 6 位で、模倣品の国際貿易全体の 6～7% を占めている。

1.6 模倣品被害実態調査やその対策に関する、当局の予算金額と人員数の公表は必要ではないか？

この情報は非常に興味深いものになると思う。EUIPO では、民間部門（権利保有者）と公共部門（税関、司法機関など）の両方における IP 模倣対応のコストを推算したいと考えていたが、得られた結果は、特に公共部門側の結果が極めて悪いものであった。失望した。民間部門での模倣対抗コストにおける調査は、アンケートに基づいたものが公開された。この調査から得た重要な結果は、中小企業における負担が極めて大きいということであった。

2.侵害

2.1 搬送方法別の摘発は、抜き取り検査か、全数検査か、または事前情報提供による摘発か？

EUIPO はこの質問にお答えすることができない。税関が収集した結果を受け取るだけだからである。EUIPO は、最終的に差押えそれぞれに関連するデータを入手するとしても、税関職員の業務を監視したり管理したりすることはできない。

2.5 販売提供国・地域別データの必要性をどのように考えているか？

この質問は OECD の調査にはあまり関係ない。EUIPO は、分野別の調査で各 EU 加盟国における損害を推定する。いくつかの分野（化粧品と医薬品）については、EUIPO は第三国への輸出において EU 産業が被る損害も推定している。

2.7 人体に影響があるような“危険な模倣品”にターゲットを絞った分析データは必要ないか？

模倣におけるこのカテゴリーは、この報告書で具体的に取り上げられてはいないが、より全般的に考えると、EUIPO にとってこの問題はますます重要になってきている。模倣の影響をコスト面だけではなく、健康と安全面への影響といった面でも分析することが極めて適切なのは明らかである。しかし、実際のところ、この分野で客観的データを得ることは非常に困難な作業である（WHO が行った推定がいくつか存在する）。3 月末には、OECD との偽造医薬品に関する調査が公開される予定である。

2.9 当局が独自で行うウェブ上での模倣品流通の実態を把握する必要性はどのように受け止めているか？

この問題はこの調査の範囲をはるかに超えるものであるが、オンラインで入手できる模倣品がますます増えていることから、重要な問題である（オンラインプラットフォームでの「レプリカ」、「安い」などのキーワードの使用）。EU 委員会は、「following the money」（金の流れを追う）ことを推奨している。これは、（1）模倣品をオンラインプラットフォームから排除する、および（2）模倣品サイトの所有者に対する支払いを阻止することによって模倣品の販売を低減しようとするアイデアであるが、グローバルな解決策はまだない。しかし、EU 委員会はブランド所有者と主要インターネットプラットフォーム（Amazon、Alibaba など）との覚書に署名した。その目的は、6 か月ごとに、毎月のスクリーニングに基づいた模倣品出品の割合を見極めようとすることである。得られた結果は極秘となっている。

2.10 物品以外での侵害データの必要性をどのように考えているか？

そのような産業財産権以外で唯一懸念される IP 権は著作権侵害であろう。著作権侵害に関する最初の報告書が EUIPO によって公開されたが、これは非常に難しい分野で、利用できるデータはそれほどない。通常オンラインで発生する著作権侵害に税関が関与することはほとんどない。

3.冒認出願

3.1 冒認出願違法行為の実態把握は必要ないか？

いいえ。悪意の出願は IP 侵害の評価基準ではない。

4.模倣損害対策

4.1 模倣被害への対応方法や対策費用について実態把握する必要はないか？

これは全体像の中でも重要な部分であるが、質問の意味がよくわからない。「技術的な」手段に関することであるのか。例えば、Nike は靴を 1 足ごとに認証するブロックチェーンを開発している。これにより、プロフェッショナルや顧客は、販売または購入する靴の真贋を即座に確認することができるようになる。質問を明確にしてもらえば、後ほど EUIPO が回答するであろう。

5.その他の参考情報

5.1 模倣品被害者が個人か企業かその他（政府機関など）かに分けられた集計は必要ないか？

いいえ、これは調査の対象ではなく、被害者数は集計されていない。これは他の調査でも同様である。しかし、EUIPO は分野別調査（スポーツ、化粧品などの特定の分野に焦点を当てたもの）において民間部門の損失を調べると共に、公共部門の損失、つまり税収の損失も調べている。

5.2 国別権利別税関登録情報の開示はできないのか？

はい。EUIPO にはそのデータがある。前の質問でも言及したが、商標権がその大部分を占めている。EUIPO では、個別にどの商標が模倣されやすいかもわかるが、機密情報となっている。

5.3 模倣品発見時の連絡先案内を入れておく必要性はないか？

IP 権保有者の連絡先情報は税関のデータベースから入手できる。これがシステムの仕組みである。模倣品の積荷と出所に関するデータについては、それらが分かっていたり入手可能である場合、差押えが実施される時に提供される。

EUIPO－OECD に対する質問

EUIPO－OECD への技術的な質問については、Michal Kazimierczak 氏が後日書面で回答する予定である。
OECD のシニアエコノミストは Piotr Stryszowski 氏である。

回答 1　(63 ページ):

我々はダブルチェックし、方程式は正しい。しかし、その参考文献には誤植がある。上記の文章は次のようになるはずです:

「その結果、**二次市場**で販売される製品の割合$\boldsymbol{\tau_P^2 = 1 - \tau_p^1}$は、製品カテゴリーごとに、そして偽の輸入品の全体について計算することができ、次式で与えられる。...」

これは、改訂版でそれを改善するだろう。

回答 2　(65 ページ):

この方程式はそのまま正しい。もちろん、我々は$\tilde{m}_i$の説明に関する追加のコメントに感謝している。我々はそれが有用であることを見出し、それを改訂版で自由に利用する。

回答 3　(66-71 ページ):

1. 初期方程式は、切り捨てられていない分布の一般的な形式を明確に思い出す。精度を追加するには、次の文でパラメータを指定する:

「正規分布は、実数値の確率変数に対する連続確率分布の一種である。確率密度関数の一般的な形式は以下である:

$$f(x) = \frac{1}{\sqrt{2\pi\sigma_{cp}^2}} exp\left(-\frac{1}{2}\left(\frac{x-\mu}{\sigma}\right)^2\right)$$

パラメータμは分布の平均または期待値(その中央値と並数)であり、σはその標準偏差である。分布の分散はσ^2である。ガウス分布を有する確率変数は、正規分布であると言われ、正規偏差と呼ばれる」

さらに、この式に続く段落では、切り捨てられた正規分布のパラメータ(平均および分散)が切り捨てられていない正規分布とは異なることを既に正確に述べている。

2. もちろん、Q-Q プロット、またはカイ二乗検定のような正式な適合度検定は、分布が切り捨てられた正規分布に近いかどうかを実証することができる。この方法論は OECD

の元エコノミストが 2015 年に作成したものであり、OECD はもちろんこれらのテストを実施した。

回答 4:

コメントに感謝する。実際、この短い段落は十分に明確ではないかもしれない。これは、以下の文言で修正することができる:

1．実際、これは誤植であり、編集プロセスに挿入される可能性が最も高い。k は常に製品カテゴリーを指し、j は取引相手を指す。

2．行列でわかるように、α は k と j には依存しない。この点を明確にする以下のコメントを参照されたい。

3．コメントに感謝する。実際、この短い段落は十分に明確ではないかもしれない。これは、以下の文言で修正することができる:「α は固定点、すなわち、組み合わせによって計算された偽の輸入レートのすべての平均の最大の偽の輸入レート、すなわち、侵害商品のタイプ、k、および取引相手、j」。

回答 5 (71 ページ):

この有用なコメントに感謝する。次の方法論的な付属書のバージョンを改善するために使用する。

回答 6 (71 ページ):

この表現は実際には不正確かもしれない。より形式的な再表現は、以下のようになり得る:

$$\Psi = \frac{l_1 \times C \times c_1}{l_1 \times M}$$

次元$(1;J)$の行列$l_1 = (1\ 1\ \dots 1)$と、次元$(K;1)$の行列$C_1 = \begin{pmatrix} 1 \\ 1 \\ \vdots \\ 1 \end{pmatrix}$で。

■インタビュー相手：（機関名）　EUROPEAN UNION INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE
（名　前）　Michal Kazimierczak

■インタビュー実施日：　2020 年 2 月 21 日

■インタビュー場所：　スペイン・アリカンテ市　同機関事務所にて

資料４－③　米国税関・国境警備局

④　米国 LACKENBACH SIEGEL LLP

（※知財法律事務所）

米国２機関へのインタビュー

知的財産権侵害に基づく
米国税関・国境警備局による差押え

米国税関・国境警備局

Mark-I 社からの要請に従って、米国税関・国境警備局（CBP）に連絡を取り、日本特許庁（JPO）によって作成された質問書を検証する上で適切な CBP 職員との 1 回または複数回のインタビューを行う手配を整えた。まず、貿易室知的財産権（「IPR」）および e コマース部部長である Laurie Dempsey 氏に連絡を取った。Dempsey 氏の役職は、「通関手続地における IPR 法の執行と、不正商品の輸入を阻止するためにステークホルダー [IPR 保有者] を教育し、参加させるための革新的なアプローチを策定する CBP の取り組みを先導する」と説明された。Dempsey 部長に初めて連絡を取った後、米国税関・国境警備局貿易室 IPR および e コマース部 IPR 執行オペレーション課の国際貿易スペシャリスト、Carol B. Sutherland 氏からインタビューをスケジュールするための連絡を受けた。インタビューは 2020 年 1 月 23 日に実施した。Sutherland 氏には完全な連絡先情報を提供してもらうと共に、その後質問があった場合の対応に同意してもらった。CBP は（1）すべての米国通関地および国境検問所にて IPR 差押えを実施し、さもなければ IPR 法を執行すると同時に、（2）差押えおよび関連する損害の統計を分析し、報告するため、複数の人物をインタビューする必要はなかった。

インタビューの最中、我々が CBP IPRの ポリシーと手続きをおおむね熟知しており、公開されている CBP 出版物すべてに目を通し、それらに精通していることを伝えた。Sutherland 氏が特定の詳細情報を説明するのではなく、出版物とその内容を参照する場合があるのはこのためである。従って、回答を記述するにあたり、必要に応じてこのような出版物からの情報を含めた。

Sutherland 氏は CBP を代表して、守秘義務上の懸念と、CBP の取り組みを挫折させる可能性がある情報が潜在的な侵害者に知られてしまう恐れから、CBP が検査する積荷を特定して選択するために使用する CBP のデータ分析とアルゴリズムに関する特定の詳細情報の提供を辞退したことに留意してもらいたい。この分析とアルゴリズムに関する話題は、JPO の特定の質問をフォローアップする形で生じたものである。しかし、このような情報の提供拒否は JPO の特定の質問への回答には影響しなかったため、積極的に追求しなかった。CBP が検査のために積荷を特定して選択するにあたって使用するデータ分析とアルゴリズムの作成に関する詳細情報は、JPO が正式な政府のルートを通じて CBP により直接的に問い合わせることによって入手できるのではないかと考える。

概要

CBP とのインタビューに基づくと、多くの質問への回答に盛り込まれていたことから、2 つの重要な事実が極めて明瞭になった。まず、CBP はどの積荷を検査するか、真正品と模倣品をどのように見分けるか、差し押さえた商品の価値、および類似する事柄の判断について IPR 保有者（CBP は「ステークホルダー」と呼ぶことがある）に大きく依存している。IPR保有者は、税関に IPR を登記する、「製品 ID ガイド」や「製品 ID ウェビナー」を作成することで IPR について CBP 職員を教育することや、 CBP の「e-Allegations」ウェブサイト、または他の方法を使って疑わしい模倣品積荷について CBP に注意を喚起することによって CBP を補佐することができる。

2 つ目は、CBP が検査する積荷の特定にデータの収集、分析、およびアルゴリズムの使用に頼っていることである。実施されるそれぞれの差押えについて、CBP は原産国、製造業者、荷送人、販売代理店、輸送業者（および販売/輸送経路におけるその他当事者）、輸送ルート（商品が米国に直接輸送されたか、別の国を経由、言い換えればトランシップされたかは問わない）、米国輸入地点、購入者または荷受人、商品の ID または説明などの関連データを収集する。CBP は、このデータを分析して比較検討し、模倣商品が梱包されている可能性が高い積荷を特定するために使用するアルゴリズムを作成する。守秘義務の懸念により、CBP はデータを比較検討する方法と、アルゴリズムを作成して実装する方法を具体的に説明することは辞退した。

背景

米国では、模倣製品に対する法執行、および関連する統計の記録保持と公開は、米国政府における内閣である国土安全保障省（DHS）の一部である米国税関・国境警備局の知的財産権課によって正式に処理される。

CBP はこの情報を毎年公開している。2018 年の統計は、https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2019-Aug/IPR_Annual-Report-FY-2018.pdf で入手できる。過去の統計は、https://www.cbp.gov/trade/priority-issues/ipr/statistics で入手できる。2019 年の統計はまだ公開されていない。

CBP は、追加資金を調達するための連邦議会への陳情にその成功を利用している。このため、CBP は報告書にあるように、大量のデータを公開する。情報は原産国と商品および産業の性質の両方で分類されている。CBP は、差押えの件数と輸入方法（空路、海路、陸路など）に関する統計も提供している。小売価格以外の統計は、CBP が差し押さえた実際の商品に基づいている。次に、CBP は権利保有者と連携して、差し押さえた商品が真正品だった場合の小売価格の推定額を提供する。これらの統計は、模倣商品の価額ではなく、権利所有者が真正品に課していたであろう価格に基づいているため、誤解を招き得る。CBP はウェブサイトで以下のように説明している。

> 米国税関・国境警備局（CBP）および米国移民・関税執行局（ICE）-国家安全保障捜査（HSI）は、会計年度2018 年に知的財産権（IPR）を侵害する商品が含まれる 33,810 個の積荷を差し押さえた。差し押

さえられた商品が純正品であった場合のメーカー希望小売価格（MSRP）の推定総額は、2017 年の 12 億ドルからほぼ 14 億ドルに上昇した。 2018 年に、ICE-HSI は 381 人を逮捕、296 件の起訴を取得し、知的財産犯罪に関連する 260 件の有罪判決を勝ち取った。

…

差し押さえられた模倣品と海賊品の源泉となる主要国は引き続き中華人民共和国であり、全IPR押収のうち54％を占める、推定MSRP値7.61億ドルを超えるものであったと推定される。

https://www.cbp.gov/trade/priority-issues/ipr

JPO 質問書、インタビューと回答

上述したとおり、2020 年 1 月 23 日に米国税関・国境警備局貿易室 IPR および e コマース部 IPR 執行オペレーション課の国際貿易スペシャリスト、Carol B. Sutherland 氏とのインタビューを行った。JPO から提供された具体的な質問に加えて、回答および CBP のポリシーと手続きをより良く理解するために、追加の関連およびフォローアップ質問を行った。このため、以下で報告する情報の一部は JPO の質問への直接的な回答ではない場合もあるが、情報は JPO の目的に関連し、有益であると思われる。インタビューの結果は以下のとおりである。

全般的な質問 1、3、4、6

報告された模倣製品に起因する損害に関し、CBP は押収した商品の型にもっとも近い真正品のメーカー希望小売価格（MSRP）を IRP保有者から入手する。次に、MSRP に押収した商品の数を乗じて、押収した商品の価額を得る。この価額は、模倣商品に起因する損害のプロキシとして使用される。CBP は、このような価額と損害の計算には、正式に「差押え」られた商品からのデータのみを使用することを強調した。CBP には、疑わしい模倣商品に関する手続きが数多く存在する。例えば、一部の商品は差し押さえられるのではなく「勾留」される。勾留について所有者が異議を申し立てない場合（これらが模倣品などの理由から）、それらは通常は破壊される。しかし、このような状況の場合、商品が正式に「差押え」られることにはならない。このため、CBP によると、勾留されて破壊されたが「差押え」られてはいない商品の価額は、CBP が報告する統計に含まれていない。個人に対する小規模（商業サイズの貨物と比較して）の貨物は、通常 e コマースによるもので、ほとんどの場合差し押えられずに勾留される。従って、勾留されたすべての商品における割合が高くなりつつあるこのような貨物は、統計に含まれていない。CBP は、報告された統計の正確性と内部や政治的目的（CBP は資金に関して連邦議会に依存しているため）の両方に関して、これが修正されなくてはならない問題だと認識している。

CBP は IPR保有者が商標と著作権の両方を登記することを許可しているが、特許は許可されていない。限られた状況で、CBP は特許を侵害する商品を差し押さえることで特許権を執行することもあるが、これは国際貿易委員会（ITC）の排除命令（ITC 訴訟後に特定の商品を米国から排除する命令）による場合しか行われない。差押えと損害の統計を分析して報告するときに、CBP は差押えの根拠、つまり商標、著作権、および特許を区別せず、このような区別は必要だと考えていない。

CBP はその予算、職員、および執行取り組みの結果を公開する。CBP では、さまざまな理由からこれが必要なものであり有益だと見なしている。まず、税金を財源とする米国政府の一部として、米国法はこのような情報について、その開示が国家の安全に影響を及ぼす、または同様の深刻な懸念を生じる場合を除き、公共のものであると見なす。さらにこの統計は、いつどこで模倣商品が製造され、発送されるかを判断する上で IPR 保有者を補助する。上述したように、CBP はどの貨物を検査するべきかという判断において権利保有者に大きく依存している。このため、CBP がより多くのデータを IPR保有者に提供すればするほど、IPR保有者はより効率的に模倣商品の貨物を特定できるようになる。これに加えて、CBP は一般大衆に対し、模倣品の購入による損害について積極的に「宣伝」している。そのため、CBP は 2018 年もその「模倣製品の購入に関連する数多くの悪影響について一般旅行者を教育する The Truth Behind Counterfeits（模倣品の真相）啓発キャンペーン」を引き続き行った。このキャンペーンは「模倣商品の購入が犯罪活動を支援することになるかもしれず、重大な健康および安全上の影響をもたらす可能性があり、米国経済に有害な影響を及ぼすと警告することによって、模倣商品の知られざる危険について ［国民］ を啓蒙するために設計」されている。最後に、米国政府機関の資金調達は（少なくとも一部が）政治的プロセスであり、CBP はその利益のために、成功を収めた事柄を開示して公開するインセンティブがある。

侵害質問 1、3、5、6、8、9、10

極めて大量の商品が陸路、海路、および空路で米国に輸入されており、CBP がすべての積荷を検査するのは不可能である。2018 年の CBP 「Intellectual Property Rights Fiscal Year 2018 Seizure Statistics」（知的財産権、会計年度 2018 年押収統計）で報告されているとおり、「毎年、1,100　万個の海上コンテナが米国の海港に到着する。陸路国境ではさらに 1,000 万個がトラックで、300 万個が鉄道で到着し、それに加えて、2.5 億個の貨物、郵便物、および宅配便委託小包が空路で到着」している。CBP が検査するのは、米国に送り込まれるすべての商品のうちのごくわずかな割合いである。上記の「概要」で説明したとおり、CBP はどの積荷を検査するかを判断するために 2 つの主なソース、つまり IPR 保有者からの情報とデータ分析に依存している。CBP は、高リスク積荷を 100% 検査し、高リスク積荷の検査では、極めて高い割合で模倣品またはその他違法商品が見つかっているとしている。

上述したとおり、CBP は大量のデータを収集して分析している。CBP は、製造国、最初の仕出国、経路または輸送情報、商品の性質（HS コードを含む）、輸入業者、米国への輸入港または輸入地、およびその他さまざまな要因に関するデータを収集して分析する。CBP が独自のデータ分析または IPR保有者の情報に基づいて積荷を特定して検査するかどうかに関わらず、CBP は押収した商品に関するデータを収集して分析し、そのデータを使用して将来検査のために積荷を特定するアルゴリズムを作成する。そのデータを分析し、傾向とパターンを探して、さまざまな要因を比較検討することによって、CBP は模倣商品が含まれている可能性が高い積荷を特定する。

一部の模倣品はその品質の低さから特定が容易であるが、CBP は模倣品の品質が全体的に向上していることを認識している。模倣品の中には品質が極めて高く、外観も真正品に限りなく近いため、見わけることが実質的に不可能はものもある。場合によっては、商品は全く同じものにもなり得る。これは、正規工場が許可されている数量以上の商品を製造した、または正規工場によるサービス提供が終了した後で商品を製造した場合に起こる可能性がある。これらの状況下では、真正品と模倣商品の区別方法、特定の工場または出所が米国に輸入することを許可されている商品数などについて、CBP は IPR 保有者によるライブプレゼンテーションやウェビナーを通じた情報提供に大きく依存している。別の方法として、CBP は商品を勾留し、商品が真正品か模倣品かの判断に IPR 保有者の援助を求めることができる。

CBP は、e コマースの結果として米国に流入する模倣商品の傾向と、その増加を認識している。これらの場合、IPR 保有者からの情報提供は、通常 CBP にとってそれほど役に立つものではない。その代わりに、CBP はこのような模倣商品の特定について独自のデータ分析により大きく依存し、勾留する積荷を特定するために、出所、目的地、梱包タイプなどを調べる。CBP は次に、対象荷受者に勾留通知を送信し、荷受者には商品を請求する期間が 30 日ある。請求されなかった場合（商品が模倣品などの理由から）、商品は「放棄された」と見なされ、破壊される。上記の説明どおり、これらの商品は正式に「差押え」られないため、CBP はそれらを差押えまたは損害の統計に計上しない。CBP は、IPR 保有者が模倣商品を購入したことに関して消費者から苦情を受ける場合に、IPR 保有者から情報を入手することがある。これらの状況下では、IPR 保有者が商品の購入元であるウェブサイト、および梱包上に記載された荷送人についての情報と、その他関連する情報を収集して報告する。この情報は、CBP が将来高リスク積荷を特定するために使用する。

米国特許商標庁

Mark-I 社からの要請に従って、JPOによって作成された質問書を検証する上で適切な米国特許商標庁（PTO） 職員との 1 回または複数回のインタビューを行う手配を整えるために、PTOにも連絡を取った。PTO 内の様々な部署に連絡したが、返答を受けた部署からは一様に、PTO が IPR の執行において基本的に何の役割も担っておらず、到着する商品の検査、商品の勾留または差押え、および差押えに関する統計の収集と公開は一切行っていないと言われた。PTO の役割はデータの共有に限定される。例えば、PTO は、米国商標登録を登記する IPR 保有者が関連する登録番号を入力するだけですむように、IPR 登記プロセスで使用するためのデータを CBP に提供する。登録番号を入力すると、CBP の e-Recordation （電子記録）システムが PTO データにアクセスして、残りの関連情報を自動で入力するというものである。

米国法律事務所代表弁護士

私は、知的財産担当歴が 25 年を超える弁護士で、CBP への IPR 登記を含めたクライアントの権

利の執行において豊富な経験を持っている。私は勾留された、および押収された商品に関して、クライアントおよびCBPと日常的に連携をとっているため、根拠となる法律と、その法律の実用的な応用を熟知している。

私の個人的な経験は、CBPの見解と一致している。米国に輸入される極めて大量の商品を考えると、検査される商品はごくわずかであるため、CBPによって実際に特定、勾留、または差し押えられる模倣商品はほんの一部である。CBPが米国への侵害商品の流入を防ぐよりも、IPR保有者がすでに市場投入された侵害商品を特定することの方がはるかに一般的である。IPR保有者が積極的になればなるほど、CBPが商品を特定して差し押さえる可能性も高くなる。従って、単に商標登録を登記するだけにとどまらない、より積極的なクライアントについては、CBPが模倣商品を特定する可能性も高くなる。IPR保有者は、「製品IDガイド」や「製品IDウェビナー」の作成とCBPへの提供に積極的に取り組むことができている。これらはCBPに模倣商品を特定するツールを提供するだけでなく、CBP職員に一クライアントのIPRをより良く知ってもらう主観的効果もある。個人調査員およびその他手段を使用して、クライアントは疑わしい模倣品貨物をCBPの「e-Allegations」ウェブサイトまたはその他の手段で通報することにより、CBPをさらに支援することができる。

過去約5年間、私は商品のごく小規模な貨物（通常1～5ユニット）の勾留または差押えに関するCBPからの通知が極めて大幅に増加しているのを見てきた。これらの荷物は通常DHLおよびFedExなどの商業運送業者によって輸送され、商品の対象荷受者は輸入業者や小売業者ではなく、個人となっている。このような貨物はeコマース、つまり個人がウェブサイトから購入し、海外の出所からその個人に直接発送される商品に違いない。繰り返すが、IPR保有者はアクティブなインターネット監視プログラムの維持、模倣商品の特定、出所や発送内容を特定するための模倣品の購入によってCBPを補佐することができる。これらの詳細情報は、IPR保有者からCBPに提供できる。CBPは次に、追加の模倣品が含まれる可能性が高い追加の積荷の特定に役立てるために、これらの詳細情報を使用することになる。

私の経験に基づくと、最も役に立つのは侵害商品の出所である産業および国に関する統計である。この情報は、模倣の被害者となる可能性が高いクライアントやIPR保有者を我々が特定し、このような模倣に対抗するための最良の方法について助言することを可能にする。例えば、模倣品の出所となる恐れが高いのはどの国かを知っておくことで、IPR保有者はその国で関連するIPRを取得することができ、IPR保有者がその出所で権利を執行する取り組みを行うことを容易にする。例えば、CBPの統計に基づいてトルコが侵害商品の比較的大きい出所であると把握しておくことにより、模倣を阻止する取り組みの一環として、トルコでIPRを取得するようクライアントに助言できる。

差し押さえられた模倣商品の価額に関する統計の重要性と有用性は、どちらも低くなる。先ほど説明したように、CBPは、模倣品の数に真正品のMSRPを乗じることで差し押さえた商品の価額を算出している。この手法は、（1）模倣商品には真正品ほどの価値がない、および（2）MSRPを変更せずに販売される真正品の割合が極めて低いという実態を無視している。一方、価額に関する統計は、模倣されやすい商品のカテゴリーに関連する動向を特定する上でより有益ではある。

LACKENBACH SIEGEL LLP
Robert B. Golden

資料４－⑤　中国 AN, TIAN, ZHANG & PARTNERS

（※知財法律事務所）

中国 AN, TIAN, ZHANG & PARTNERS（知財法律事務所）へのインタビュー

全般

1. 税関データ以外の模倣被害データの把握はどのように行っているか？

ATZ：データは CNIPA の公式ウェブサイトにある「Intellectual Property Protection in China」（中国における知的財産保護）（ホワイトペーパー）から入手する。CNIPA は、異なる地方政府機関と部門の協力を得てデータを収集する。

2. データ周期は妥当か？（任意）

3. 定量分析を行うことは考えていないか？

ATZ：はい、定量分析は考慮されている。公開されているデータには、あらゆる種類のケースの正確な数量が含まれている。

4. 産業財産権別の開示が必要ではないか？

ATZ：はい。特許、商標、著作権などの IP 権に関するデータは個別に収集される。さまざまな側面に社会経済パフォーマンスにおける異なるタイプの IP 権への影響が反映されているため、IP 保護の効果を正しく評価する上で個別のデータ/統計が活用される。

5. 被害状況の解説は必要ではないか？（任意）

6. 模倣品被害実態調査やその対策に関する、当局の予算金額と人員数の公表は必要ではないか？

ATZ：そのような情報の開示は必要ない。IPR 関連データの開示は主に、IPR の進捗状況と影響を一般大衆に伝達し、IPR 保護における一般大衆の信頼を高めるためのものである。予算額と要員数は、この趣旨には寄与しない。

侵害

1. 搬送方法別の摘発は、抜き取り検査か、全数検査か、または事前情報提供による摘発か？

ATZ：中華人民共和国税関法の第 9、14、および 18 条に従い、輸送手段ごと税関検出は抜取検査と第三者からの事前通知によって実施される。

2. 仕出国・地域別データの必要性をどのように考えているか？

ATZ：「Intellectual Property Protection in China」（中国における知的財産保護）（ホワイトペーパー）によると、勾留された侵害商品の数量、バッチ、およびケースの価額しか公開されず、仕出国別の個別のデータは公開されなかった。知的財産権の保護における一般大衆の信頼を向上させるための情報開示という目的の点では、そのような情報の一般公開は通常必要ないと考えている。

3. 経由国・地域別データの必要性をどのように考えているか？

ATZ：「Intellectual Property Protection in China (中国における知的財産保護)」（ホワイトペーパー）によると、差し押さえられた模倣品の品数、製造番号、およびケースの価額しか公表されず、通貨国別の個別のデータは公表されなかった。知的財産権の保護における一般大衆の信頼を向上させるための情報開示という目的の点では、そのような情報の一般公開は通常必要ないと考えている。

4. 原産国・地域別データの必要性をどのように考えているか？

ATZ：「Intellectual Property Protection in China (中国における知的財産保護)」（ホワイトペーパー）によると、差し押さえられた模倣品の品数、製造番号、およびケースの価額しか公表されず、原産国別の個別のデータは公表されなかった。知的財産権の保護における一般大衆の信頼を向上させるための情報開示という目的の点では、そのような情報の一般公開は通常必要ないと考えている。

5. 販売提供国・地域別データの必要性をどのように考えているか？

ATZ：「Intellectual Property Protection in China (中国における知的財産保護)」（ホワイトペーパー）によると、差し押さえられた模倣品の品数、製造番号、およびケースの価額しか公表されず、販売国別の個別のデータは公表されなかった。知的財産権の保護における一般大衆の信頼を向上させるための情報開示という目的の点では、そのような情報の一般公開は通常必要ないと考えている。

6. 貿易品目分類コード（HS コード）を利用した品目別押収データは必要ないか？

ATZ：いいえ、HS コードを使用した品目別の差押えデータはない。

7. 人体に影響があるような“危険な模倣品”にターゲットを絞った分析データは必要ないか？

ATZ：「Intellectual Property Protection in China」（中国における知的財産保護）（ホワイトペーパー）によると、統計データはこの品目を特に分類および分析しておらず、このような状況のデータソースは持ち合わせていない。

8. 模倣品の質と価格についてどのような傾向があるかを把握する必要はないか？

ATZ：いいえ。「Intellectual Property Protection in China」（中国における知的財産保護）（ホワイトペーパー）によると、公開された統計に模倣品の品質および価格に関する個別の分類はない。模倣製品はすべて違法製品であるため、これらを理解する必要はないと考えている。品質および価格の傾向がどのように変化するかに関わらず、これらの調査を行って、法律に従って対処する必要がある。このようなデータは、政府活動上ほとんど意義がない。

9. 当局が独自で行うウェブ上での模倣品流通の実態を把握する必要性はどのように受け止めているか？

ATZ：CNIPA、中国消費者協会、および関係当局が発表した情報に基づくと、関係当局がこの流通を認識している可能性があることが伺えるが、ウェブサイトでは公開されていない。この統計データには政府活動上意義があるかもしれないが、一般大衆にとってはほとんど役に立たないこと、およびデータは様々な場所で調査されたケースの

件数と効率性に基づくものであり、模倣品の実際の地域的な流通状況を正確に反映することはできないことから、ウェブサイトで公開する必要はない。

10. 物品以外での侵害データの必要性をどのように考えているか？

ATZ：IP 関連のデータの統計と公開は、社会経済発展と一般大衆の信頼に対する重要な影響が理由で行われている。他のタイプの侵害データも、同様の影響がある場合に公開が検討される可能性はある。

冒認出願

1. 冒認出願違法行為の実態把握は必要ないか？

ATZ：はい、必要である。中華人民共和国商標法（2019）の第 4 および 68 条によると、当局は冒認出願の実際状況を理解しており、対応する対策を導入している。

偽造被害対策

1. 模倣被害への対応方法や対策費用について実態把握する必要はないか？

ATZ：はい。中国は全国規模の模倣防止トレーサビリティ検証公共プラットフォームを制定し、さまざまな模倣防止テクノロジーを調査した。中国の関係当局は模倣防止対策の実際状況をすでに把握していたとも見受けられるが、正確で完全なデータが不足している可能性はある。

その他の参考

1. 模倣品被害者が個人か企業かその他（政府機関など）かに分けられた集計は必要ないか？

ATZ：「Intellectual Property Protection in China」（中国における知的財産保護）（ホワイトペーパー）によると、このペーパーで公開されている統計にはこのデータは個別に含まれていない。実際の必要性から言うと、このデータを分類する必要はない。

2. 国別権利別税関登録情報の開示はできないのか？

ATZ：知的財産権に関するデータは公開済みである。現在中国税関で登録されている知的財産権の合計数は 54,097 件で、これには 47,624 件の商標権、3,854 件の著作権、および 2,619 件の特許権が含まれる。具体的なデータは、書籍として毎年出版される「China Customs Intellectual Property Rights Protection Status and Record List」（中国税関知的財産権保護年鑑）で公開されている。
国内のデータについては、一般大衆にとってあまり重要でないことから公開されていない可能性はある。

3. 模倣品発見時の連絡先案内を入れておく必要性はないか？

ATZ：プライバシー問題を考えると、侵害者の連絡先情報は、氏名、登録住所などが一般公開されている企業登録に記録されてはいるが、それ以上の連絡先情報は公開されていない可能性はある。

以　上

資料４－⑥　中国 NTD Intellectual Property Attorneys

（※知財法律事務所）

中国 NTD Intellectual Property Attorneys（知財法律事務所）へのインタビュー

			中国 NTD
1．全般	1	税関データ以外の模倣被害データの把握はどのように行っているか？	中国の地方市場監督・行政部門、治安局、裁判所、その他の関係政府部門はすべてのレベルで、法執行中の偽造・模倣による損害に関するデータを入手し、これらのデータを階層ごとに敷えて報告し、全体的なデータ報告書を作成する。
	2	データ周期は妥当か？	
	3	定量分析を行うことは考えていないか？	中国政府当局は比率分析、トレンド分析、構造分析等の定量分析を検討し、偽造防止の動向や進展を国民に知ってもらうため、分析データを公表する。
	4	産業財産権別の開示が必要ではないか？	中国知識産権局（CNIPA）によって公開されたデータは、特許、商標、著作権、不正競争および他の知的財産によって開示されている。
	5	被害状況の解説は必要ではないか？	
	6	模倣品被害実態調査やその対策に関する、当局の予算金額と人員数の公表は必要ではないか？	中国政府は、あらゆるレベルにおいて、毎年、偽造品や粗悪品の生産及び販売を取り締まるための予算額及び人員を開示する。ただ、予算額はCNIPAによって開示されていない。

			中国 NTD
2．侵害	1	搬送方法別の摘発は、抜き取り検査か、全数検査か、または事前情報提供による摘発か？	検出は、基本的には抜き取り検査や第三者からの事前通知によって行われる。
	2	仕出国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	現在、中国政府当局は特例を除き、仕出国・地域別のデータは公表していない。
	3	経由国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	現在、中国政府当局は特例を除き、経由国・地域別のデータは公表していない。
	4	原産国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	現在、中国政府当局は特例を除き、原産国・地域別のデータは公表していない。
	5	販売提供国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	現在、中国政府当局は特例を除き、販売提供国・地域別のデータは公表していない。
	6	貿易品目分類コード（HSコード）を利用した品目別押収データは必要ないか？	税関を含む中国当局が開示した侵害データには、HSコードの情報は含まれていない。また、当局の押収品データにHSコードが使用されているのかどうかはわからない。
	7	人体に影響があるような"危険な模倣品"にターゲットを絞った分析データは必要ないか？	現在、中国当局による「危険な模倣品」を対象とした分析データは公表されていない。「危険な模倣品」を識別するための統一された基準はなく、当局は「危険な模倣品」の正式なカタログまたはリストを有していないので、異なるレベルの当局および職員がそのようなデータを収集し、カウントすることは困難である。
	8	模倣品の質と価格についてどのような傾向があるかを把握する必要はないか？	法執行官は模倣品の品質及び価格の動向を理解し、関連する金額、罰金の額及びその他の刑罰の重大度を決定すべきである。
	9	当局が独自で行うウェブ上での模倣品流通の実態を把握する必要性はどのように受け止めているか？	中国政府当局は模倣品自体の流通状況を把握し、定期的にホームページに公開している。政府当局者は、模倣侵害に対する国民の認識を高めさせ、また権利保護に対する国民の意識を高めさせ、潜在的な侵害者への警告と、流通させないよう抑止させ、政府に対する国民の信頼を高めることが必要であると考える。
	10	物品以外での侵害データの必要性をどのように考えているか？	現在、CNIPAは、知財侵害以外の侵害データを開示していない。

			中国 NTD
3．冒認出願	1	冒認出願違法行為の実態把握は必要ないか？	現在、CNIPAは、悪意や不正使用されたものに関する具体的なデータを開示していない。しかし、悪意や不正使用されたものに関する実態把握をすることは必要である。中国当局は悪意や不正使用申請に関して、十分な注意を払い、同申請に対し厳しい措置をとり続けるべきである。最新の改正中国商標法は、悪意や不正使用申請に対する取締りを強化した。

			中国 NTD
4．模倣被害対策	1	模倣被害への対応方法や対策費用について実態把握する必要はないか？	現在、CNIPAはこのようなデータを開示していない。

			中国 NTD
5．その他参考	1	模倣品被害者が個人か企業かその他（政府機関など）かに分けられた集計は必要ないか？	現在、CNIPAはそのようなデータを開示しておらず、これらのデータは個別に異なる当局によって開示されており、集計されていない。
	2	国別権利別税関登録情報の開示はできないのか？	中国の税関は、このような知的財産の税関データを、統一されたオンラインシステム上で行っている。
	3	模倣品発見時の連絡先案内を入れておく必要性はないか？	説明責任を果たすために模倣者を発見した際には、連絡先情報を含める必要がある。

資料４－⑦　韓国特許庁

⑧　(社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)

韓国２機関へのインタビュー

			韓国	韓国特許庁	(社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)
1．全般	1	税関データ以外の模倣被害データの把握はどのように行っているか？	要	特許庁は模倣品被害全般に対する統計は把握しておらず、侵害品の取り締まり捜査をした結果だけを把握している。	関税庁の輸出入資料に基づいた統計以外の別途の統計は把握しておらず、郵便物少量貨物などに対してはTIPAが自主的に参考用に統計している。
	2	データ周期は妥当か？			
	3	定量分析を行うことは考えていないか？	要	収集された統計を定量分析することに対しては特段考慮したことがない。	単位中KGで表示している部分に対しては個数とブランド別に統計がより正確に収集/分析されなければならないと考える。追加的な定量分析の必要性は考慮していない。
	4	産業財産権別の開示が必要ではないか？	要	知識財産権別にデータを収集しているが、公表はしておらず、必要性も感じていない。 捜査結果に基づくデータなので対外公表をしていない。	すでに一部知識財産権別に現況を公表している。
	5	被害状況の解説は必要ではないか？	要	被害状況などの統計は別途に発表していないが、国民の参考になるような調査事例は発表している。 解説よりは事例を発表し、主に国民の健康、安全に関連する件で、特許庁の活動に対する広報および啓蒙の効果がある。	必要性は感じている。 摘発概要は記載しているが、改善のための努力は継続している。
	6	模倣品被害実態調査やその対策に関する、当局の予算金額と人員数の公表は必要ではないか？	要	検討したことがないためよく分からない。	税関の捜査機関の組織に関連する部分など対外秘の部分もあるため公開は難しいと考える。

			韓国	韓国特許庁	(社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)
2．侵害	1	搬送方法別の摘発は、抜き取り検査か、全数検査か、または事前情報提供による摘発か？	要	本項目に対しては特許庁の業務とややかけ離れているため特許庁での回答は適切でない。	サンプル抽出検査であり、管理対象貨物などのように事前情報把握による検査も行われている。
	2	仕出国・地域別データの必要性をどのように考えているか？			
	3	経由国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	要	同上	必要性は共感する。
	4	原産国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	要	同上	必要性は共感する。
	5	販売提供国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	要	同上	必要性は共感する。
	6	貿易品目分類コード（HSコード）を利用した品目別押収データは必要ないか？	要	同上	必要性は共感する。 国家別に基準が異なるためHSコード等による基準定形化が必要と考える。
	7	人体に影響があるような"危険な模倣品"にターゲットを絞った分析データは必要ないか？	要	同上	必要性は共感する。 警戒心喚起の観点から必要と考える。
	8	模倣品の質と価格についてどのような傾向があるかを把握する必要はないか？	要	同上	どのような方法で模倣品の質と価格を算定するのか実現可能性に疑問があるが、運送方法による品目の傾向(例えば、郵便物で入ってくる製品は価格が安いなど)を把握することは必要と思われる。
	9	当局が独自で行うウェブ上での模倣品流通の実態を把握する必要性はどのように受け止めているか？	要	同上	サイバー調査課で関連業務を行っているが限界があるようである。
	10	物品以外での侵害データの必要性をどのように考えているか？	要	同上	不正競争行為による侵害行為などに関するデータは収集が必要と考える。

			韓国	韓国特許庁	(社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)
3．冒認出願	1	冒認出願違法行為の実態把握は必要ないか？	要	不正競争の事例捜査に対しては事案の分析のために把握はしているが、公表はしていない。	税関統計とは関係がないためTIPAでの回答は適切でない。

			韓国	韓国特許庁	(社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)
4．模倣被害対策	1	模倣被害への対応方法や対策費用について実態把握する必要はないか？	要	国外での企業の被害に対しては対応方法や対策費用に対して把握しなければならない必要性を認識している。	公式的にはなし。

			韓国	韓国特許庁	(社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)
5．その他参考	1	模倣品被害者が個人か企業かその他（政府機関など）かに分けられた集計は必要ないか？	要	侵害者が個人か否か等に対しては別途に区分して把握してはいないが、不正競争行為に対しては中小企業の保護という政策的目標を達成するために被害者が中小企業かどうかを調査し把握している。	統計はないが必要性は共感する。 知識財産権の保護に対する認識水準を高めるためには、企業だけが被害を受けるという認識が高いため、個人、すなわち消費者の被害の側面を伝えることによる認識改善作業が必要である。
	2	国別権利別税関登録情報の開示はできないのか？			
	3	模倣品発見時の連絡先案内を入れておく必要性はないか？	要	営業秘密保護/不正競争行為防止などの目的で積極的に広報している。関連機関にも関連業務の発生時には特許庁に連絡するよう広報しており、マスコミ報道資料などにも積極的に案内している。	対応についての一線の業務上の限界(消費者が模倣品を確認しても行政当局が商標権者を通じて真贋を確認しなければならない困難がある)等により連絡先案内を記載しても実質的には役立たないので、連絡先案内の必要性は感じられない。

資料４－⑨　タイ税関局

⑩　タイ知的財産局

⑪　タイ王国警察

⑫　タイ知的財産犯罪局

タイ４機関へのインタビュー

			タイ税関局　執行部	タイ知的財産局	タイ王国警察	知的財産犯罪局特別調査部（DSI）
1．全般	1	税関データ以外の模倣被害データの把握はどのように行っているか？	職員は「税関局とは無関係な質問である」として回答を拒否した。	はい。タイ王国警察・税関局・知的財産犯罪局特別調査部を通じて知り得ることが出来る。	はい、知的財産局（DIP）から情報を受け取れる。	いいえ、当局はデータ収集部門ではない。
	2	データ周期は妥当か？	税関局は、商標および著作権に関する禁止商品に対してのみ責任を負う。	いいえ、妥当ではない。	いいえ、妥当ではない。3-5年前にプレビューできなければならない。	いいえ、妥当ではない。妥当なデータ期間とは、抑制の増減率を決定するためには5年間の範囲であるべきだが、5年以上の統計を持つことは効率的ではないと思われる。
	3	定量分析を行うことは考えていないか？	職員は「税関局とは無関係な質問である」として回答を拒否した。	集計データが送られた全ての関連部門もまた、損害金額を決定している。	はい、考えていない。	はい。なぜなら、侵害商品のリストに記載しなければならないからである。
	4	産業財産権別の開示が必要ではないか？	職員は「税関局とは無関係な質問である」として回答を拒否した。	必要である。	必要である。	必要である。これは、商標/特許/著作権/意匠によって分類される。
	5	被害状況の解説は必要ではないか？	職員は「税関局とは無関係な質問である」として回答を拒否した。	必要ない。	必要である。	必要である。何らかの行為が起きた場合には、逮捕状に注意しなければならないから。
	6	模倣品被害実態調査やその対策に関する、当局の予算金額と人員数の公表は必要ではないか？	職員は「税関局とは無関係な質問である」として回答を拒否した。	いいえ、当局には関係ない。	必要である。最も可能性が高いのは、DIPの責任である。	必要ではない。

			タイ税関局　執行部	タイ知的財産局	タイ王国警察	知的財産犯罪局特別調査部（DSI）
2．侵害	1	搬送方法別の摘発は、抜き取り検査か、全数検査か、または事前情報提供による摘発か？	禁止品は、100を超える要因からなるリスク管理によって決定される。	当局には関連しないが、一方で輸出入地点で知財保護に関する確認要請があった場合には、当該書類を受領・承認し、税関部門に送付する妥当性を確認するための調査を実施する。	それは税関局の責任である。	当局の責任ではない。
	2	仕出国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	禁止品は、100を超える要因からなるリスク管理によって決定される。	当局には関連しない。	それは税関局の責任である。	当局の責任ではない。
	3	経由国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	禁止品は、100を超える要因からなるリスク管理によって決定される。	当局には関連しない。	それは税関局の責任である。	当局の責任ではない。
	4	原産国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	禁止品は、100を超える要因からなるリスク管理によって決定される。	当局には関連しない。	それは税関局の責任である。	当局の責任ではない。
	5	販売提供国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	禁止品は、100を超える要因からなるリスク管理によって決定される。	当局には関連しない。	それは税関局の責任である。	当局の責任ではない。
	6	貿易品目分類コード（HSコード）を利用した品目別押収データは必要ないか？	必要である。	当局には関連しない。	それは税関局の責任である。	必要ではない。品種別に分類されている。
	7	人体に影響があるような"危険な模倣品"にターゲットを絞った分析データは必要ないか？	税関局は、特定の種類の物品、または人体に影響を及ぼす物品さえも重視していない。あらゆる種類の模倣品が重要である。	いいえ、薬物などの偽物を補らえるのは警察の仕事である。当局は模倣商品が人体に影響を及ぼすかどうかに焦点を当てていない。当局は全ての模倣品にこそ焦点を当てている。	模倣されたすべてのものに対し、我々は商品の品質を確認する必要はない。	当局は、人間の健康に影響を及ぼす模倣製品に関するポリシーを有する。例えば、模倣薬品、模倣化粧品である。これらの製品が商標を侵害する場合、当局はまた、商品が違法であるか否かをさらに調べる。
	8	模倣品の質と価格についてどのような傾向があるかを把握する必要はないか？	必要である。	必要ではない。	必要ではない。	必要である。事件の重要性を正当化するためには、模倣品の品質と価格、および損害の総額を理解する必要があるから。
	9	当局が独自で行うウェブ上での模倣品流通の実態を把握する必要性はどのように受け止めているか？	職員は「税関局とは無関係な質問である」として回答を拒否した。	いいえ、各部門は各自の統計を収集し、当局に提出する責任を負う。ただし、各部門がWebサイトで統計を公表すると、誤りや混乱を引き起こす可能性がありそう。	必要である。	当局は、部門内で使用される唯一のデータ収集システムを有する。
	10	物品以外での侵害データの必要性をどのように考えているか？	必要である。	必要とは思わない、なぜなら、当局は知的財産のみを扱っているから。	必要である。	知的財産を取り扱う場合は、必ずしも必要ではない。当局は、税務部門、環境部門とは別の部門を有しているため。

			タイ税関局　執行部	タイ知的財産局	タイ王国警察	知的財産犯罪局特別調査部（DSI）
3．冒認出願	1	冒認出願違法行為の実態把握は必要ないか？	税関局とは関係ない。	必要ではない、部門は申請を処理する責任を負わないため。	必要ではない、それはDIPの責任である。	必要ではない。

			タイ税関局　執行部	タイ知的財産局	タイ王国警察	知的財産犯罪局特別調査部（DSI）
4．模倣被害対策	1	模倣被害への対応方法や対策費用について実態把握する必要はないか？	必要である。	はい、ある程度は理解しておく必要はある。	必要である。	必要である。模倣事例では、検索結果、逮捕、および抑圧に役立つため、その強みと弱みを知ることが不可欠である。

			タイ税関局　執行部	タイ知的財産局	タイ王国警察	知的財産犯罪局特別調査部（DSI）
5．その他参考	1	模倣品被害者が個人か企業かその他（政府機関など）かに分けられた集計は必要ないか？	職員は「税関局とは無関係な質問である」として回答を拒否した。	必要ではない。	必要である。	必要ではない。当局は、全体としてデータを収集するだけ。
	2	国別権利別税関登録情報の開示はできないのか？	税関局は、国境保護のみに責任を負う。	できる。	出来ない、税関局で確認できないため関係ない。	出来ない、それはDIPの責任である。
	3	模倣品発見時の連絡先案内を入れておく必要性はないか？	必要である。	必要ではない。	必要である。	必要ではない。他の関係部署や被害者と一緒にDIPの責任である。当局の義務は、逮捕がなされた後にのみ行動すること。

資料５

「各国機関へのインタビュー結果の一覧」

［資料５］ 各国機関へのインタビュー結果の一覧

【共通】			ＯＥＣＤ／ＥＵＩＰＯ		米国		中国		韓国		タイ			
			OECD	EUIPO	米国税関・国境警備局	LACKENBACH SIEGEL LLP	AN, TIAN, ZHANG & PARTNERS	NTD Intellectual Property Attorneys	韓国特許庁	(社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)	タイ税関局執行部	タイ知的財産局	タイ王国警察	知的財産犯罪局特別調査部
１．全般	1	税関データ以外の模倣被害データの把握はどのように行っているか？	・OECDデータベースからの公開データ(貿易データ、経済活動データ等)を使用 ・情報源は、国連貿易統計のデータベース、国民経済計算、国家統計局 ・税関からのデータを較正するために、税関、他の執行官、産業界との多くの構造化されたインタビューを行う ・特に、サービスに基づいたものを例に挙げると、模倣品の消費又は産業データに関して、偽造に関する利用可能な学術データを見ることもできる	・なし	・税関での「押収」統計に対して、それには含まれない「勾留」データを持っている	・なし	・中国国家知識産権局(CNIPA)のデータ ・それは地方自治体のさまざまな機関や部署からのデータ	・中国の地方市場監督・行政部門、治安局、裁判所、その他の関係政府部門からのデータ	・特許庁は侵害品の取り締まり捜査をした結果だけを把握	・郵便物少量貨物などに対して自主的に参考用に統計しているだけ	・なし	・タイ王国警察・知的財産犯罪局特別調査部のデータ	・知的財産局(DIP)のデータ	・なし
	2	データ周期は妥当か？	・3年は妥当 ・毎年報告書を作成するとなると、データ収集の遅れのため、報告書もまた遅れることになる ・税関の取締り適用方法が変化する可能性があるためデータを把握するための時間が必要	・3年は妥当							・期間の妥当性は不明	・1年は妥当ではない	・1年は妥当ではない ・3−5年が妥当	・1年は妥当ではない ・5年以内が妥当
	3	定量分析を行うことは考えていないか？			・一部で「中国からの模倣品輸入推定規模」を載せているにとどめる	・CBPと同じ	・国内のはあるが、全世界規模はない	・検討段階である	・検討もしたことない	・検討もしたことない	・担当外	・特になし	・特になし	・特になし
	4	産業財産権別の開示が必要ではないか？	・被害のあった会社名の公表について賛否はあるが、それ以外の情報はなし	・99%が商標権で、分ける必要はない	・分ける必要はない	・CBPと同じ	・それぞれの権利で社会に与える影響があることを考えると、分ける必要あり	・現在も既に分かれており、必要である	・分ける必要なし	・分ける必要あり	・担当外	・分ける必要あり	・分ける必要あり	・分ける必要あり
	5	被害状況の解説は必要ではないか		・機密情報として出せない					・国民の参考になるような調査事例は発表している。 ・解説よりは事例を発表 ・主に国民の健康、安全に関連するものは必要	・必要である	・担当外	・必要なし	・必要なし	・必要である
	6	模倣品被害実態調査やその対策に関する、当局の予算金額と人員数の公表は必要ではないか？	・必要なし	・必要である(興味深い)	・必要あり(有益である) ・米国法ではそのような情報は公開されていると推定	・CBPと同じ	・必要なし	・必要あり(既に一部公表されている)	・不明	・必要なし(公表が難しい)	・担当外	・担当外	・必要である	・必要なし

【共通】

			OECD／EUIPO		米国		中国		韓国		タイ			
			OECD	EUIPO	米国税関・国境警備局	LACKENBACH SIEGEL LLP	AN, TIAN, ZHANG & PARTNERS	NTD Intellectual Property Attorneys	韓国特許庁	(社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)	タイ税関局執行部	タイ知的財産局	タイ王国警察	知的財産犯罪局特別調査部
2．侵害	1	搬送方法別の摘発は、抜き取り検査か、全数検査か、または事前情報提供による摘発か？	・抜き取り検査を行うが、その目的は主にスクリーニングやリスクプロファイリング技術の効率をチェックするものでもある	・不明	・事前情報検査が中心 ・2つの主要な情報源(IPR権利保有者からの情報およびデータ分析)に依拠する	・CBPと同じ	・抜き取り検査及び第三者からの事前通知による検査方法 ・中国税関法に定められている	・抜き取り検査及び第三者からの事前通知による検査方法	・担当外	・抜き取り検査及び第三者からの事前通知による検査方法	・規定による検査	・規定による検査	・担当外	・担当外
	2	仕出国・地域別データの必要性をどのように考えているか？					・国民に開示する必要はない	・特例を除き、公表は必要はない			・不明	・担当外	・担当外	・担当外
	3	経由国・地域別データの必要性をどのように考えているか？			・大量のデータを収集・分析するためにも必要である	・侵害対策を行うためにも必要である	・国民に開示する必要はない	・特例を除き、公表は必要はない	・担当外	・必要である	・不明	・担当外	・担当外	・担当外
	4	原産国・地域別データの必要性をどのように考えているか？				・侵害対策を行うためにも必要である	・国民に開示する必要はない	・特例を除き、公表は必要はない	・担当外	・必要である	・不明	・担当外	・担当外	・担当外
	5	販売提供国・地域別データの必要性をどのように考えているか？	・データは必要である ・全大陸のデータが必要	・不明	・大量のデータを収集・分析するためにも必要である	・侵害対策を行うためにも必要である	・国民に開示する必要はない	・特例を除き、公表は必要はない	・担当外	・必要である	・不明	・担当外	・担当外	・担当外
	6	貿易品目分類コード(HSコード)を利用した品目別押収データは必要ないか？			・大量のデータを収集・分析するためにも必要である	・不明	・必要なし	・必要なし	・担当外	・必要である ・国家別に基準が異なるためHSコード等による基準定形化は必要と考える	・必要である	・担当外	・担当外	・担当外
	7	人体に影響があるような"危険な模倣品"にターゲットを絞った分析データは必要ないか？	・必要である ・当局も健康・安全リスクがない他の模倣品より細かいデータを収集している	・必要である ・但し、データ入手が困難である ・3月末までに、偽薬に関する研究がOECDと共に発表される予定である			・不明 ・現在はデータがない	・不明 ・基準を決めるのが難しそう	・担当外	・必要である ・警戒心喚起の観点から必要	・必要なし ・健康・安全のリスク有無に関わらず全模倣品の取締りが重要	・担当外	・必要なし	・必要である ・情報があれば取締りの際にも役立つ
	8	模倣品の質と価格についてどのような傾向があるかを把握する必要はないか？			・必要である ・IPR権利者と協力することが重要である	・必要なし ・押収された模倣品の価値に関する統計は、それほど重要ではなく、有用ではない	・必要なし ・法律に従って調査し、対処する必要があるだけ	・必要である ・法執行官は模倣品の品質及び価格の動向を理解し、関連する金額、罰金の額及びその他の刑罰の重大度を決定すべきである	・担当外	・必要である ・運送方法による品目の傾向(例えば、郵便物で入ってくる製品は価格が安いなど)を把握することは必要	・必要である	・必要なし	・必要なし	・必要である ・事件の重要性を判断するのに必要
	9	当局が独自で行うウェブ上での模倣品流通の実態を把握する必要性はどのように受け止めているか？	・オンライン仲介業者の悪用問題は政治的議論の中で増加している ・より良い理解の観点から、ウェブスクレイピングを含む全ての研究が可能であり、必要とされる ・結果の公表は第1に透明性があることが長所であり、公的機関のための業務でもあるので、必須である ・第2に、意識向上ということからも不可欠で、一般の人々だけでなく、産業界や執行当局者に対してもそれが言える	・模倣品はますますオンラインで入手可能になっているのでそれは重要なことである ・EU委員会は以下を推奨している:(1)オンラインプラットフォームから模倣品を除去し、(2)模倣品サイトの所有者への支払いを防止することによって、模倣品の売上を削減するという試みである ・しかし、世界的な解決策としてはまだ整っていないといえるが、委員会は、ブランド所有者や主要なインターネット主要プラットフォーム(アマゾン、アリババなど)との間で、覚書に署名し、6ヶ月ごとの毎月のスクリーニングに基づいて、模倣品に対する販売リストの割合を評価することとした	・IPR権利保有者が模倣品を購入したことに関する消費者の苦情を受け取った場合、IPR権利保有者は商品が購入されたウェブサイト、梱包で識別された荷送人、および将来の高リスク出荷を識別する際に、CBPによって使用される他の関連情報に関する情報を収集し、報告することになる	・CBPを支援する意味でも、IPR権利保有者はインターネット監視プログラムを維持し、模倣品を識別し、模倣品を購入して出所及び出荷の詳細情報を識別する必要がある ・次に、CBPは、これらの詳細情報を使用して、模倣品を含む可能性が高い貨物品を識別するのに役立つことになる	・必要なし	・政府当局は、模倣侵害に対する国民の認識を高めさせ、また権利保護に対する国民の意識を高めさせ、潜在的な侵害者への警告と、流通させないよう抑止させ、政府に対する国民の信頼を高めることが必要である	・担当外	・サイバー調査課で関連業務を行っているが限界があるようである	・担当外	・必要なし	・必要である	・当局は、部門内で使用される唯一のデータ収集システムを有する
	10	物品以外での侵害データの必要性をどのように考えているか？	・必要である ・可能性のある不正取引に関するすべてのデータを監視することを試みている ・知的財産は犯罪者にとって利益、不正利益を生み出すためのさらに別の方法があることを忘れてはならず、犯罪者が行動できる可能性のある他の方法を見ながら、状況を監視すべきであると考えている	・著作権侵害に関してEUIPOによって発行されたが、それは上り困難な分野であり、それほど多くのデータが利用可能ではない ・税関は、通常、オンラインで行われる著作権侵害に関与しない	・不明	・不明	・他の種類の知財侵害データも社会経済等に影響力があるなら、公開を検討されてもよいと思われる	・CNIPAは、知財侵害以外の侵害データを開示していない	・担当外	・不正競争行為による侵害行為などに関するデータは収集が必要	・必要である	・必要ではない ・なぜなら、当局は知的財産のみを扱っているから	・必要である	・必要ではない ・当局は、税務部門、環境部門とは別の部門を有しているため

【共通】

			OECD／EUIPO		米国		中国		韓国		タイ			
			OECD	EUIPO	米国税関・国境警備局	LACKENBACH SIEGEL LLP	AN, TIAN, ZHANG & PARTNERS	NTD Intellectual Property Attorneys	韓国特許庁	(社)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)	タイ税関局執行部	タイ知的財産局	タイ王国警察	知的財産犯罪局特別調査部
3．冒認出願	1	冒認出願違法行為の実態把握は必要ないか？	・必要である ・これまでマクロ経済的影響を及ぼす可能性があるものに対して、決して旗を立てられていなかった	・必要なし	・不明	・不明	・必要である ・当局は「中華人民共和国商標法」(2019年)第4条及び第68条に基づき、悪意・不正申請の実態を把握し、対応策を講じている	・必要である ・現在、当局はデータを開示していないが、悪意や不正使用申請に関して厳しく監視し、厳しい措置をとり続けるべきである ・最新の改正中国商標法は、悪意や不正使用申請に対する取締りを強化した	・不正競争の事例捜査に対しては事案の分析のために把握はしているが、公表はしていない。	・担当外	・担当外	・必要なし	・必要なし	・必要なし
4．模倣被害対策	1	模倣被害への対応方法や対策費用について実態把握する必要はないか？	・必要である ・非常に高価である模倣防止対策は、最も効果的な方法で適用されるべきである	・ナイキなどは技術的な対策を講じている	・当局の対策についてのみ言及(国民に積極的に「宣伝」を行っていることなど)	・IPRの権利保有者と当局との共同体制が必要 ・当局は米国への侵入を防ぐよりも、すでに市場にある侵害商品を特定することがはるかに一般的であるのに対し、IPR権利保有者は「製品IDガイド」や「製品IDウェービング」を積極的に開発し、CBPに提供することなど	・当局の対策についてのみ言及(国家偽造防止追跡可能性検証公共基盤を確立し、様々な偽造防止技術を研究したこと)	・現在、データを持ち合わせていない	・必要である ・国外での企業の被害に対しては対応方法や対策費用に対して把握しなければならない	・現在、データを持ち合わせていない	・必要である	・必要である	・必要である	・必要である ・模倣事例では、検索結果、逮捕、および抑圧に役立つため、その特徴を知ることが不可欠である
5．その他	1	模倣品被害者が個人か企業かその他(政府機関など)かに分けられた集計は必要ないか？	・必要である ・OECDでは、消費者、小売、生産者、政府に対する模倣の損害影響を、税収と失われた雇用に関して推定する方法で、そのような分析を行う方法論がある	・必要なし ・ただ、セクター別の研究(スポーツ、化粧品などの特定の分野に特化した研究)では、EUIPOは民間セクターの損失だけでなく、公共セクターの損失、すなわち税収の損失には注目している	・不明	・不明	・必要なし	・現在、データを持ち合わせていない	・一部については必要である 不正競争行為に対しては中小企業の保護という政策的目標を達成するために被害者が中小企業かどうかを調査し把握している	・必要である ・知識財産権の保護に対する認識水準を高めるためには、企業だけが被害を受けるという認識が高いため、個人、すなわち消費者の被害の側面を伝えることによる認識改善作業が必要である	・担当外	・必要なし	・必要である	・必要なし
	2	国別権利別税関登録情報の開示はできないのか？	・開示はできない ・詳細データは保有しているが、OECDでは、公的機関から分析のデータを受けているので、一つのデータや集計データを共有する立場にない	・開示はできない ・商標権が大部分を占めるがデータは保有している	・開示ができるかどうかは不明 ・当局は押収品に関する詳細データは保有している	・不明	・一部は開示できている ・国別データ、商標権、著作権、特許権くらいなら書籍に掲載されている	・開示できるかどうかは不明 ・中国の税関は、このような知的財産の税関データを統一されたオンラインシステム上で行ってはいる			・担当外	・開示できる	・開示できない	・開示できない
	3	模倣品発見時の連絡先案内を入れておく必要性はないか？	・IPR権利保有者のことなら、難しい ・IPR権利保有者のことなら、読者にとっては役に立つかもしれないし、ユーザーにとっては、同じような場面で、意識を高め、接触者に直接アクセスできるようにするのに役に立つかもしれないが、現実は難しいであろう	・IP権利保有者の連絡先情報は、税関のデータベースで利用可能である ・模倣品の出荷及び原産地に関するデータは、いつ差押えが起きたかについて、入手可能であればいつでも提供される			・IPR権利保有者のことなら、一部連絡先情報は公開されている	・模倣者のことなら、連絡先情報は必要	・広報活動などで当局連絡先は宣伝している ・営業秘密保護/不正競争行為防止などの目的で積極的に広報している	・連絡先案内を記載しても実質的には役立たないので、連絡先案内の必要性は感じられない	・必要である	・必要なし	・必要である	・必要なし

［資料５］ 各国機関へのインタビュー結果の一覧（続き）

【個別】 OECD＆EUIPO

報告書の方法論的注記について

1	報告書p.63の一番下の計算式（$\tau_p^1 = \left(\sum_b \sum_c X_c S_c\right) / \left(\sum_b \sum_c S_c\right)$ ）から判断すると、その上の式内の“一次市場＝０”“二次市場＝１”と、 その式のすぐ上の解説文中にある同じく“一次市場０、二次市場１”は、それぞれ「０と１が逆」になっていないか？ その修正が無いのであれば、上述した式は、 $\tau_P^1 = 1 - (\Sigma_b \Sigma_c X_c S_c)/(\Sigma_b \Sigma_c S_c)$ とすべきではないか？
回答	**我々はダブルチェックし、方程式は正しい。しかし、その参考文献には誤植がある。上記の文章は次のようになるはずです:** **「その結果、二次市場で販売される製品の割合は、製品カテゴリーごとに、そして偽の輸入品の全体について計算することができ、次式で与えられる。．．．」** $\tau_P^2 = 1 - \tau_p^1$ **これは、改訂版でそれを改善するだろう。**

2	報告書p.65の上から2つ目の左辺 ω_i は ω_i^k としないと意味が違ってくるのでは？（ここでは全輸入額／カテゴリーkを表しているはず）
3	上述同式 $\omega_i = \frac{\widetilde{m}_i^k}{\sum_{i=1}^{\bar{N}} \widetilde{m}_i^k}$ では、その直下に"where $\widetilde{m}_i$ is i's total registered import velue…" という表現があるので、おそらく、 $\omega_i = \frac{\widetilde{m}_i}{\sum_{i=1}^{\bar{N}} \widetilde{m}_i}$ where $\widetilde{m}_i = \sum_{i=1}^{\bar{K}} \widetilde{m}_i^k$ の誤記と思われるが、どうか？
回答	**この方程式はそのまま正しい。もちろん、我々は $\widetilde{m}_i$の説明に関する追加のコメントに感謝している。我々はそれが有用であることを見出し、それを改訂版で自由に利用する。**

4	報告書p.66-71 GTRIC-p（GTRIC-e）の導出において、 $cp^k = \ln(CP^k + 1)$ に切断正規分布（truncated normal distribution）を当てはめているが、2点確認したい。 ① f_{LIN} の期待値と分散は、切断前の正規分布の μ_{cp} および σ_{cp} とは異なるが、なぜ、このような選択をしたのか？ ② cp^k の分布が切断正規分布に近いかどうかは、例えば Q-Q plot を用いたり、形式的な適合度検定で確認できる。そのような根拠があれば提示してほしい。
回答	**1.初期方程式は、切り捨てられていない分布の一般的な形式を明確に思い出す。精度を追加するには、次の文でパラメータを指定する:** **「正規分布は、実数値の確率変数に対する連続確率分布の一種である。確率密度関数の一般的な形式は以下である:** $f(x) = \frac{1}{\sqrt{2\pi\sigma_{cp}^2}} exp\left(-\frac{1}{2}\left(\frac{x-\mu}{\sigma}\right)^2\right)$ **パラメータμは分布の平均または期待値(その中央値と並数)であり、σはその標準偏差である。分布の分散はσ^2である。ガウス分布を有する確率変数は、正規分布であると言われ、正規偏差と呼ばれる」** **さらに、この式に続く段落では、切り捨てられた正規分布のパラメータ(平均および分散)が切り捨てられていない正規分布とは異なることを既に正確に述べている。** **2. もちろん、Q-Qプロット、またはカイ二乗検定のような正式な適合度検定は、分布が切り捨てられた正規分布に近いかどうかを実証することができる。この方法論はOECDの元エコノミストが2015年に作成したものであり、OECDはもちろんこれらのテストを実施した。**

5　報告書p.70　A.5 Calculation the absolute value の冒頭が解釈できない。

α is the fixed point, *i.e.* the maximum averate counterfeit import rate of a given type of infringing good, k, originating from a given trading partner, j.　としているが、

- k, j の意味が、それまでの記述とは逆になっている。それは意図的な記述か？
- この定義では α は k, j に依存することになるが、それが明示されていない。
- そもそも　maximize と average の両方を使った修飾語の解釈ができない。
- 正しくは、次の表現ではないか？：
  α is the fixed point, i.e. the maximum of $\alpha_{k,j}$, which is the counterfeit import rate of a given type of infringing good, k, originating from a given trading partner, j.

回答　**コメントに感謝する。実際、この短い段落は十分に明確ではないかもしれない。これは、以下の文言で修正することができる:**

1．実際、これは誤植であり、編集プロセスに挿入される可能性が最も高い。kは常に製品カテゴリーを指し、jは取引相手を指す。

2．行列でわかるように、αはkとjには依存しない。この点を明確にする以下のコメントを参照されたい。

3．コメントに感謝する。実際、この短い段落は十分に明確ではないかもしれない。これは、以下の文言で修正することができる:
「αは固定点、すなわち、組み合わせによって計算された偽の輸入レートのすべての平均の最大の偽の輸入レート、すなわち、侵害商品のタイプ、k、および取引相手、j」。

6　報告書p.71の一番上"M"式の添え字部分で"(n×J)×K"とすべきでこれも違う意味になるのではないか？

7　報告書p.71　$M = \begin{pmatrix} M_1 \\ \vdots \\ M_i \\ \vdots \\ M_n \end{pmatrix}$　の式は、次が正しいのではないか？　$M = \begin{pmatrix} M_1 \\ \vdots \\ M_i \\ \vdots \\ M_N \end{pmatrix}$

回答　**この有用なコメントに感謝する。次の方法論的な付属書のバージョンを改善するために使用する。**

8　同じく報告書p.71の、上から3つ目の式"Ψ"の右辺で「÷M」と入れているが、どのような演算なのか理解できない。

回答　**この表現は実際には不正確かもしれない。より形式的な再表現は、以下のようになり得る:**

$\Psi = \frac{l_1 \times C \times c_1}{l_1 \times M}$　**次元** $(1;J)$ **の行列** $l_1 = (1\ 1 \ldots 1)$ **と、次元** $(K;1)$ **の行列** $C_1 = \begin{pmatrix} 1 \\ 1 \\ \vdots \\ 1 \end{pmatrix}$ **で。**

9　その他、印刷ミスかと思われる個所として、以下が挙げられるが、間違いないか？

①報告書p.63の　"∀c{bp}"　⇒　"∀c∈{bp}"

②報告書p.65の上から3つ目式内のΣの上が小文字"nバー"　$\left(\sum_{i=1}^{\bar{n}} \omega_i = 1\right)$　⇒大文字Nバー　$\left(\sum_{i=1}^{\bar{N}} \omega_i = 1\right)$

③報告書p.67のタイトル　"A.3.GTRIC-p"　⇒　"A.3.GTRIC-e"

④同じく報告書p.67、一番下の　"ϖi"（ギリシャ文字πの異体字）⇒　"$\overline{\omega}_i$"

⑤報告書p.70の一番下行列添え字　"J×K"　⇒　"$\bar{J} \times \bar{K}$"

⑥報告書p.76, p.80のHS区分"78, 78, 79, 80"⇒"78, 79, 80, 81"

※ただし、質問9については、明らかな誤植と判断出来るため、あえて質問は 避けた。

特許庁請負事業
令和元年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
各国・機関における模倣品被害の
実態調査方法に関する調査研究　報告書

令和２年３月
株式会社マークアイ